

權は、消却・併合又は轉換によつて株主が受くべき金銭又は株式の上に存在する(商二〇八一)。

(2) 従前の株主が株金の拂込を怠り、その株式が競賣その他の方法で處分されたときは、その株式を目的とする質權は、従前の株主が右の處分代金が滯納額及び違約金に超過する場合、その超過部分の拂戻を受くべき金銭の上に存在する(同條II、二一四I)。

(3) 右の株式處分前に讓渡人が株式の買受を申出た場合、申出價額が滯納額及び違約金に超過する部分があるとき債務者がその超過部分の拂戻を受くべき金銭の上に存在する(商二〇八一、二一五)。

(二) 會社との關係——記名株式の質入は、株式の引渡があれば當事者間では質權が成立するが、質權設定者の請求によつて質權者の氏名及び住所を株

何株式會社御中

主名簿に記載し、且つその氏名を株券に記載したときは、質權者は會社より直接利益配當・利息配當・殘餘財産の分配、又は前記(1)(2)(3)の金銭の支拂を受け、他の債權者に優先して自己の債權の辨済に充てることができる(商二〇九I)。

〔書式七六〕

質權者ノ氏名及住所登録請求書

左記冊者所有株式ニ付年月日左ノ通り質權設定致候間質權者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ登録シ且其氏名ヲ株券ニ記載相成庶株券與ニ質權者ノ印鑑ニ蓋相添ヘ此段及請求候也

一、何株式會社株式 壹百株  
拾株券自第一一號至第二〇號 拾枚  
拾株券自第五二號至第六〇號 九枚

一、債權額 金貳千圓也  
一、利率 年壹割  
一、辨済期 昭和年月日  
一、當事者 東京市區町番地 石部 堅吉

質權者 東京市區町番地 石部 堅吉  
質權設定者株主 上村 松吉  
右質權設定者 上村 松吉

(1) 質權の登録は、債權設定者の請求によつて會社はなすが、質權者は當然に質權設定者に對して質權の登録をせよと請求する權利はないから、この點に付ては特約を要する。  
(2) 質權者の會社に對する前記請求權の辨済期が、質權者の債權の辨済期前に到來したときは、質權者は會社をしてその辨済金額を供託せしめることができる。この場合、質權はこの供託金の上に存在する(商二〇九II)。  
(3) 登録した質權者は、以上の外株式の消却・併合又は轉換のあつたときは質權はその代物たる新株の上に存することになるから、質權者は株主たる質權設定者が受くべき新株券を直接自己に引渡してくれと請求し得る(同條III)。  
(三) 略式質權の效力——登録質によらない従來の略式質の場合でも、質權

る必要がある。

〔書式七七〕

質權設定登録抹消請求書

左記冊者所有株式ニ付質權設定致候年月日債權辨済(又ハ何々)ノ事由ニ因リ質權消滅致候間株主名簿ノ質權者ノ氏名及住所並ニ株券ノ質權者ノ氏名抹消相成庶株券相添ヘ質權者連署此段及請求候也

一、何株式會社株式 壹百株  
但壹株券自第一一號至第二〇號 拾枚  
拾株券自第五二號至第六〇號 九枚

一、債權額 金貳千圓也  
一、辨済期 昭和年月日  
年月日

東京市區町番地 右質權設定者株主上村 松吉  
東京市區町番地 質權者 石部 堅吉  
何株式會社御中

登録質の擔保する債權が、完済・免除等により消滅したときは、質權設定者は株券の返還を受けるから、之を會社に提出して、株主名簿上の質權登録の抹消並に株券の質權者氏名の記載の抹消を受けることができるわけだが、この手續は會社は定款の規定を以て定め

登録質の抹消をする

には

以上の株式質入に關する商二〇八條、二〇九條の規定は、新法施行前に設定した質權にも適用されるから(改施三六)登録質の利益を受けようとするには、直に會社にその登録を請求するがよい

併し實際上株主は會社に對して株式質を設定したことなどは、その信用上知らしたくないのが普通であるから、之まで無登録であつたものを登録質にせよと質權者が請求しても、おいそれと簡単に承諾するかは疑問である。



# 16. 會社の自己株式の取得

## 會社は自己株は取得できぬが原則

株式會社が自己の株式を取得し得るとすれば、理論上自己が自己に對し株主権を行使し得る不合理を生ずるばかりでなく、實際的には自己株の市價の維持乃至吊上のため、投機を煽り、更に資本充實を害する虞があるので、舊法は絶対にこれを禁じ、新法も原則として自己の株式を取得し、又は質権の目的として之を受けることを禁じた(商二一〇)。

この禁止は、會社が名實共に取得した場合は勿論他人名義で會社の計算に於て自己株式を取得し、

又は買物として受け入れた場合にも及び、この禁止に違反した者は、五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる(商四八九二)。

## 自己株取得ができる例外がある

自己株取得は原則として禁止されるが従来も株主失權の場合、株式の消却又は合併の場合には、一時的に會社が自己株を取得し得ることは解釋上認められた所であり、又前記の如き弊害が生じない場合は、認めても差支ないわけだ。新法は明文を以てこの場合を定めた(商二一〇)。

- (一) 例外的認められる場合
  - (1) 株式の消却の爲にするとき  
株式消却は資本減少の規定によるか、定款に基いて利益配當金を以てするか(商二一一)が、何れの場合でも、消却株式は一時會社が取得する。
  - (2) 合併又は他の會社の營業全部の讓

受によるとき

は、被合併會社や營業讓渡人が合併會社や營業讓渡會社の株式を有する場合もあれば、その株式を質に取つてゐる如き場合もあるからだ。

(3) 會社の權利の實行に當りその目的を達するため必要なとき

會社が權利を實行するため、債務者に他に之といふ財産なく、強制執行や和解、代物辨濟等により一時自己株を取得し、又は買物として受取る如きは認める必要があるからだ。

- (二) 自己株式の處分——法が自己株式の取得を認めたのは、實際上の必要から例外的に一時認めたもので、會社が永く之を所持すると弊害が生ずるから、會社は
  - (1) 株式消却のため取得した株式は、遲滞なく株式失効の手續をすることを要し(商二一一)。
  - (2) 合併、會社の營業全部の讓受、權利實行に當つて取得した場合には、相當の時期に株式又は質権の處分を爲すことを要する(同條)。

右の規定に違反すると、五千圓以下の過料に處せられる(商四九八二)。

- (1) 間接たる會社が、他人の計算に於て自己名義で自己株式を買入、又は信託會社が信託財産として自己株式を受託し得るやに付ては争があるが、本條は、會社が自己のために自己株式を取得することを弊害ありとして禁ずる趣旨だから、この場合取得しても差支ないと解する。
- (2) 従来よく行はれる親會社の株式を子會社が取得することは、この兩者は法律上は各々獨立の存在だが、經濟的には殆んど同一であり親會社が自己株を取得すると實質上選ぶところはないから、脱法行爲として無効と解すべきだらう。

# 17. 株式取扱規程

株式に關する事務は、大きい會社では特に株式係を設けて取扱はせ、中小會社では庶務係でこの事務を處理するのが普通だ。

會社が株券を株主に交付すると、株式の名義書換、株券の種類交換、新株券の交付、株式の轉換、質権の登録・抹消等いろいろの仕事が生ずる。これ等の取扱は、その概要を定款を以てのみ定める場合と、特に株式取扱規程で詳細規定する場合とある。次に通常用ひられてゐる株式取扱規程の雛形を掲げる。

尚ほこの規程は、後述の株券の所にも關聯する。

## 〔書式七八〕

### 何株式會社株式取扱規程

- 第一章 總則
- 第一條 當會社ノ株式名義書換其ノ他株券ニ關スル事項ハ本規程ニ依リテ之ヲ取扱フモノトス
- 第二條 本規程ニ依ル保證人ハ當會社カ相當ト認ムル成年者ニ限ル
- 前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ保證人ノ戸籍抄本其ノ他資格ヲ證スル書面ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ
- 第三條 當會社カ株式名義書換ヲ株主名簿ニ記載シタルトキハ株券ノ裏面ニ取締役記名捺印シテ之ヲ證ス
- 前項ノ規程ハ株券ノ裏書ニ依ル記名株式ノ移轉ニハ之ヲ適用セス
- 第四條 代理人ヲ以テ本規程ニ依ル請求又ハ届出ヲ爲スニハ書式第何號ニ依ル委任狀ヲ添附スヘシ
- 第二章 名義書換
- 第五條 株券ノ裏書讓渡ニ因ル株式名義ノ書換請求ハ書式第何號ニ依リ讓渡人及讓受人連署ノ書面ニ讓受人ノ印鑑ニ葉ヲ添附シテ之ヲ爲スヘシ
- 前項以外ノ株式讓渡ニ因ル株式名義ノ書換請求ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ其ノ書式ハ第何號ニ依ルヘシ
- 第六條 家督相続ニ因ル株式名義ノ書換請求ハ書式第何號ニ依リ相続人ノ戸籍抄本及印鑑ニ葉



ヲ添附シテ之ヲ爲スヘシ但シ隱居又ハ入夫婚  
姻ニ依ル相續ノ場合ニ於テハ隱居者又ハ前女  
戸主ノ遺囑ヲ要ス  
第七條 遺産相續ニ因ル株式名義ノ書換請求ハ書  
式第何號ニ依リ相續人及保證人氏名連署ノ書  
面ニ相續人ノ戸籍抄本並ニ印鑑ニ添附シテ之  
ヲ爲スヘシ  
第八條 遺贈ニ依ル株式名義ノ書換請求ハ書式第  
何號ニ依リ遺受人及保證人連署ノ書面ニ遺受  
人ノ戸籍抄本及印鑑ニ添附シテ之ヲ爲ス  
ヘシ  
第九條 競賣其ノ他ノ公賣處分ニ依ル株式名義書  
換請求ハ書式第何號ニ依リ裁判所ノ命令書體  
本及買得者ノ印鑑ニ添附シテ之ヲ爲スヘ  
シ  
第十條 株式ノ買入ニ因ル株主名簿及株券ノ記載  
請求ハ書式第何號ニ依リ買得者ノ印鑑ニ添  
附シテ之ヲ爲スヘシ  
第三章 氏名住所變更及印鑑届  
第十一條 株主カ其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ書  
式第何號ニ依リ戸籍抄本及印鑑ニ添附シ  
株式名義ノ變更ヲ請求スヘシ  
第十二條 株主カ其ノ住所ヲ變更シタルトキハ書  
式第何號ニ依リ新舊住所ヲ連記シテ之ヲ届出  
ツヘシ  
第十三條 始メテ當會社ノ株式ヲ取得シタル者ハ  
當會社所定ノ用紙ニ依リ印鑑ニ添付スルコト  
ヲ要ス但シ外國人ハ署名ヲ以テ印鑑ニ代用スルコ  
トヲ得  
第十四條 株主カ改印シタルトキハ其ノ旨ヲ記載

セル書面ニ新印鑑ニ添付届出ツヘシ但シ  
舊印章存在スルトキハ新舊兩印ヲ届書ニ押捺  
シ若シ舊印章ナキトキハ市區町村長ノ印鑑證  
明書ヲ添付スルコトヲ要ス  
第四章 株式ノ分合、再發行及轉換  
第十五條 株式ノ分合又ハ分割ノ請求ハ書式第何  
號ニ依リ株式ヲ添附シテ之ヲ爲スヘシ  
第十六條 株式毀損ニ因ル新株式ノ交付請求ハ書  
式第何號ニ依リ株式ヲ添附シテ之ヲ爲スヘシ  
第十七條 株式喪失ニ因ル新株式ノ交付請求ハ書  
式第何號ニ依リ除權判決ノ正本ヲ添附シテ之  
ヲ爲スヘシ  
第十八條 新株式ノ交付ヲ受ケタルトキハ書式第  
何號ニ依リ受領書ヲ差出スヘシ  
第十九條 株式ノ種類變更(記名株ヲ無記名株ニ  
又ハ無記名株ヲ記名株ニ)ノ請求ハ書式第何  
號ニ依リ請求書ニ株式及印鑑ニ添付スヘシ  
爲スヘシ但シ記名株ヲ無記名株ニ變更ヲ請求  
スル場合ニハ印鑑ニ添付ヲ要セス  
第二十條 株式轉換ノ請求ハ書式第何號ニ依リ請  
求書ニ通ニ株式ヲ添附シテ之ヲ爲スヘシ  
第二十一條 社債ノ株式轉換ノ請求ハ書式第何號  
ニ依リ請求書ニ通ニ社債券及印鑑ニ添付  
シテ之ヲ爲スヘシ  
第五章 代表者  
第二十二條 株式カ數人ノ共有ニ屬スルトキハ書  
式第何號ニ依リ株主ノ權利ヲ行フヘキ者一人  
ヲ定メ其ノ印鑑ニ添付シ共有者連署ヲ以  
テ豫メ届出クヘシ  
前項ノ代表者ニ變更アリタルトキハ書式第何

號ニ依リ前項ニ準シ其ノ旨届出ツヘシ  
第二十三條 法人所有ノ株式ハ書式第何號ニ準シ  
代表者ヲ定メ其ノ印鑑ニ添付シテ届出ク  
ヘシ  
前項ノ代表者ニ變更アリタルトキハ書式第何  
號ニ準シ登記簿抄本ヲ添付前項ニ準シ其ノ旨  
届出ツヘシ  
第二十四條 親權者又ハ後見人カ無能力者ヲ代表  
シテ株式名義ノ書換請求ヲ爲サントスルトキ  
ハ其ノ旨ヲ請求書ニ記載シ戸籍抄本及印鑑ニ  
添付シテ之ヲ爲スヘシ  
前項ノ規程ハ株式ノ分合、再發行、種類變更  
又ハ轉換ノ請求ヲ爲ス場合若ハ株式ニ付買權  
ヲ取得シタル場合ニ準用ス  
第二十五條 株主カ株式取得後禁治産者ト爲リタ  
ルトキハ其ノ後見人ハ書式第何號ニ準シ戸籍  
抄本並ニ印鑑ニ添付シテ之ヲ届出ツヘシ  
第二十六條 無能力者タル株主ノ親權者又ハ後見  
人ニ變更アリタルトキハ書式第何號ニ準シ後  
任者ハ戸籍抄本並ニ其ノ印鑑ニ添付シテ  
之ヲ届出ツヘシ  
第二十七條 無能力者タル株主カ能力者ト爲リ又  
ハ能力ヲ回復シタルトキハ其ノ株主ハ書式第  
何號ニ準シ戸籍抄本並ニ印鑑ニ添付シテ  
親權又ハ後見ノ終了ヲ届出ツヘシ  
第二十八條 株主カ外國ニ居住スルトキハ日本國  
内ニ通知ヲ受クヘキ場所又ハ代理人ヲ定メ豫  
メ當會社ニ届出クヘシ其ノ變更アリタルトキ  
亦同シ  
第六章 株式裏面ノ記載

第二十九條 讓渡買入其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ  
名義書換、質權設定又ハ更正ヲ請求スル場合  
ニ於テハ同時ニ書式第何號ニ依リ株式名義  
ノ記載ヲ爲シ取締役ノ證明ヲ受クヘシ  
第七章 株式ニ關スル費用  
第三十條 株式名義書換其ノ他ノ手数料ハ左ノ通  
リニシテ請求ノ際支拂フコトヲ要ス  
一、名義書換 株券一通ニ付金貳拾錢  
一、併合、分割、再發行 同上 金五拾錢  
一、種類變更、轉換 同上 金五拾錢  
一、質權設定ノ登録又ハ抹消 同上 金貳拾錢  
第三十一條 株式ノ郵送料ハ請求人ノ負擔トシ其  
ノ實費ヲ豫納セシム

一定様式を定めこれを豫め印刷物にし  
て、相當事項を書き込めばよい様にし  
てゐる。この方が様式が一定して不備  
が除かれ、株主としても非常に簡便正  
確に手續ができる利益があるからであ  
る。

右の株式取扱規程は参考規程だから、  
適宜これを取捨選擇されたい。本規程  
には株式讓渡に關する凡ゆる場合の規  
程を書いて置いたが、例へば株式の裏  
書讓渡を認めないことが、定款に規定  
されてある場合には、本規程にあるそ  
の部分ハ當然削除せねばならない。  
本規程では株式名義書換その他の場合  
に、會社が一定の様式を定めこれに依  
らせる事とした場合だが、實際に於て  
相當大きい會社ではこの方法により、



# 株主の権利と義務

應じて權利義務を有する意味だ。

## 平等原則の例外

株主平等の原則に對しては次の例外がある。

- (1) 株主たる資格に於て發起人に與へた特別利益(商一六八I4)
- (2) 數種の株式發行の場合の株式相互間の優劣(商一六八I2、二二二、二四二)
- (3) 十一株以上を有する株主の議決權の制限(商二四一)
- (4) 一定期間未滿の株主に對する一定權限行使の制限(商一九七I、二四一I但、二六八I、二九四I、三八一I、四五二I)

この例外は、法の認めた場合に限り許さるべきで、定款を以てしても株主平等の原則に反する規定はなし得ない。

## 18. 株主權

### 株主權とは

株式會社を構成する社員たる地位にある者は、必ずその會社の株式を有することを要し、この株式の歸屬者を株主といふ。株主は、原則として、その有する株式數に比例した權利義務を有する。この權利義務の包括、つまり株式會社の株主たる地位を株主權といふ。株主權の内容については次節以下に説

### 株主平等の原則

明する。

とは、各株主が株主としての權利義務に於て平等の待遇を受けることを云ひ株式會社の根本原則だ。従つて之に反する定款の規定、總會の決議等は無効とされる。

茲に平等とは、各株主がその持株の多少に拘らず全然同一の待遇を受けるといふ絶対的平等の意味でなく、相對的平等、つまり各株主の有する株式數に

## 19. 株主の權利

株主が會社に對して有する權利には、株主が社員たる地位を離れ、會社の債權者として有する權利(債權者權)と株主が社員たる資格に基いて有する權利とがある。

### 債權者權

は、その發生原因から見れば、

- (1) 株主たる資格を離れて取得したもの(例へば買掛代金)
  - (2) その資格に於て取得したもの(例へば株主總會の決議のあつた利益配當金)
- とある。(2)の權利は株主がその資格に於て有する將來の利益配當を受ける權利とは異り、一般債權者として有する權利だ。

要するに債權者權は、その發生原因如

何に拘らず、株主が社員たる地位を離れて會社に對して有する權利だから、株主權の内容をなすものでなく特に茲に説明の必要はない。

### 社員資格に基づく權利

は、その標準如何によつて種々に區別される。

(一) 自益權と共益權——自益權は株主が自己單獨の利益のために有する權利で、共益權は株主が會社全般の利益のために有する權利である(通説)。

- (1) 自益權——の主なもの、
    - (1) 利益配當請求權(商二九〇、二九三)
    - (2) 利息配當請求權(商二九一—二九三)
    - (3) 残余財産分配請求權(商四二五)
    - (4) 株券交付請求權、株券書換請求權(商二〇六)
    - (5) 記名株券を無記名株券に無記名株券を記名株券にすることの請求權(商二二七)
    - (6) 株式轉換請求權(商三五九)
- で、右の内(1)(2)(3)は主要な權利で他は

補助的な權利と云へる。

(二) 共益權——には、株主が單獨で爲し得る權利と他の株主と共にし得る權利とがある。

#### (1) 單獨株主權

- (1) 株主總會に於ける議決權(商二四一)
- (2) 決議取消又は無效確認の訴權(商二四七、二五二)
- (3) 會社の設立無効の訴權(商四二八)
- (4) 帳簿書類の閲覧請求權(商二六三I、二八二I)

(2) 少數株主權即ち總會日の三月前より引續き資本の十分の一以上に當る株主が共同で行使する權利

- (1) 株主總會召集請求權(商二三七)——この場合には單に資本の十分の一以上の株主で請求し得る
- (2) 發起人・取締役・監査役又は清算人に對する訴權(商一九七、二四五I、二六八、二七七I、二七九、四三〇I)
- (3) 検査役選任請求權(商二九四I)
- (4) 整理開始の申立權(商三八一I)
- (5) 清算人解任請求權(商四二六I)
- (6) 會社の業務及び財産の検査請求權(商四五二)等



この少數株主が資本の十分の一以上を有することは、株主は一人でも數人でも差支なく、十分の一の制限は、定款を以て低くすることを得るも高めることはできない。少數株主は少數者の保護を目的とする強行規定だからだ。

(二) 奪ひ得る権利と奪ひ得ない権利  
——以上の株主の有する権利は、定款の規定を以て奪ふことを得べき権利と奪ふべからざる権利とに分ち得る。

- (1) 自益権に屬する権利は、奪ふことを得るを原則とし、利益利息の配當、殘餘財産の分配の如きは制限し得るが、會社は營利法人だから、その全部を奪ふことはできぬ。
  - (2) 共益権は原則として奪ふべからざる権利で固有權とも云はれ、議決權、少數株主權の如きは、定款の規定を以てしても奪ひ得ない。
- 要は會社の本質、強行規定若は公序良俗に反しない限り、定款によつて制限し得るが、然らざる場合は奪ふことはできぬ。

## 20. 株主の義務

ここに株主の義務とは、株主たる資格に於て會社に對して負ふ義務を指し、その資格を離れて第三者たる立場で會社に對して負ふ義務を含まない。

### 出資義務と會社の資本充實

(一) 出資義務の種類——株主の出資義務は、その目的によつて金銭出資と現物出資とに分れる。株式會社の出資はこの二種に限り、金銭出資を原則とし、現物出資は定款によつて例外的に認められ、合名、合資の如く、勞務や信用の出資を認めない。これは本會社が純然たる資本團體たる特質に基く。現物出資に付ては先に述べた通りであ

る(四六頁以下)。

株主の金銭出資義務は、その引受け又は譲受けた株式の金額、プレミアム附株式引受の場合には、その引受價額を限度とする會社に對する出資義務のみで(商三〇〇I)、株主は第三者に對しては合名會社・合資會社の社員の如く、株主たる資格に於て、直接會社債權者に義務を負ふものではない。

- (一) 資本充實の原則——株式會社は物的會社で、その信用の基礎は、資本により構成された會社財産にあり、會社債權者の唯一の擔保である。従つて法は、その資本充實を重視し、嚴格な規定を設けた。資本充實とは、その資本を構成する株式の引受があつて出資義務者が確定し、各株式に付て現實に拂込が行はれることをいふ。従つて、株主拂込には次の特質がある。
- (1) 代物辨濟——株式會社の出資に

は、金銭出資と現物出資とがある。

- (1) 法は金銭出資に付て株式發行價額は券面額を下るを得ずとし(商一七一I)現物出資に付ては、評價の公正を期するため、その當否調査の嚴重な規定を設けた(商一六八I、一七三、一八四II、三四八、三五四)。この評價が過當だと、事實額面以下の株式を發行したと同一結果となり、資本の充實を害するからだ。
- (2) 所が金銭拂込に代へて代物辨濟を許すと、法が現物出資に付て設けた嚴格な監査制度を潜脱する結果となり、且つ評價が八釜しくないので、その間不正が行はれる處があるから、たとへ會社が承諾しても、代物辨濟は法律上無効である(大審明三六)。

(II) 免除・拋棄——通常の債權は自由によつてこれを免除又は拋棄し得、これによつて債權は消滅するが(民五一九)、株主の金拂込は、會社債權者の唯一の擔保た

る資本充實の方法だから、假令會社が承諾しても許さるべきではない。

- (1) 従つて法は、無償株即ち拂込のない株式を認めないと共に、個々の拂込義務の免除又は拋棄は許されない(大審大四)。たとへ株主總會の決議によつてもそれは無効だ(東控六一)。
- (2) 拂込免除が認められるのは次の場合に限る。

- (1) 資本減少の場合——は會社債權者に對し、一定期間内に異議あらば述ぶべきことを公告及び催告し、異議を述べた者には、辨濟又は相當の擔保を供託するから(商三七六II、九、一〇〇、三八〇)、債權者を害することなく、
- (2) 清算の場合——清算終了のときは、一切の債務を完済したのだから、株主拂込義務を免除するも何等の實害がないからだ。尤も會社財産を以て株式未拂込全部を徴収しても尙ほ債務辨濟に不足する如き場合は、免除されないので勿論である。

(III) 相殺——株主は株金の拂込に付て、會社に對して有する債權を以て相殺を主張することを得ない(商二〇〇II)。

- (1) これを許すと株主たる債權者は、他の債權者に優先辨濟を受けたと同一結果となる許りでなく、會社が破綻の態にあるときは、何人も拂込を欲しないから、株主は會社に對する債權を只同様で買つて來て相殺を主張し、亦實資本充實は期し得られないからだ。
- (2) 併しこの相殺は、株主側から對抗し得ないに止まり、會社から對抗するのは差支ない。例へば會社が配當金を控除して株金の拂込を請求する如し。
- (3) だがこの相殺は、如何なる場合にも正當として認められるのではなく、それは金銭授受を簡易化する意味でなされることを要し、會社の財産状態が悪化し會社の有する債權の評價が低い場合には、その相殺は法律的には有効でも、取締役の任務違反となる。

(III) 株金請求權の時効と讓渡——株主の金拂込義務は、株主たる地位に當然附隨し、この基本的拂込義務は、催告債務で會社が拂込の催告をした時、初めて現實に拂込をなすべき具體的の義務が発生する。この基本的拂込義務と之から流出した具體的特定額の拂込義務とは區別を要する。

- (1) 前者は株主たる地位に於て負ふ抽象的義務



だから、時効によつて消滅することなく、會社はこの拂込請求権を譲渡し得ない。株主は株式の譲渡によつて原則的に拂込義務を免れるが、

(2) 後者は時効によつて免れ、會社は具體的に發生した拂込請求権を譲渡し得る。又株主は一旦發生した特定の拂込義務は、株式の譲渡によつて免れ得ない(商二二一)。

(V) 共有者の連帶拂込義務——株式の共有者は、會社に對し、連帶して株金の拂込義務を負ふことは先に説明した(商二〇三三)。

### 株金の拂込

(一) 拂込の制限——金銭出資の履行は、株金の拂込手續によつてなされ、一時に全額を拂込させても分割して拂込させても差支ない。

(I) 分割拂込——の第一回の拂込は會社設立の場合の拂込で、この場合の拂込額は、株金の四分の一を下ることを得ず、且つ額面以上の價額で株式を

發行したときは、額面超過額は第一回の拂込と同時に拂込まねばならぬ(商一七二)。唯特別法には例外規定があることは先に述べた。

(II) 第二回以後の拂込——に付ては何等の制限はないから、定款に別段の定がなければ、業務執行行爲として株主總會の決議を要せず、取締役が必要に應じ、金額・時期・拂込場所を定め拂込を催告し得る。

(1) 但し定款に拂込時期を定め、又は株主總會の決議を要する旨の規定がある場合は、之に違反する方法で拂込を催告しても無効だ。  
(2) だが定款に定めがあつても、會社が解散し、會社財産がその債務完済に不足なときは、清算人は定款の規定に拘らず、拂込をさせることができる(商四三〇I、一二六)。

(I) 資金調整法による許可の必要——資本金二十萬圓以上の會社では、會社設立の場合の株金拂込は設立に付て認可があるから許可を要しないが、第二回以後の拂込徴收には許可を必要と

する。之に付ては資金調整の項参照。

(II) 拂込義務の確定——株金拂込義務は催告債務だから、拂込の催告によつて具體的に特定株主に對する特定額の義務が確定するが、金銭債務だから會社は抽象的の株金拂込義務と違つてこの請求権は自由に他に譲渡し得る。併しその譲渡に當つては、資本充實の原則を無視するを得ないから、拂込金額に對應する對價を得ることが必要である(大審昭三)。同様の理由により、會社が解散中でも清算中でも同じ(大審昭一一)。

(III) 拂込は株主平等の原則に従ふこと——を要するから、拂込の催告は各株主に對し、一切の株式に付て平等なことを要し、拂込金額や方法を異にする如き催告は無効だ(大審昭九)。併し絕對的に平等を要せず、多少の不平等があつても、會社が故意に不平等な取扱

をする意思がない限り有効とされてゐる(大審昭八昭一〇、昭一一)。

(四) 株金の拂込は現實に金銭を以てすること——を要し、手形や小切手を以てしても、直ちに拂込の効果を生ぜず、これに對しては支拂があつた時に拂込の效力を生ずる。

### 株金の拂込手續

(一) 拂込の催告——株金の拂込は、拂込期日の二週間前に各株主に催告を要する(商二二二)。

[書式七九]

#### 第二回株金拂込御通知

拜啓會社第二回株金拂込ノ件左記ノ通決定致候ニ付御拂込相成度此段御通知申上候  
追而期間内ニ御拂込無之場合ハ金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ニ依ル違約金、其他費用ノ御支拂ヲ要スルコト可相成候ニ付爲念申渡候也

一、拂込金額 壹株ニ付金何圓也(御持株) 株

計 金何百圓也  
一、拂込期日 昭和廿年五月拾日限  
二、御拂込ノ際ハ必ず本通知書御提示被下度候  
三、拂込取扱所  
東京市 安田銀行本支店  
大阪市 住友銀行本支店  
以上  
昭和廿年四月廿三日  
東京市區町番地  
東都バス株式會社  
取締役社長 甲野一郎  
株主何某殿

- (I) 期日に付て注意すべき點——は  
(1) 期日の定め方は何年何月何日迄(限)とするとしてその初日と催告の到達日を除いて、その間が二週間以上あることを要する。  
(2) 二週間の起算日は、催告の株主に到達した日又は到達すべかりし日の翌日(商二二四)から、拂込期日を定めるには、最も適届不便の地に在る株主に到達すべき見込日を考慮に入れて定めること。  
(3) 期日は各株主に對して同一を原則とするが特殊の事情により、一部株主に異なる期日を定めても特に懸念のない限り有効だ(大審昭一一)。  
(4) 拂込通知が二週間の期間を置かず又はその他の違法の場合、この訂正通知を發するは有効(大審大八)。  
(5) 拂込期日は株主に拂込準備を興へる期日だ

- (I) 催告に付て注意すべき點——は  
(1) 催告は株主名簿に記載された株主にその住所に宛て、する。株主が、事實未成年者でも株主名簿上不明な場合は其の者になした催告は有効。  
(2) 催告の形式は定がないから、書面の外口頭電話・電報によるも妨げない(大審昭五)。併し後日の争を封するため書面によるを本則とする。  
(1) 法律上は必要でないが株主が多数で各地にあるときは拂込公告をすることが行はれる。

#### 株金拂込公告

當會社株式第二回拂込金左記ノ通り御拂込相成度此段公告候也

一、拂込金額 壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也  
一、拂込期日 昭和廿年五月拾日  
右期日後御拂込ノ場合ハ拂込金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ違延



利息可申受候

- 一、拂込取扱所
  - 東京 何銀行本店及各支店
  - 大阪 何銀行本店及各支店

昭和廿年四月

東都バス株式會社

(2) 更に拂込期日が切迫しても未拂込株式が相當ある場合は法律上は不必要だが、次の公告又は催告をする。

〔書式八一〕

株金拂込二付御注意

當會社株式第二回拂込金ヲ左記ノ通り徴收中ニ付御失念ナク御拂込被下度爲念御注意申上候

- 一、拂込金額 一株ニ付金貳拾五圓也
- 一、拂込期日 昭和廿年五月拾日
- 右期日後ハ御拂込金百圓ニ付一日四圓ノ割合ヲ以テ延滞利息可申受候

昭和廿年五月

東都バス株式會社

(二) 株金の拂込があつたとき——は領收證を渡し、追て株主に株券を提出させてその裏面に拂込の記入をする。之に付ては株券の所で述べる。

〔三〕 登記——第二回以後の株金の拂込があると、曩に登記した「各株ニ付拂込ミタル株金額」に變更を生ずるから、本店及び支店の所在地でその變更登記を要する(商一八八五、一五)。この變更登記は、變更の生じた時即ち拂込のあつた時から、本店の所在地では二週間内に、支店の所在地では三週間内にせねばならない(商一八八五、六七)。

〔書式八二〕

株式會社變更登記申請書

- (各株ニ付拂込ミタル株金額ノ變更)
- 一、商號 何株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 各株ニ付拂込ミタル株金額變更ノ登記
- 一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ依リ(決議不要ノ場合)株主總會ノ決議ヲ要セスシテ)株金拂込ニ付何官廳ノ許可ヲ受ケ該許可書ハ年月日到達シ(許可ヲ要スル場合ニ限ル)各株(又ハ各新株)ニ付年月日何圓宛拂込ヲ終了シ其ノ拂込ミタル株金額ヲ左ノ如ク變更シタルニ因リ是力登記ヲ求ム
- 各株ニ付拂込ミタル株金額 金貳拾五圓

拂込取扱所 當會社(又ハ何番地何銀行)  
昭和廿年五月廿日

東京市區町番地

東都バス株式會社

取締役社長 甲野一郎

株主何某殿

〔書式八四〕

株金拂込及株式處分通知書

拜啓貴殿カ質權者タル當會社株式第二回拂込金(但一株ニ付金何圓、株式何株、計金何百圓)ニ付キ昭和年月日質權設定者タル株主何某ニ對シ昭和廿年五月拾日迄ニ右金額ノ拂込催告置候處右期日ヲ經過スルモ拂込無之ニ依リ昭和廿年六月六日迄ニ拂込無之トキハ當會社ニ於テ右株式ヲ處分可致候間御了取相成度此段及御通知候也  
昭和廿年五月廿日

東京市區町番地

東都バス株式會社

取締役社長 甲野一郎

質權者 石部堅吉殿

(二) 處分通知の公告——株主に對して株式處分の豫告通知をしたときは、會社はその株主の氏名・住所・株券の番號並に通知事項の公告を要する(商二二三三)。この公告は處分さるべき株券の

拂込の強制手續

前記の拂込催告に對して期限までに拂込がなければ問題は無いが、期日に拂込をしないときは、會社は一般原則に従つて支拂請求の訴を起し強制執行をなし得る。併し、これは煩雜な手續と費用と長時日を要するので、從來簡便適切な方法として、法は失權手續によらせてゐたが、新法は之を改めて滞納株式の處分方法を定めた。

會社は一般強制執行によるも滞納處分によるも自由で、一部の株主に對して前者を他の株主に對し

上に權利を有する、例へば届出なき株券の被裏書人や質權者等に知らせて善處させるためだ。會社がこの公告を怠つても株式處分の効力に影響はない。

舊法による失權豫告通知の公告を怠つても、失權の効力に影響なしとの判例がある(大審六七)。

〔書式八五〕

株金拂込及株式處分公告

當會社第二回株式拂込金一株ニ付金何圓也拂込未済別記株主ハ昭和廿年六月六日限右拂込金及昭和廿年五月拾日ヨリ拂込當日迄金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ニ依リ延滞利息相添ヘ當會社ニ御拂込相成度萬一右期日迄ニ御拂込無之トキハ當會社ニ於テ其株式ヲ處分可致此段公告候也  
昭和廿年五月廿日

東京市區町番地

東都バス株式會社

(別記)

株券種類	番號	株數	所在地
壹株券	自第五〇〇號至第六〇〇號	一一	東京市區町
拾株券	自第一〇〇號至第三〇〇號	一〇	東京市區町
拾株券	自第八五號至第九四號	一〇〇	中村竹吉

後者の方法によるも差支ない。以下強制方法としての株式處分に付て説明する。

(一) 株式處分の通知——株主が前記の拂込催告に對して期日に拂込をしないときは、會社は更に通知到達の日と拂込期日とを除いて、二週間の期間を置いた期日を定め、その期日までには拂込をしないときは、會社に於て株式を處分すべき旨を、その株主及び株主名簿に記載ある質權者に通知することを得る(商二二三三)。

〔書式八三〕

株金拂込及株式處分通知書

(株主ニ對スル通知)

拜啓陳者當會社株式第二回拂込金昭和廿年五月拾日迄ニ御拂込相成度旨催告申上置候處右期日ヲ經過スルモ御拂込無之、就テハ昭和廿年六月六日迄ニ必ズ御拂込相成度、若シ右期間内ニ御拂込無之トキハ當會社ニ於テ御所有株式ヲ處分可致候間此段御了取相成度候追テ御拂込ノ節ハ定款第何條ニ依リ拂込金額ニ對シ昭和廿年五月拾日(拂込期日ノ翌日)ヨリ御拂込當日迄百圓ニ付日歩四錢ノ割合ニ依リ延滞利息相添ヘ御拂込相成度此段申上候



(三) 譲渡人に對する通知と買受申出  
 (一) 通知——會社が以上の手續を履んでも拂込のないときは、株式處分をなすべきだが、その株式に付て譲渡人として責任を負ふべき者があるときは右の處分に着手する日の二週間前に、その全員に對しその處分をなすべき旨の通知を發しななければならない(商二一五一)。

(1) この通知を發すべき譲渡人は、株式の譲渡を株主名簿に記載後二ヶ年を経過しない譲渡人で、この者が數人あれば、その全員に通知を要する。故に株式譲渡後拂込催告迄に二年未経過の譲渡人は、株券處分不足額支拂の義務がある。  
 (2) 右の譲渡人が發起人のときは、その引受株に付ては會社成立後五年内に拂込催告を發した株主に對して譲渡人としての責任があるから、かかる株主に對しては二ヶ年以上でも通知を要する(商二一九二)。  
 (3) この通知は、會社が株主に株券提供の通知

を發すると同時に發してもよいが、從前の株主が譲渡人に通知前拂込をする場合もあるから、順序としては株券提供期間經過後株式處分に發する。  
 (4) この通知は到達主義でなく、發信主義だから、發信日と拂込日を以て二週間の期間があればよい。

〔書式八六〕  
 株式處分通知書

(株式譲渡人ニ對スル通知)  
 一、東都バス株式會社株式第二回拂込金何百圓也但壹株券自第何號至第何號計何株分一株ニ付拾株券自第何號至第何號計何株分一株ニ付金何圓  
 年月日貴殿ヨリ中村竹吉殿へ譲渡相成候前記株式ニ付株主タル同氏ニ對シ第二回株金拂込催告致候處期日迄ニ御拂込無之更ニ拂込並ニ株式處分ノ通知ヲ致候モ尙御拂込無之ニ付當會社ニ於テ前記株式ヲ處分可致此段及御通知候也  
 追而貴殿ニ於テ年月日迄ニ右納納金額及定款所定ノ違約金額以上ヲ以テ前記株式御買受ノ申出有之候節ハ貴殿ニ譲渡可致此段申添候  
 年月日  
 東京市區町番地  
 東都バス株式會社  
 取締役社長 甲野一郎 印  
 株式譲渡人下村梅吉殿

〔一〕 株式買受の申出

(1) 譲渡人が右の通知によつて、株式處分に先ち、滞納金額及び定款を以て定めた違約金額以上の金額を提供して株式の買受を申出たときは、會社はその譲渡人に對し、申出價額を以て株式を譲渡さねばならぬ(商二一五二)。  
 (2) その申出價額が、滞納金額及び定款所定の違約金の合計額を控除し尙ほ餘があれば、それは從前の株主に拂戻さねばならぬ(同條三)。

(1) この場合には、會社は滞納株主の株式の處分権を有することになる。譲渡人の買取權を認められたのは、この買取をすることによつて再び株主となる機會を與へること、後述の株式處分による不足額支拂の義務を免れしめるにある。  
 (2) この通知を受くべき者は、株主名簿に記載ある譲渡人に限られ、株券が裏書によつて轉轉する場合、會社に知れない中間の譲渡人を含むない。

〔四〕 株券提出の通知(失權預告)

株主が株式處分通知に記載された期日迄に株金の拂込をしないときは、會社

はその株主及び株主名簿に記載ある買權者に對し、二週間内に株券を會社に提出すべき旨を通知することを要するこの通知を受けても提出のない株券は效力を失ふ(商二一八一)。  
 二週間は通知書到達日の翌日より計算する。從つて通知には本催告到達の日より二週間内とし、配達證明附で差出すがよい。何月何日迄又は何月何日より二週間内としてもよい。

〔書式八七〕

株券提出ノ通知書

(株主又ハ買權者ニ對スル催告)  
 一、東都バス株式會社株式拾株  
 但壹株券 自第何號至第何號 何通  
 右株式ニ付(右株式ニ付貴殿ニ對スル買權設定者タル株主何某ニ於テ)年月日迄ニ株金拂込無之ニ依リ當會社ニ於テ右株式ヲ處分可致候條本書到達ノ日ヨリ二週間内ニ右株券ヲ當會社へ御提出相成度此段及通知候也  
 追而右期間内ニ御提出ナキ株券ハ失効致候ニ付此段申添候  
 年月日  
 東京市區町番地  
 東都バス株式會社  
 取締役社長 甲野一郎 印  
 株主(買權者) 何某殿

(五) 株券失効の公告——株券提出の通知に對し期日迄にその提出なく株券が失効したときは、會社は遲滞なく失効した株券の番號並にその株主の氏名及び住所を公告することを要する(商二一八二)。この公告を怠つても、株券失効には影響なしと解する。

〔書式八八〕

失効株券公告

左記株券ハ商法第二百十八條ノ規定ニ依リ昭和年月日其ノ效力ヲ失ヒタルニ付此段公告候也

種類	番 號	株 數	住 所	株 主 氏 名
壹株券	自第五〇〇號至第六〇〇號	一一	東京市區町番地	上村松吉
拾株券	第二五六號	二〇	東京市區町番地	下村梅吉

年月日  
 東京市區町番地  
 東都バス株式會社

人があるときに、その者に對し處分通知をしても、譲渡人が株式の買入をしないときは、會社はその株式を處分せねばならぬ(商二一四一)。  
 (一) 處分の方法  
 (1) 原則——として競賣による(同條)競賣は競賣法の規定によつて、原則として會社所在地の管轄區裁判所の執達吏に委任して行ふ。

〔書式八九〕

株式競賣委任書

東京市區町番地 債權者 東都バス株式會社  
 右法律上代理人  
 取締役 甲野一郎  
 東京市區町番地 債務者(從前ノ株主) 上村松吉  
 東京市區町番地 債權者(從前ノ株主) 中村竹吉  
 東京市區町番地 債務者 下村梅吉  
 (以下債務者、同株式譲渡人氏名住所列記)  
 競賣スヘキ株式ノ表示、別紙目録記載ノ通り  
 競賣ノ原因タル理由



株式會社篇

右債権者上村松吉外何名ハ別紙目録記載ノ株式ニ對スル債権者會社第二回株式拂込(一株ニ付金拾五圓)ニ付株式處分通知ノ指定期間内ニ拂込ヲ爲サス又右債権者等ノ各株式譲渡人等モ株式處分通知ニ對シ指定期間内ニ株式買受ノ申出ヲ爲ササルニ付右株式競賣相成度委任候也

添附書類

- 一、商業登記簿抄本
一、株主名簿寫
一、第二回株式拂込重役會決議錄寫
一、株式拂込催告書寫
一、株式拂込及株式處分ノ通知書寫(株主及買權者)
一、株式拂込及株式處分ノ公告(新聞紙)
一、株式處分通知書寫(株式譲渡人)
一、株式處分通知書寫(株主及買權者)
一、失効株式ノ公告(新聞紙)

東京區裁判所執達吏役場(當會社内)ニ願上度
年月日
東都バス株式會社
取締役 甲野一郎

東京區裁判所執達吏役場御中

- (別紙) 競賣物件目録
一、東都バス株式會社株式
一株ノ金額金五拾圓也
拂込ヲ爲シタル金額一株ニ付金拾五圓也
第二回拂込株金一株ニ付金拾五圓也

Table with columns: 種別, 番號, 競賣スル株式數, 住所, 同氏名. Includes entries for 東京市東區上村松吉 and 東京市東區下村梅吉.

(備考) 一、委任書ノ副本(添附書類ノ寫不要)
及競賣物件目録ヲ利害關係人(株式譲渡人ヲ含ム)ノ數ヶヶ添附ノコト

(2) 例外——併し競賣しても必ずしも競落人があるとは限らず、又株式は時價を有すものも多から、會社は裁判所の許可を得て、他の方法例へば任意賣却によることもできる(商二四一但)
許可を得ずになした處分は無効となる
任意賣却の許可申請は、會社の本店所在地の管轄地方裁判所に、その事由を説明し、總取締役の申請によつてする(非二六、一三三ノ三)。貼用印紙は二十五錢(商非印紙法三)。

株式任意賣却許可申請

- 申請ノ理由
別紙目録記載ノ株式ノ任意賣却ヲ許可ストノ御裁判ヲ求ム
申請ノ理由
一、別紙目録記載ノ株式ニ付株主何某外何名ニ對シ第二回株式拂込及株式處分ノ通知ヲ爲シタルモ何レモ指定期間内ニ拂込ヲ爲サス且株式譲渡人タル中村竹吉外何名モ株式ノ處分通知ヲ受ケタルニ拘ラス其ノ買受ヲ申出テサルニ依リ申請人ニ於テ該株式ノ競賣ヲ爲スヘキモノナリ
二、然ルニ申請會社ノ株式ハ取引市場ニ上場セラレ公定相場アルヲ以テ(又ハ執達吏ニ委任シテ株式競賣ヲ爲サシムルモ殆ント競賣申出者ナキ情態ナルヲ以テ)申請人ニ於テ任意賣却致度本申請ニ及ヒタリ
三、添附書類ヲ以テ申請事由ヲ説明ス
添附書類
一、商業登記簿抄本
一、株主名簿寫
一、第二回株式拂込重役會決議錄寫
一、株式拂込催告書寫
一、株式拂込及株式處分ノ通知書寫
一、株式拂込及株式處分ノ公告(新聞紙)

- 一、株式處分通知書寫
一、株式提出通知書寫
一、失効株式ノ公告(新聞紙)
一、申請會社ノ株式相場ヲ認スル新聞紙(又ハ競賣申出者ナキコトノ報告書)
右申請候也
年月日
右 東都バス株式會社
取締役 甲野一郎

東京民事地方裁判所御中

(略) 記載方法ハ書式八九別紙ニ準スルコト

(3) 處分すべき株式は、當該株金は既に拂込済のものとして競賣又はその他の處分をする(大審昭二)。

- (1) 處分の相手方は、當該株式を負擔した株主たることを要するから、拂込催告後に株式を譲渡し、會社が誤つて株式名義書換をした場合でも、譲渡人が債務者だから、譲受人に對する處分手續は無効である。
(2) この場合、譲受人は商二二一條によつて譲渡人と連帯して株金拂込義務を負ふが、その請求には別個に手續を要することになる。

(1) 過剰金額の處分——株式の競賣その他の處分によつて得た金額より滞

株主の權利と義務——(20) 株主の義務

納金額及び定款所定の違約金額を控除し、尙ほ殘餘があれば、之は從前の株主に拂戻さねばならぬ(商二四四)。

(1) 不足額の請求——處分によつて得た金額が、滞納金額に満たないときは、會社は從前の株主に對し、不足額の辨濟を請求し、二週間内に辨濟しないときは、譲渡人に對してその辨濟を請求し得る(商二四四)。

- (1) 從前の株主に請求するには、二週間の期間を定めること。この期間を過ぎると、譲渡人に請求し得らぬから、
(2) 譲渡人に對する請求は、その全員又は特定人に對し、又は譲渡の順序に従つて後者より初めると否とは自由だ(大審明四〇)。
(3) 株式處分不足額辨濟の義務は、譲渡人が當知から負擔する株金拂込擔保義務だから、會社はこの義務を免除するを得ず、債務者は他の債權との相殺を以て對抗できぬ。

〔書式九一〕

株式處分不足額請求書(一)

(從前ノ株主ヘノ請求)
拜啓貴股カ當會社ノ株主トシテ所有相成候左記株式ニ付第二回拂込無之(且其譲渡人タル何某モ買受申出ヲ爲ササル爲メ)年月日該株式競賣(又ハ競賣所ノ許可ヲ得テ任意賣却)致候處尙不足額相成シ候ニ付テハ本書到達ノ日ヨリ二週間内ニ左記計算ニ依リ金員當會社ニ御支拂相成度此段及請求候也

- 一金何圓也 但何株券自第何號至第何號 計何株
分ノ未拂込株金 一株ニ付金何圓
一金何圓也 自年月日至年月日右金額ニ對スル百圓ニ付日歩四錢ノ遅延利息
合計金何圓也
頭書株式競賣々得(任意賣却)金何圓也
株分、一株ニ付金何圓
差引不足金何圓也及之ニ對スル年月日(競賣却ノ翌日)ヨリ完済迄百圓ニ付日歩四錢ノ相殺金
年月日
東京市東區町番地
何株式會社
取締役社長 何 某

〔書式九二〕

株式處分不足額請求書(二)

拜啓貴會社ノ株主トシテ何某ノ所有セシ左記株式ニ付第二回拂込無之並ニ右株式譲渡人タル貴股ニ



對シ其處分通知致候モ期間内ニ買受申出無之ニ依リ年月日該株式競賣(又ハ競買)ノ許可ヲ得テ任意賣却)致候處尙左記計算ノ通り不足額ヲ生シタルヲ以テ從前ノ株主タル何某ニ對シ其請求ヲ爲シタルモ指定期間内ニ辨濟無之候  
或テハ讓渡人タル貴殿ニ於テ右金額至急御支拂相成度商法第二一四條ニ依リ此段及請求候也

一金何圓也 但何株券自第何號至第何號 計何株  
分ノ未拂込株金 一株ニ付金何圓  
一金何圓 右株式競賣々得(又ハ任意賣却)金、  
一株ニ付金何圓  
差引不足金何圓也  
年月日  
東京市區町番地  
何株式會社  
取締役社長 何 某

株式讓渡人何某殿

取締役社長 何 某

### 株式の消却

(一) 株式消却の方法——會社が株式の競賣をしたが競落人を得られない場合には、滞納株主は依然として株主として残り、その處置に困る許りでなく從前の株主及び讓渡人に對する請求も

多くは效力がないから、法はこの場合資本減少の規定に従つて、その株式を消却し得るものとし(商二六六)、滞納株式だけの資本を減少し、資本の缺損がないやうにする便法を新設した。

(1) 競賣以外の方法で滞納株を處分する場合はその處分可能の場合が多いから、この場合は株式消却はできない。  
(2) この消却は資本減少の規定(商三七六以下「資本減少の項参照」)に従つてなすことを要し、定款の変更を來すから株主總會の特別決議が必要だが、滞納株主は、この場合株主平等の原則を主張し得ず、その他の株主のみで決議をなし得る(商三四三、二九九)。

(二) 從前の株主及び株式讓渡人の責任——右の株式消却により減資となつても、從前の株主及び株式讓渡人が責任を免れるのは、眞面目に拂込んだ者との權衡上不當だから、資本充實からは不要のやうだが、法は之に對し株金拂込責任を負はせた(商二六六)。この辨濟金は、資本充實以外の別途收入となる。

### 株金拂込徴收金の會計上の處理

#### 計上の處理

に付ては、會社設立の所で一應説明したが、ここでは第二回以後の拂込金及び株式處分の場合に付て述べよう。

(一) 株金の拂込——株式總數二萬株一株に付十圓の割で、第二回株金の拂込があつたときは、

その都度

借方 現 金	×××
貸方 未收株金	×××

最後の締結りの場合は

借方 現 金	200,000-
貸方 未收株金	200,000-

拂込期日後の拂込で延滞利息の拂込があつたときは

借方 現 金	×××
貸方 未收株金	×××

(二) 株式處分の收入、不足額辨濟の收入——に付ては、次の内何れか一方法によつてゐる。

(1) 失効株式八百株、第二回株金拂込一株に付

借方 未收株金	8,000-
貸方 未收株金	8,000-

右失効株を競賣一株に付五圓計四千圓現金收入

借方 現 金	4,000-
貸方 未收株金	4,000-

不足額四千圓(8,000円-4,000円)を株式讓渡人より現金徴收

借方 現 金	4,000-
貸方 未收株金	4,000-

(2) 失効株式八百株競賣、一株に付金五圓の割計四千圓を現金收入

借方 現 金	4,000-
貸方 未收株金	4,000-

借方 未收株金 8,000-

貸方 未收株金	8,000-
---------	--------

### 損害賠償・違約金の請求

株主が拂込をしないときは、會社は以上の手續に従つて、その株式を競賣その他の方法で處分をし、不足額があれば、從前の株主又はその讓渡人に辨濟させ、競賣の結果を得ないときは、株式の消却をなし得るが、會社は更にその不拂によつて生じた損害賠償及び定款を以て定めた違約金の請求をもすることが出来る(商二一七)。

(1) 損害賠償とは、通常株式競賣費用、不足額取立費用等で、違約金は株金拂込に對する遅延利息だ(大審大五)。株金拂込は免除相殺は許されないが、遅延利息は株金の拂込でないから、免除・相殺・讓渡は可能だ(東控大二)。  
(2) 株式の讓渡人は株主でないから、本條に規定する損害賠償及び違約金の支拂義務を負はぬ(大審大八)。この點に付ては争があつたから新法は之を明定した(商二一九)。  
(3) 會社が新法施行前に株金の拂込を催告した



# 株券と會社の帳簿

## 21. 株券

### 株券の意義

(一) 株券とは——株主権を表彰する要式の有價證券をいふ。株券は有價證券だからその表彰される株主権とは私法上分離すべからざる關係を有し、株主権の移轉には必ず株券の移轉を伴ふ。だが株券は手形の如く設備證券ではなく、株主権の成立に株券を作る必要はなく、却つて株主権の效力としてその交付を請求し得るものである。

株券は要式證券で、法定の様式を備へることを要する。

(二) 株券の種類——株券には記名式株券と無記名式株券とがある。記名式株券とは、株券に株主の氏名を記載し讓渡の場合には讓受人を株券の裏に記載し、且つ株主名簿に株主たることが記載されてあるものをいひ、無記名式株券とは、株券にも株主名簿にも株主の氏名が記載されてないものをいふ。

(1) 會社は定款に定めるときは、株金全額拂込済の株式に付て、何時でも無記名式株券を發行することができる(商二二七I)。定款に規定がないと發行できぬ。又株主は、何時

でも無記名式株券を記名式となすことを請求できる(同條II)。

### 〔書式九四〕

無記名株券ヲ記名式ニ變更請求書

一、何株式會社株式 何株 無記名式  
但甲自第何號至第何號 何通  
右株券持者所有ノ所記名株券ニ變更相成度株券並ニ印鑑ニ捺相添ヘ此段及請求候也  
年月日  
何市區町番地 何 某

### 〔書式九五〕

記名株券ヲ無記名式ニ變更請求書

一、何株式會社株式 何株  
但甲自第何號至第何號 何通  
右株式全額拂込済ニ付無記名式株券ニ變更相成度株券相添ヘ請求候也  
年月日  
何市區町番地 何 某

### 何株式會社御中

(2) 無記名式株券を發行したときは、會社は何人が株主だか不明だから、會社が株主に通知をする必要があるときは公告を以て代へる(商二二三II)。  
(3) 又無記名式の株券を有する者は、株券を會社に供託(預けること)せねば株主の權利を行ふことはできない(商二二八)。

尙ほ以下に述べる株券の分割・併合・再發行等についての説明には、株式の所で述べた株式取扱規程を参照して頂き度い(一三一頁以下)。

### 株券の發行

(一) 會社は必ず株券の發行を要する——かに付ては直接の明文はないが、株券の存在は株式會社の本質上必要であり、法も幾多の規定でこれを強制してゐると認め得るから(商二〇五—二〇七、二〇九、二一八、二二三、二五九、三七七—三七九、四一六II)、定款の定を以てしても株券發行をしないとすることはできぬ(通説)。

(二) 株券は何時發行するか——株券は會社の成立後でなければ發行し得ず(商二二六I)、又新株は増資の登記後でなければ發行はできぬ(商三七〇II)。之に反して發行した株券は無効となり、且つ

その無効株券を取得し損害を受けた者は、株券を發行した者に對して損害賠償の請求をすることができ(商二二六II、三七〇II)。

右の規定に違反して株券を發行した發起人又は取締役は、五千圓以下の過料に處せられる(商四九八II)。

(三) 株券の種類——制限はないから、一株券・五株券・十株券・五十株券・百株券の如く便宜定款でその種類を定めるのが普通で、此の如き株券を發行するのは取扱の便宜と經費節約のためだ。

會社は例外なく數種の株券を發行し、これに記號を附けてゐる。記號は一株券・十株券・五十株券・百株券の四種を發行したときは一株券から順次甲乙丙丁又はいろはに或は會社の商號例へば石川商事株式會社に於て、一株券から順次い、し、か、わと定めることもある。それは適宜定めればよい。

株券には又記名式株券と無記名式株券とがある。記名式は株券に株主の氏名の記載のあるもので、無記名式はその

記載のないものをいふ。わが國では無記名式株券は極めて少く、多くが記名式である。

(四) 無記名式株券——は定款に定めがあり、且つ株金全額の拂込があつたときに限り發行し得るから(商二七七一)、定款に定がなければ發行できぬ。無記名株式も會社成立後でなければ發行できないことは勿論だ。

(五) 株券の記載事項——には絶対的記載事項と任意的記載事項とある。

(I) 絶対的記載事項——は次の通り

- (1) 會社の商號
- (2) 會社成立の年月日(設立登記の日)
- (3) 資本の總額
- (4) 一株の金額
- (5) 數種の株式あるときは其の株式の内容
- (6) 株式の譲渡制限又は株券の裏書禁止を定めるときはその規定
- (7) 拂込んだ株金額——一時に拂込しない場合は拂込ある毎にその金額を株券に記載する
- (8) 新株券に付ては資本増加の年月日
- (9) 増資に際し轉換株式を發行する場合には、



株式を他の種類の株式に轉換し得ること、轉換によつて發行すべき株式の内容及び轉換の請求をなし得べき期間

(10) 番號  
(11) 株式の種類を表示する文言——一株券、十株券、五十株券等

(12) 取締後の署名又は記名捺印  
(13) 記名式株式のときは株主の氏名

(II) 任意的記載事項——株券には右の絶対的記載事項の外、法令・定款・會社の本質に反しない限り、他の事項を記載しても差支ない。通常株券交付文句を記載し、裏面には株券の取得者裏書・質入欄等を設けてゐる。

(I) 株券には印紙の貼付を要する——印紙税 株券一通毎(一株毎ではない)に三銭の收入印紙を貼つて納めるが、株券に印紙を貼つて消印すると如何にも不體裁となるので、多く印刷屋に委任状を渡し、所轄稅務監督局へ押印願と共に相當税金を納めさせ、印紙代用の押印をして貰ふ。

株券が出来ると、記名株券なら(わ

が國には無記名株券は殆んどない)株主の氏名を書入れる。一人で多數の株券を受ける者の分は、特に活字で印刷する場合がある。

罰則

株券に絶対的記載事項を記載せず又は不實の記載をすると、取締役は五千圓以下の過料に處せられる(商四九八四)。

Table with columns for company name (乙第五六號), stock type (株主), and details of the stock (金五百圓). Includes names like 甲野一郎 and 東都バス株式會社.

Table with columns for serial number (回数), amount (拂込金額), date (年月日), and recipient (取得者氏名). Lists recipients like 乙野次郎 and 丙野三郎.

株券の交付

株券は會社設立の場合と、増資・合併等の場合に發行されるが、これ等の場合に株券が出来ると株式臺帳に株券の要綱を記入し(一五九頁以下参照)、臺帳と株券とを割印し、株主に次の様式による案内状を發送し、直接又は郵送して交付する。

株券引換御案内

拜啓當會社株券(又ハ新株券)出來申候間來ル年月日ヨリ當會社本店ニ於テ御交付可申上候ニ付豫テ御渡申置候第一回株金拂込金額收證引換ニ株券(又ハ新株券)御引取相成度此段御案内申上候。退而遠路共ノ他ニ因リ御來社難相成方ハ第一回株金拂込金額收證御郵送相成候ハハ早速書留小包便ヲ以テ御送附可申上此段申渡候 敬具

何市區町番地 何株式會社 取締役社長 何 某印 株主何某殿

- (備考) 一、本株券ハ記名式、表面ノ記名者ハ甲野一郎、乙野ハ普通譲渡ニ依リ甲野ヨリ取得ス...

Table with columns for date (年月日) and recipient (取得者氏名). Lists recipients like 乙野次郎 and 丙野三郎.

- 一、(イ) 新法施行前ニ譲受ケ名義書換濟ノモアル株主...



### 株券を失つた場合の再發行

(一) 從來の方法——公債・社債・手形等の有價證券を喪失したときは、民事訴訟法に定むる公示催告手續を経て除權判決を得、喪失證券を無効として新證券の發行をするが、記名式株券は財産權的自益權のみならず共益權を含み、且つ義務をも伴ふ等、複雑な關係を表彰する證券だから、從來公示催告手續に依り得ないものとされた(無記名株券は公示催告手續による——民五七)ので、會社は定款を以てこれに處する方法を定め、例へば

株券ヲ喪失シタル爲再交付ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ書式ニ依リ保證人二名ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ  
前項ノ場合ニ於テ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間公告シ公告後六十日ヲ經過スルモ權利ノ届出ヲ爲ス者ナキトキハ喪失株券ヲ無効トシ新株券ヲ

交付スヘシ

の如く規定してゐた。併しこの場合會社の公告方法・異議申立期間は、區々である許りでなく、喪失を裝つて再發行を求めた場合、新舊何れの株券が有効なりやの問題を生ずる。

甲が白紙委任狀附で株券を他人に譲渡し、又は買入したのに紛失したと偽つて新株券の交付を受け之を他人に譲渡した場合は、株券の喪失とは眞の喪失を意味するから、舊株券が依然として有効で新株券は無効となり(大審六一五、昭七)、第三者は不測の損害を被る。

(二) 新法の規定——故に新法は各種株式に共通する規定を設け、株券は公示催告の手續によつて無効となすことを得るものとし、株券を喪失した者は除權判決を得ねば、株券の再發行を請求し得ない。新商法施行前に株券を喪失したときも同様(商三〇改商四〇)。

(一) この結果、從來各會社の定款に定められてゐた株券喪失の場合の再發行手續規定は空文となり、除權判決に基いて再發行する外なくなつた。

#### 〔書式九八〕

##### 新株券交付請求書(一)

一、何株式會社株式 何株  
但自第何號至第何號計何通  
右株券年月日頃盜取セラレ(紛失又ハ滅失)シタルニ因リ年月日何區裁判所ニ公示催告ノ申立ヲ爲シ年月日除權判決ヲ得タルニ付株券ノ再交付相成度除權判決正本相添ヘ此段及請求候也  
年月日  
何市區町番地  
株主 何 某

何株式會社 御中

(2) 株券を汚損した場合、裏書欄の餘白がなくなつた場合の株券再發行株券の種類變更の手續は、法に規定なく、會社が自由に定めても第三者に損害を與へることはないから、會社の定款で一定の手續料を徴し、その株券と引替に新株券を交付する等適宜定めてよい。

#### 〔書式九九〕

##### 新株券交付請求書(二)

一、何株式會社株式 何株  
但自第何號、第何號 貳通  
右株券汚損致候ニ付新株券ト御引換相成度此段及請求候也  
年月日

何市區町番地  
株主 何 某

何株式會社 御中

#### 〔書式一〇〇〕

##### 株式併合(分割)請求書

一、何株式會社株式 壹百株  
但自第何號至第何號 拾通  
右株券は號株券貳通ニ併合(又ハ何通ニ分割)相成度株券相添ヘ此段及請求候也  
年月日

何市區町番地  
株主 何 某

### 株券の善意取得者の保護

#### (一) 保護の制度とその内容

(I) 從來他人から株券を善意で取得した場合は、讓渡人が無權利者であつたときは、株券は動産でなく又裏書し得べきものでなかつたから、民法の即時取得の規定や(民一九二) 手形の善意取得者保護の規定(手一六、七七)は適用

されなかつた。

(II) 所が株券は白紙委任狀附で盛んに輾轉取引され、その善意取得者保護の必要上、判例は自己の意思に基いて白紙委任狀附株券を交付した以上、讓渡人と相手方との間に讓渡禁止又は制限の特約があつても、それを以て善意の第三者に對抗し得ないものとしてゐた(大審昭一一)。

併しこの解釋でも、白紙委任狀の交付が讓渡人の任意に基いた場合にのみ善意の第三者が保護され委任狀が偽造・變造され、又は瑕疵に基いて取消された場合には、善意の取得者と雖も保護されない(大審昭一〇、昭一一)から、第三者の保護は徹底してゐない。

この解釋は、新法の下でも白紙委任狀附株券の讓渡に付ては變らない。

(III) 所が新法は、記名株券を指圖證券とし、手形の如く裏書によつて輾轉讓渡し得る規定を設けた結果、裏書による株券の讓受人を保護する必要が生じたので、小切手の善意取得に關する

規定(小二一)を準用した(商三九)。

(1) 盜難・紛失・詐欺横領その他事由の何たるを問はず、株券の占有を失つた者がある場合に、その株券を取得した所持人は、株券が無記名株のとき又は記名株で裏書し得べきものなるときは、その株券所持人が裏書の連續によつて權利を證明するときは、之を返還する義務を負はない。

(2) 但しその取得に當り、讓渡人が無權利者なることを知り、又は知らざるに付て重大な過失があつた場合は、此の如き取得者は保護に値しないから、返還義務を負ふ(商三九一、小二二但)。

(1) 本條は動産の即時取得に關する民一九二條と同様、讓渡人が無權利者だつたことを知らなかつた取得者を保護する趣旨だから、株券の讓渡人が無能力者の場合には、無能力者保護の趣旨から、右規定の適用なく、善意の取得者と雖も返還義務を負ふことになる。

(2) 本條は無記名株及び裏書ある記名株のみに



開し、裏書禁止の記名株券・白紙委任状附記名株券の譲渡に付ては適用されぬ(商三九九I、小二一)

(二) 保護の制限——右の株券の善意取得者の保護には一つの制限がある。それは株主名簿に記載ある株主の爲した裏書が眞正でない場合に、會社に就て調査を爲せばその眞偽を判別し得べかりしときは、株券の取得者が善意であつても保護されることなく、株券の返還義務を負ふのだ(商三九九I)。

舊法では、株主名簿に記載ある株主がその株券を意思に基づき失つても容易に取戻し得るが、新法では株券の盗難・遺失の場合でも、前記の善意取得の規定(商三九九I)の結果裏書が偽造され、それが善意の取得者に渡ると絶対に取戻せなくなる。かくの如き新舊兩法の取扱の急變は實を得ないとし、この緩和規定を設けた。

(1) この結果、株主名簿に記載のある株主の裏書に付ては、譲受人は一應會社に付て署名又は記名捺印の調査を要することになり、殊に會社の本店が遠隔の地にある場合等は非常な困難を伴

の備付記載を強制してゐる。以下商法の規定する商業帳簿について概説しよう。

### 商業帳簿とは

商人の營業及び財産の状況を明にするため、商法の規定によつて作る帳簿である。

(一) 商人の作る帳簿——だから商人でない者が營業及び財産状況を明にするために作つても、商業帳簿とは云へぬ。

(二) 營業及び財産状況を明にするため作る帳簿——で、財産目録・貸借対照表に付ては明かだが、日記帳に付ても同様で、これには財産状態の變動を明にするため、財産に影響を及ぼすべき一切の事項を發生順に記載する。従つて株主名簿・社債原簿・總會議事録・證券發行の控帳の如きは商業帳簿では

ひ、株式の圓滑な取引が阻害されることとなる。

(2) 故に「會社に就て調査をなさばその眞偽を判別し得べかりしとき」とは通常人の注意を以てすれば、裏書が偽造だと容易に氣付き得る程度るときは會社に就て調査を要し、何人が見ても眞正に裏書されたものと認められる程度なら、會社に就て調査をせずとも保護されるといふやうに解すべきだ。

(1) 裏書による株券の取引を圓滑にするために、株主名簿に名義書換を受け九株主の印鑑を、同時に株券の名義書換欄に捺捺させて置けば、それと裏書の捺印と照合することによつて、容易に眞偽を確かめることができる。

(2) この場合、裏書の捺印が違へば改印用をしなければならないから、會社に就て調査する必要がある、之を怠れば株式取得者が善意でも重過失ありと云へよう。

(三) 尙ほ本條の規定は、株式の買入の場合にも類推適用さるべきものである。

### 商業帳簿の作成義務

に違反すると、會社に付ては制裁があるが、自然人には何等の制裁はない。唯商人が破産した場合に破産の前後を問はず自他の利を圖り債権者を害する目的で、法定の商業帳簿を作らず、之に財産の現況を知るに足る記載をせず又は不實記載をし之を隠匿若し毀棄した場合に、破産宣告が確定したときは破産者は詐欺破産罪に問はれ十年以下の懲役に處される(破三七四I三)。

### 商業帳簿の保存

は帳簿閉鎖の時即ち最後の記入をした時より十年間である(商三六)。商業帳簿以外の營業に關する重要書類に付ても同様で(同條)、たとへ營業を廢止した場合でも、この保存義務は存在する。

### 商業帳簿の提出命令

裁判所は申立により、又は職権を以て訴訟當事者に商業帳簿又はその一部分の提出を命ずることができる(商三五)。文書の提出命令に付ては、民訴三一二條以下にも規定がある。この兩者の間には次の相違がある。

(1) 民訴による文書の提出は、その文書を當事者が自ら所持し、學識者が所持人に對してその引渡又は閲覧を求め得る場合、文書が學識者の利益のため作成され、又は學識者と所持人間の法律關係に付て作成されたときに求め得る(民訴三一二)が、商法による場合は、かかる條件を要せず提出を求め得る。

(2) 民訴による文書の提出命令は申立によつてするが、商法による提出命令は、必ずしも申立を要せず、裁判所は職権を以ても命じ得る

## 22. 會社の帳簿

株式會社は、他の組織による企業と同様、會計帳簿を備へてその取引を記載することを要し、更に株式會社特有の會計にはあまり關係のない庶務的帳簿を備へねばならない。この庶務的帳簿には、後述の如く法が備附を強制するものと任意的のものがある。

### 會計帳簿

は商人の營業取引・財産關係を明にする帳簿で、日記帳・財産目録・貸借対照表・仕入原簿・賣上原簿・金銭出納簿その他の帳簿及び之等の補助簿等である。商法は右の内日記帳・財産目録・貸借対照表の三つを商業帳簿とし、そ



- (3) 民訴による右(1)の場合には、文書の所持者はその提出を拒むを得ず、従て裁判所は申立があれば、相手方がその存在を争はない限り、提出を命ずることを要するが、商法による場合は、必ずしも提出命令を發することゝを要しない。
- (4) 商法による提出の目的物は商業帳簿に限りその他の文書に及ばない。

各種の商業帳簿

商業帳簿には日記帳・財産目録・貸借対照表の三つがある。

- (一) 日記帳——は、商人が日々の取引その他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を記載する帳簿である(商三二)。
- (二) 日記帳の記載事項——日記帳には、日々の取引その他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を記載する。
- (1) 日々の取引は、日々その事實を記載するのでなく、財産に影響を及ぼすべき事項として記載を要するから、之に影響のない事項は日々の取引でも記載すべきでない。

- (2) 財産に影響を及ぼすべき事項とは財産に増減を生ずる事項をいひ、正味財産の増減は勿論、正味財産を構成する個々の資産及び負債に付ての増減も含まれる。

例へば千圓で商品を買へば、正味財産には増減はないが、現金が減り商品が増し、正味財産を構成する個々の資産に増減を來すから、日記帳に記載を要する。

- (3) 財産に變動を生じたか否かは、法律の見地からのみ定むべきでなく、經濟の見地から定める。例へば商品の賣買契約を結ぶと、法律的には當事者双方共履行しなくても債權債務を生じ、財産の變動を生じたと云へるが、經濟的には通常同價値の債權債務が對立するのみで、その履行のあつたとき初めて財産の變動を生じたと云へるから、日記帳への記載は商品の引渡のあつた場合又は商品の引渡、代金の支拂のあつた場合にすべきだ。

- (4) 日記帳には財産に増減を生じた一切の事實を記載すべきで、必ずしも直接營業に關する取引に限らない。従つて商品の焼失・盗失・棚卸による評價の増減は勿論、個人の營業なら營業用財産の増減のみでなく、私用財産の増減事實も記載する。

日記帳記載の様式——は別に法は定めず、唯整然且つ明瞭な記載を要すとしてゐるにすぎない(商三三)から、適宜の方法によつて差支ない。記載の時期も法定されてゐないから、慣行に従つて相當の時期に記載すればよく、日々その事項を記載することは必要でない。日記帳といふ名稱もこれに限らず大福帳でも何でもよい。

- (一) 記載方法——財産に變動を生じた事項は各別に記載せねばならぬが、(1) 小賣の取引は現金賣と掛賣とに分け、日々の賣上總額のみを記載してよ

- い(商三二)又映畫館・劇場・浴場等の興業の入場料も同様だ。
- (2) 家事の費用はその都度記載しなくとも、一ヶ月毎にその總額を記載すればよい(商三二)。
- (二) 財産目録及び貸借対照表——に付ては會社の計算の項で述べる。

庶務的帳簿

に、法がその作成を強制するものと任意なものとは先に述べた。株式會社特有の庶務的帳簿は會計に無關係な帳簿で、一種の補助簿たる性質をもつ。庶務的帳簿の内、強制帳簿は株主總會の議事録・株主名簿・社債原簿で、任意帳簿の主なもの、株式申込及割當簿・株式臺帳・株式名義書換簿・配當簿・印鑑簿等である。

總會の議事録

に付ては株主總會の項で詳述する。

株主名簿

- (一) 株主名簿とは——株式及び株主と株券に關する事項を明にするための帳簿である。法は取締役が株主名簿の作成備置を命じてゐるが(商二六三)會社の營業や財産の状況を明にするものでないから、商業帳簿ではない。
- (二) 株主名簿の法律上の效力——は次の點に存する。

- (1) 記名株式の會社への對抗要件として取得者の氏名住所を記載する(商二〇六)。
- (2) 記名株式を質權の目的とした場合に、質權者の氏名住所を株主名簿に記載し、且つ株券にその氏名を記載したときは、質權者は會社より利益利息の

配當、殘餘財産の分配、物上代位による金銭の支拂を受け得る(商二〇九)。

- (3) 株式讓渡人の擔保責任期間は、株式の讓渡を株主名簿に記載した時から起算する(商二一九)。

- (4) 會社の株主に對する通知又は催告は、株主が會社に特に住所を通知した場合を除き、株主名簿に記載した住所に宛てなすを以て足り(商三四一)その通知又は催告は通常到達すべかりし時に到達したものと看なされる(商三四二)。

株主名簿に現はれてゐない者になすべき通知は、名簿上の者にする。例へば株主が未成年の場合に親權者又は後見人の届出のない場合、法人の代表者が變更しても届出のない場合、株主が死亡して相続人の届出のない場合に、株主名簿に記載されてゐる者に宛て、通知すれば足る。

- (5) 右(4)の規定は、株式申込人・株式引受人・従前の株主・株式の讓渡人・質權者に對する通知催告の場合に準用される(同條重)。



株式會社簿

(三) 株主名簿の記載事項——株主名簿には次の事項を記載することを要する(商三三三)。

- (1) 株主の氏名及び住所
- (2) 各株主の所有する株式の種類及び数量に株式の番號
- (3) 各株に付き拂込んだ株金額及び拂込の年月

〔書式一〇一〕

株 主 名 簿

(4) 各株式の取得の年月日  
イ、取得は引受、譲受、相続等何れも含む  
ロ、取得年月日は設立の場合は會社設立登記の日、新株の場合は増資登記の日、株式又は社債轉換による場合は轉換をなした得べき期間の營業年度の最終日、相續の場合は相續開始の日、譲渡の場合は名義書換請求の日を記載する。

(カード式記名株式の場合)

(5) 無記名式の株式を發行したときはその數、番號及發行の年月日。  
(四) 株主名簿の様式——に付ては法は別に規定してないから、綴込帳簿式でもカード式でも便宜に従つて作ればよい。次にその参考様式を掲げる。

氏名	住所	東京市四谷區區町二ノ二	通知場所
上村松吉	東京市四谷區區町二ノ二	昭和15年9月10日	〒12.50
中村竹吉	東京市四谷區區町二ノ二	昭和20年5月10日	〒12.50
下村梅吉	東京市四谷區區町二ノ二		

(備考) 一、本名簿ハカード式ニシテ各株主毎ニ別冊トスルコト  
二、譲渡ハ赤ニテ記入スルコト  
三、買付登錄抹消ハ赤線ニテ抹消シ係員捺印ノコト

四、甲ハ一株券、乙ハ拾株券、丙ハ五十株券、丁ハ百株券トシ、普ハ普通株、優ハ優先株、後ハ後配株トシテ記入ノコト  
五、株式ノ失効、消却、併合、株券ノ再交付等ノ場合ニハ夫々適當ノ處置ヲ講スルコト

六、帳簿綴込式ニスル場合ハ横書ヲ縦書ニ改メルコト

社債原簿

に付ては社債の項で説明する。

株式申込及割當簿

は株式引受の申込と、その割當の關係を明にする帳簿だ。會社設立の際又は増資の場合に、優先株や後配株等數種の株式を發行したときは、その種類毎に別帳簿にするのが便である。その様式を示すと次の書式一〇二の通りである。

株式臺帳

は株式元帳とも云ひ、各株主毎に勘定を開き、株主の株式所有状態を明かにする帳簿である。だが會社によつては臺帳と元帳とを區別し、株式臺帳には株券番號別に口座を起し、株金の拂込金額及びその年月日、株式異動の年月

〔書式一〇二〕 株式申込及割當簿

備考	戻月日	戻金	差引金額	プレミアム	第一回未拂込額	株式割當		株式申込		引受月日
						割當月日	割當株數	申込月日	申込株數	

〔書式一〇三〕 株式臺帳 (一)

株主名				住所				職業			
日附	譲渡人	株式番號	株數	額面	拂込	日附	譲受人	株式番號	株數	額面	拂込

〔書式一〇四〕 株式臺帳 (二)

乙 第50號 (拾株券) 金 500 圓											
株 金 拂 込			株 式 ノ 異 動			取締役印	摘 要				
回数	年月日	金額	年月日	譲渡人	譲受人						
第一回	昭15. 9.10	125.00	昭15. 8.20		引 受		発行				
第二回	昭17. 5.10	100.00	昭17. 9. 1	上村松吉	中村竹吉	印					

(備考) 一、株式ノ異動欄ハ株主ノ變更毎ニ古キ記入ハ赤線ヲ以テ抹消スル  
二、摘要欄ニハ株券ト割印スル



〔書式一〇五〕 株式名簿書換簿

書換日附	譲渡人		株数	株式番號	額面	拂込	受人		書換料 手数料	備考
	氏名	住所					氏名	住所		

〔書式一〇六〕 配 當 簿

株主名	住所	株式 元數	舊 株		新 株		合計額	支拂日	小切手 番號
			株数	配當率	株数	配當率			

日、株式讓渡人を記載し、取締役の承認印を押し、株式元帳は残高式によつて各株主の得喪現在高を示す方法を採るものもある。その参考様式は書式一〇三、一〇四の通りだ。

株式名義書換簿

株式は讓渡が自由なだけに、名義書換が屢々行はれるから、之を明かにするためこの帳簿を備へるのだ。その帳簿様式は大體上記の書式一〇五の通り。

配 當 簿

は株主總會の決議により定めた配當金に關する事項を明にする帳簿で、この帳簿には株主の氏名住所・所有株數・配當率及び金額・直接送附支拂をする場合には小切手番號等を記載する。會社によつては配當表のみを作つてこの帳簿を略するが、普通は配當表を作つた後、それに基いて配當簿に記入して

る。様式は上記の書式一〇六の通り。

印 鑑 簿

(一) 意義と効力——株式引受の申込をするとき、株式名義の書換をするとき、改印したとき、共有株式の代表者法人の代表者、無能力者の法定代理人株式質権者等は會社の定むる所によつて印鑑の届出をする。この印鑑を保存する帳簿が印鑑簿である。印鑑簿は株式名義の書換、利益利息の配當、殘餘財産の分配その他株主が會社に提出する書類に押してある印鑑と豫て届出の印鑑とを照合し、兩者が合致する場合には、提出書類が眞正なものとして處理する。この場合に假に権限のない者が印鑑を盗用した如き事實があつても會社に悪意のない限り會社の行爲は有效とされる効力がある。

(二) 印鑑簿の様式——は通常横一寸

縦五寸位の厚紙に、會社が様式を定めて印刷した印鑑用紙を交付して届出させ、會社ではそれを株主をいろは順その他索出の便を考へて配列し、印鑑簿に貼付又は挿入式にする。

〔書式一〇九〕

ス要ヲ通二

印 鑑		住 所	
昭和年月日届出			
生年月日	氏名	振假名	氏名

(備考) 縦五寸、横一寸位、用紙厚紙ノコト



# 會社の機關

會社は法人だから、その意思決定、業務執行、會社代表等はすべて機關によつてする。恰度國家に立法機關たる議會と行政機關たる政府が必要なのと同様だ。會社の機關には、意思決定機關たる株主總會、業務執行並に會社の代表機關たる取締役、監督機關たる監査役があり、一時的の特別の監督機關として検査役がある。以下順次説明する

## 23. 株主總會

### 總説

#### 株主總會とは

株主によつて構成される株式會社の意思を決定する最高唯一の機關である。これを分説すると、

(一) 株主總會は株主によつて構成される——株主は株主總會の構成員とし

てその意思を發表し、會社業務に參與し得る。この株主の總意が會社の決定意思即ち決議となる。この決議は内部的に執行機關に對して有効だが、會社外部に對しては何等の效力を生じない

(二) 株主總會は最高の機關である——これは株主總會が取締役又は監査役を選任又は解任し得ること(商二五四I、二五七、二八〇)、取締役が業務を執行するには、法令又は定款の外株主總會の決議に遵ふを要すること(商二六六II)等から明かである。

最高機關だから、他の機關を監督する権限をもち、株主總會が取締役の提出した書類の認否をなす如きはこの權限に基く。

(三) 株主總會は株主の總意を表はす會社の唯一の機關である——法は株主全員が會社業務に付てその總意を發表するには、必ず株主總會によるべきものとしてゐる。故に株主總會の決議によらず事實上全株主が決議しても、會

社の意思決定とはならぬ。又株主總會は會社の機關であつて株主の機關ではない。

#### 株主總會の種類

(一) 定時總會——は時期を定めて召集されるもので、毎年一回一定の時期に召集することを要し、會社が年二回以上利益の配當をなす場合には、毎決算期に總會を召集せねばならぬ(商二三四)。

(1) 定時總會では、取締役の提出した財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關する議案に付て決議する(商二八一、二八三)のが普通だが、他の事項に付ても決議し得るのは勿論だが、定時總會は、決算期に開く總會で、會社が解散して清算中にも召集することを要するが、清算會社は營業をしないから、營業中の會社とは附議事項が違ふ。

(3) 定時總會の開催時期は、例外なく定款で定めてゐるが、多くの會社では年二回決算とし、決算期を五月と十一月又は六月と十二月としてゐるから、定時總會はその翌月とするのが普通である。舊法では取締役が總會を召集し

ないときは、法律又は定款違反による損害賠償責任しかなかつたが、新法は五千圓以下の過料に處することにした(商四九八I)。

(二) 臨時總會——は必要に應じ、臨時召集するものを云ふ(商二三五I)。臨時總會には特に附議すべき事項は決つてゐないから、定時總會に附議すべき決算案・利益金處分案等を附議するも差支ない。

(三) 特種總會——とは、會社が數種の株式(普通株・優先株・後配株)を發行し、又は株金拂込額を異にする株式がある場合に、ある種類又はある拂込額の株主に損害を及ぼすべき事項を議する場合、當該種類又はその拂込額の株主のみを以て構成される株主總會をいふ。

會社が數種の株式を發行した場合、又は同種類の株式中拂込額を異にする二種以上のものがある場合に、

(1) 定款の変更が、ある種類の株主又はある拂

込額の株主に損害を及ぼすべきとき

(2) 増資・減資又は會社の合併決議に於て、新株の引受、株式の合併若しは消却、又は合併による株式の割當に關し、株式の種類又は同種類の株式中拂込額に從ひ格別の定をなすとき

(3) 會社の合併によりある種類の株主又は同種類中拂込額を異にする株主に損害を及ぼすべきとき

は株主總會の決議の外、その種類又はその拂込額の株主のみの總會の決議を要する(商三四五—三四七)。

#### 延會と繼續會

(一) 延會とは——召集された株主總會で、會議の目的たる事項に關して議事に入らず、その總會で、株主總會開催の日時を延期する旨の決議をし、これに基いて開催する總會をいひ、

(二) 繼續會とは——總會を開いて議事に入つたが、その議事を中止し、別な期日を定めて總會を續行する決議をし、この決議に基いて開催する總會を



いふ。

新法は總會に於て延期又は續行の決議をなし得ることを明定した(商二四三前)。この場合には、同一の總會が繼續してゐるものと認め得るから、更に改めて總會招集手續を繰返す必要はない(同條後)。

公告候也

昭和年月日

何株式會社

### 株主總會の招集手續

#### 總會の招集をする者

(一) 原則として取締役が招集する

(一) 株主總會は定時總會たるを臨時總會たるを問はず、商法に別段の定めある場合の外、取締役が招集する(商二三一)。取締役は各自招集権を有する。定款を以て招集すべき取締役を定めた場合に他の取締役が招集しても定款違反だが、その招集は無効ではない(大審昭七)。

(二) 取締役が總會を招集するには、その過半数の決議を要する(商二三六)。

取締役が各自招集権を有する結果、舊法ではこの規定がなかつたため、重役間に抗争がある場合、總會の招集が二途に出で、何れが正當か不明で株主が困ることがあつたので、新法はこの規定をし

九。

總會招集の決議は、法が取締役會を認めてゐない以上、特に會議を開いて決議するを要せず、持廻り決議でも差支ない(大審六一〇)。

取締役の決議によらずに、ある取締役が獨斷で招集した總會の決議でも當然無効でないが、決議取消の訴(商二四七一)の原因となる。

(一) 右の決議は、招集するが否かを決するので、この決議に基いて一人の取締役の氏名で招集する。取締役が定時總會の招集を怠ると五千圓以下の過料に處せられる(商四九八七)。

#### 〔書式一〇九〕

##### 株主總會招集通知書(一)

(通常ノ場合)

拜啓益々御清祥奉賀候陳者左記目的ノ爲メ昭和廿年七月廿日午前十時東京市東區市橋町番地當社本店ニ於テ第何回定時(臨時)株主總會開催致候御出願相成度此段御通知申上候  
退而當日御出願無之場合ハ別紙委任狀ニ御記名御印(當社印)ノ上折返シ御送附相願度申上候  
會議ノ目的タル事項

#### 株式名義の書換停止

通常會社は、定款に總會招集の通知を發した日から、その總會終了の日まで株式名義の書換を停止し得るものとしこの場合には公告をする。

これは何人が總會日に於て株主だかを確定する必要からで、之を自由にして置くと、招集通知後株式を譲渡した者は、株主でないのに株主権を行ひ得ることになり、反對に譲受人は、眞に株主だのに議決権を行使し得ない不都合を生ずるからだ。

#### 〔書式一〇八〕

##### 株式名義書換停止公告

當社定款第何條ニ依リ昭和何年何月何日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄株式名義ノ書換ヲ停止スル

- 一 本年度上半期營業報告書財産目録貸借對照表損益計算書利益金處分案承認決議ノ件
- 二 監査役登名任期満了ニ付改選ノ件

昭和廿年七月五日

東京市東區市橋町

何株式會社

取締役社長 何 某

株主

殿

印紙

委任狀

抽者債

ス

一、昭和廿年七月廿日開催ノ何株式會社第何回定時(臨時)株主總會並ニ其ノ繼續總會及延期總會ニ出席シ議決權ヲ行使スル件

右代理委任狀仍而如件

昭和 年 月 日

住 所

株主

〇

(二) 例外——右の如く總會は取締役が招集するのが原則だが、臨時總會は次の場合には他の者により又は請求によつて招集される。

(一) 監査役が招集する場合

(1) 監査役が必要と認めるとき——臨

時總會は監査役も招集することができる(商二三五前)。

きは、會社内部に亂脈不正の疑がある場合が多いから、この總會では會社の業務及び財産状況を調査させるため、特に検査役を、選任することができる(同條後)。

監査役が臨時總會を招集する場合にも監査役過半数の決議を要する(商二三六)

(2) 裁判所の命令により監査役が招集する場合——會社の業務執行に不正行為又は法令・定款違反の重大事實の存在の疑があるため、少数株主の申請による検査役が裁判所から選任され、その調査報告に基き裁判所が必要と認められた場合には、監査役に總會の招集を命じ得る(商二九四)。この招集命令に違反すると制裁がある。

#### 〔書式一〇〕

##### 株主總會招集通知書(11)

(監査役ガ招集スル場合)

拜啓左記目的ノ爲メ取締役ニ對シ臨時株主總會ノ招集ヲ請求シタルモ之ニ不應候然レ共左記事項ハ當社ニ重大ナル利害關係有之候ニ付昭和年月日午前何時東京市東區市橋町番地何會館ニ於テ當社臨時株主總會開催候間御出願相成度此段御通知申上候  
退テ當日御出願無之場合ハ別紙委任狀ニ御記名御印ノ上御送附相願度申上候  
會議ノ目的タル事項

一、取締役何某及何某ノ解任及其ノ後任選定ノ件

東京市東區市橋町

何株式會社

監査役 何 某

株主 何 某

(委任狀ハ書式一〇九ニ準ス)

(一) 少数株主の請求による招集——資本の十分の一以上に當る株主が、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を、取締役提出して總會の招集を請求したときは、取締役は、二週間内に總會を招集することを要する(商三七七)。

(1) 株式會社は多数決によつて會社の意思を決し且つ少数の取締役によつて業務を執行するのだから、多数の壓制や取締役の專横を抑制し少数株主を保護するためにこの規定を設け



- (2) 資本の十分の一は、株主数に關係なく一人でも數人でも十分の一以上になればよい。この権利は奪ふべからざる權利で、十分の一の制限を二十分の一といふ如く輕くすることは差支ないが、重くすることは許されない。併しこの規定を定款に定めてある實例はない。
- (3) 總會招集の請求は、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面であることを要し、口頭での請求は效力はない。

【書式一一一】

株主總會招集請求書

會議ノ目的タル事項

取締役何某ノ解任並ニ其後任者選任ノ決議ヲ爲ス

總會招集ノ理由

一、取締役何某ノ行動ニ付テハ從來兎角ノ懸評アリシ所今般何横領事件ニ因リ日下何警察署ニ留置取調中ナルモ同人ハ取締役辭任ノ勸告ニモ括トシテ耳ヲ藉サス此ノ如キ人物ヲシテ會社業務ノ執行ヲ繼續セシムルハ更ニ當會社ノ名譽信用ヲ毀損スルコト測リ知ル可カラサルノミナラス會社ノ業務執行ニモ甚クシキ支障ヲ來スヲ以テ直ニ之ヲ解任シ其ノ後任者ヲ選任スヘキハ當然ナリトス

二、依テ右ノ目的及理由ニ依リ株主總會ヲ招集スル必要有之資本ノ十分の一以上ニ當ル株主タル拙者等ニ於テ請求致候速ニ株主總會招集手續相成度此段及請求候也

年月日

右何 某御  
何 某御  
(以下記名捺印)

東京民事地方裁判所御中

【書式一一二】

少数株主が招集する場合——右の請求があつた後二週間内に取締役が總會招集の手續をしないとき(その理

由を問はない)は、請求をした株主は裁判所の許可を得て自らその招集をなし得る(商二三七五)。

この申請は會社本店所在地の管轄地方裁判所に、書面を以て取締役がその招集を怠つた事實を疏明してなすことを要し(非二二六一、一三二)、裁判所は理由を附した決定を以て裁判する。申請を認許する裁判に對しては不服申立はできぬ(非一三三)。

【書式一一三】

株主總會招集許可申請

東京市區町番地 何株式會社五百株ノ株主 申請人 何 某  
東京市區町番地 同 三百株ノ株主 申請人 何 某  
東京市區町番地 申請人 何 某  
(以下申請株主列記)

申請ノ理由

何株式會社取締役何某ノ解任並ニ其後任者選任決議ノ爲申請人等ニ於テ株主總會ヲ招集スルコトノ許可ヲ求ム

定めることが出来る(商二三七五)。

(1) この場合の招集費用は、取締役が請求によつて招集する場合は決議事項中に記載し、裁判所の許可によつて株主自ら招集する場合には、裁判所が決定中に定めることとならうと思はれるが、請求者の負擔と定めなるときは會社の負擔となる。

(2) この場合を豫想して、費用負擔に付て定款に決めて置くのも一方法だ。

**招集の通知を受くべき者**

(一) 發信時の名簿記載の株主に發する——總會招集の通知は、通知を發する時の株主名簿に記載された株主宛に發送する。

(1) 無能力者の法定代理人が株主名簿に表示されて居れば、法定代理人宛に發送するが、表示がないときは本人宛に發送する。

(2) 法人の代表者の表示があればその者に發するが、その表示のないときは法人宛に、又表示された代表者が更迭若は死亡し未届のときは、名簿上の記載に基いて發しても有効である。

(3) 株主が死亡し相続届のないとき名簿上の死亡者宛に發しても有効である(大審昭八)。

(4) 總會招集の通知を發した後その株式を譲受

- 申請ノ理由
- 一、前記會社ハ資本金百圓一株ノ金額五十圓株式數貳萬株ノ株式會社ニシテ申請人何某ハ何株、何某ハ何株ノ各株主ニシテ其ノ株式合計何株此金額十何圓ナルトコ前記會社ノ取締役何某ノ行動ニ付テハ從來兎角ノ懸評アリシ所何横領事件ニ因リ日下何警察署ニ留置取調中ナルモ同人ハ其ノ非ヲ悔イテ取締役辭任勸告ニモ耳ヲ藉サス
  - 二、此ノ如キ人物ヲシテ會社業務ヲ執行ヲ繼續セシムルハ更ニ會社ノ名譽信用ヲ毀損スルコト甚大ナルノミナラス會社ノ業務執行ニ甚シキ支障ヲ來スヲ以テ申請人等ハ年月日右會社取締役何某ニ對シ書面ヲ以テ申請ノ趣旨記載決議ヲ目的トスル株主總會ヲ招集ヲ請求シタリ
  - 三、然ルニ其後二週間ヲ經過スルモ取締役等ハ何等正當ノ事由ナクシテ之カ招集手續ヲ怠リ在萬今日ニ至リタルモ右取締役ノ解任ハ忽セニスヘカラサルヲ以テ本申請ニ及ヒタリ
- 疏明方法
- 一、株主何某外何名ノ總會招集ノ通知ヲ受ケタルコトナキ旨ノ證明書ヲ以テ主張事實ヲ疏明ス
  - 附屬書類
  - 一、商業登記簿抄本 一通
  - 一、資本ノ十分の一以上ノ株式ヲ有スル證明書 一通
  - 一、總會招集請求書寫 一通
  - 一、總會招集手續ヲ怠リタル證明書 一通
  - 一、取締役何某ニ關スル報告書 一通
  - 右申請候也

【書式一一四】

株主總會招集通知書(四)

(少数株主カ招集スル場合)

拜啓拙者等ハ左記目的ノ爲年月日何株式會社臨時株主總會ヲ招集ヲ取締役ニ請求シタルモ之ニ應セザリシヲ以テ年月日之カ招集ニ付東京民事地方裁判所ノ許可ヲ得申候

依テ年月日午前何時東京市區町番地何會館ニ於テ同社臨時株主總會ヲ開催致候間御出席相成度御通知申上候

退而當日御出席無之場合ハ別紙委任狀ニ御記名御印ノ上御送附相煩度申添候

會議ノ目的タル事項

一、取締役何某ノ解任並ニ其後任者選任決議ノ件

年月日

東京市區町番地 何株式會社  
何百株ノ株主 何 某御  
(以下住所氏名株數記載捺印)

株主 主殿

少数株主の請求によつて招集した總會の招集費用は、請求した株主の負擔と



けた者は、譲受人の地位を承継し、従つて招集通知の效力をも受けるから、改めて通知を要しない。

(二) 名簿記載の株主の住所又は通知場所宛に發する——總會招集の通知は株主名簿に記載した株主の住所又はその者が會社に通知した住所に宛て、發送すればよく、通知は通常到達すべかりし時に、到達したものと看なされる(商三二四)。故にその通知が事實到達しなくてもその効果を受ける。

(三) 株主名簿に記載された株主に對しては洩れなく通知を發すること——決議無効の訴の原因となる。併し議決権なき株主(商三二四)は、總會出席の權限もないものと認め得るから、招集通知を出す必要はない(商三二三)。

(四) 又無記名株式を發行した場合——には個々の總會の招集通知に代へて一定事項を公告せねばならぬ(同條三)。

### 招集期日

總會を招集するには、會日より二週間前に各株主に對して招集の通知を發することを要する(商三二二)。この通知は發すればよいので、到達の有無は問題でなく、通常到達すべかりし時に到達したものと看なされる(商三二四)。この法定期間を缺くと招集は違法となる。

(一) 二週間前とは、發した日と會日を除きその間が二週間あることを要する(東大六、東地六一〇)。

(二) この期間は株主に總會出席の準備をさせるためだから、總株主の同意があれば、二週間の期間は必要ではない。又期日を定めて總會招集の通知を發した後これを變更するには、その變更通知は會日より二週間前にせねばならない。

### 招集の場所

總會招集の通知には、總會開催の地及び場所を具體的に知り得る程度に表示せねばならぬ。その招集地に付て定款に定があればそれに従ひ、定のないときは本店の所在地又は之に隣接する地に招集することを要する(商三二三)。

これは取締役が總會の紛糾や反對決議を避けるため、殊更不便過大な地で總會を開くのを一般株主保護のため防止するにある。

茲に地とは最小行政区劃で、市・町・村即ち東京市とか藤澤町とかいふ區域をいひ、隣接地とは、本店の所在地を取巻く最小行政区劃のことだ。この規定に違反してなされた招集による總會の決議は、當然無効とはならないが、決議取消の訴の原因となる(商三二七)。

### 目的事項の通知と公告

(一) 目的事項の通知——總會を招集

するには、招集通知書に會議の目的たる事項、即ち議事日程を記載すること(商三二三)。

(1) 會議の目的たる事項は、株主が豫め總會で審議さるべき事項を豫知して議決権を行ふのに十分準備をなし得る程度の記載があればよいから(大審明三七)、大體の決議項目を掲げて置けばよい。

例へば第何期貸借對照表・財産目録・利益金處分案承認の件とか、取締役・監査役選任の件とか、金何萬圓借入の件の如く表示する。

(2) 總會では通知書に記載された以外に亘つて決議することは許されないが目的たる事項に修正を加へて決議することは差支ない。

(二) 目的事項の公告——會社が無記名式の株券を發行したときは、會日より三週間前に總會を開くべき旨及び會議の目的たる事項を公告せねばならぬ(商三二三)。無記名株主は、その住所氏

名を知るを得ないから、公告することとし、又三週間前としたのは、公告は個別通知より會日を知るに不便だからである。この三週間前の意味は二週間前と同様である。會社が議決権のない無記名株のみを發行してある場合は、この公告を要しない(商三二三)。

### 〔書式一五〕

#### 定時株主總會招集公告

昭和廿年七月廿日午前十時東京市區町番地當社本店ニ於テ左記事項決議ノ爲メ第何回定時株主總會ヲ開催致候ニ付此段公告也

一、本年上半期營業報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益金處分案承認決議ノ件

一、監査役受任期満了ニ付選任ノ件

昭和何年何月何日

東京市區町番地  
何株式會社  
株主各位

### 株主總會の開會

#### 株主の議決權

株主は社團法人たる會社の構成分子をなすと共に、他方會社の機關たる株主總會の構成員として種々の權限を有し、それには單獨で行使し得るものも他の株主と共同で行使し得るものもあるが、その内重要なものは議決權だ。

(一) 議決權とは——株主總會に出席して決議を行ふ權限をいひ、各株主は一株に付一個の議決權を有するのが原則だから(商二四一)本)、百株の株主は百個の議決權を有する。

然らば一株主がその有する數個の議決權を分割して、例へば百株中五十株に付てのみ議決權を行使し、又は五十株は賛成五十株は反對の如く行使し得るやに付ては議論があるが、通説は之を否定し株主一人に付ては、その有する全部の議決權に付て贊否何れかに意思は統一さるべきものとする。



(二) 議決権はある場合には制限される。各株主が有する議決権は制限される場合がある。

(一) 定款を以て十一株以上を有する株主の議決権を制限することができる(商二四一I但)。これは大株主の専横を防ぐためだが、實際上かくの如き規定を定款に定めてある例は殆んどない。

(II) 定款を以て株式の譲受を株式名簿に記載後、六ヶ月を超えない株主に議決権なきものと定め得る(同上)。これは俄に株式名義の書換をして、権限行使に名を藉りて行はれる總會荒し封じだ。六ヶ月の計算は、株式名義書換の翌日から起算して會日の前日までだ。(III) 會社はその有する自己の株式に付ては議決権を有しない(商二四二I)。會社は原則として自己の株式を取得し得ないが、例外として取得し得る場合があることは先に述べた(二〇三頁)。

(III) 會社が數種の株式を發行する場合に、定款を以て、その内ある種類の株式に付て株主に議決権なきものとすることが出来る。この株式の株金總額は、資本の四分の一を超えることを得ない(商二四二II)。

(I) 無議決権株を認めたるのは米國その他の立法例を取入れたもので、經濟上に於ては株主と社債権者と殆んど差異なく、株主のある者は會社經濟の野心なく、専ら投資として株式を取得する。即ち會社に對する投資と經營との分離が行はれ、投資家たる株主は會社經營には關心を持たず、經濟的に有利な取扱を受けらる。故に會社は之等の株主に優先株を與へその代償として議決権を奪つたのである。

(2) 無議決権株を定めるのは、會社が數種の株式を發行する場合に限られ、同種の株式で單に拂込を異にする場合には許されない。又この株式は株金總額の四分の一を超えることを得ないとしたのは、少數の有議決権資本を以て多額の無議決権資本を支配することを避けるためだ。

(3) 無議決権株の定は定款を以てすることを要するが、原始定款によつても、亦後日その株主全員の同意を得れば定款變更手續によつてもなし得る。

(4) 無議決権株主は議決権を有しないから、この種株主は定款の變更によつて損害を被る場合がある。この場合には株主總會の決議の外に議決権なき株主の總會の決議を要する(商三四五)。

(5) 無議決権株主は、議決権以外の株主の権限は有するが、法は定款の規定を以て、各種の少數株主権を奪ふことを得るものとしてゐる(商二四二I後)。

(V) 無記名式の株券を有する者は、總會の日より一週間前に株券を會社に供託せねば、議決権の行使はできぬ(商二三八、二九九)。

(VI) 總會の決議に付て特別の利害關係を有する者は、その事項に付ては議決権を行使し得ない(商二九九)。特別の利害關係とは、一般株主に對する特定株主の個人的利害關係の意味だ。故に

(1) 取締役又は監査役の報酬額決定の決議にはその取締役や監査役は加はり得ない。  
(2) 計算書承認決議には取締役、取締役に訴を提起する決議又は取締役解任決議には、當該取締役はその決議に加はることはできぬ。  
(3) 會社の業務並に財産状況を査せしめるため、査査役選任の決議にはその業務や財産總

理に關與した取締役や監査役は、議決権を有しない。

(4) 特定株主の利害關係をいふから、會社が數種の株式を發行した場合、定款變更がある種の株主に損害を及ぼすときは、株主總會の決議の外にその種類のみの株主總會の決議を要する(商三四五)。この場合數種の株式を有する株主は、間接には利害關係があるが、株主總會の決議に加つても差支ない。  
(5) 特別の利害關係を有する者は、代理人として他人の議決権をも行使することはできぬ。異説があるが、その制限は議決の公正を期するにあるから、株主権の歸屬者が何人なりやでなく、議決権行使が何人なりやに重疊があるからだ。

### 株主總會の決議

#### 決議の方法

には、通常決議と特別決議とがある。

(一) 通常決議——とは、總會に出席した株主(委任状をも含む)の議決権の過半数を以てする決議で(商三三九I)、これを原則とする。この場合は法定足

數を定めてゐないから、株主の數は幾人でもよく、極端な場合は二三人でもなし得る。この議決権の中には、議決権の行使を制限された者(一七〇頁)の議決権は加算されない(商二四〇)。

(二) 特別決議——とは、總株主の半数以上で資本の半額以上に當る株主が出席し、その議決権の過半数を以て爲す決議をいふ(商三四三I)。

(I) 議決権法定数の計算

(1) この場合議決権のない株主は之を總株數の員數に、その有する株式金額は之を資本額に算入されない。  
(2) 無記名株券を有する者は、會日より一週間前に、株券を會社に供託することを要するが(商三三九I)、之を供託しないものは、總株主の員數に算入しない(商三四四)。  
(3) 總會の決議に特別の利害關係を有するため行使し得ない議決権は、議決権の總株主數及び總資本額に算入しない(商三四四)。

(II) 假決議——特別決議を要する場合に、右の法定数の株主が出席しないときは、特別決議に代る便法として假

決議の方法が定められてゐる。即ち

(1) 出席した株主の議決権の過半数を以て假決議をなし、各株主にその假決議の趣旨の通知を發し、且つ無記名式の株券を發行したときはその趣旨を公告し、

(2) 更に一と月以内に第二回の株主總會を招集し、第二回の株主總會で出席した株主の議決権の過半数を以て假決議の認否を決する(商三四三II)。

この二回の通常決議で特別決議と同一の效力を生ずる。これは法定數出席の困難に處する便法である。併し定款變更が會社の目的たる事業を變更する場合に、この假決議の便法によることを得ない(商三四三III)。これは甚だ重要事項だからだ。

(III) 特種決議——舊法は前記の特別決議のみを規定してゐたが、新法は右の外に會社が數種の株式を發行した場



合、定款變更がある種類の株主に損害を及ぼすときは、株主總會の外にその種類の株主の總會の決議を要するものとし、この決議はその種類の株主の半数以上にして、その株主總額の半額以上に當る株主が出席し、その議決権の三分の二以上の多数を以て爲すべきものとした(商三四五)。特種株主總會の特別決議である。

以上は法定の決議方法だが、會社はある事項の決議に付ては、株主の四分の三以上の出席を要するといふ如く、特別の決議方法を定めることは自由である。

**議決権の代理行使**

株主は自ら總會に出席して議決権を行ふのが原則だが、遠隔の地に在る者又は差支ある者は、代理人を以て議決権を行ふことができる。この場合には、

代理人は代理権を證する書面(委任狀)を會社に差出す事を要する(商三三九)。

- (1) 會社事務の實際に於ては、株主が出席し得ない場合の便宜のため、總會招集通知狀の中に、會社所定の委任狀を封入するのが慣例だが、委任狀の捺印は、豫て會社届出の印でなければ真正の株主の委任狀なりや不明となる。
- (2) 實際上届出以外の捺印をし、又女子の名前が平假名なのに、片假名や變體假名を記載したのがあるが、これ等の場合でもその株主の委任狀と認められる限り有効として取扱ふ。委任狀の貼付印紙に消印の有無は効力に影響はない。
- (3) 代理人たるべき者は、定款ではその會社の株主に限る旨を定めてゐるものが多い。

**總會で決議すべき事項**

(一) 決議事項の内容——決議事項には、商法が總會の決議を要するとしてゐる事項と、定款の規定で總會の決議事項とするものと、右以外の事項で、取締役が任意に總會に附議するものとある。そしてこれ等の決議事項には、普通決議によるものと、特別決議を要するものとある。

るものとする。次に之を列挙する。

**(I) 普通決議事項**

- (1) 總會は取締役の提出した書類及び監査役の報告書を調査せしむるため検査役を選任し得る(商三三八)。
- (2) 財産目録・貸借対照表・營業報告書・損益計算書類の承認(商二八三、二八一)。
- (3) 準備金及び利益又は利息の配當に關する議案(同上)。
- (4) 取締役・監査役の選任及び解任(商二五四、二五七、二八〇)。
- (5) 取締役・監査役の報酬の決定(商二六九、二八〇)。
- (6) 取締役に対する競争業行為の認許(商二六四)又は競争業禁止違反の場合の介入權の行使(同條II)。
- (7) 取締役・監査役に對する訴の提起・取下・和解・請求の撤棄(商二六七、二七九)。
- (8) 普通清算に於ける清算人の選任及び解任(商四一七、四二六)。
- (9) 普通清算に於ける清算人の報酬の決定(商四三〇)。

**(II) 特別決議事項**

- (1) 營業の全部又は一部の譲渡(商二四五)。
- (2) 營業全部の賃貸、その經營の委託、他人と營業上の損益全部を共通にする契約、その他之に準ずる契約の締結・變更又は解約(同上)。

- (3) 他の會社の營業全部の譲受(同上)。
- (4) 發起人・取締役・監査役の會社設立に關する損害賠償責任の免除(商一九六)。
- (5) 取締役又は監査役に對する任務懈怠による損害賠償責任の免除(同上)。
- (6) 會社が成立後二年内にその成立前より存在する財産にして、營業の爲に繼續して使用するべきものを、資本の二十分の一以上に當る對價を以て取得する契約(事後設立)を爲す場合(商二四六)。
- (7) 會社が特定の者に對し、將來その増資の場合に於て新株の引受權を與ふべきことを約する場合(商三四九)。
- (8) 資本増加後二年内に、その増加前より存在する財産で、營業の爲に繼續して使用するべきものを、増加資本の二十分の一以上に當る對價を以て取得する契約(事後増資)をなす場合(商三七五)。
- (9) 會社の成立後二年内に増資する決議をなし又は倍額以上に増資する場合に、現物出資又は財産引受事項を定めたる場合(危險増資)の報告總會の決議(商三五五)。
- (10) 社債の募集(商二九六)。
- (11) 定款の變更・増資・減資・會社の目的たる事業の變更の決議(商三四三)。
- (12) 會社の解散又は合併(商四〇五、四〇八)。

- (1) 任意決議事項——は法律又は定款に定めないが、會社として重要性ある事項は取締役が獨斷專行せず株主總會にかけ、その最高意思に従つて處理するのが職務に忠實な所以で、例へば
  - (1) 多額の借入金をする場合——社債募集に付ては、法はその多寡を論ぜず、嚴重詳細な規定を設けてゐるが、借入金に付ては、如何に多額に上つてゐても、取締役の一存に委され得るのは權衡を失する。
  - (2) 會社整理の申立、特別清算の申立等
- (2) 決議の範圍——特定の株主總會で決議し得べき事項は、總會招集の通知又は公告中に會議の目的たる事項として示された事項に限り、それ以外の
- (3) とき(商三四五)
  - (2) 右の場合に増資・減資又は會社合併決議に於て、新株の引受・株式の合併・消却又は合併による株式割當に關し、株式の種類に従ひ格別の定をなす決議をするとき(商二二二)及び會社の合併により、ある種類の株主に損害を及ぼすべきとき(商三四六)。
  - (3) 同種類の株式中、拂込額を異にする二種類以上のものがある場合、右(1)(2)の事由あるとき(商三四七)。

事項に亘ることを得ない。これは出席しない株主不知の間に、不測の決議をなすことになるからだ。併し決議事項を修正して決議し、又は之に關聯して附帶決議をすることは差支ない。

**總會の議事録**

株主總會の議事に付ては議事録を作らねばならない。

(一) 作成方法——議事録には、議事の經過の要領及びその結果を記載し、議長並に出席した取締役及び監査役が署名せねばならぬ(商二四四)。

**特種決議事項**

(1) 會社が數種の株式を發行した場合に、定款の變更がある種類の株主に損害を及ぼすべき

- (1) 總會の議長は何人がなるかは通常定款に定めてあるが、その定がないときは、總會で選舉すべきもので、選舉の前掲たる總會の開催は、總會招集の通知を發した者がする。
- (2) 議事の經過の要領とは、會議の開催・提案これに對する協議の要領、閉會等をいひ、要領だから一々提案理由の説明、質疑應答の詳細を記す必要はないが、賛否の意見の要領は記載すべきだ。
- (3) 決議方法例へば記名・無記名の投票とか、



起立・舉手とか、議長指名とかも記載する。議事の結果は、可決可否決かを明にし、賛成票数等をも記載する。

(4) 出席株主及びその株数は、賛否の議決数を明にする基礎となり、且つ特別決議には、特にこの點を明にする必要があるから記載を要する。

(5) 署名する取締役並に監査役は、出席した全員である。議事録に議長や出席取締役及び監査役が署名しなかつた場合でも、效力には變りはない。

〔書式一六六〕

株主總會議事録

(定時總會ノ場合—通常決議)

年月日午前十時東京市區町番地本社ニ於テ當會社第何回定時株主總會ヲ開催ス

株式總數 貳萬株

株主總數 百六拾名

内出席株主(委任狀共) 百名

此株式總數 壹萬五千株

定刻取締役社長何某氏議長何某氏開會ヲ宣シ取締役何某氏期ノ營業狀況ノ概要ヲ説明シタル後

第一號議案 營業報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益金處分案承認ノ件

ヲ附議滿場異議ナク承認可決ス

第二號議案 監査役一名任期滿了改選ノ件

ヲ附議株主何某ハ議長指名ノ動議ヲ提出滿場之ニ賛成シタルヲ以テ議長ハ株主何某ヲ監査

役ニ指名シ同氏ハ其ノ就任ヲ承諾シタル以上議案全部ヲ議了シタルヲ以テ議長開會ヲ宣ス時ニ午前拾壹時分

右議事ノ經過並ニ結果ヲ明確ナラシムル爲メ議事出席取締役及監査役左ニ署名捺印ス

年月日

何株式會社

議長 何 某

(以下出席取締役、同監査役署名捺印)

(一) 議事録の訂正——議事録に明白な誤謬があつたときは、後日訂正して

差支ないが、故意に不實の記載をし又は記載すべき事項を記載しないと五千圓以下の過料に處せられる(商四九八)。

訂正するには、その箇所に署名重役が印を捺し、訂正箇所に注意せしめるため赤線で抹消し、抹消文字が読み得るやうにして置くこと。

(三) 議事録の備置及び閲覧——取締役は、議事録を本店及び支店に備へて置き、株主及會社債権者の請求があれば、營業時間内は何時でも閲覧させねばならぬ。この備置を怠り又は正當な事由なくして閲覧を拒むと、五千圓以

下の過料に處せられる(商二六三、四九八二〇三)。

決議に関する訴

決議の瑕疵は訴を以てのみ争ひ得る

株主總會の決議は、常に適法に行はれるとは限らず、總會招集が権限のない者によつてなされ、招集手續、決議の方法、内容等が法令や定款に違反した如き場合には、その決議は無効又は取消すべきものである。

所が總會は法定の方法によつて招集され、多數の者によつて決議され、然もその效力如何は多くの者に多大の關係を及ぼすから、法は裁判外に於て勝手にその效力を否定することを認めず、その效力を争ふには常に訴によるべき

ものとした。

訴の種類とその原因

株主總會の決議に関する訴には

- (1) 決議取消の訴
- (2) 決議無効確認の訴
- (3) 決議の取消又は變更の訴
- (4) 一般訴訟に於て決議無効を主張し得る場合がある。

(一) 決議取消の訴——とは、總會の招集の手續又はその決議の方法が、法令若は定款に違反し、又は著しく不正なとき、その決議の取消を請求する訴をいふ(商二四七)。

これは舊法の決議無効の訴(舊商一六三)に該當するもので、判決によつて初めて決議が無効となる(形成判決といふ)から、判決で決議の取消があるまでは、決議は一應有効なものとして存在する。従つて決議が當然無効な場合の無効確認の訴とは違ひ、決議の瑕疵も比較的輕微で、兎に角一應總會の決議と認め得る。

(二) 取消の原因がある場合、決議のみによつて取消され、たとへ訴の提起

があつても、取消されるや否や不明だから、取締役は決議に基いて業務を執行すべきだが、決議が取消される可能性が多いときは、一時決議事項の執行を中止すべきだ。

て從來争があつたが、新法は取消原因とし(商二四七)後

(2) 無記名株主が株券を會社に供託せしむる決議を行つた(商二二八・二二九)

(3) 代理権のない者又は決議に特別の利害關係ある者が決議に加つた(商二二九)四、二四〇

(4) 十一株以上を有する株主の議決権の制限に反して議決権を行ひ、無議決権株主や會社が自己株に付て議決権を行つた(商二四一)

(5) 定款に議長の資格の定めある場合、無資格者を議長として議決した場合等

(3) 決議が著しく不正なとき——とは、決議が法令又は定款に違反はしないが、著しく公正を缺く場合、例へば

(1) 株主の會合に不適當な時刻・場所を強ひて選んで株主の出席を妨げた

(2) 議長が横暴を揮つて強ひて決議を成立させたる場合等

以上の取消原因は形式的であつて、決議の内容に關するものではない。

(二) 決議無効確認の訴——とは、決議の内容が強行法規、公序良俗又は定款に違反し當然無効な場合に、それを理由として實質的に決議が無効なこと



の確認を求める訴で確認判決の一だ。故に取消の訴の如く、一應有効として存在するものを取消し無効とするのでなく、當然無効な決議を無効なりと確認するに過ぎない。

- (一) 無効原因——法は總會の決議の内容が法令又は定款に違反することとしてゐる(商二五二)が、その趣旨は、決議の内容が強行法規・公序良俗に違反する場合で、この場合形式的違法は含まない。これは前記の取消の訴の原因となる。決議内容の違法は、例へば
  - (1) 会社が違法な事業を目的とする爲に法定款變更の決議
  - (2) 少数株主権を奪ふ決議又はその法定限度を重くする決議
  - (3) 株金以上の拂込の決議
  - (4) 株主の訴権を奪ふ決議
  - (5) 法定の特別決議事項を通常決議を以て足るとする決議等
- (二) 決議取消の訴は、決議の日より一ヶ月内に提起することを要するが、

決議無効確認の訴には出訴期限の制限はない。これは取消し得べき違法は形式的に有効として存続するから、一定期間内に異議が出なければ正當化されたものとするのが妥當だが、實質的に無効なものはその経過によつて治癒し得ないからだ。

- (三) 決議の取消又は決議變更の訴——總會の決議に付て、特別の利害關係を有する者は議決権を行使し得ないが(商三九四)、この場合、その決議が著しく不當で、その株主が議決権を行使してゐたならば、その不當決議を阻止し得べかりし場合には、その株主は決議の取消又は變更の訴を起すことができる(商二五三)。
- (一) 法が決議の取消の外變更を求め得ることとしたのは、決議取消の判決があると、決議をやり直す必要が生ずるが、再度の決議で同様の決議をされることの明な場合には、取消判決のみでは目的を達しないから、裁判所による變更を認められたのだ。

(2) 本條の趣旨は、特別利害關係者の議決権の数が多しに(例へば出資株主の過半数)、決議に参加し得ないため、比較的少数の株主のため、不當な決議をされることを防ぐにある。

(四) 決議無効の抗辯——会社が株主に對して訴を提起した場合に、決議の取消原因があるときは、取消されるまでは有効として存続するから、それを以て抗辯とし得ないが、その請求原因が決議無効によるときは、之を主張して株主は自己に對する請求を否認し得る。

例へば株金拂込請求事件に於て、会社が不正の事業をなす資金として、拂金の拂込を特に株主總會で決議した如き場合には、その決議は公序良俗に反し無効、従つて拂込義務なしと抗辯することができる。

訴訟手續

以上の内(四)は別として、(一)(二)(三)の訴訟手續は次の如く大體同様である。異なる點は別々に説明する。

(一) 訴の原告と被告

- (一) 原告——は
  - (1) 決議取消の訴、決議無効確認の訴は株主・取締役・清算人・監査役(商二四七I、四三〇II)。
  - (2) 特別利害關係者のなす決議取消又は變更の訴はその株主(商二五三I)で、(II) 被告——は常に會社である。この訴では會社は取締役、又は清算人が代表し、取締役が訴を起すときは、原則として監査役が會社を代表する。但し株主總會は他人(例へば顧問辯護士)にさせることができる(商二七七、四三〇II)。
  - (二) 訴を起すべき期間
    - (1) 決議取消の訴及び特別利害關係者の決議取消又は變更の訴は、決議の日より一ヶ月内に、提起することを要し(商二四八I、二五三II)、この期間を徒過するとその瑕疵は正當化され、決議の効力は絶対に争ひ得ないものとなる。

(2) 決議無効確認の訴には出訴期間の定はない。決議が當然無効であるからだ。

(三) 裁判の管轄——訴は會社の本店所在地の地方裁判所の專屬管轄だから(商二四七II、二五三II、八八、四三〇II)、當事者の合意を以て之を變更することはできぬ。

株主總會決議取消ノ訴狀

(株主カ起ス場合)

東京市東區町番地 某

原告 何 某

右訴訟代理人 某

辯護士 何 某

東京市東區町番地 某

被告 何株式会社

右法律上代理人 某

取締役 何 某

株主總會決議取消ノ訴

訴訟物ノ價額金百圓也

請求ノ趣旨

被告会社年月日爲シタル第何回臨時(定時)株主總會ノ決議ヘ之ヲ取消ス

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

トノ判決ヲ求ム

- 一、原告ハ被告會社ノ株主ナル所被告會社ハ年月日東京市東區町番地何處ニ於テ同會社臨時株主總會ヲ召集シ出席株主ノ過半数ヲ以テ何々ノ決議ヲ爲シタリ
  - 二、然ルニ該株主總會召集通知書ニハ會日ヨリ二週間前ナル年月日ノ記載アルモ原告ニ對スル召集通知ハ會日ヨリ五日前ナル年月日ニ發送シタルモノニシテ不適法ナルノミナラス右總會ニ於テ決議シタル事項中何々ハ株主總會召集通知書ニ其ノ記載ナキヲ以テ是亦不適法ニシテ該レモ商法第二百三十二條第一項第二項ニ違反スルコト明カナリ
- 依テ右決議ノ取消ヲ求ムル爲本訴ニ及ヒタリ
- 證據方法及附屬書類
- 一、被告會社定款寫
  - 一、株主總會召集通知書寫
  - 一、株主總會議事録寫
  - 一、商業登記簿抄本
  - 一、訴訟委任狀
  - 一、右訴提起候也
- 年月日
- 右原告訴訟代理人 辯護士 何 某

東京民事地方裁判所御中

(備考) 一、監査役其ノ他ノ者カ提起スル場合モ之ニ準スルコト

二、決議無効確認ノ訴狀、決議取消又は變更ノ訴狀モ之ニ準スルコト



(四) 訴の公告——訴の提起があつたときは、會社は遅滞なくその旨を公告せねばならぬ(商二四七II、二五二、二五三II、一〇五III)。

〔書式一一八〕

株主總會決議取消ノ訴訟提起公告

一、訴ノ提起者  
原告 東京市區町番地株主 何某  
二、受訴裁判所、事件番號  
何地方裁判所第何部昭和何年( )第何號  
一、訴ノ趣旨 年月日當會社ノ爲シタル株主總會ノ決議取消請求  
一、新提起ノ年月日 昭和年月日  
一、第一回口頭辯論期日 昭和年月日午前何時  
右當會社ニ對シ訴ノ提起アリタルヲ以テ此段公告候也  
年月日 何株式會社

(備考) 一、決議無効確認ノ訴、決議ノ變更又ハ取消ノ訴ノ場合ノ公告モ之ニ準スルコト

(五) 擔保の提供——株主(特別利害關係ある株主を含む)が決議取消の訴を提起したときは、會社の請求により相當の擔保を供することを要する。但し訴を

起した株主が、その會社の取締役又は監査役のときは、會社のためにするから擔保提供の義務はない(商二四九)。

これは原告敗訴の場合の損害賠償のみならず訴訟防止に役立つ。擔保は受訴裁判所が、申立によつて擔保額及び供託期日を決定する。この決定に對して原告は即時抗告をなし得るが、擔保提供の申立をした被告は、原告が擔保を供するまで應訴を拒むことができる。又原告が擔保を供すべき期間内にこれを供託しないときは、裁判所は口頭辯論を經ずに、判決を以て決議取消の訴を却下し得る(民訴一一七)。

〔書式一一九〕

擔保提供ノ申立

原告 何 某  
被告 何株式會社  
右當事者間ノ御昭和何年( )第何號株主總會決議取消請求(無効確認)事件ニ付原告ニ對シ被告ノ爲ニスル擔保提供ノ決定相成度此段申立候也  
年月日 右法律上代理人 被告 何株式會社 監査役 何 某

(六) 口頭辯論の開始、訴の併合  
(1) 辯論の開始——決議取消の訴及び

特別利害關係人の決議取消又は變更の訴に付ては、その出訴期間經過後でなければ口頭辯論は開始し得ない(商二四八II、二五三II)。これは右の訴が併合される結果、出訴期間を經過せねば幾つの訴が出るか不明だからだ。無効確認の訴は出訴期間の定がないからこの制限を受けない。

判決とその効果

(一) 原告勝訴の場合——原告の請求が理由ありとする場合は、決議の取消變更又は無効確認の判決をする。この判決は原被告間のみでなく第三者たる他の株主に對しても效力を生ずる(商二四七II、二五二、二五三II、一〇九)。即

ち對世的效力だ。この種の判決は何入に對しても一律に確定さるべきものだからである。

(一) 判決の効果

- (1) 決議取消の判決が確定すれば、その效力は決議の時に遡り決議のなかつたものとなり(大審六一〇)、變更の判決の場合も初から變更されたものとなる。
- (2) 無効又は取消決議に基く行為の效力——は

- (1) 法が總會の決議を有効條件としてある場合  
例へば利益利息の配當、取締役監査役の選任解任、合併決議による會社の解散、社債募集、商二四五、二四六條の特別決議事項の如きは、初から無効となることは明かだが、
- (2) 會社がその決議に基き第三者となした行為  
例へば買貸借の如きは、それが正當權限ある取締役によつてなされた以上は、決議の無効乃至變更は會社内部の意思決定に過ぎず、代表機關の權限に加へた制限は、善意の第三者に對し得ないから、その行為の效力は判決如何によつて影響を受けない(大審昭六)。
- (3) 決議の無効確認判決が確定したときはそれは當然無効なることの確認だから、それに基づいてなされた行為は、會社の内部的行為たる

と第三者となした行為たるを問はず無効である。

(二) 登記

決議した事項が登記されてあるとき、決議の取消・變更・無効確認の判決が確定したときは、本店及び支店の所在地でその旨の登記を要する(商二五〇、二五二、二五三II)。

登記は判決確定の日から本店所在地では二週間内、支店所在地では三週間内に總取締役によつて申請する(商一八八、六七、非一八八I)。

〔書式一二〇〕

株式會社ノ決議事項登記ニ對スル決議取消(又ハ無効)ノ登記申請

- 一、商號 株式會社興亞製作所
- 一、本店 東京市區町番地
- 一、登記ノ目的 決議事項登記ニ對スル決議取消(又ハ無効)ノ登記
- 一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ基キ年月日登記シタル目的ノ變更ニ付年月日東京民事地方裁判所ニ於テ決議取消(又ハ無効)ノ判決アリ同判決ハ年月日確定シタルニ依リ其ノ登記ヲ求ム
- 一、登録税 金拾圓(支店ハ貳圓)

(二) 原告敗訴の場合  
(一) 原告の請求が理由なしとする場合——には、原告敗訴となることは當然である。

(一) 斟酌による請求棄却——決議取消の訴の場合に、原告主張の決議取消原因が存する以上、裁判所は本來決議取消の判決即ち原告勝訴の判決を爲すべきだが、法は決議の内容、會社の現況その他一切の事情を斟酌し、その取消を不當と認むるときは、裁判所は請求を棄却し得るものとした(商二五一)。



これは決議の取消が會社及び第三者に重大な關係を及ぼすから、假令法律上取消原因が存在する場合でも、その決議を維持することが妥當な場合があるからだ。例へば

- (1) 一部株主への招集通知遅れや、議決権のない者が表決に加つた如き違法のある場合に、これ等の者の議決権が極めて少く、決議の内容に照し決議の結果に影響を及ぼさない場合
- (2) 決議を取消しても、會社の利益にも株主の利益にもならず、單に訴を起して示談金をせしめんとする會社荒しの場合
- (3) 既に決議に基づいて減資や増資が實行され、今取消すと會社や第三者のため非常な不利益を生ずる如き場合等

原告の責任——原告が敗訴した場合に、悪意又は重大な過失があつたときは、會社に對し連帶して損害賠償の責任がある(商二四七II、二五二、二五三I、一〇九)。

- (1) 取締役は株主たることを要せずとしたこと(商二五四、一六六、舊商二〇五)
- (2) 取締役の定員を缺いた場合に、一時その職務代行者を裁判所に申請し得るものとしたこと(商二五八II)
- (3) 會社の表見代表取締役行為に付ても會社の責任を認め善意の第三者を保護したこと(商二六二)
- (4) 取締役の營業禁止の範圍を擴張し、同種の營業を目的とする他の會社の取締役も含ませられたこと(商二六四I、舊商一七五I)
- (5) 株主總會の決議により又は少数株主の請求により、取締役に訴を提起したときは、總會又はその少数株主の決議又は同意がなければ取下・和解・請求の擧案をなし得ざるものとしたこと(商二六七II、二六八II)
- (6) 少数株主の請求による取締役に對する訴請求權の濫用防止のため、その要件を加重したこと(商二六八II、舊商一七八I)
- (7) 取締役の選任決議の無効又は取消の訴が擧

### 24. 取締役

#### 新法の主なる改正點

起された場合に、その取締役の職務執行停止職務代行者選任の假處分の申請をなし得ることを明定し、これを登記事項としたこと(商二七〇)、及び職務代行者の權限を定め、權限超越行為に付ても會社は善意の第三者に對し責任を負ふこととしたこと(商二七一)

#### 取締役とは

會社の業務を執行し、會社を代表する通常且つ常設の機關である。これを詳説すると

(一) 取締役は内部に於ては法令・定款・株主總會の決議に基き、會社の業務を執行し、外部に對しては會社を代表する通常の機關である。特定事項に付ては、監査役も會社を代表すること

がある。これに付ては後述する。  
(一) 取締役は常設の機關である。株主總會の如く、年二回乃至數回設置される機關ではなく常設され、一日と雖もこの機關を缺くことはできぬ。  
(二) 取締役は會社の機關である。會社の機關たる取締役は、取締役員を以て組織される。機關たる取締役に人格はないが、取締役員は人格者で、會社と委任關係に立つ。

これは國家の機關たる官廳と官吏との關係と同様だ。例へば官廳たる内務大臣は國家の機關で人格はないが、この官廳を組織する官吏は人格者だ。法は多くの場合、取締役員の意味に取締役なる語を用ひてゐる。

#### 取締役の選任

##### 選任方法

(一) 取締役は株主總會に於て選任す

る(商二五四I)。但し設立當初の取締役は發起人又は創立總會で選任する(商一七〇、一八三)。  
(二) これ以外の方法、例へば取締役を取締役會等で選任することは許されない。唯法は取締役中に缺員あるときは、取締役及び監査役の協議で、監査役中から一時取締役の職務を行ふべき者を定め得るとしてゐるが(商二七六一)、これは特別理由に基く例外だ。

#### 取締役としての資格

舊法は取締役は株主中より選任することを要すとし(舊商一六四I)、會社に緊密な關係者から選任さるべきことを期待してゐた。

- (1) 所が事實は株主外から取締役を求め、その者には名義上の資格株を持たせることが行はれた。これは人材を外部に求める實際上の必要があるからだ。
- (2) 故に新法はこの制限を撤廢したのである。併し會社は定款を以て取締役の有すべき株式

取締役たるべき者は自然人に限る。その任務が自然人たることを要するからだ。

#### 〔書式二二〕

##### 株券供託書

一、何株式會社株式 參百株  
但し自は第五〇號至は第五五號六枚  
右拙者所有株券定款ノ規定ニ依り供託候也  
年月日

何株式會社 監査役 何 某

前記ノ株券正ニ受領致候條當會社ニ保管可致候也  
年月日

何株式會社 監査役 何 某

何株式會社 監査役 何 某



取締役の員數・種類・任期

(一) 員數——取締役は三人以上たることを要する(商二五五)。最高限はないが、定款で最低限を法定員數より高め又は最高限を定めるのが普通だ。法定の最少限度三人を缺く場合は補缺選任を要する。

(二) 種類——定款を以て取締役中、社長・専務取締役・常務取締役等の區別をし、その權限を定めてゐるが、法律上の用語ではなく、又必ずしも會社代表權の有無に關しない。

(三) 任期——取締役の任期は三年を越えることを得ない。但し定款を以て任期中の最終の決算期に關する定時總會の終結に至るまで、その任期を伸長することができる(商二五六)。任期満了の場合再選を妨げない。

(1) この伸長を認めるのは、決算期中

に臨時株主總會を招集して選任するの煩雜を避け、且その期の決算に責任を持たせる意味だ。

(2) 任期中の最終の決算期の解釋に付

(1) 當該取締役の任期が年度末とその年度に關する定時總會の終るまでの間に満了する場合のみに適用があるとの説、例へば七月より十二月三十一日迄を決算期とする會社が、その年度の定時總會を翌年二月十日に開催するとすれば、十二月三十一日より二月十日までに任期が満了する場合に適用あり、任期が二月十一日以後に満了すれば適用なしとの説と、その満了が定時總會終結の前後に拘らず適用があるとの説とあるが、

取締役はそのなした行爲に對しては責任を持つことが當然だから、後説を適當とする。

取締役の登記

會社成立後取締役を選任したときは、設立登記事項(商一八八)の變更となるか

らその登記を要する(商一八八九、六七)。取締役が再選されたときも同様(大審明三四)。

登記は本店所在地では二週間内に、支店所在地では三週間内にすること、取締役・監査役の氏名、住所の變更の場合、代表取締役のみならず、その他の場合は總取締役の申請によつてする(非一八八)。

株式會社變更登記申請書(一)

(取締役變更)

- 一、商號 株式會社興亞製作所
一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
一、登記ノ目的 取締役(會社ヲ代表スヘキ取締役)變更登記
一、登記ノ事由 年月日株主總會ノ決議ニ依リ左ノ者取締役ニ選任セラレ同日就任シタルニ付其ノ登記ヲ求ム
東京市區町番地 上村 松吉

(死亡又ハ辭任) 取締役上村松吉ハ年月日死亡(辭任)シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

(解任及新任) 年月日株主總會ノ決議ニ依リ取締役中村竹吉ヲ解任シ左ノ者取締役ニ選任セラレ同日就任シタルニ付其ノ登記ヲ求ム

東京市區町番地 下村 梅吉

(重任) 取締役上村松吉、中村竹吉、下村梅吉ハ年月日任期満了ノ慶同日株主總會ニ於テ再選セラレ何レモ就任シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

(退任・重任・新任) 取締役上村松吉ハ年月日任期満了ニ付退任シ取締役中村竹吉ハ同日任期満了ノ慶同日株主總會ノ決議ニ依リ重任シ左ノ者同株主總會ニ於テ取締役ニ選任セラレ同日就任シタルニ付其ノ登記ヲ求ム
東京市區町番地 下村 梅吉

(即日就任セサル場合) 取締役何某、何某ハ任期満了何某ハ辭任ニ付株主總會ニ於テ新ニ左ノ通り取締役ヲ選任シ年月日就任ス

(代表取締役退任・選任) 取締役會社ヲ代表スヘキ取締役何某ハ任期満了ニ因リ年月日退任ス株主總會ニ於テ左ノ者年月日取締役會社ヲ代表スヘキ取締役ニ選任セラレ同日就任ス

(五選ニ依リ代表取締役選任) 定款ノ規定ニ基キ五選ニ依リ左ノ者會社ヲ代表スヘキ取締役ニ選任

セラレ年月日就任シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

- 一、登録税 金拾圓(支店貳圓)
一、添附書類 株主總會議事録 登通
(死亡ノ場合ハ戸籍抄本、辭任ノ場合ハ辭任届ヲ添附スルコト、五選ニ依リ代表取締役選任ノ場合ハ添附書類不要)
(支店所在地テハ本店所在地テ爲シタ事項ノ登記簿抄本ノミ)
右登記相成度申請候也
年月日

申請人 株式會社興亞製作所
東京市區町番地 取締役 甲野一郎

株式會社變更登記申請書(二)

(取締役ノ氏名住所變更)

- 一、商號 株式會社興亞製作所
一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
一、登記ノ目的 取締役ノ氏名(住所)變更登記
一、登記ノ事由 取締役中村竹吉ハ年月日中村武吉ト改名シ高村竹吉ト改姓シ(又ハ年月日其ノ住所ヲ東京市區町番地ニ移轉)シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム
一、登録税 金拾圓(支店貳圓)

取締役員と會社との關係

には、委任に關する民法の規定が適用される(商二五四)。故に

(一) 株主總會で選任したのみでは足らず、被選取締役の承諾があつて、會社との間に委任契約の成立によつて初めて取締役となる(民六四三)。故に實際に於ては豫め被選取締役の内諾を得て選舉する。

(二) 取締役は委任の本旨に従ひ、善良な管理者の注意を以てその業務を執







年月日

右申請代理人

辯護士 何 某

何地方裁判所御中  
(備考) 職務執行停止申請ノ場合モ之ニ準スルコト

假處分命令の變更又は取消

裁判所は一旦右の假處分命令を發しても、當事者(假處分命令申請人、被申請人たる取締役)の申立により、右の假處分を變更し又は取消することができ(商二七〇II)。

(一) 變更又は取消の要件——この變更又は取消は、假處分が民事訴訟法に基くから、矢張り同法の要件手續に従つてなされることを要する。即ち

- (1) 異議の理由ある場合(民訴七四五)
- (2) 起訴命令期間の経過の場合(同七四六)
- (3) 事情變更による場合(同七四七)
- (4) 特別の事情あるとき(同七五九)

等の場合に、それらの要件手續に従つて、先の假處分命令を變更又は取消

し得るのだ(民訴七五六)。

(二) 裁判の結果による登記——以上の假處分又はその變更・取消の裁判が確定したときは、その裁判をした裁判所は、會社の本店及び支店所在地の登記所に囑託して、その取締役代行者の氏名住所、又はその變更の登記をせねばならぬ(商二七〇II、非訟一八八ノ二、一三五ノ六)。所謂職權登記だ。

職務代行者の權限

(一) 權限の範圍——前記の假處分命令によつて選任された取締役の職務代行者の權限は、假處分命令に別段の定がなければ、會社の常務行爲に限り、常務に屬しない行爲は、本案訴訟の管轄裁判所の許可を受けねば爲すこととはできぬ(商二七二I)。この點は、法律又は定款所定の取締役の員數を缺いた場合に裁判所から選任された取締役の職務

代行者(商二五八II)の權限と大いに異なる。

常務と非常務とは、各個の場合に付て判斷する外ないが、定時總會の招集、通常の取引行爲等は常務に屬するが、株金の拂込、重要な財産の處分及び取引(殊に商二四五・二四六の事項)社債の募集、定款の變更、解散等に關する總會の招集の如きは常務に屬しない。

(二) 權限外の行爲をなす場合——常務に屬しない行爲をなす必要を生じたときは、裁判所の許可を得てなし得るが、この場合でも總會の決議事項に付ては、その決議を要するは勿論だ。それは本來の取締役でも決議を要するから、假令裁判所の許可を得ても、本來の取締役以上の權限ありとは云へないからだ。この許可は個々の行爲に付てなされるべきもので、概括的には許可されぬ。

許可申請——は職務代行者がする(非訟一三二ノ五I)。

(1) 申請を認許する裁判に對しては、それによつて權利を害されたとする者(非二〇I)は

亡・破産・禁治産・資格喪失等である

辭任

取締役と會社は、委任關係に立つから取締役は何時でも辭任し得るが、會社のために不利な時期に辭任すれば、因つて生じた損害を賠償する責任がある併し已むことを得ない事由による辭任の場合は、たとへ損害が生じても賠償義務はない(商二五四II、民六五一)。

- (1) 會社のために不利な時期とは、會社の他の取締役に於てその事務處理に付て支障があり又他の者に過當なく處理させることもできぬ如き場合をいふ。
- (2) 已むことを得ざる事由とは、各個の場合に付て判斷する外ないが、病氣・公用による出張等の場合である。
- (3) 辭表は殘留取締役宛に提出する。

解任

(一) 解任は何時でもできる——取締役は會社と委任關係に立ち、株主總會で選任されるから、總會の決議を以て

- (2) 即時抗告をなすことができる。
- (3) この抗告は執行停止の效力を有する(非訟一三二ノ五II)。
- (4) 許可申請を却下されたときは、職務代行者は抗告をなし得る(非訟二〇II)。

株式會社ノ常務外ノ行爲許可申請

何市區町番地

何株式會社取締役職務代行者

申請人 何 某

申請ノ趣旨  
申請人ニ對シ會社ノ常務ニ屬セサル何々ノ行爲ヲ爲スコトヲ許可ス  
トノ御裁判ヲ求ム

- 一、申請人ハ御覽照和何年( )第何號取締役職務執行停止並ニ其職務代行者選任假處分申請事件ニ付年月日御覽ヨリ取締役ノ職務代行者トシテ選任セラレタリ
- 二、然ルニ該假處分命令ニ別段ノ定ナキヲ以テ會社ノ常務ニ屬セサル行爲ヲ爲スコトヲ得サルモノナル所何々ノ事由ニ因リ何々ノ行爲ヲ爲ス必要アルヲ以テ申請ノ趣旨記載ノ御裁判ヲ求ムル爲メ本申請ニ及ヒタリ

添附書類 一通

一、何行爲ヲ爲スコトノ必要ナル報告書 一通  
右申請候也  
年月日  
右申請人 何 某御

取締役の退任

の事由は、辭任・解任・任期滿了・死



何時でも解任できる。唯任期の定めがある場合に、正當な理由なしにその任期満了前解任されたときは、これを保護する必要があるから、その取締役は會社に對して解任に因つて生じた損害の賠償を請求することができる(商二五七)

(二) 解任決議と職務の執行停止又は代行者の處分

(一) 株主總會の決議による取締役の解任のための總會は、他の取締役又は監査役が招集する場合もあれば、資本の十分の一以上に當る株主(少數株主(商二三七))の請求によつて招集する場合もある。

(一) 右の解任決議があるまで、その取締役に職務執行を委して置けぬやうな急迫な事情があるときは、取締役解任を目的とする總會を招集した取締役又は監査役若しくは同目的のための總會招集を請求した少數株主は、その取締

役の職務執行停止又は職務代行者の選任申請、若しくは職務執行停止及び職務代行者選任の申請を裁判所に申請することができ(商二七二)。

(三) 處分の要件

(一) この處分をなす裁判管轄は、會社の本店所在地の地方裁判所である(非訟二六)。

(二) 本條の處分は解任せんとする如き不適當な取締役に、總會終結まで依然職務執行を委せることによつて損害が増大するといふ急迫な事情ある場合のみ許される。

本處分は、急迫な事情ある場合に、權利關係の假の地位を定めるものだが、本來の假處分ではないそれは本來の假處分は必ず本案訴訟の提起を條件とするのに、本處分は之を要せず、解任の爲の株主總會の招集が前提要件をなすからだ。

(一) 本處分は訴訟手續によらず、非訟事件手續によるべきものだが、假處分によつて職務代行者を選任したと略

々同様だから、取締役選任決議に對する訴の場合の假處分に關する規定が準用されてゐる(商二七二、非訟一三二ノ六)。

(書式二二六)

**取締役職務執行停止並ニ其職務代行者選任ノ申請**

(取締役解任ノ爲メ總會招集ノ場合少數株主ニ依ル申請)  
(當事者ノ表示略)

申請ノ趣旨  
被申請人何某ノ何株式會社ノ取締役タル職務執行ハ年月日招集ノ同會社臨時株主總會ノ終結ニ至ル迄之ヲ停止ス  
右職務執行停止中何某ヲシテ其職務ヲ代行セシムトノ御裁判ヲ求ム

申請ノ理由  
一、申請人等ハ何株式會社ノ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主、被申請人モ同會社ノ株主ニシテ被申請人ハ年月日以降其ノ取締役トシテ其職務ヲ執行シ來リタリ  
二、然ルニ被申請人ニ付テハ從來會社ヲ犧牲ニシテ私利ヲ圖リタル疑アリテ非難器々タリシ所通過同會社ニ關スル背任權事件ニ因リ何警察署ニ於テ取調中ナルヲ以テ申請人等ハ之カ會社ニ及ボス損害ノ甚大ナルヲ憂ヘ年月日同會社取締役何某ニ對シ被申請人ノ取締役解任ヲ目的トスル株主總會ヲ招集シ請求シタリ

三、然レ共被申請人ハ其後良心ノ使用人ヲ指揮シ種々策動シテ、アリテ一日ト雖モ放任シ難ク直ニ其ノ職務執行ノ停止ヲ要シ且ツ之カ爲會社ノ業務執行ニ甚シキ支障ヲ來スヘキニ依リ其ノ職務代行者ノ選任ヲ要スルヲ以テ本申請ニ及ヒタリ

**證明方法**

- 一、商業登記簿抄本 一通
- 二、被申請人等カ資本ノ十分ノ一以上ノ株主タルノ證明書 一通
- 三、株主總會招集請求書寫 一通
- 四、報告書 一通
- 五、右申請候也

右申請人 何 某  
年 月 日 同 何 某  
(以下列記捺印)

何地方裁判所御中

(備考)  
一、取締役、監査役カ申請スル場合モ之ニ準スルコト  
二、職務代行者選任申請ヲ爲ササル場合モ之ニ準スルコト

(一) 本處分申請に對しては、裁判所は理由を附した決定を以て裁判をする。職務代行者選任に關する裁判をなすには、取締役及び監査役の陳述を聽くことを要する(非訟一三二ノ六、一三三I、一三三ノ四I)。  
(二) 却下の決定に對しては即時抗告をなし得る。即時抗告期間は、裁判告知の日より一週間で即時抗告は執行停止の效力を有する(非訟一

三三ノ六、一二九ノ四、二五、民訴四一五、四一八I)。

(三) 裁判所は、當事者の申立により本處分命令を變更し又は取消し得る(商二七二、二七〇II)。この當事者中には當該取締役をも含む

(四) 職務代行者の權限——取締役の職務代行者は、裁判所が特に定めた場合の外、會社の常務に屬しない行爲をなし得ない。非常務行爲をなすには、特に裁判所の許可を要し、代行者が許可を得ずニ非常務行爲をなしたときでも、會社は善意の第三者に對しては責任を負はねばならぬ(商二七二、二七〇)。これは假處分の場合の取締役職務代行者の權限と同様だ(一八六頁以下)。

(五) 登記——右の處分又は處分の變更、取消があつたときは、裁判所は職權を以て、會社の本店及び支店所在地の登記所に取締役・代行者の氏名住所又はその變更の登記をすることを要する(商二七二、二七〇II、非訟一八八ノ二)。

**取締役の任期満了・死亡・破産・禁治産(商二五四、民六五三)資格の喪失**

定款に取締役の有すべき株式數又は國籍等を定めた場合に、その株式數又は國籍を失つたときは取締役たる資格を失ふ。

**取締役に缺員を生じた場合の處置**

として次の方法がある。

**退任取締役の權限伸長の便法**

以上述べた原因によつて取締役が退任し、法定又は定款に定めた取締役の員數を缺くに至つた場合には、株主總會



を開いて直に補缺者を選任すべきだがこれには相當の時日を要し、取締役全員の辭任等もなきにしも非ずとすれば會社の業務執行に支障を生ずる。

(一) この便法は任期満了と辭任の場合に限る。そこで法は便法を設け、法定又は定款所定の取締役の員數を缺くに至つた場合には、任期満了又は辭任によつて退任した取締役は、新に選任された取締役の就職するまでは、なほ取締役の權利義務を有するものとした(商二五八I)。

右の場合、なほ取締役たる地位を有する者を任期満了と辭任に限つたのは、總會の決議によつて解任された如き者には、忠實な業務執行を期待し得ないし、死亡・破産・禁治産・資格喪失による退任の場合に、尙ほ取締役たる地位を有せしむるは不能又は不適當だからだ。

(二) この取締役の登記——取締役は退任したのだから、理論上抹消登記をすべきだが、他方假の取締役の登記制度がないから、取扱上舊取締役の登記

はそのまゝにして置いて、新取締役の選任登記の場合に抹消登記をすることになつてゐる。

判例は右の場合、法は取締役は新任取締役が就職するまでなほ取締役の權利義務を有することを規定したに止まり、定款に定められた員數の取締役が新に就職するまで法律上退任しなからざることを定めたるのではないから、尙も現在の取締役が退任し、新任の取締役が就任した事實があれば、假令その員數が定款所定に満たなくとも、取締役の退任就任に外ならないから、その變更登記をなすべきものだとしてゐる(大審大三)。即ち全取締役が辭任した場合、一人でも新任取締役が就任したら、その日を登記の起算日とし、變更登記をすべしといふのだ。

(三) この取締役の行爲の効果——この取締役が權利義務を有する間は取締役と同一だから、その行爲は會社に對して效力を生じ、義務違反に付ては會社その他の第三者に對し損害賠償責任を負ひ、會社に對して報酬請求權等を有する。

一時職務を行ふ者の選任

法律又は定款所定の取締役の員數を缺くに至つた場合は、右の如く一時舊取締役が引續きその權利義務を有するがこれは任期満了又は辭任による退任取締役に付てのみ認められ、その他の事由による場合は認められないから、このため職務執行に支障を來す場合には、他より一時その職務執行者を求める必要が生ずる。これに二つの場合がある。

(一) 取締役監査役の協議によつて選任する場合——取締役に缺員を生じた場合に取締役及び監査役の協議を以て監査役中から一時取締役に職務を行ふべき者を定めることができる(商二七六一但)。

〔書式二二七〕  
監査役中ヨリ一時取締役に職務を行ふ者ヲ定ムル協議書  
年月日當會社取締役何某死亡ノ爲メ取締役に法定

數ヲ缺クニ至リタルヲ以テ年月日當會社本店ニ於テ取締役何某、何某、監査役何某、何某協議ノ結果一時取締役に職務ヲ行フ者ヲ監査役何某ト決定シ同氏ハ其ノ就任ヲ承諾シタリ  
右協議ヲ證スル爲メ本書ヲ作り取締役及監査役署名捺印ス  
年月日 何株式會社 取締役 何 某

(1) この場合には監査役が二人以上なければ監査役中から定め得ない。監査役は必要機關だから。

(2) 右の定めは會社の本店及び支店で登記を要する(商二七六I)。  
登記はその定をした日から本店所在地では二週間内、支店所在地では三週間内に行ふこと(同條)。

取締役ノ職務ヲ行フ監査役ノ選任登記申請

- 一、商號 何株式會社
- 二、本店 東京市區町番地
- 三、登記ノ目的 取締役ノ職務ヲ行フ監査役ノ選任登記
- 四、登記ノ事由 年月日取締役甲野一郎死亡シ取締役ノ法定數ヲ缺キタルヲ以テ年月日取締役及監査役協議ノ結果監査役中村竹吉ヲ一時取

締役に職務ヲ行フヘキ者ト定メタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム  
一、登録費 金拾圓(支店別圖)  
二、添附書類 戸籍抄本、取締役及監査役協議書 各壹通  
(支店所在地へ本店登記簿抄本登通)  
右登記相成度申請候也  
年月日

何市區町番地 申請人 何株式會社  
何市區町番地 取締 役 乙野次郎  
何市區町番地 取締 役 丙野三郎  
何市區町番地 取締 役 中村竹吉  
何株式會社 取締 役 執行者 中村竹吉

(二) 申請によつて裁判所が選任する場合——取締役全員が任期満了辭任以外の事由で退任した場合には(一)による事を得ず、又舊取締役になほその職務を行ふ場合(商二五八I)でも、他より適任者を一時取締役に職務執行者として選任することが適當な場合には監査役その他の利害關係者は一時取締役に

の職務を行ふべき者の選任を裁判所に請求することができる(商二五八I)。

〔書式二二九〕  
取締役に職務執行者選任申請

何市區町番地 何株式會社  
申請人 監査役 何 某  
申請ノ理由  
取締役に職務執行者選任申請事件  
何株式會社ノ一時取締役に職務ヲ行フヘキ者トシテ何某何某ヲ選任ス  
トノ御裁判ヲ求ム

- 一、何株式會社ノ取締役に何某外三名ナリシ所年月日ノ株主總會ノ決議ニ依リ何某、何某ハ解任セラレ何某ハ年月以降病風中ニシテ會社業務ヲ執行スルヲ得ズ目下會社ノ業務執行ハ全ク停頓滯滞ノ有様ナリ
- 二、然モ會社内部ハ紛争混亂ヲ極メ容易ニ其ノ後任取締役に選任シ難キ事情ニアルヲ以テ本申請ニ及ヒタリ
- 三、證明方法及添附書類  
一、商業登記簿抄本 一通
- 二、株主總會議事録寫 一通
- 三、何某ノ病風中ナルコトノ證明書 一通
- 右申請候也  
年月日 何株式會社監査役



申請人 何 某

(1) 本規定によつて一時取締役の職務を行ふべき者の選任は監査役又はその他の利害關係人の申請によつて裁判所がする。これは假處分により取締役代行者を選任する場合(商二七〇I)と異なるから本案の訴訟を前提とするものではない。

(2) 利害關係人とは株主、残留取締役會社債權者で會社と密接な利害關係ある者をいふ。

(3) その被選資格に制限はないから假令定款に取締役は株主たることを要する旨の規定があつても裁判所はこれに拘束されない。

(1) 裁判所が職務執行者の選任の裁判をなすには取締役及監査役の陳述を聴くことを要し、選任をした場合には會社に報酬を拂はせることができる。その額は取締役及び監査役の陳述を聴いて定める(非訟一三二ノ四)。  
(2) 執行者選任申請却下の裁判に對しては即時抗告をなし得るが、申請を認許する裁判に對しては不服を申立てることはできぬ(非訟一三二ノ四、一三三ノ四、一三三ノ四)。  
(3) 裁判所の選任による職務執行者の選任があつたときは本店及び支店の所在地で登記せねばならぬ(商二五八II、非訟一三二ノ四)。  
(4) 裁判所が囑託してなす職權登記である。裁判所の選任による取締役職務執行者の選任があつたときは、前取締役の一次的權利義務は消滅すると解すべく、從つてその旨の變更登記を要する。  
(5) 裁判所の選任による取締役職務執行者の權限は一次的のもの即ち新任取締役の就任迄だから新取締役の選任により當然權限は消滅するが、その權限の存続中は取締役たる一切の對内對外の行為をなし得る(商二七一參照)。

取締役の職務權限

は内部的の業務執行と外部的の會社代表とに分れる。

會社の業務執行

(一) 業務執行は會社の内部關係である。取締役は會社の執行機關として

その業務を執行すべき職務權限をもち業務執行の意思決定は定款に別段の定めのないときは取締役の過半数を以て決する。支配人の選任解任に付ても同様(商二六〇)。この業務執行の意思決定は會社の内部關係で、これを以て第三者に對抗し得ない。

(1) 業務の執行行為自體は取締役が各自なし得るが、定款を以て取締役相互間に業務の分擔を定めることは差支ない。

(2) 定款の多くは社長、専務取締役、常務取締役等を定めその職務を分擔專行せしめ、重要事項は取締役會の決議によるものとしてゐる。

(一) 取締役會——法は規定しないが會社ではその業務執行に付ての必要な事項を打合せため取締役會を開くが取締役數の多い會社では、取締役會の規程を設ける。この規程には、取締役

會の招集・決議事項、その方法及び議事録等に関する規定をしてゐる。次にその參考雛形を掲げる。

〔書式一三〇〕

取締役會規程

第一條 取締役會(社長(又ハ専務取締役)之ヲ招集ス  
第二條 取締役會ハ毎月第二月曜日午前何時(又ハ何)ヨリ本店ニ開會ス  
前項ノ日時及場所ハ社長(又ハ専務取締役)之ヲ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ五日  
前ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス  
第三條 社長(又ハ専務取締役)ハ必要アル場合ニ於テハ臨時取締役會ヲ招集スルコトヲ得  
第四條 取締役會ノ議長ハ社長(又ハ専務取締役)之ニ任シ取締役會ノ議長ト爲ル社長(又ハ専務取締役)事故アルトキハ他ノ出席取締役ノ五選ヲ以テ議長ヲ定ム  
第五條 取締役會ノ議事ハ總取締役ノ過半数ノ決議ヲ以テ之ヲ行フ但シ取締役中缺席者アル爲過半数ノ議決ヲ爲スコト能ハサルトキハ出席取締役ニ於テ假決議ヲ爲シ議長ハ之ヲ缺席取締役ニ通知又ハ再議シテ意見ヲ求メ職員ノ過半数ノ同意アリタルトキハ之ヲ確定議ト爲ス  
第六條 會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該主務職員ヲ取締役會ニ出席セシメ議案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

監査役及相談役ハ出席シテ議案ニ付意見ヲ述フルコトヲ得

第七條 常務取締役(社長(又ハ専務取締役)ニ委任シ左ニ掲グル事項)取締役會ノ決議ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス

- 一、株主總會ノ議案及報告
- 二、金額何千圓以上ノ取引
- 三、重要ナル規程ノ制定又ハ改廢
- 四、支配人、支店長、副支店長、部長、課長ノ選任
- 五、何々

第八條 前條ニ掲グル事項ニシテ特ニ緊急ヲ要スル場合ニ於テハ社長(又ハ専務取締役)ニ於テ專行シ之ヲ次回ノ取締役會ニ報告追認ヲ受クルコトヲ要ス

第九條 重要ナル社務ノ狀況ハ社長(又ハ専務取締役)ヨリ之ヲ取締役會ニ報告スルコトヲ要ス

第十條 取締役事故ノ爲メ取締役會ニ出席スルコト能ハサルトキハ開會前其ノ旨會長ニ届出ツヘシ

第十一條 取締役會ノ決議事項ハ毎會議事録ニ記載ノ上出席取締役職員之ニ署名捺印シ會長之ヲ保管ス但シ假決議ノ場合ニ於テハ缺席取締役ハ會長ノ請求ニ從ヒ右假決議ニ對スル賛否ヲ議事録ニ追記シ署名捺印スルコトヲ要ス

何株式會社

(1) 取締役會といふからには、二人以上一定の日時場所に會合して決議すべきだが、判例は

(三) 取締役の職務——會社の存立中

そのなすべき行為は別段の定めがある場合以外はすべて取締役がなすことを要する。取締役の業務執行行為中法に規定あるものを擧げると次の通り。

- (1) 株券への署名又は記名捺印(商二二五、明三三法17)
  - (2) 株主總會の招集(商二二二、二三四、二三五)
  - (3) 書類及び帳簿の備置——取締役は定款及び總會の議事録を本店及び支店に株主名簿及び社債原簿を本店に備置くこと(商二六三I)。
- これは株主及び會社債權者は營業時間内何時でも右書類の閲覧を求め得る(同條II)からその閲覧に供するためだ。これを怠ると五千圓以下の過料に處せられる(商四九八2)。
- (4) 監査役に對する訴訟提起——株主總會を監査役に對し訴を提起することを決議し、又は



之を否決した場合に少数株主よりその請求があつたときは、決議又は請求の日より一月以内に訴を提起すること(商二七九I)。これに付ては後述(二〇七頁)。

(5) 計算書類の提出—取締役は會社の毎決算期に決算をなし、計算書類を定時總會の會日より二週間前に監査役に提出すること(商二八一)。

(6) 計算書類の備置—定時總會の會日の一週間前より右の計算書類及び監査役の報告書本店に備へ置くこと(商二八二I)。これは株主及び會社の債権者は、營業時間内何時でも右書類の閲覧を求め、又は會社の定めたる費用を支拂つてその謄本又は抄本の交付を求め得る(同條II)からだ。

(7) 計算書類の承認—計算書類を定時總會に提出してその承認を求めること(商二八三I)の承認を得た後、遅滞なく貸借対照表を公告すること(同條II)。

(8) 貸借対照表の公告—計算書類に付て總會の承認を得た後、遅滞なく貸借対照表を公告すること(同條II)。

(9) 新株募集の場合の株式申込書の作成(商三五〇) 新株募集に關する株主總會の招集(商三五二I) 會社成立後二年内に増資の決議をなし、又は資本倍増増資の場合の検査役の選任申請(商三五三)。

會社の代表

(一) 會社代表の方法—は

(1) 原則—として取締役は各自會社を代表する(商二六一I)。

(2) 例外—然し取締役全部が常に會社を代表することになると種々不便が生ずるから、代表取締役又は共同代表の定をなすことができる(同條II)。これを以て第三者に對抗するには登記を要する(商一八八II11)。これ等特に會社の代表者を定めたときは、他の取締役は代表権を有しない。

(I) 特定代表(代表取締役)—は次の方法によつて定める。  
(1) 定款又は株主總會の決議を以て特に會社を代表すべき取締役を定めること—即ち何某と特定人を指定する場合だ。

(2) 定款に取締役の互選を以て會社を代表すべき取締役を定める規定をなすこと  
通常會社代表は、右の特定代表の方法

が行はれてゐる。代表取締役は一人でも數人でもよいが、二人以上選任された場合は、各自單獨で會社を代表することになる。

(II) 共同代表—定款若は株主總會の決議を以て、數人の取締役が共同して會社を代表すべきものと定め、又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めることができる(商二六一II)。これを共同代表といふ。

共同代表の場合には、相手方に對する意思表示(能動代表)は共同してのみなし得るが、相手方が共同代表者の一人に對して爲した意思表示(受動代表)は、會社に對して效力を生ずる(商二六一II、三九II)。

例へば契約書手形等には、共同代表者全部の署名を要するが、相手方からの契約の申込や贈與を受ける意思表示は、その一人に對してなされても會社に對し效力を生ずる。  
これは共同代表を設けた趣旨が、單獨で會社を代表させることを危険不利とする點にあるから、能

動的意思表示は必ず共同でなすことが必要だが、相手方からの意思表示を受けるのみでは、その一人に對して爲して效力を生ずるとしても、何等會社に不利はないからだ。

(二) 表見代表の場合—會社が特に會社を代表すべき取締役を定めたときは、他の取締役は代表権を奪はれるから、外部に對し會社を代表して行爲を爲すことはできない。所が

(I) 表見代表者の行爲の效力—會社が社長のみ會社代表権を有すと定められた場合でも、他の取締役が専務・常務等の名稱の下に會社内外の行爲をするこの場合、第三者はこれ等の者に代表権ありと信じて取引その他の行爲をするのが實情であり、この場合代表権がないとの理由で會社に責なしとすれば第三者は不測の損害を被る。

そこで新法は、社長・副社長・専務取締役・常務取締役その他會社を代表する権限を有するものと認むべき名稱を

附けた。取締役のなした行爲に付ては、會社はその者が代表権を有しない場合でも、善意の第三者に對してその責に任ずるものとし(商二六二)、これを保護した。

(1) 本條は取締役が社長専務取締役等の代表権ありと認むべき名稱を附した場合に限り、取締役でない者にかゝる名稱を附した場合に適用がない。

(2) 法の例示以外のその他會社を代表する権限を有すると認め得べき者は、銀行の頭取・副頭取・取締役會長の如きものだ。

(3) 平取締役が社長・専務取締役等を冒稱した場合が問題だが、それが相當長期に亘る場合は會社が黙認したものと解し得るだらう。然らざる場合は、會社にその立證責任がある。

(4) 本條は悪意の第三者は保護されない。善意悪意の立證責任は何れにあるか、取締役にかゝるの如き名稱を附した以上第三者が代表権ありと信ずるのは普通だから、會社に於て悪意の立證責任ありと解する。

(II) 會社がその責に任ずるとは—當該取締役に代表権なしとの理由でその法律行爲の効果が會社に及ぶのを拒み得ないことをいふ。つまり代表権

限ある取締役がなしたと同一の権利を得、義務を負ふのだ。

併し本條は民法の無權代理の場合と同一趣旨だから、相手方はその法律行爲を取消し得、會社は自ら表見取締役の行爲を追認して相手方の取消権を消滅させることができる(民一一三、一一五)。

(三) 取締役の代表権限

(I) 権限の範圍—取締役は會社を代表し、會社の營業に關して一切の裁判上裁判外の行爲をなす権限を有するから(商二六一II、七八)、その権限は會社の權利能力全般に亘る。

代表権のない取締役が支配人を兼ねたときは(商二七六一本參照)、單獨で又は他の取締役と共同して、代表取締役と同一の権限を有するが(商三八I、二六二II)、これは代表権なき取締役が代表権を有することになるのでなく、支配人として會社代表権を有するのだ。



(一) 支配人の代理權との異同——取締役の代表權は、支配人の代理權(商三八一)と大體同じだが、兩者の間には次の相違がある。

- (1) 支配人の權限は、對内的にも對外的にもそれを置いた營業所の範圍に限られるが、取締役の權限は全般に及ぶこと。
- (2) 支配人は他の支配人を選任又は解任し得ないが(商三八五參照)、取締役はこれをなし得る。

(二) 權限の制限と會社の責任

(1) 取締役はかくの如き廣汎な代表權を有するが、これに加へた制限は、善意の第三者に對抗し得ない(商二六一七七八五、民五四)。

(2) 又會社は、取締役がその職務を行ふに付て他人に加へた不法行為に基く損害を賠償する責任がある(商二六一七七八五、民五四)。

(四) 會社の法定代理——取締役は會

社の代表機關組織者で理論上會社の代理人ではない。併しわが法制は取締役は代理の規定に従ふべきものとしてあるから、その代理が法定代理なりや委任代理なりやの問題が生ずる。

會社と取締役とは委任關係に立つが、取締役の代理權は代表機關の權限より當然發するもので、委任によつて授與されるものでないから、法定代理と解すべきものである。

従つて會社が訴訟當事者となつたときは、取締役が會社の法定代理人となり、裁判所の行為に於ても、會社の行為は取締役が法定代理人として書類等に署名せねばならない。

取締役の義務

茲に説明するのは、取締役が會社との間に、委任關係に基き負擔する義務及び法の規定に基いて負擔する義務である。

業務執行上の義務

取締役が會社の業務を執行するには、法令・定款・株主總會及び取締役會の決議に従はねばならぬのは勿論だが、そのみでは足らず、常に善良な管理者の注意を以て、會社業務の目的達成に努めねばならない(商二六一七七八五、民六四)。

取締役は業務執行に關し、會社に對して債務不履行や不法行為の責任を負ふことがあり、又第三者に對しても不法行為上の責任を負ふことがある。

(一) 會社に對する責任

(1) 取締役がその任務を怠つたときは、その取締役は會社に對して連帶して損害賠償の責任を負ふ(商二六一七七八五、民五四)。

に對する假差押假處分、請求額の査定及び之に基いて強制執行等をなし得る(商三八六1689、三八九2、三九四1396四三三1、四五四1356)。

(3) 取締役が任務懈怠その他により會社に損害を與へたとき、これを賠償しないときは、強制的に賠償させるため訴を起す必要が生ずる。これに付ては後述(二〇一頁以下)。

(二) 第三者に對する責任——取締役が第三者に對して直接損害賠償責任を負ふ場合が二つある。一は民法の不法行為による責任であり、二は商法の特別による責任である。

(1) 民法の不法行為に因る場合——は取締役の行為が何等か對外的の形を以てなされ、因つて第三者に損害を與へた場合にのみ生ずる。

(1) その行為が單に内部的に任務懈怠その他に因つて損害が生じたとしても、それは前記の會社に對する賠償責任の發生に止り、第三者

損害を與へたときは、賠償責任がある(大審大一五)。

(5) 手形の取立を怠り、會社に損害を與へたときは、取締役に賠償責任がある(大審昭八)。

(1) 責任はどうして免除されるか  
(1) 取締役の右の損害賠償責任は、一般原則による十年の時効に罹るが(民一六七)、定時總會に於て取締役が提出したその期の決算に關する書類に付て承認を得た後、二年内に別段の決議がないときは、會社は取締役に不正行為があつた場合を除き、その責任を解除したものと同視される(商二八四)。

(2) この場合、取締役の責任が解除されないで殘存するときに、その後これを免除するには、株主總會の特別決議を要する(商二四五14)。



に對する賠償責任を負ふことはない。この場合は第三者との間に相當因果關係がないから

(2) 取締役の行爲が第三者に對して不法行爲として成立する場合、例へば取締役が會社の損失を賠償して貸借對照表を作成公告し、これによつて生じた會社の信用を毀滅して、その會社發行の社債を引受けたる者は、取締役に對して後日會社の支拂不能による損害賠償を請求し得る(大審判明四五)。

(1) 商法規定による責任——取締役が法令又は定款に違反する行爲を爲したときは、その取締役は株主總會の決議によつた場合でも、第三者に對して連帶して損害賠償の責任を負ふ(商二六六)。

この場合、取締役の行爲によつて直接損害を受ける者は會社で、第三者は會社財産の悪化によつて間接に損害を受ける場合が多いが、法はこれを取締役と第三者との直接關係に結び付けた。(1) この規定の適用があるのは、民法の不法行爲による責任と異り、對外的

行爲を要しないが、取締役の行爲が具體的な法令又は定款の規定に違反することを要し、取締役が會社に負擔する抽象的な善管の注意義務違反の如き場合ではない。

例へば利益利息の配當規定(商二九〇、二九二)、財産評價の規定(商三四、二八五—二八七)に違反し、虚偽不實の財産目録・貸借對照表を公告して信用を毀信させ、株主へ出資の拂戻をなし、背任又は横領行爲をなし、因つて直接第三者に損害を與へ、又は會社の財産状態を悪化させて第三者に損害を與へた如き場合である。

(2) この第三者の中には株主をも包含する。第三者の有する損害賠償請求權は直接取締役に對するもので、第三者が會社の取締役に對する請求權を行ふのではない。

故に銀行の取締役が不當貸付をして、銀行の財産状態を極度に悪化させ、預金者に損害を與へたときは、預金者は直接その取締役に對して損害賠償の請求をすることが出来る。

この場合、取締役が第三者に損害賠償責任を負つても、會社も亦第三者に對

してこの責任を免れることはできない(商二六一、七八、民四四一)。

取締役の行爲の制限

取締役は會社と特別な關係にあるからその行爲を制限され、これに違反すべからざる義務を負うてゐる。

(一) 競業禁止の義務

(1) 義務の内容——取締役は、會社と委任關係に立ち、會社のために信義誠實の原則に基いて鋭意熱心にその業務の發展を圖らねばならぬ。故に法は取締役は、株主總會の認許がなければ自己若は第三者のために會社の營業の部類に屬する取引をなし又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員若は取締役となり得ないとした(商二六四)。

(1) この競業禁止の義務は合名・合資の無限責任社員に對するものと同様で、何れも會社に對し信義の義務を負ふから、自己若は第三者

のために會社の營業と部類の取引を許せば利益の場合個人取引とし、損失の場合會社に返被せる如きことが行はれ、又同種の營業を目的とする會社の業務執行者となれば、勢ひ利害の衝突を招き、双方に對して忠實の義務を果し得ない虞があるからだ。

(2) これは強行規定でないから、禁止を排除し又は禁止の範圍を縮小することは自由だ。事實取締役が同種の營利行爲をすることは珍しくない。

(3) 株主總會の認許は事前たること事後たることを問はない。又他の會社の取締役に就任の認許を得た場合再選されたときは、最初かゝる場合を豫想して認許すれば問題はないが、然らざる場合、會社が特別の意思表示をしない限り黙示の認許といへよう。

〔書式一三一〕

取締役ノ競業ニ對スル認許決議書

年月日何市町區番地何處ニ於テ開催シタル當社臨時株主總會ニ於テ取締役何某カ競業ヲ爲スコトニ關シ出席株主ノ過半數ヲ以テ左ノ決議ヲ爲シタリ一、當社取締役何某カ自己(又ハ何某)ノ爲ニ會社營業部類ニ屬スル何々取引ヲ爲スコトヲ認許ス右決議ヲ認スル爲メ本書ヲ作成シ議長並出席取締役及監査役署名捺印ス

〔書式一三二〕

取締役力他ノ會社ノ無限責任社員(又ハ取締役)トナルコトノ認許決議書

年月日何市町區番地何處ニ於テ開催シタル當社臨時株主總會ニ於テ取締役何某カ何々會社ノ無限責任社員(取締役)トナルコトニ關シ出席株主ノ過半數ヲ以テ左ノ決議ヲ爲シタリ一、當社取締役何某カ何々會社ノ無限責任社員(取締役)トナルコトヲ認許ス

何株式會社 議長 何 某

(以下出席取締役及監査役署名捺印)

〔書式一三三〕

介入權——取締役が競業禁止の規定に違反して自己のために取引をしたときは、株主總會は、之を會社のためになしたものと看なすことができる

(1) 取締役が株主總會の認許なしに右の行爲をしたときは、それは會社に對する義務違反に

止り、その行爲目録は有効である。この場合會社が一般原則に基き損害賠償を請求し得るのは勿論だが、この請求は損害額の算定が困難な許りでなく、訴訟を起してその結果を得るには、多大の費用と日数を要し適切でないから、その行爲を會社の爲になしたと看なし得る介入權を認められたのだ。

(2) 介入權を行使するには株主總會の決議を要する。この決議のための總會召集通知は、取締役がその決議事項を示してなすことを要するから、總會の召集權が他の取締役にあればこの者がなし、然らざる場合は、監査役又は少數株主の召集する株主總會で決議することとなる。

(3) 介入權の行使によつて、その取引が會社のためになされたものと看なされるが、それによつて會社と取締役の相手方間に直接の法律關係が生ずるのではない。取締役が相手方から受け取った經濟上の効果が會社に歸屬する意味だ。

(4) 介入權の行使は、取締役が自己のために取引した場合に限られ、第三者のためにした場合には行使できぬ。この場合には、會社は取締役に對して損害賠償を請求する外ない。

〔書式一三三〕

取締役ノ爲シタル取引ヲ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看做ス決議書

年月日何市町區番地何處ニ於テ開催シタル當社臨時株主總會ニ於テ開催シタル當社臨時株主總會ニ於テ出席株主ノ過半數ヲ以テ左ノ決議ヲ爲シタリ一、當社取締役何某カ自己(又ハ何某)ノ爲ニ會社營業部類ニ屬スル何々取引ヲ爲スコトヲ認許ス右決議ヲ認スル爲メ本書ヲ作成シ議長並出席取締役及監査役署名捺印ス



時株主總會ニ於テ取締役何某カ爲シタル取引ニ付  
出納株主ノ過半数ヲ以テ左ノ決議ヲ爲シタリ

一、取締役何某カ株主總會ノ認許ヲ得シテ年月  
日ヨリ年月日迄自己ノ爲ニ何市區町番地何某  
ト爲シタル何々ノ取引ハ當會社ノ營業部類ニ  
關スルヲ以テ之ヲ當會社ノ爲ニ爲シタルモノ  
ト看做ス

右決議ヲ讀ムル爲……(後略、書式一三二參照)

(一) 介入權の行使期間——會社の有する介入權は、監査役がその取引を知つたときから二ヶ月、又知らなくても取引の時から一年を経過すれば消滅する(商二六四五)。競業禁止違反の行爲を知つて二ヶ月以上も放任するときは、これを默認したと解し得るのであり、知らなくとも一年を経過すれば、取引の安定を維持する意味から、これは法定期間で時効でないから中断はない。

(二) 會社との取引禁止義務、

(一) 取締役がその會社と取引することとは、會社と利害の衝突を來すから、原則として禁止され、唯監査役の承認

を得たときに限り自己又は第三者の爲に會社と取引をすることが出来る。この場合には民法の双方代理の規定(民一〇八)は適用されない(商二六五)。

民一〇八條——何人ト雖モ同一ノ法律行爲ニ付キ其相手方ノ代理人ト爲リ又ハ當事者双方ノ代理人ト爲ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラズ

例へば取締役が自己の有する建物を會社に賣却し、又は他人の代理人として會社の利益を保護し取締役の擅私を防止するにあり、その監督者たる監査役の承認があれば、會社の利益保護に一應缺くる所なしとしたのだ。故に

(一) 會社の利益を害しない取締役が、會社に與をなす如きは監査役の承認を要しない(大審一三三)。  
(二) 監査役の承認は、個々の取引に付て與へらるゝことを要し、豫め概括的に一切の取引に付て承認する如きは無効である(大審明三七)  
(三) 承認は數人の監査役がある場合でも一人で足りる(大審四五)が、監査役以外の者が監査役の代理として承認を與へても無効である

取締役が任務を怠り、その他法令・定款・總會の決議等に違反して會社に損害を與へたときは、これを賠償する義務が生ずるが、この義務を履行しないときは、強制的に履行させるため訴を起す必要がある。この訴訟手続は、會社が發起人に對して訴を起す場合と大體同じである。

取締役が任務を怠り、その他法令・定款・總會の決議等に違反して會社に損害を與へたときは、これを賠償する義務が生ずるが、この義務を履行しないときは、強制的に履行させるため訴を起す必要がある。この訴訟手続は、會社が發起人に對して訴を起す場合と大體同じである。

總會決議による訴の提起

(一) 訴提起の期間、管轄、會社代表者——株主總會で取締役に對して訴を起すことを決議したときは、會社は決議の日より一ヶ月内に訴を提起せねばならぬ(商二六七)。その裁判所は會社所在地の管轄裁判所(民訴一、一三)、訴訟の目的物千圓までは區裁判所、千圓以上は地方裁判所である。

この訴訟で原告たる會社代表者は監査役がなるのが原則だが、株主總會の決

唯使者を以て承認を傳へることは差支へない(大審大四)。

(4) その承認は異説もあるが、事前たると事後たるを問はない。事後承認の場合に監査役に變更のあつたときは、新任監査役も承認を與へ得る(大審六一三)。

(5) 承認の形式は別に定はなく、文書でも口頭でも差支ないが、後日の争を對するために文書するか、又はその取引を證する書面(例へば契約書)に監査役が承認した旨の記載をし、署名捺印するのがよい。

〔書式一三四〕

取締役力會社ト取引ヲ爲スコトニ對スル承認書

當會社取締役何某カ自己(又ハ何某)ノ爲當會社ト左ノ取引ヲ爲スコトヲ承認ス  
一、昭和何年製米式六尺旋盤五臺  
此價額金五千圓也ヲ以テ當會社ニ賣却スルコト  
年月日

何株式會社 監査役 何 某印

(一) 右の規定に違反して監査役の承認を得ず會社となした取引は、監査役の事後承認なき限り單に取消し得べきものでなく當然無効だ(商二六五後、民一

議によつて、それ以外の他人(會社關係者以外の者でも可)に會社を代表させることができる(商二七七一)。

〔書式一三五〕

取締役ニ對スル訴訟提起ノ決議書

年月日何市區町番地何處ニ開催ノ當會社臨時株主總會ニ於テ出席株主ノ過半数ヲ以テ左ノ決議ヲ爲シタリ  
一、取締役何某カ年月日何市區町番地何處ヨリ個人引渡ヲ受ケタル小麦粉何千袋ニ付著シク保管ノ注意義務ヲ怠リ屋外ニ積置キ降雨ノ爲メ同商品ヲ損シ會社ニ與ヘタル約壹萬圓ノ損害賠償請求訴訟ヲ直ニ提起スルコト  
右決議ヲ讀ムル爲此議事録ヲ作り議長、取締役、監査役署名捺印ス  
年月日(後略)

〔書式一三六〕

取締役ニ對スル損害賠償請求訴狀

何市區町番地 原告 何株式會社  
右法律上代理人 監査役 何 某  
右訴訟代理人 辯護士 何 某  
何市區町番地 何株式會社取締役

取締役に對する訴

新株發行の場合、引受のない株式、申込を取消された株式又は株金拂込又は現物出資未済の株式があるときは、取締役は連帶して株式の引受又は拂込をなす義務を負はねばならぬ(商三五六)これは會社設立の場合の發起人の義務(商一九二)と同趣旨だ。

株式の引受又は拂込義務

〇八)。法が監査役の承認があつた場合に、取締役が會社を代表し、その取締役が個人たる自己と取引し、又は他人の代理人として會社と取引し得るものとしたのは、民法双方代理禁止の例外をなすもので、監査役の承認がないときは、當然この双方代理禁止規定に違反するからだ。



被告何 某

右原告訴訟代理人何 某

11011

損害賠償請求事件  
訴訟金額 金壹萬圓也

請求ノ趣旨

被告ハ原告ニ對シ金壹萬圓也及之ニ對スル訴訟送達ノ翌日ヨリ完済迄年六分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス  
トノ判決並ニ假執行ノ御宣言ヲ求ム

請求ノ原因

一、被告ハ原告會社ノ取締役ナルトコロ年月日何市區何商店ヨリ購入引渡ヲ受ケタル小麦粉何千袋ニ付著シク注意義務ヲ怠リ屋外ニ積置キ降雨ノ爲同品ヲ損シ會社ニ對シ金壹萬圓ノ損害ヲ與ヘタリ

二、當日ハ天候不良ナリシニ拘ラス之ヲ直ニ倉庫ニ搬入スルコトナク然モ職務ヲ擔擲シテ遊興ニ時ヲ過シ以テ右損害ヲ發生セシメタリ

三、依テ之カ賠償ヲ請求シタルモ被告ヲ左右ニシテ應セサルニ因リ年月日株主總會ニ於テ本訴提起ヲ決議シ(又ハ少數株主ヨリ本訴提起ノ請求アリ)タルヲ以テ本訴ニ及ヒタリ

證據方法  
一、口頭辯論又ハ準備手續ニ於テ適宜提出ス

附屬書類  
一、株主總會ノ議事録(又ハ少數株主ノ訴提起ノ請求書寫)

一、商業登記簿抄本

一、訴訟委任狀

年月日

(一) 提訴の請求と訴提起——株主總會で取締役に對し訴を起すことを否決したときは、その總會の會日の三ヶ月前より引續き資本の十分の一以上に當る株式を有する株主は、總會終結の日より三ヶ月内は訴の提起を監査役に請

少數株主の請求による訴の提起

(二) 訴の取下・和解・請求の拋棄——總會の決議により右の訴を起した以上は株主總會の決議によらねば取下・和解又は請求の拋棄をなし得ない。これは監査役の一存で自由に取下・和解等をなし得るとすれば、總會の決議を無視する結果となるからだ。この規定は新法施行前に提起した訴にも適用される(改法四三)。

求することができる。三ヶ月を経過すると、この請求権は消滅する。この請求があれば、會社は請求の日より一ヶ月内に取締役に對して訴を提起することを要する(商二六八II)。

資本の十分の一に當る株主は、一人でも數人合せてでもそれに達すればよい裁判管轄は、會社所在地の管轄裁判所である(民訴二、一三)。この取締役に對する訴は常に會社が起すべきもので、株主は直接取締役に對して訴を起すことはできぬ。

(二) 會社の代表者——は原則として監査役だが、訴提起を請求した株主は特に代表者を指定し得る(商二七七)。

〔書式一三七〕

取締役に對スル訴訟提起ノ請求書  
一、會社取締役何某年月日何市區何商店ヨリ購入引渡ヲ受ケタル小麦粉何千袋ニ付著シク保管ノ注意義務ヲ怠リ屋外ニ積置キ降雨ノ爲同品ヲ損シ會社ニ對シ約壹萬圓ノ損害ヲ

與ヘタリ

二、當日ハ天候不良ナリシニ拘ラス之ヲ直ニ倉庫ニ搬入スルコトナク然モ職務ヲ擔擲シテ遊興ニ時ヲ過シ以テ前記損害ヲ發生セシメタルモノナルヲ以テ年月日株主總會ニ於テ右取締役に對シ訴提起スヘキコトヲ決議シタルモ否決セラレタリ

三、然レ共此ノ如キ行爲ヲ宥恕スヘキ理由尠モ存セサルニ依リ同總會ノ會日ノ三ヶ月前ヨリ引續キ資本ノ十分の一以上ニ當ル株主タル拙者等ニ於テ請求致候ニ付速ニ取締役何某ニ對シ右損害賠償請求訴訟ヲ御提起相成度此段及請求候也

年月日  
何市區町番地  
何株式會社  
何千株株主 何 某御

(以下株主住所氏名列記捺印)  
何株式會社監査役何某殿

(三) 擔保の提供——取締役に對する訴提起を請求した株主は監査役の請求によつて擔保を供することを要する(商二六八Ⅲ、一七八頁參照)。

(1) これは會社改訂の場合の訴請求者ニ對する損害賠償の擔保であり、蓋りにその請求をすることの牽制にもなる。

〔書式一三八〕

擔保提供ノ申立

何市區町番地  
申請人 何株式會社  
右法定代理人  
監査役 何 某  
被申請人 何 某  
(以下住所氏名列記)

訴提起ニ因ル擔保提供ノ申立事件  
申請ノ趣旨  
被申請人等カ何株式會社監査役何某ニ對シ年月日請求シタル同會社取締役何某ニ對スル損害賠償請求訴訟提起ニ因リ申立人カ被ルコトアルヘキ損害ヲ保證スルニ十分ナル擔保ヲ供スヘキ旨ノ御裁判ヲ求ム

申請ノ理由  
一、被申請人等ハ年月日開催ノ申請會社ノ株主總會ノ日ノ三ヶ月前ヨリ引續キ會社資本ノ十分の一以上ノ株主ナル所同總會ニ於テ申請會社取締役何某ニ對スル損害賠償請求訴訟提起カ否決セラレタルヲ以テ年月日申請會社監査役何某ニ對シテ右損害賠償請求訴訟提起ノ請求ヲ爲シタリ

二、依テ申請人ハ右訴訟ヲ提起スヘキ準備申ナルモ同訴訟ニ因リ會社ノ被ルコトアルヘキ損害ノ擔保ヲ求ムル爲本申請ニ及ヒタリ

證明方法  
一、株主總會議事録寫  
二、訴訟提起請求書寫  
一通

一、商業登記簿抄本  
右申立候也  
年月日

何株式會社  
監査役 何 某御

(2) 擔保の請求は、監査役が裁判所に擔保提供の申立を爲し、裁判所はその額並に供託期日を決定して訴訟提起請求株主に通知し、その株主が供託することとなる(民訴一七)。若し期日に擔保の提供のないときは、監査役は訴の提起を拒むことができる(民訴一〇九)。

(四) 訴の取下・和解・請求の拋棄——は、訴提起の請求をした株主の議決權の過半數の同意がなければなし得ない(商二六八Ⅲ)。この規定は、新法施行前に提起した訴にも適用される(改法四四Ⅲ)。

(五) 提訴請求者の責任——會社が敗訴したときは、訴提起を請求した株主は、會社に對してのみ損害賠償の責任を負ひ(商二六八Ⅴ)、取締役や他の株主に對して責任を負はない。



この損害賠償責任は、主として訴訟費用や辯護士費用で、この賠償責任を認められたのは、總會が訴提起を否決したに拘らず訴を起させたからだ。

## 25. 監査役

### 監査役に關する新法の主なる改正點

- (1) 監査役は株主中より選任するを要せずとし  
たこと(商二八〇、二五四)
- (2) 取締役中に缺員あるときは、監査役中より一時取締役の職務代行者を定められた場合にこれを登記事項としたこと(商二七六)
- (3) 會社が監査役に対する訴は、取締役に対する訴と同一の取扱をしたこと(商二七九)
- (4) 監査役の職務執行停止又は職務代行者の選任に付て取締役の場合と同一取扱としたこと(商二八〇、二五八、二七〇、二七二)等

### 監査役とは

會社の業務の執行を監督する通常常置の機關をいふ。

(一) 會社業務の執行を監督する——  
會社の業務執行者は取締役であり、そ

の行爲が法令・定款・株主總會の決議に遵つて行はれてゐるか、及び會社の利益を圖つてゐるかを監督し、誤なからしめる機關である。

時に監査役が取締役の業務を執行することがあるが(商二三五、二七六)、これは特に法の認められた例外にすぎず、又監査役が重役會に出席して重要事項に付て取締役と協議するが、この場合でも取締役の職務執行を監督する意味でその意見を述べるに過ぎない(東地六一)。

- (二) 通常・常置の監督機關である——  
株主總會・検査役も監督行爲をなすことがあるが、株主總會は常置されず多人數によつて組織されるから、監督權を行ふに不適當であり、検査役も常置されない。そこで常置の監督機關たる監査役が必要になる。
- (三) 監査役は會社の機關である——

この點は取締役が會社の機關たること全く同じく、機關たる監査役は會社の一部で人格なく、機關を構成する監査役員が人格者で自然人たることを要する等、取締役の所で述べたと同様である

### 監査役の選任

(一) 總説——監査役は株主總會で選任する(商二八〇、二五四)。監査役は自然人たることを要するから、法人は會社の監査役になれない。

(1) 監査役は株主たることを要しないが、定款の規定を以て定数の株式を有する株主に限るとすることは差支ない例へば

監査役へ當會社ノ株式或百株以上ヲ有スル株主中ヨリ選任ス  
とする如きである。

(2) 監査役と會社との間は委任關係だから、その就任には被選監査役の承諾

を要する(商二八〇、二五四、民六四三)こと、その他取締役に付て述べたと同様だ。

(3) 監査役の數には制限がないから、定款で自由に定め得る。たとへ一人でも差支ない。

(4) 監査役の任期は二年を超えることを得ない(商二七三)。但し定款を以て任期中の最終の決算期に關する定時總會の終結に至るまでその任期を伸長するを妨げない(商二八〇、二五六)。取締役の任期を三年とし之を二年としたのは、取締役と常に同時改選だと監督上都合を生ずるからだ。併し再選差支なし

(5) 監査役が受くべき報酬は、定款に定めなかつたときは、株主總會の決議を以て定める(商二八〇、二六九)。

(二) 監査役に關する登記——  
登記申請の手續や書式も全く同様だか

ら、再び繰返さない。監査役に關する登記は、一申請書で取締役に關する登記申請その他と一緒にやつてもよい。  
〔書式一三九〕

### 株式會社變更登記申請書(三)

(監査役ノ選任・死亡・辭任・解任・重任) 書式一二二參照)

(三) 選任決議に對する訴による假處分——監査役の選任決議の無効確認又は取消の訴訟が提起された場合には、

- (1) 本案訴訟の管轄地方裁判所は當事者の申立によつて監査役の職務の執行を停止し、又はその職務代行者の選任の假處分をなし得
- (2) 急迫な事情のあるときは、本案訴訟の提起前でもなし得ること
- (3) 裁判所は右の假處分後でも當事者の申立により、その假處分命令を變更又は取消し得ること
- (4) 以上の假處分又はその變更又は取



消は、本店及び支店の所在地で、裁判所は職権を以て登記すべきことは取締役役に付て述べたと同様だから(商二八〇、二七〇)、説明を省略する。その他一般書式も取締役の場合に準じて作成されたい。

### 監査役の退任

に付ても取締役の場合と同様で、委任の終了原因による解任・辞任・任期満了・監査役の死亡・破産・禁治産・會社の破産によつて終了する(商二八〇、二五四、民六五一、六五三)。

(一) 監査役は何時でも株主總會の決議で解任し得るが、任期の定ある場合に、正當の事由なくして任期満了前に解任したときは、その監査役は會社に對し解任に因つて生じた損害の賠償を請求し得る(商二八〇、二五七)。

(二) 監査役は任期満了又は辭任により退任し、監査役がなくなるか又は定款所定の員數を缺くに至つた時はその退任した監査役は、新に選任された監査役の就職するまで尙ほ監査役たる權利義務を有する(商二八〇、二五八)。

(2) 又は資本の十分の一以上に當る株主で同様の目的で總會招集を取締役に請求した株主はその監査役の職務執行停止・職務代行者の選任を裁判所に請求し得る(商二八〇、二七二)。

### 監査役の職務権限

(四) 解任決議の場合の職務代行——監査役解任を目的とする株主總會招集の場合に於て、その解任決議まで監査役にその職務を委せて置けぬといふやうな急迫な事情があるときは、(1) その解任の爲の總會を招集した取締役

監査役は會社内部で監督を行ふことを任務とし、單なる計算關係に止らず、會社業務の全般に亘つて、それが適法に行はれてゐるか、更に進んで會社の目的に適合するか等に付ても監督審査せねばならぬ。次に法に規定するもの

を擧げると、

- (1) 監査役は何時でも取締役に對して營業の報告を求め、又は會社の業務及び財産の状況を調査し得る(商二七四)。これが主要な職務権限だ。この調査を妨害すると五千圓以下の過料に處せられる(商四九八)。
- (2) 監査役は臨時總會を招集することができる。この總會では、會社の業務及び財産の状況を調査させるため、特に検査役を選任することができる(商二三五)。
- (3) 監査役は取締役又は清算人が株主總會に提出せんとする書類を調査し、株主總會にその意見を報告することを要する(商二七五、四三〇)。この報告は、別に報告書を作らず計算書類の末尾に「右各項ノ調査ヲ遂ケ其ノ正確ナルコトヲ認メ候也」の形式が用ひられることは先に述べた。
- (4) 監査役は取締役中に缺員があるときは、取締役の職務を行ふことができる(商二七六)(後述)。
- (5) 會社が取締役若しは清算人に對し、又は取締役若しは清算人が會社に對して訴を起す場合には、その訴に付ては監査役が會社を代表する。但し株主總會で他人をして代表せしむることを得る。又株主總會で取締役又は清算人に對して訴を起すことを否決した場合に、その總會日の三ヶ月前から引續き資本の十分の一以上に當る株式を有する株主が、取締役又は清算人に對して訴を提起することを請求したと

きは、その株主は監査役以外の者を特に代表者に指定し得る(商二七四三〇)。

(二) 會社に對する責任——監査役がその任務を怠つたときは、會社に對して連帶して損害賠償をなすべき責任を負ひ、取締役も亦その責に任ずべき場合には、その監査役と取締役とは連帶債務者となる(商二八〇、二六六、二七八)。

### 監査役の義務

#### 任務執行上の義務

(一) 任務の執行——監査役は會社と委任關係に立つから、善良な管理者の注意を以てその任務を遂行することを要し(商二八〇、二五四、民六四四)、その事務は自ら執行し他人に委ねることはできぬ。

(一) 株主總會で監査役に對して訴を提起することを決議したとき又は之を否決した場合に、總會日の三ヶ月前より引續き資本の十分の一以上に當る株式を有する株主が訴の提起を取締役に請求したときは、會社は決議又は請求の日より一ヶ月内に訴を起すことを要する。

尤も補助者を使用するのは自由だから、帳簿その他の検査に當つて必要あらば、計理士その他の専門家・事務員等を會社の費用で使用し得る。監査役がその任務を怠り、又は法令や定款に違反し、會社又は第三者に損害を與へたときは、これを賠償すべき責任があることは取締役と同様だ。

(二) この少數株主からの訴提起の請求は、總會終結の日より三ヶ月内になすことを要する(商二七九、二六八)。



(3) 會社取訴の場合の會社に對する損害賠償義務等  
取締役に對する訴に付て述べたと全く同様である(商二七九、二六七、二六八、二七、二七七、二七五)。

(三) 第三者に對する責任——監査役がその任務執行に當り第三者に損害を與へた場合は、不法行為上の責任を負ふべきは當然だが、監査役が法令又は定款に違反する行為を爲したときは、  
(1) 假令株主總會の決議によつた場合でも、その監査役は第三者に對して連帶して損害賠償の責任を負ひ、  
(2) この場合取締役も第三者に對して損害賠償の責任がある場合には、その監査役と取締役は、連帶債務者となる(商二八〇、二六六、二七八)。

監査役の行為には制限がある

(二) 監査役は取締役又は支配人を兼

ねることはできない(商二七六、一水)——

監査役はこれ等の者を監督する職責を有するに、この兼務を認めると、自己が自己を監督する矛盾を生じ、到底その公正を期し得ないからだ。

(二) 一時取締役の職務執行者——例外として取締役中に缺員があるときは取締役及び監査役の協議を以て、監査役中より一時取締役の職務を行ふべき者を定めることができる。

(1) この場合には、その定をした日より本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間内にその登記をなすことを要する(商二七六、一、五)。この登記は監査役をして取締役の職務を行はしむる旨の登記で監査役が取締役となるのではない。

この登記申請は總取締役の申請によつてなすことを要し、申請書には取締役及び監査役の協議を証する書面を添附

せねばならぬ。

この一時取締役の職務を執行する監査役の氏名又は住所の變更登記は、代表取締役のみの申請によつてする(非一八八、三)。

(2) 右の場合、監査役が一人しかないときは、取締役の職務を行はせることはできぬ。法が監査役中と云つてゐるから明かだ。

(3) 取締役の職務を行ふ監査役は、その期の決算書類(商二八二)を定時總會に提出して、その承認を得るまでは監査役の職務を行ふことを得ない(商二七六、五)。

(三) 競業禁止・自己取引禁止規定の不適用——監査役は業務執行機關でないから、取締役の如く競業禁止の規定なく、又會社との取引も制限を受けない。但し取締役の職務を代行する場合はこの禁止義務に服すべきは當然だ。

26. 検査役

検査役とは

検査役は、會社の設立手續又は業務及び財産に關する調査をなす臨時の監督機關で、發起人・取締役・監査役の處置の正當なりや相當なりやを検査する職責をもつ。監査役の如く常置の監督機關でなく、その職責も極めて限られた範圍に止まる。

検査役の選任

検査役は、創立總會又は株主總會で選任する場合と裁判所に於て選任する場合とがある。株主總會で選任された検査役と會社との關係は、委任關係であ

り、自由に解任し得るが、裁判所の選任した検査役は、破産管財人と同様、一種の公職で契約關係ではない。その何れの検査役たるを問はず株主たることを要しない。

(一) 創立總會又は株主總會で選任する場合

(1) 取締役及び監査役中發起人から選任された者があるときは、創立總會は特に検査役を選任し、

(1) 株式總數の引受及び  
(2) 現物出資の給付の有無の調査報告  
(3) 裁判所選任に係る検査役の報告書に付ての意見の報告

をなさしめ得る(商一八四、五)。

(2) 臨時株主總會を監査役が招集した場合には、會社の業務及び財産の状況を調査せしむるため、その臨時總會に於て特に検査役を選任することができ(商二三五、五)。

(3) 株主總會は取締役の提出した書類

及び監査役の報告書を調査せしむるため特に検査役を選任し得る。會社が清算中にもなし得る(商二三八、四三〇、五)。

(4) 新株發行の場合、株主總會は新株の引受拂込、現物出資の給付の有無を調査及び報告せしむるため、特に検査役を選任し得る(商三五四、五)。

(二) 裁判所が選任する場合

(1) 選任の申請をなすべき場合は  
(1) 會社の發起設立の場合——取締役は選任された後遅滞なく商一六八、一四、五六七の事項並に適法な株式の拂込、現物出資の給付の有無を調査せしむるため、検査役の選任を裁判所に申請せねばならない(商一七三、一)。

(2) 會社の募集設立の場合——に定款に商一六八、一四、五六七の事項を定めたときは、發起人は之に關する調査をさせるため、裁判所に對し検査役の選任の申請を要する(商一八一、一)。



- (3) 會社の業務執行に關し不正行爲又は法令若は定款違反の重大事實の疑あるとき——は少數株主は、會社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を申請し得る（商二九四一）。この場合は、多く重役不信任又は會社の内紛の場合に行はれる。
- (4) 會社成立後二年内に増資決議をし又は倍額増資の場合——に現物出資、増資後譲受を約した財産を定めたときは、取締役はこの調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に申請を要する（商三五三一）。
- (5) 會社の整理開始の場合——裁判所は職權を以て検査役を選任し、會社の業務及び財産の状況その他會社の整理に必要な事項を検査させ得る（三八八一）。この場合には、検査役は會社の業績が不良となつた事情、發起人・取締役・監査役に不正・懈怠なかりしや否やも

- 調査を要する（商三八八二）。
- (6) 特別清算の場合——會社財産の状況により必要ありと認めるときは、裁判所は申立により又は職權を以て、検査役を選任し、會社の清算事務及び財産の検査を命じ得る（商四五二）。
- (I) 検査後の選任手續
- (1) 検査役選任の申請は、書面を以て會社の本店所在地管轄の地方裁判所になすことを要する（非訟二二七、二二六）。
- (2) 裁判所が検査役を選任するには前記(1)の(3)の場合は取締役及び監査役の意見を聴くことを要し（同二九二）、
- (5) (6) 以外の場合に検査役を選任したときは、取締役及び監査役の陳述を聴き、検査役の報酬額を定めて會社をして支拂はせることができる。この裁判に對しては即時抗告ができる（同二九ノ三、二九ノ四）。
- (3) 検査役はその報告は書面を以てな

すことを要し、裁判所は検査に付て説明を必要とするときは、検査役を審訊することができる（商二二八）。

〔書式一四〇〕

検査役ノ選任申請書（書式二三參照）

### 検査役の職務權限

は各場合によつて違ふが、

(一) 會社の設立・増資・整理・特別清算の場合に選任された検査役は、前記選任又は選任申請の事由によつて略ぼ明かな如く、會社の設立の經過・増資・整理・特別清算手續に關する調査報告をし

(二) それ以外の場合に選任された検査役は、會社の業務及び財産状況の調査及び報告をなす職務權限を有する。

# 會社の計算

## 27. 會社の計算一般について

### 會社計算の重要性

(一) 個人企業でも團體企業でも、その經營を合理的に行ふには、商業帳簿によつて收支計算を明かにし、會社の營業の推移、財産の状況を一見して掴み得るやうにして置く必要がある。又企業者と取引關係を持つ第三者からはその状態を知るに必要である。殊に株式會社は多數人と複雑な關係を生じ、その財産は信用の標的であり、會社債權者の唯一の擔保だから、その財産状態を明確にし、財産状態を鞏固にすることは特に必要だ。

### 新法の主なる改正點

- (1) 取締役より監査役に對する計算書類の提出期間を、一週間短縮して二週間とし、これを定時總會前會社本店に備置く期間を一週間とし、これに關する原本・抄本の交付請求權を認められたこと（商二八一、二八二）。
- (2) 財産目録・貸借対照表・損益計算書の記載方法その他の様式を一定したこと（改法四九）
- (3) 定時總會の計算書類の承認があつても、それで必ずしも取締役監査役の責任解除とならぬこととしたこと（商二八四）。
- (4) 貸借対照表上、資産の部に計上することを許した諸目に付て遲滞なくその償却を命じ、會社財産の鞏固を圖つたこと（商二八五—二八七、二九一—二九三）。
- (5) 法定準備金の使途に付き明文を設けたこと

- (6) 建設利息配當に關する規定を整備したこと（商二八九）。
- (7) 會社の業務、財産の状況検査に關する少數株主權行使の濫用防止のため、その要件を加重したこと（商二九四）。
- (8) 會社使用人保護のため、會社との雇傭契約に基く債權に付て先取特權を認められたこと（商二九五）等



(二) 所が株主は目先の配當の多いのを望み、會社重役も之に迎合して自己の功績を誇り、併せて多額の賞與金をせしめんと、資産の不當評價等によつて無理な利益を計上して配當を行ひ、果ては會社を喰ひ債權者を倒す結果となるのがザラにある。

かくの如きは企業健全な發達を圖る所以でなく、社會を毒することになるから、法は會社の計算に付て特に規定を設け、

- (1) 計算書類の作成・承認・公示によつて、株主・會社債權者等に會社の財産状態を知らしめ、
- (2) 財産目録・貸借対照表・損益計算書の記載方法その他の様式を法定して計算の不正不備を防止し、
- (3) 法定準備金・利益・利息の配當に付て規定し、會社財産の鞏固を図り、
- (4) 會社業務・財産状態の調査によつてその不正を防止し、

以て公益保持に努めた。従つて會社の計算に關する規定は強行規定で、定款

を以て自由に變更し得ない。

### 會社の商業帳簿

商業帳簿に付ては、先に述べた通り、商人がその營業及び財産の状態を明かにするため、法律上の義務として作成する帳簿で、これには日記帳・財産目録・貸借対照表がある。

- (一) 株主名簿・社債原簿・株主總會議事録等は、會社の帳簿だが、會社の營業並に財産の状況を明かにするものでないから、商業帳簿ではない。商業帳簿の規定は株式會社にも適用されるから、取締役はこれを備へて一定事項を記載せねばならぬ。
- (二) 株式會社では、右帳簿の外、營業及び財産の状況を明かにするものに營業報告書と損益計算書がある。

舊法では株式會社の財産目録・貸借対照表・損益計算書の記載方法その他の様式に付て別段の規定

をせず、各會社は適宜の様式でこれを作つてゐた(特に規定あるものは別)が、新法は命令を以て一律に定めることとした(改法四九)。併しまだ公布されてゐない。

### 會社の決算期

に付ては、例外なく定款の規定で定められてゐるが、少くとも年一回は決算して定時總會に附議することを要し、年二回以上利益配當をする會社では、毎決算期に計算をし、定時總會を招集して附議承認を求めねばならぬ(商二三四、二八二)。

- (一) 決算の回数——決算は、個人又は合名會社、合資會社等では年一回とするのが一般のやうだが、株式會社はその殆んどが年二回としてゐる。

併し決算手續は相當の日数と手数を必要とするから、常に二回とする必要はなからう。年一回轉をする營業の如きは一回制を便とし、二回以上同轉期あるものや普遍的に運營される事業利益金の分配回数を多くする必要のある如き場合は二回制と

されるであらう。要は各種の事情を考慮して決すべき問題だ。

- (二) 決算の時期——は先にも述べた如く、五月・十一月が最も多く、六月・十二月が之に次ぎ、三月・九月とするものもある。その定め方は必ずしも慣習に従ふ必要はなく、最もその會社に都合のよい時期を選ばばよい。決算には相當日数を要するから、決算承認の定時總會は多くその翌月招集される決算期は次の諸點を考へて定める。
- (1) 營業の閑散なときを選ぶこと
- (2) 營業に回轉性あるときはその一回轉又は數回轉の終で行ふこと
- (3) 利益分配金の支拂に好都合の時期を選ぶこと
- (4) 株主が最も希望する時期に利益配當をすること
- (5) 以上に差支なければ、六月末・十二月末の如く一般慣例による決算期を選ぶこと

### 定時總會への提出書類の作成・承認・公告

會社の計算——(27) 會社の計算一般について

- (一) 計算書類の作成・備置・閲覧
- (1) 作成——取締役は財産目録・貸借対照表・營業報告書・損益計算書・準備金及び利益又は利息の配當に關する議案を作成し、定時總會の會日より二週間前に監査役に提出することを要し(商二八二)。監査役はこれに對する報告書を作成する。

この報告書は計算書と別個に作らず、決算報告書の末尾に「右各項ノ調査ヲ遂ケ其ノ正確ナルコトヲ認め候也」と奥書署名することが一般の例だ。

- (2) 備置——取締役は定時總會の會日の一週間前より、前記の書類及び監査役の報告書を本店に備へて置かねばならぬ(商二八二)。

舊法では取締役は計算書類の提出を一週間前とし備付に付て會日前とし、期間を設けなかつたが(舊商一九〇、一九一)、新法は備付を會日の一週間前としたので、取締役の右書類提出を二週間前とし、尙ほ計算書類の謄本又は抄本の交付請求権を

認められた。會日前一週間あれば株主や會社債權者はこれ等書類の調査が出来ようとの趣旨だ。

- (2) 書類の閲覧・交付——株主及び會社の債權者は、營業時間内何時でも右備付書類の閲覧を求め、又は會社の定めた費用を支拂つて、その謄本若し抄本の交付を請求することができ(商二八二)。

- (3) 罰則——取締役が前記の書類に記載すべきことを記載せず、又は不實の記載をしたとき、若は本店に備置がないときは五千圓以下の過料に處せられる(商四九八1920)。

- (二) 計算書類の承認——取締役は、前記の計算書類を總會に提出してその承認を求めねばならぬ(商二八三)。この書類に對する當否の論議が株主總會の最も重要な點で、その有する監督權を行使する絶好の機會だ。



(I) 承認の效力——株主總會で右の計算書類の承認決議をした後二年内に別段の決議のないときは、會社は取締役又は監査役に對してその責任を解除したものと看なされる。但し取締役又は監査役に不正行為のあつたときは解除されない(商二八四)。

(II) 舊法では、計算書の承認は、不正行為なき限り即時無條件で責任解除と看なされた(商一九三)。

(III) 所が實際上この承認が極めて手続に行はれ取締役や監査役が容易に責任を免れ、後日その不當處置を發見しても追及の方法がなく不都合なので、右書類の承認があつても二年内は總會で問責決議をなし得るものと、二年以内に別段の決議のないことを條件として免責の效力を認められた。

(I) 本條は(一)會社設立に關する發起人・取締役・監査役の損害賠償の免責(商一九六) (2)取締役・監査役の任務懈怠に因る損害賠償の免責(商二四五I4)決議に比し(1)に對しては寛大であり(2)に對しては嚴格である。即ちこれ等の責任は特別決議によつて直ちに免除されるが、(1)の場合は會社成立の日より三年間は絕對に免責されぬの(2)の場合は即時免責可能だ。

(II) 創立に關する免責——會社設立に關する計算書は創立總會で承認を受くべきもので、本條は創立總會に準用されぬから(商一八〇Ⅱ)、この場合本條の適用はない。

所で計算書の承認は、それを正當と認むる總會の決議にすぎず、本條の責任解除は法が特に與へた效力だが、本條の準用がない結果、會社設立に關する計算書の承認があつても、責任解除の效力は發生せず、結局會社成立後三年經過後特別決議によつてのみ責任を免除されることになる(商一九六)。

(I) 別段の決議——とは、一旦與へた承認を取消し又は變更する意味である。この承認變更又は取消を目的とする株主總會は、取締役・監査役に於て招集し得るは勿論だが(商二二一、二三四—二三六)、資本の十分の一以上に當る株主も、その招集を取締役に請求し二

週間に招集しないときは、裁判所の許可を得て自ら招集し得る(商二三七)。

(II) 責任解除の範圍——は計算書類に掲載された範圍に止まり(大審明四一)、それ以外には及ばない。この責任解除は、法が特に總會の決議に賦與した效力である。次の判例がある。

(1) 銀行の取締役の不良貸出の損害賠償責任に對して株主總會で承認をし、その責任を解除したときは、その利子に對しても責任解除の效力は及ぶ(山口地六六)。

(2) 商法規定に違反した貸借対照表及損失處分案を承認した總會の決議は無効だから、取締役は責任を解除されない(大審昭四)。

(III) 貸借対照表の公告——取締役は定時總會の承認を得た後、遲滞なく貸借対照表を公告することを要する(商二八三Ⅱ)。公告方法は定款の定に従ふ(商一六六I6、Ⅱ)。財産目録は公告を要しない

決算報告書(考課)の作成

株主總會に提出すべき書類は、營業報

營業報告書

一、事業ノ概況

當社當期ノ營業狀況ハ販賣方面ニ於テハ今春各社トノ協定以來專ラ協調ヲ保チ銳意賣賣ノ勵正ニ努メタル結果一時小康ヲ得タル如キ感アリシモ其後協定ヲ破ルモノ相續キ再ヒ業界ノ混亂ヲ招來シ一層激甚ヲ加フルニ至リシハ甚タ遺憾トスル所ナリ此ノ間ニ在リテ當社ハ單價ノ維持修正ニ努メ前期ニ引續キ積極策ヲ以テ進ミタル結果販賣部數モ前期ニ比シ適ニ増加シ期末ニ於テハ何處部ヲ突破セル情態ニ至リタリ

廣告方面ニ於テハ一般財界沈滞ノ影響ヲ受ケ廣告主側ノ出稿手控ヘノ情勢ナルニ拘ラス社内一致ノ努力ニヨリ何處行ヲ獲得シタリ 次ニ編輯方面ニ在リテハ紙面ノ刷新ト記事ノ選擇ニ留意シ印刷技術ノ改善ト相俟チ多大ノ好評ヲ博スルニ至リシハ洵ニ欣快ニ堪ヘサル所ナリ

二、株主總會ニ關スル事項

(一) 昭和二十年七月十日午前十時當會社第九回定時株主總會ヲ當會社本店ニ開催シ左記事項ヲ附議原案通り承認議決シタリ

- 一、昭和二十年上半年營業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書承認ノ件(承認)
一、昭和二十年上半年利益金處分案(可決)
一、定款變更ノ件(可決)
第八條中「何々」トアルヲ「何々」ニ改ム
一、監査役二名任期満了ニ付改選ノ件
左ノ通り當選就任シタリ
監査役 上村松吉(責任)
同 中村竹吉(新任)

- 三、庶務概要
(一) 登記事項
昭和二十年七月十五日 東京區裁判所ニ左ノ登記ヲ爲ス
(1) 監査役二名選任ノ登記
(2) 取締役住所變更ノ登記
(二) 株式事項
(1) 當期間ニ於ケル株式ノ名義書換數ハ五十七件ニシテ此株數二千五百株ナリ
(2) 當期末現在株主數ハ八百人ニシテ前期末ニ比シ五十人ヲ減少ス

- (三) 工場新設
何市區町番地ニ修テ工事中ナリシ當社印刷工場ハ年月日竣工シ同月何日ヨリ作業ヲ開始シタリ
(四) 重役會ニ關スル事項
毎月一回重役會ヲ開キ重要社務ニ付協議セリ

財産目録

(昭和二十年十二月三十一日現在)

第十回決算報告書

第一出版株式會社

昭和二十年七月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル本年下半年ノ營業期間ニ於ケル決算ヲ了シ營業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、利益金處分案ヲ編製シ監査役ノ監査ヲ經テ茲ニ株主總會ニ提出ス

【書式一四一】

會社の計算(27) 會社の計算一般について







### 財産目録と棚卸表

會社では財産目録を作る場合には棚卸表を作成する。棚卸とは、商品を棚から下してその數量品質を調査する意味で、簿記の上では、數量品質の實地調査及び金額の訂正を要するものに付てそれを行ふことだ。

(一) 棚卸表の作成——元帳諸勘定の残高をその實際高と一致させるため、財産の數量・品質・價額を實際に調査し、修正を要するものは修正記入した表である。

(二) 元帳諸勘定の残高は取引による變動を漏なく記載されてある筈だが、事實、保管中又は出納に際し、記載漏れ・誤記・目減・毀損・盗紛失等があり、殊に相場の變動による影響があるし、債權に付ては回收不能のものも生

ずるから、棚卸の必要が生ずるわけだ。  
(一) その修正記入は

- (1) 流動資産の棚卸
- (2) 固定資産の原價償却
- (3) 營業債權等の評價
- (4) 損益諸勘定の整理

等である。従つて棚卸表は、元帳へ決算締切日前に記入すべき元帳諸勘定の數字を整理し、その残高を實際在高に一致せしめるに必要な資料を供するものだ。

(二) 財産目録と棚卸表との關係——財産目録は實地棚卸の結果作成すべきものだが、實際は會社財産は全部棚卸することなく、債權や固定資産・營業權・特許權等の權利は、帳簿記録を基礎として減價償却を要するものは相當減額し、手許に保管中の原料・仕掛品・製品・商品・消耗品・什器・現金・有價證券等は棚卸される。従つて棚卸表は、財産目録の如く總財産に關する

ものでなく、その一部をなすに過ぎないから、法の要求する財産目録は決算後別に作成を要する。

### 財産目録の調製

會社は、設立の時・毎決算期及び整理・解散・清算等、法定の場合に財産目録を作つて編綴し、又は特に設けた帳簿に記載し、作成者が署名することを要する(商三三三)。これに記載すべき財産は、動産・不動産・債權・債務その他の財産一切である(商三三一前)。

### 財産目録の作り方

財産目録を作るには、前記の如く會社の積極消極の總財産を掲げ、これに價額を附けねばならぬが、次に大體商工省臨時産業合理局作成(昭九、九)の準則によつて述べよう。

### 第何期末昭和年月日財産目録

(書式一四七) 何工業株式會社

資 産		
固 定 資 産		4,696,500.00
土 地		763,000.00
東京市 事業用地 200坪 價額 82,000.00		
大阪市 〃 1,500〃 〃 616,000.00		
京城市 工場豫定地 5,000〃 〃 65,000.00		
建 物 及 設 備		1,342,200.00
東京本社 建坪 875坪 原價 357,000.00 償却累計 125,200		
大阪工場 〃 2,565〃 〃 1,676,600.00 〃 566,200		
	2,033,600.00	691,400
機 械		2,295,000.00
大阪工場 原價 3,499,900.00 償却累計 1,204,900		
工 具 及 什 器		213,900.00
東京本社 原價 57,600.00 償却累計 30,200		
大阪工場 〃 367,300.00 〃 180,000		
	424,900.00	211,000
特 許 權		75,800.00
〇〇關係(實施權)何口, 原價 199,100.00 償却累計 123,300		
商 標		6,600.00
〇〇用, 何口, 原價 10,000.00 償却累計 3,400		
投 資		2,512,200.00
同 系 會 社 出 資		2,055,000.00
〇〇工業株式會社 株式 15,000株(額面100圓内60圓拂込) 900,000		
〇〇製作株式會社 〃 16,000株(〃 50圓全額拂込) 700,000		
〇〇製作株式會社 社債 額面 455,000.00 455,000		
同 系 會 社 勘 定		321,000.00
〇〇工業株式會社資掛金 113,600		
〇〇製作株式會社貸付及假拂金 207,400		
關 係 會 社 有 價 證 券		116,000.00
〇〇株式會社 株式 1,000株(額面50圓全額拂込) 45,500		
〇〇株式會社 新株式 1,500株(〃 50圓内 27.50拂込) 70,500		
貸 付 金		20,200.00
何々工業所 工場財團抵當貸付金		
特 定 資 産		1,304,600.00
自家保險積立金引當預金 〇〇銀行定期預金 372,000.00		
引當勘定引當有價證券 580,000.00		
國 債 額面 250,000.00 價額 242,500.00 (時價 247,500.00)		
地 方 債 〃 370,000.00 〃 337,500.00 (〃 352,000.00)		
從業員預り金引當有價證券 352,600.00		
國 債 額面 248,000.00 價額 223,500.00 (時價 243,000.00)		
地 方 債 〃 152,000.00 〃 129,100.00 (〃 131,200.00)		
作 業 及 販 賣 資 産		3,591,400.00
原 料 及 貯 蔵 品		1,350,000.00
大阪工場在品 783,000		
〇〇倉庫會社 〇〇地倉庫寄託品 567,000		
仕 掛 品 大阪工場現在高 580,000.00		
製 品 東京本社現在高 765,000		



短期負債	2,086,600.00
買掛金 原料買入代金未拂〇〇口	755,000.00
未拂金	184,000.00
工事費未拂〇〇口	132,600
特新権使用料未拂〇〇口	51,400
未拂工事	45,000.00
支拂手形 〇〇通	354,000.00
前受金 〇〇口	280,000.00
従業員預り金	370,000.00
退職工貯金	175,000
	195,000
社債未拂金 當籤社債未拂高	55,500.00
預り保証金 契約保証受人高 〇〇口	35,000.00
未拂配當金	8,100.00
引當勘定	594,400.00
納税引當金	18,400.00
退職給與引當金	576,000.00
職員〇〇名及職工〇〇名ニ對スル分	
繰勘定	398,400.00
假受金	30,900.00
借受公債及保管公債利札代り金	7,500
従業員俱樂部預り金	18,600
何々	4,800
未經過利益 貸付金前受利息〇〇口分	1,300.00
借受有價證券 保証差入用トシテ借受、國債額面	150,000.00
預り保証有價證券 契約保証トシテ受人高〇〇口	216,200.00
偶發債務	303,000
割引手形 〇〇通	253,000
同系會社 〇〇工業株式會社銀行借入金保証	50,000
負債合計	5,949,400.00
差引純財産	8,733,500.00
未拂込資本金	4,000,000.00
一株額面50圓、未拂込額20圓、200,000株	12,733,500.00

大阪工場在高	440,000
副製品 大阪工場現在高	456,400.00
流動資産	2,079,500.00
買掛金 〇〇口	821,400.00
未收入金	153,400.00
所有公債未收利息	68,000
何々 〇〇口	85,400
受取手形 〇〇通	385,600.00
短期貸付金	78,000.00
手形貸付 〇〇口	57,000
證書貸付 〇〇口 (有價證券擔保)	21,000
銀行預金	520,500.00
當座預金 〇〇銀行 外何行	289,600
〇〇預金 〇〇銀行	230,900
振替貯金 現在高	85,600.00
現金 手許現在高	35,000.00
雜勘定	498,700.00
假拂金	26,000.00
原料品購入代金前拂	18,000
出張旅費假拂金	4,000
其他何々	4,000
未經過保險料 火災保險料未經過分	5,400.00
貸付有價證券	14,000.00
〇〇工業株式會社 〇〇省信託用 國債額面	15,000
開發費 何々關係開發費支出高	6,500.00
社債發行差金及發行費 總額 130,000.00 償却累計	49,400
保証差入有價證券 〇〇省へ契約保証差入、國債額面	150,000
保管有價證券 契約保証金トシテ受人保管高	150,000.00
國債	216,200.00
地方債	78,500
社債	63,700
	74,000
偶發債務見返	303,000
割引手形見返	253,000
保証債務見返	50,000
資産合計	14,682,900.00
負債	
長期負債	2,870,000.00
擔保附社債 大阪工場財源擔保 發行額 1,500,000.00 内償還額 200,000	1,300,000.00
無擔保社債	2,000,000.00 800,000
借入金	1,200,000.00
擔保附 (物件何々)	150,000.00
信用借 〇〇口	70,000
	80,000
同系會社勘定	220,000.00
〇〇株式會社 買掛金	95,000
〇〇株式會社 借入金	125,000

株式會社



(一) 作成の形式

以下に説明するものは、株式會社が決算期に際して作成すべき財産目録に関するものだが、株式會社以外の會社に於ても大體これに準じて作ればよい。前記の様式は工業に關するもので、貸借対照表の所に掲げた一覽表に相當するが、他の事業にあつても之に準じて作成すること。但し法令に特別の規定のあるものはこの限でない。

財産目録調製に付ては、先づ次の點を心得て置くこと

- (1) 財産目録には、「財産目録」なる標題、決算日及び會社名を記載し、更に第何期末と附記すること
(2) 財産目録は横書とし、アラビヤ數字で記載するが原則だが、縦書とし日本數字を用ふるも可
(3) 財産目録には資産の科目を前に、負債の科目を後に列記し、兩者の差額は之を「純財産」として負債の次に示し、未拂込資本金は「純財産」の次に記載すること
(4) 資産及び負債の綜合方法並にその配列の順位は、貸借対照表に於けると同一にすること
(5) 綜合科目の金額は、別種の書體若は別色で示し、又は括弧を附して記載し、内譯科目と區別すること
(6) 財産目録は決算當時に於ける資産及負債の明細書で、貸借対照表申資本勘定を除いた殘餘の科目一切を含む。併し「未拂込資本金」は

- 不動産と同様に示すこと
(7) 同系會社出資及關係會社有價證券に付ては社名・株式數・拂込額・價額等を掲げ、尙ほ未拂込額あるものに付てはその金額を附記すること。株式會社以外のものに對する出資金もこれに準ずる
(8) 同系會社勘定に付ては、會社名・勘定の種別・金額等を示すこと
(9) 有價證券に付ては、金額の外にその種類・券面又は株式數及拂込額を記載すること。但しその種類が多數に上るときは、公債・社債及株式に大別して計上し得る
有價證券に付した金額が著しく市場價格と異なる場合には、その市場價格をも附記するを可とする
(10) 特定資産は各科目毎にその内容を示すことを要する。信託預金又は銀行預金には信託會社名又は銀行名を附記し、有價證券は投資に關する有價證券(9)に準じてその詳細を示すこと
(11) 作業及販賣資産に關する各科目は、主要な種類に分けて示すこと。なほこの種の資産に付ては別表として内譯目録を作成し、品種・數量・單價等を記載するを可とする
(12) 賣掛金・未収入金・立替金・貸付金・受取手形等の諸債權に付ては、主要なる種別・口數及金額を記載すること
(13) 銀行預金に付ては預金種別及銀行名を記載のごと。但し銀行が多數に上るときは、其の預金額最大なるもののみを示し、其の他は行

資本勘定に關する科目だが他日拂込を受くべき會社の權利を示すものだから、之を財産目録に掲げる。但し普通の資産と其の性質に異なる點があるから、別途に之を掲げること

- (7) 保證債務その他の偶發債務は負債に計上し求償權あるものは見返勘定として之を資産に掲げる。但しその金額は共に摘要欄に記載するに止める。先物賣買の契約額も同様
(8) 財産目録は、資産及負債の各種類に付て、現品又は證書に照し、その數量及金額を確め九後之を作成すること
(9) 財産目録には資産及負債をなるべく詳細に分類し、その内容を示すべき説明又は附記を爲すこと。重要な科目でその内容の複雑多岐に亘るものは、別表に依り内譯目録を作成して財産目録の記載を簡單にしてもよい
(10) 資産及負債の各科目に附すべき金額は、貸借対照表に記載すべき金額と同一たること。但し必要ある場合には之と異なる價額を參考として説明に加へる
(11) 附屬態形に示してない科目の記載方法は本準則に準ずる
(二) 資産
(1) 固定資産に付ては各種類毎にその現在高の外、取得原價及償却累計を掲げること
償却済のもの又は寄附その他に依り無償で取得したるものでも、營業の用に供して居るものは摘要欄に之を示すこと
(2) 土地・建物及設備に付てはその所在地・坪數を示すを以て足ること
(14) 雜勘定に屬する科目には、各その内容を示すべき説明を附記すること
(15) 創業費・開發費・社債發行差金及發行費・廣告宣傳費・株主に配當した建設利息等は、その目的、當初の支出金額及償却累計を併せ記載すること
他の事業を買収する爲め支出した金額は、「○買収費」とし、當初の支出金額及整理費額を併せ記載すること
(16) 差入保證金に付ては差入先を附記し、保證差入有價證券に付ては差入先・證券の種類・額面等を示すこと
(17) 保管有價證券に付ては、種類・額面・受人價額等を示すこと
(18) 保證債務見返・賣渡契約未收・買受契約等に付ては、その説明及金額を摘要欄にのみ記載すること

(三) 負債

- (1) 社債及借入金に付ては、起債額・償還済額等を附記すること。外國貨幣を以て契約したものに付てはその換算金額の外に外國貨幣金額・換算率等を示すこと
(2) 負債は擔保の有無に依り區別し、擔保附のものには擔保の概要を附記すること
(3) 買掛金・前受金・未拂金・預り金・支拂手形・短期借入金等に付ては、主要なる種別・口數及金額を記載すること
銀行當座借越は銀行別之を記載すること

數・用途及價額を記載すること

- 機械・工具及什器は用途別又は所在別地に分類して、各その價額を記載すること
建物・設備又は機械で重要なものに付ては、特に品名・點數等を併せ掲げるを可とする。但し複雑多岐に亘る場合には、詳細を内譯目録に譲り、本目録には之を一括して計上し得る
(3) 土地・建物・機械等は左の如く、先づ所在地別に分ち更に種類別に示すを可とする
東京工場
土地 ○○○坪
建物 ○○○坪 原價○○圓 償却累計○○圓
大阪工場
土地 ○○○坪
建物 ○○○坪 原價○○圓 償却累計○○圓
(4) 固定資産を用途別に分け、貸借対照表に示した場合でも、その各分類の内譯及金額を記載すること
固定資産を一括し、建設費又は營業費なる科目を以て貸借対照表に示した場合に、その内容を適當に分類して示すこと
(5) 特許權・實用新案權・商標權・營業權等に付ては、その内容を示すべき説明を附記すること
(6) 投資に關する不動産は、固定資産に屬する

(四) 純財産

- (1) 資産の總額より、負債の總額を差引いた額を純財産とする
(2) 未拂込資本金は純財産の次に記載し、株式の種類・一株の未拂込額・未拂込株數等を附記すること

財産の評価はどうする

企業の基礎を堅實にするには財産の評価を嚴にせねばならない。その評價如何は直に事業の損益に影響して表はれる。過大評價をすれば、それだけ實際よりも利益を計上し得て増配となり、過少に評價すれば、財政の基礎は鞏固になつて寧ろ歡迎されようが、利益を隠匿し秘密積立金を作ることになる。



(一) 財産の評価方法——に付て法は財産目録調製の時における價格(時價)を超えることを得ず(商三四一)、又營業用の固定資産(土地建物・機械・工業所有權等)に付ては、たとへ時價が上つてゐてもその取得價額又は製作價額を超える價額を附け得ない(商二八五前)とした。會社財政を鞏固にするためだ。

(二) 商工省の準則——決算期に於ける財産の評価に關しては種々の説があるが、次に商工省産業合理局作成(昭二一、二)準則を骨子として説明する。

(一) 準則の適用

この財産の評価法は一般事業に對し、定期決算の際に適用する。鐵道・軌道・電氣等の事業で評價に關する特別規定のあるものはそれに従ふ。

(1) 原價とは取得原價を意味し、該資産を取得し、之を營業の目的に適合せしむるに要する支出の合計をいひ、原價は之を購買原價と製造原價若しくは製作原價との二種に分ける。購買原價とは買入れた資産の原價で、買入代價及買入費用の合計をいふ。製造原價若しくは製作原價とは、自ら生産した

資産の原價で、その生産に要した支出の合計をいふ。

(2) 時價とは、該資産の所在地に於て評價を爲す時の資産の價格をいひ、市價のあるものは之に依り、ないものは適當の方法に依り之を推算する。市價とは市場の價格で、取引所で取引される資産は、その取引價格に依り之を定める。

(3) 帳簿價額とは、評價の當時帳簿に記載されてある金額をいひ、その年度に取得した財産は原價(又は取引價格)を示すのが通常だが前年度以前の取得に係るものは夫々の事由に基く適正な原價追加・減價償却・評價變更等に依り修正されたものとす。

(一) 財産の種類に依る評價の原則

は次の如くする。

- (1) 土地はその原價を以て評價する。
- (2) 建物・機械・設備等はその原價より減價償却を行つた價額を以て評價する。
- (3) 營業權その他の無體固定資産は、實質空虛なる資産を減さざるやう注意し、その原價より減價償却を行つた價額を以て評價する。
- (4) 有價證券は所有の目的に依り區別し、引續き所有するものは時價を超える限り、原價を以て評價し、その他のものは時價を限度として適當に評價する。
- (5) 原料・製品・商品等(作業資産又は販賣資産)は、原價と時價とを比較し、孰れか其の

低きを以て之を評價する。

(6) 債權は帳簿價額より回收不能の金額を控除した額を以て評價する。

(7) その他の資産はその性質及實狀に照し評價する。

(8) 債務は帳簿價額を以て評價する。

(9) 以上の評價に關し問題又は疑問のあるものに付ては之を消極的に解し、適當にしないことを要する。

(一) 減價償却の原則

(イ) 固定資産の減價償却

(一) 一般原則

ここに減價償却とは、固定資産に付てその耐用命數と残存價額とを測定し、豫め定むる方式に依り計算した減價額を、營業成績の如何に拘らず毎期繼續的に當該資産の原價より減額し、之を損費に計上することをいふ。即ち減價償却の計算は固定財産の使用價值減少度の計算である。従つて償却さるべき固定財産に投じた資本の利子は、償却高に含まれない(議論あり)。

(1) 固定資産の耐用命數は左の事項を考慮して定める。

(1) 使用若しくは時の経過に因る物質的減耗又は効用の減退

(2) 技術の進歩發達に因る陳腐化

(3) 經營方法又は經濟事情の變化に因る利用價值の減耗

償却の中途で當初定めたる耐用命數が不適當なことを知つたときは、直に改め、改良又は大修繕に因り耐用命數が延長したときは、之を延長して差支ない。

(1) 償却額は、事業の性質及物件の種類を考慮して、原價より残存價額を控除した金額を、耐用命數に均分し、毎期一定額を償却する定額法、耐用命數内に所定額を償却し得るやう定めたる減額法又は差高若しくは利用高に應じて償却する比例法等に依り之を計算する。

残存價額とは、固定資産の耐用命數後に於ける價額をいひ、用途、物件の種類等を考慮して、或るべく低く定めること。

(1) 財産目録には償却額計算法を附記するを可とする。

(2) 固定資産を特に平常以上に使用した營業期に於ては、前記の方法に依り計算した償却額に割増を爲すを可とする。

(3) 固定資産は、個々の物件に付て償却額を計算するのが原則だが、事業の性質によつては之を一括して総合的に計算してもよい。

(4) 固定資産に付て、不慮の災害又は豫期し得ない事情の變化に因り不測の減價を生じたときは、臨時に之を償却せねばならぬ。

(5) 耐用命數

(6) 固定資産の原價償却をなすに當つては、各種の財産に付て耐用命數従つて償却年數を何年と定むべきかは重要な問題だ。長期に過ぎれば償却しない内に命數が盡き、短期に過ぎれば利益がそれだけ減する。之に付て大藏省

に内規があるがこれは脱税防止の立場から償却年數を延長してある傾向がある。之に對し昭和五年日本經濟聯盟から次の如き修正案を提出し、償却年數の著しき短縮を要望した

固定資産原價償却年數表  
(日本經濟聯盟會 昭五、九提出)

種類	構造	大藏省 内規年數		改正年 數案	
		年數	年數	年數	年數
事務所、 住宅用建	甲 鐵筋コンクリート	100	40	100	40
	乙 煉瓦造	100	30	100	30
	丙 土造、木骨煉瓦又 木骨鐵筋コンクリート	50	15	50	15
	丁 木造	35	15	35	15
工場用若 クハ倉庫 用建物	甲 鐵筋コンクリート	70	30	70	30
	乙 煉瓦造	70	20	70	20

什金 器庫	煙 突	丙 鐵骨亞鉛鐵板張		丁 土造木骨煉瓦又 木造鐵筋コンク	
		年數	年數	年數	年數
什器類ハ輕費ヲ以テ支辨シ即時價 削除スルコト	煉瓦造	50	10	50	10
鐵筋コンクリート造	煉瓦造	50	10	50	10
鋼製	鋼製内部煉瓦被覆	50	10	50	10
鋼製	鋼製	50	10	50	10







- (3) 營業權は、營業引繼に因り收め得べき利益の存続期間を豫測して、なるべく短期間に償却すること。
- (4) 地上権・借地権を建物と區別し得るときは之を別科目の無體固定資産として示し、存続期間・建物の耐用命數等を考慮して償却するを可とする。
- (5) 無體固定資産の帳簿價格がその収益力に比し高きに失するに至つたときは、収益力に相當する金額まで之を臨時に償却すること。

各種資産の評価

- (一) 土地
  - (1) 土地はその取得原價を以て評價するを原則とする(商二八五前)。經濟事情の變化その他の原因により、土地の時價がその原價以下に低落したと認めらるるときは、その價格を切下げる。
  - (2) 土地の原價は買入直接費に加工費及改良費を加算したるものとする。買入直接費は買入代價の外、仲立人手數料、所有權移轉の登録費、不動産取得税等の額を含む。加工費及改良費とは、地上げ、地均し、埋立、石垣、護岸、道路、下水等に關する工事費及受益者負擔金の類だ。但し特殊の目的で土地に加へた工作、例へば貯水池・鑿井等の工事費は、之を土地の原價に加へず、設備その他の資産として處理すること。
  - (三) 買入代價・加工費・改良費等に對する利息は之を原價に算入せざるを原則とする。贈與、

- 出資又は抵當流に因り取得した土地は、取得當時の時價を超えざる金額を以てその原價を定める。
- (3) 取得した土地に存在する他人所有の地上物等の移轉費・取毀費又は地上権者・賃借権者等に補償した金額は、土地の價額を近隣地の時價に比し不當に高めざる限り、之を土地の原價に加算する可。
- (4) 加工費及改良費の中、護岸、下水等の如き減損すべきもの、工事費、地上物件の移轉費、取毀費等は、之を土地の原價に算入する代りに別科目を以て資産に計上し、適當の年數を豫定して減價償却を行ふを可とする。
- (5) 建物・樹木其他附加物で取得した土地の附加物を賣却したときは、その純手取金額を土地の原價より控除する。投資として所有する土地を賃貸するに際し、權利金を收受したときは、その金額を土地の原價より控除する。
- (6) 賣却すべき土地に付ては、買入直接費・加工費・改良費の外、之を賣却し得る形態に至る迄の一切の諸費用を、その原價に算入し得る。
- (一) 土地の賣買を業とするものは、前項の外時價を超えない範圍内で實際に賣却する迄の借入金利息及公課を原價に算入するも差支ない。
- (二) 建物・機械・設備等
  - (1) 建物機械及設備は、その原價より減價償却を行つた原價を以て之を評價するを原則とする。經濟事情の變化、能率の低下その他の原因に

- 因り、前項の價額が不當に高きに失するに至つたときは、之を適當に切下げる可。
- (2) 建物の原價は買入代價(或は請負代價)又は設計費・材料費・工賃・監督費・建築事務費・保險料等より成る建造費の外、登録税・不動産取得税等、之を營業の用に供する迄の諸費用を含む。但し舊建物の取毀費及移轉費は、之を新建物の原價に算入するを得ない。機械及設備の原價は、買入代價又は製作原價の外、之を營業の用に供する迄の諸費用を含む。但し製作原價が時價に比し高いときは、之を時價迄切下げる可。
- (3) 改造又は修繕に因り、建物・機械及設備の效用又は耐用命數を増加したときは、その増加の限度で該費用の一部又は全部を建物・機械及設備の原價に加算し得る。
- (4) 工場の移轉、大規模の配置變更、新機式採用に因る設備改善等の場合、不用に歸すべき建物・機械・設備等の原價は短期間に之を償却すること。
- (5) 建物に附帶した暖房・冷房・照明・防火・通風・除塵・昇降機・衛生等の諸設備は、之を建物と區別し短期間に償却すること。
- (6) 船舶・車輛その他の固定資産で機械及設備に類するものは、機械及設備に準じて之を評價すること。
- (三) 工具・什器等
  - (1) 工具は現品調査を行ひ、その實狀に照して適當に之を評價すること。但しその修繕又は補充に關する費用を損費に計上して、原價を

- 維持する限り、原價を以て之を評價し得る。
- (2) 什器は其の原價より減價償却を行つた原價を以て之を評價するを原則とする。但し事業の性質に依つては之を工具と同様に評價する可。
- (3) 設計圖・型・圖案等にして特定の作業に關するものは、その原價を當該作業の原價に算入するが、將來引續き利用すべきものは、その程度を測りて之を評價して資産に計上し得る。
- (四) 建設費・興業費等
  - (1) 建設費又は興業費の如き科目で一系した固定資産は、その原價より減價償却を行つた原價を以て評價するを原則とする。減價償却は各物件別に之を行ふべきだが、全部を綜合して償却しても差支ない。
  - (2) 建設費又は興業費の原價は、建設より營業の用に供する迄の諸費用を含む。但しその費用で營業權・水利權・特許權・營業權等の無體資産の取得に關するものは、別科目の資産に之を計上するを可とする。
  - (3) 建設に關する諸費用に充當した資金の利息は、建設期間中に保るものでも、之をその原價に算入せざる可。但し借入金資金に對する支拂利息は、株主に配當した建設利息(商二九一)同様之を處理し得ること。

- (4) 建設に關し收受した補助金又は寄附金の類は之を利益に算入しないこと。その金額は引當勘定に準ずる科目を以て處理するか、又は之を以て建設費・興業費等の原價を直接に償却すること。
- 建設用品・土地等の贈與を受け、その評價した原價を建設費・興業費等の原價に加へたときは、その金額に付ては前項の補助金又は寄附金の收受に準じて之を處理すること。
- (5) 用途別・所在地別等に固定資産を分類する場合にも、更に之を個々の物件に分けて評價するを原則とする。但し事情に依り建設費・興業費等に準じ綜合して之を評價するも差支なし。
- (五) 有價證券
  - (1) 取引所の相場のある有價證券に付ては、その決算期前一ヶ月の平均價格を超える原價を附し得ない(商二八五後)。
  - (2) 有價證券は事業の性質、所有の目的に依り次の如く評價する。
    - (イ) 同業會社及關係會社等經營の目的を以て所有する株式及社債は、原價と市價とを比較し、孰れかその低い方を以て評價するを原則とする。
    - (ロ) 同業會社以外のものは原價を以て評價すべきだがその會社の實質内容の低下したときは、價額の切下を行ふこと。
    - (ハ) 證券業者その他に於て、賣却の目的で所有する有價證券は、市價を超えざる範圍に於て適當に評價する。

- (六) その他のものは、帳簿原價と市價とを比較し、孰れかその低い方を以て評價するを原則とする。但し多種類の有價證券を所有するときは、或種の有價證券に付て、生じた評價損を價ふ意味で、他種の有價證券を市價を超えざる範圍に於て價格引上を行ふ可。
- 附屬に付ては、前項の規定に拘らず、昭和七年法律第十六號に依りて之を評價し得る。
- (3) 以上の有價證券の原價とは買入代價又は拂込金額をいひ、市價とは取引所其他の公的市場に於て公表される價格をいふ。
- 決算日の屬する月の平均原價價格が、決算日に於ける市價に比し低いときは、前者を以て決算當時に於ける市價と爲し得る。
- (4) 市價の公表なき有價證券に付ては、便宜次の如き方法に依りて計算したものを其の市價と看做すこと。
- (イ) 地方債に付ては、最近の買價價格、類似證券の市價等を參照して定める。
- (ロ) 社債に付ては(イ)の外擔保の内容、發行者の信用状態、その買價等を參照して定める。
- (ハ) 株式に付ては當該會社の純財産に依る買價を基礎とし、更に最近の買價價格・収益率・配當率等を參照して定める。
- (六) 原料・貯藏品・製品・半製品(中間製品)・仕掛品・半成作業・商品等は、その原價を以て評價するを原則とする。但し時價がその原價より低いときは、時價を以て之を評價すること。



- (2) 原料・貯蔵品及商品の原価は、買入代價の外取得に關する諸費用を含む。
- (3) 製品及半製品(中間製品)の原価とは、原料費・工賃その他の製造に關する諸費用を含む製造原価をいひ、原価計算に依りて之を定めること。
- (4) 原料・貯蔵品・製品・商品等の時價は、取引所その他公の市場に於ける公定價格又は信頼すべき報告による當時の賣買價格を標準として之を定める。
- (5) 製品及半製品(中間製品)に付て據るべき時價を求め得ないときは、原料・工賃等の時價に基いて計算した原価をその時價と看做すこと。
- (6) 副製品又は副産物で製品に準じて評價し難いものは、業種に應じ適當な方法による推定原価を以て之を評價する。但しその儘又は加工の上販賣するものは、その販賣時價より販賣費又は加工費及販賣費等を控除した價格を以て之を評價し得る。
- (7) 仕掛品及半成作業は、原価計算による製造原価を以て之を評價する。但し原料・工賃等の時價が著しく低落了るときは、之により算定した原価を以て評價すること。
- (8) 製作期間が長期に亘る特殊の事業で、注文又は請負による半成作業はその作業が相當に進行し且つ完成引渡により利益を得べき見込確實な場合に限り、豫想利益の一部を原価に加算して之を評價するも可。但し完成引渡

- (9) 以上に列挙した各資産に付ては、必ず現品調卸を行ひ、死蔵・變質・破損等に因る損失に對し、適當に價額の切下げを行はねばならぬ。
- (七) 債權
  - (1) 賣掛金・受取手形・未収入金・各種貸付金等の債權は、契約金額(帳簿價額)に對し回収の確實性を考慮して次の如く之を評價する。
  - (イ) 全然回収の見込のないものは之を切捨て。
  - (ロ) 回収不確實なるものは回収不能の程度を測り、又回収に費用を要すべきものは回収費を見積つて之を切下げる。
  - (ハ) 債權は各口に付個別的に右の如く評價するを原則とするも、賣掛金の如く口數多數に上るものは、その事業の過去の実績に依り平均回収率を算定し、之に基いて評價するも可。
  - (ニ) 債權の切捨て又は切下に代へて、之に應ずる貸借引當金を設け得ること。
  - (3) 年賦又は月賦償還に依る債權は、その期限・利息の有無及その利率に應じ、現在價額を算定して之を評價するを原則とする。
  - (4) 假拂金・前渡金・立替金の如き假定期に關

- (1) 期間に比例する損費の前補額、例へば未經過保險料・未經過引料の如きは、その未經過期間に割當てられた金額を以て評價する。
- (2) 社債發行差金及發行費を繰延べたるときは社債の期間に分割し、毎期償却した残額を以て之を評價する。社債を期限前に償還したときは、償還社債に相當する社債發行差金及發行費の未償却残高を、直に償却すること。但し借換による償還のときは、舊社債に對する發行差金及發行費の未償却残高を、新社債の利題が舊社債の利題を越えざる限度で、新社債の發行差金及發行費に加算するも可。
- (3) 株主に配當した建設利息は、開業後年六分を越ゆる利益配當を行ひ得るに至つた場合に之を超過する利益を以て成るべく速に償却すること。
- (4) 開發費は其の内容を檢し、損失に關する分は之を償却すること。
- (5) 廣告宣傳費は、その支出の効果が次期以後に繼續するを理由として繰延べられたときは效果の殘存する程度を價重に見積り之を評價すること。但し設備又は雜品として殘存する場合には、固定資産又は貯蔵品に準じて之を評價する。
- (6) 創業費は開業後三年以内に於て、成るべく速に之を償却すること。

- (7) 貸付有價證券及保證差入有價證券は、(五)の(2)に定むる所に依りて之を評價する。
- (九) 外國貨幣に依る資産及負債
  - (1) 外國貨幣に依る資産は、之を邦貨に換算して評價すること。
  - (2) 外國貨幣を額面とする有價證券は、次の如く評價する。
    - (イ) 内地に於て市價のあるものに付ては(五)の(2)によつて評價する。
    - (ロ) その他のものは發行地に於ける市價を、決算日の為替相場を以て換算した額を時價と看做し、之をその帳簿價額と比較し孰れか其の低い方を以て評價する。
    - (ハ) 内外市價共にないものに付ては(五)の(4)に準じて外貨に依る評價を行ひ、之を決算日の為替相場を以て換算した額を時價と看做し、之をその帳簿價額と比較し孰れかその低い方を以て評價する。
    - (ニ) 出資の性質を有するものは、その原価を以て評價するを原則とするも、その事業の内容が惡化したときはその國の貨幣價値が著しく低落了ときは、その價額を切下げるか又は之に應ずる引當金を設けること。
  - (3) 外國貨幣を以てする銀行預金・賣掛金・貸付金等の短期債權は、その帳簿價格と決算日の為替相場で換算した金額とを比較し、孰れかその低い方を以て評價する。
  - (4) 外國貨幣に依る長期債權は、その原価を以て評價するを原則とする。但しその國の貨幣價値の低落その他の事情に因り損失の豫想せ

- らるゝ場合には適宜價額を切下げるか又は之に應ずる引當金を設けること。
- (5) 外國に於て所有する土地はその原価を以てその他の固定資産はその原価より減價償却を行つた原価を以て評價するを原則とする。但しその國の貨幣價値の著しい低落了その他の事情に因りその價額が高きに失するに至つたときは、適當に價額を切下げること。
- (6) 外國貨幣に依る短期負債は、之を決算日の為替相場を以て邦貨に換算する。但しその換算額が帳簿價額に比し低いときは、帳簿價額を以て之を計上するを可とする。
- (7) 外國貨幣による社債その他の長期負債は、起債當時の為替相場による換算額を以て引續き之を計上するを原則とする。但し次年度中に償還すべき金額に付ては、短期負債に準じて之を計算するを可とする。外國貨幣が繼續的に騰貴し、低落的の豫想せられなきときは、償還に際して生ずべき損失を填補するに足る積立金を蓄積するを可とする。
- (8) 外國に於ける支店又は出張所の有する資産及負債を本店確定に綜合する場合は、決算日の為替相場を基礎とする一律の換算率を以て之を邦貨に換算し得る。本支店及各店間の貸借金額の差額が貸方に生じた場合は、之を「為替換算差金」として綜合貸借對照表中の雜勘定に計上すること。

30. 貸借對照表

貸借對照表とは

ある企業の一定時に於ける資産・負債・資本を對照して、企業の財政現狀を總括的に簡明に示す表で、前述の財産目録は、一定時に於ける總財産に付ての各個財産に關する明細書である。從つて兩者は次の點が違ふ。

- (1) 貸借對照表は資産・負債・資本を對照して企業の財政現狀を明かにすることが目的で、財産は項目と金額で總括的に表示すれば足るが、財産目録は財産の表示だから、財産を各個に詳細に表示する必要がある。
- (2) 貸借對照表は、企業の總財産とその有すべき財産とを貸借に分ち、平均させねばならぬが、財産目録はその必要がない。
- (3) 貸借對照表は、決算整理記入後の元帳補助定口座によつて作り得るが、財産目録は實地調卸の結果作成するを原則とするから、貸借對照表に基いて財産目録は作成し得ないが、



### 貸借対照表たる要件

財産目録を基礎として貸借対照表は作り得る

として次のことが必要だ。この要件を具へることによつて、ある企業の一時點に於ける資産・負債・資本の關係及びその總括的財政情態が判然する。

- (1) 明瞭なること  
普通の簿記知識ある者に、表を見て直ちに企業状況を理解し得られるやう作ること。
- (2) 眞實なること  
一切の資産・負債を網羅し、且つ積極消極の財産評價を厳正に記載することを要し、假裝價額を附したり故意又は過失による記載洩れがあつてはならない。その如何は直に利益金の多寡に影響するからだ。
- (3) 形式の繼續性あること  
本表に掲げる各項目の名稱・仕譯・配列順序等の形式を一度定めたら、その後の本表作成に當つては、なるべくそれを踏襲し流りに變更しないこと。屢々變更すると、毎期の財政的變化の過程が不明瞭となり、企業の趨勢を一見して捕捉し難くなるからだ。
- (4) 單一なること

一企業に付ては、貸借対照表は一個に作成されることを要し、數個の支店がある場合でも、各支店毎の對照表の外に、本店及びそれ等全部を綜合した一個の對照表を作らねばならぬ。さもないと、その企業全體としての財産状態を知り得ないからだ。

### 貸借対照表の作成まで

貸借対照表は、簿記の原則に基いて作成される。

- (一) 簿記の方式——には單式簿記と複式簿記とある。
- (1) 單式簿記——は單なる常識的記録計算に止まり、記帳は簡便だが資本に關する記録計算を缺き、一期間の損益は分るが、棚卸をせねば財産状態は確定しない。これは小規模單純な企業にのみ用ひられる。
- (2) 複式簿記——は一定の記帳法則に基いて、單式の如く單なる貸借關係に止らず、資本・財産全般に關する計算を網羅するから、企業財産の状態は

棚卸をせずとも知り得、損益の記録計算を有するから、營業成績の由來を知り得る利益がある。

今日一般に使用されてゐるのは複式である。これには企業の種類によつて、商業簿記・工業簿記・銀行簿記その他種々に區分されるが原理は同じだ。

- (二) 勘定——
- (1) 勘定とは——財産又は資本の構成部分について生じた價額の増減を組織的に計算して表示することをいふ。ある取引があれば、ここには必ず財産又は資本に増減を來し、簿記はこれが記録計算を要する。この場合、財産又は資本を全體として取扱はず、その構成部分中同種類同性質のものを分類して扱ふのが合理的で、この分類されたものに付ての個別的記録計算を簿記上勘定と云つてゐる。
- (2) 勘定口座——各勘定には勘定口

座を設ける。この形式には、標準式と残高式があるが、標準式が多く用ひられる。

- (1) 標準式——は次の如く、口座の中央から同一形式で左右兩側に分れる。左側を借方、右側を貸方といふ。これによると、現在高は口座面では不明で貸方・借方それ々の合計額を比較して知り得る。

〇〇 普通

(借方)	借方	貸方	(貸方)
借方	貸方	借方	貸方
借方	貸方	借方	貸方
借方	貸方	借方	貸方
借方	貸方	借方	貸方

- 一、日附欄には取引の日を記入する
- 二、丁數欄には原始帳簿の丁數即ち該記入が如何なる帳簿の何頁から來たかを記入する。

- (2) 残高式——は一つの側のみ有し、金額欄のみ左右兩側に分れ、外に残高欄があり、口座の表はす財産の増減と

共に常に残高を現はしてゐる。

〇〇 普通

借方	貸方	勘定	勘定	貸方	借方
借方	貸方	勘定	勘定	貸方	借方
借方	貸方	勘定	勘定	貸方	借方
借方	貸方	勘定	勘定	貸方	借方
借方	貸方	勘定	勘定	貸方	借方

- (1) 借方と貸方——簿記では勘定口座の左側を借方、右側を貸方といふ。これは符號だと思へばよい。

- (2) 所が複式簿記の發明後、この觀念は他の資産にも適用され、他人に對する貸金を借方へ記入したと同様、他人に對する貸金を借方へ、減少を貸方へ記入する。反對に他人よりの借金を貸方へ記入したと同様、すべての負債の増加を貸方へ、減少を借方へ記入するやうになつたのだ。

### 貸借平均の原則——複式簿記で

は、ある取引による一勘定の借方記入は、必ず他の何れかの勘定の同額の貸方記入を生ずる。これを貸借平均の原則といふ。

- 例へば商品を買入れ、代金千圓を支拂へば、一方に財産構成部分千圓の現金減を生ずると共に、他方で千圓の價値ある商品なる財産構成部分の増加を來し、如何なる場合でもこの平衡は破れない。
- (1) 右の如く勘定は借方・貸方の兩側でなされ、各側の相對する記入は常に増減と反對の意味を示し、差引關係にあるから、一定期間の總計は各側の加算によつて容易に知り得、その差引によつて差額を明にする。然も勘定では差引計算を全く行はないで、差引くべき數字はすべて反對側に記入するから計算が簡單で誤謬も少い。
- (2) そして勘定の貸借は常に平均を保つべきだから、一方に計算項目の増加を記入すれば他方にはその減少を記入するが、



(イ) 資産を構成する諸勘定は、何れもその残高が借方に表はれるやうに、その増加を借方に、減少を貸方に記入する。

(ロ) 反對に負債を構成する諸勘定はその増加を貸方に、減少を借方に記入する。

(三) 仕譯について

(一) 仕譯とは——取引は借方・貸方と對立する双方に同額の記載を必要とするから、その記帳に當つて、借方に記入すべきものと貸方に記入すべきものを區別し、その金額を振分けて記入することをいふ。仕譯の誤りは最後まで影響して来るから注意が肝要。

(二) 仕譯の法則——仕譯に當つては次の法則を心得て置くべし。

- (1) 資産に關する諸勘定は、増加のとき借方に減少のとき貸方に記入する。
- (2) 負債に關する諸勘定は、増加のとき貸方に減少のとき借方に記入する。

(4) 損益勘定——は、企業經營に因る自己資本の増減に關する諸勘定であるこの勘定による純損益は、期末に資本勘定に振替へられる。

- (1) 營業費に關する地代・家賃・給料・交際費・税金その他の支拂は借方に、過誤・罰戻等の拂戻があつたときは貸方に記入する。
  - (2) 利息・手数料の支拂は借方に、受取は貸方に記入する。
  - (3) 運賃の支拂は借方に、割戻その他による返金があつたときは貸方に記入する。但し運賃が商品原價を構成する場合は、その買入は商品勘定の借方に、賣却の場合の立替拂は、買受入の人名勘定の借方に記入するから、本勘定によるものは賣渡商品の運賃中當方負擔分に限る。
  - (4) 倉敷料・保険料の支拂は借方に記入する。
  - (5) 減價消却高は借方に記入する。
  - (6) 少額の計算違ひによる損益廢品賣却代寄附金等の損失は借方へ、利益は貸方へ記入する。
- (五) 勘定口座の締切——とは、一定時に於て、例へば現金勘定なら、總收入額と總支出額とを計算して現在高を

- (3) 資本(自己)に關する諸勘定は、増加のとき貸方とし減少のとき借方とする。
- (4) 利益に關する諸勘定は、發生のとき貸方とし、減少のとき借方とする。
- (5) 損失に關する諸勘定は、發生のとき借方とし、減少のとき貸方とする。

(六) 各場合の仕譯——次にこの原則に基いて各勘定科目別に仕譯を示さる

(1) 資産勘定——は企業財産を構成する各部分の諸勘定である。

- (1) 収入は借方に、支拂は貸方に記入し、殘高は借方に生ずる。現金と同視すべき小切手・送金手形等も同様。
- (2) 預金の預入は借方に、引出は貸方に記入し、殘高は借方に生ずる。
- (3) 商品の仕入は仕入原價で借方に、賣却は原價で貸方に記入し、貸借殘高は借方に生じ、賣渡商品の原價を示す。賣買の損益は別に損益勘定で處理する。
- (4) 商品の掛賣は、その代金を借方に、支拂を受けたときは貸方に記入する。殘高は借方に生じ、未收額を示す。
- (5) 有價證券の買入は借方に、賣却は貸方に共に原價で記入し、賣買損益は別勘定で處理する。
- (6) 貸付金は借方に、返済金は貸方に記入し、殘高は借方に生じ未收を示す。利息は別勘定

- (7) 什器や造作設備は、原價で借方に記入し、減價消却高及び滅失毀損又は處分したときは貸方に記入する。貸借殘高は借方に生じ、現在額を示す。
- (8) 土地建物等を買入れたときは、原價(附帶費用を含む)で借方に減價消却をし、又は賣却したときは貸方に記入する。貸借殘高は借方に生じ、現在價值を示す。

(2) 負債勘定——は第三者よりの借入資本に屬する諸勘定である。

- (1) 法律上の債務の發生は貸方に、その消滅又は減少は借方に記入する。殘高は貸方に生じ未拂額を示す。
  - (2) 借入金(貸方)に記入し、返済したときは借方に記入し、殘高は貸方に生ずる。利息を支拂つたときは別勘定で處理する。
  - (3) 商品の掛買は貸方に、その支拂は借方に記入し、殘高は貸方に生じ未拂額を示す。
- (3) 資本金(自己資本)勘定——純財産即ち企業の正味身代を處理する勘定だ。
- (1) 元入資本又は増資額を貸方へ、引出又は減資額を借方へ記入する。殘高は貸方に生じ、現在の企業資本額を示す。期末の純益は貸方に、純損は借方に記入する。
  - (2) 營業費に關しない引出金(個人企業に多い)は借方に、その返金は貸方に記入し、殘高は

確定し、その勘定を締切ること、その多い側から少い側を差引き、その差額を少い側に加へて借方と貸方の各合計額を一致させるのだ。従つて締切後の勘定は、借方と貸方が一致する。そして勘定を再開する場合には、曩に加へた差額は再び元の位置に繰越殘高として記載する。

(五) 總勘定——かくて、期末決算に損益に關する諸勘定の殘高を集合し、損益勘定をする。借方には損失に屬する諸勘定の殘高を記入し、貸方には利益に屬する諸勘定の殘高を記入する。

- (1) その各合計は、一期間の總損失・總利益を示すから、その比較計算によつて純損益が分る。その純損益は、結局資本の純増減を來すから、これを資本金勘定へ振替へる。
- (2) 以上の如く、貸借は平均すべきものだからその不一致を來した場合には、何處かに誤謬がある。試算表はこの理を應用して全勘定を一表に纏め、貸借合計が一致するか否かを確かめるために作られる。

(四) 損益の確定と財政の表示——先

に述べたやうに、簿記は一定期間の業績の確定と一定時に於ける財政状態の表示を目的とするが、これは諸勘定締切後の損益所屬諸勘定の集計によつて業績が明かとなり、財産及び資本諸勘定の殘高集計によつて、企業財政は表示される。

併しこの場合に於て、帳簿在高は實際在高に常に必ずしも一致せず、棚卸によつて訂正を要する場合のあることは、先に述べた通りである。

(1) 以上の手續を経た上、資産・負債・資本に屬する諸勘定の殘高を表にすれば、企業の財政現狀を表示する貸借對照表となる。

(2) 企業が大規模な場合には、特に工業關係の貸借對照表は各項目を綜合的に記載し、原料棚卸高明細表・仕掛品棚卸高明細表・製品棚卸高明細表・受取勘定明細表・支拂勘定明細表等の附



屬表を作つて、その内譯明細を之に讓ることが屢々行はれる。

### 資産項目と負債項目

以下資産項目と負債項目に分けて、法が豫定し又は規定あるものに付て述べよう。

(一) 負債項目——は貸方欄に掲げ、純資本算出の場合に資産項目たる借方欄から控除さるべき項目である。

(I) 資本——會計學上の資本は、企業の經營手段としての機能を現實に發揮し、且つ獨立の財産價值をもつものたるを要し、自己資本と借入資本とに區別される。借入資本は純然たる債務だ。

(II) 自己資本とは、企業者自らその企業に投下した金額で、企業の損益によつて直ちに増減すべき性質のものである。

載する。これに付ては後述。

(III) 前期繰越金——は準備金と同様で、會社の有すべき金額だから、貸方に掲げる。

(IV) 債務——この債務は法律上の本來の債務で、これを控除しないと利益の算出ができないから貸方に掲げる。主たる債務は問題はないが、他人の保證債務・手形裏書による債務等は、その者又は前者の資力を考慮して、その引當金を計上する。

(V) 利益金——當該年度の營業利益金も貸方に掲げる。これは利益の現存額を明にし、貸借を平均するためだ。

(VI) 資産項目——は企業の現に有する財産項目だ。

(I) 動産・不動産・有價證券その他の債權等一切の積極財産——は本表調製日の時價を附して借方に掲げること

を要し、それを超過し得ない(商三四一)

る。故に取引が繰返される毎に増減を來すが、取扱上一定期間の増減を無視し、期末決算に於て期首の投下資本に期末資本を比較して損益を決し、純益率を算出する。

(2) 株式會社企業の自己資本は

(1) 株金——(イ)未拂込株金(ロ)拂込株金

(2) 準備金——(イ)法定準備金(ロ)任意準備金(定款による準備金及その他の準備金)

(3) 繰越金及利益金(又は損失金)——(イ)繰越金(又は繰越損失金)(ロ)當期利益金(又は當期損失金)

に大別される。株式會社は資本結合の物的會社で、資本が唯一の信用の基礎をなすから、會社は一定の自己資本を確保し、増殖を圖ることが絶対に必要だ。法が資本の確定・充實・維持・不變の原則を定めてゐる所以もここにある。

(3) 右の自己資本の(1)(2)(3)は貸方(負債)に掲ぐべきものである。但し未拂

營業用の固定財産、例へば工場敷地・建物・事務所・機械その他の設備、特許權等の工業所有權等は、時間によらず、その取得價額又は製作價額より相當の減價消却をした價額を附し得るが、取得價額又は製作價額より超過した額を附し得ない(商三四一、二八五前)。これは時價による評價益に基く配當防止のためだ。

(I) 有價證券——中取引所の相場あるものは、その決算期前一月の平均價額を超える價額を附し得ない(商二八五後)。借方に掲げることは勿論だ。

(II) 創業費——即ち會社設立中及び設立後創業當時の諸費用、例へば株主募集の廣告費・株金拂込手数料・印刷費・事務所費・會社登記費等に付ては從來その取扱方に付て疑問があつたが、新法は設立費用(商一六八七)の支出額及び會社の設立登記税額は資産の部に計上し得るものとし(商二八六前)、

(1) この場合に會社成立後開業前に利息を配當すべきことを定めるときは、その配當を止め

た後五年内に、毎決算期に於て均等額以上の償却を要するものとした(同條後)。

込株金及び損失金は借方(資産)に掲げる。それは借方は資産を現はすから、借方合計から貸方の負債及び自己資本の合計を差引かねば、自己資本に對する損益が現はれないからだ。

(4) 會社の資本は企業を中心をなすから、これを貸方に掲げ、借方に掲げた會社財産と比較して、資本額に相當する財産があるかを明かにする。

(1) 資本總額を貸方に掲げれば、借方には未拂込株金額(株主に對する拂込請求權)を掲げねばならない。それは資本總額から未拂込株金額を差引いたものが現實の自己資本だからである。

(2) 故に資本總額を貸方に、未拂込株金額を借方に掲げる代りに、拂込済株金額のみを貸方に掲げても同様の結果となるが、一般には前者の例になつてゐる。

(I) 準備金——會社が前營業年度未までに積立てた法定準備金又は定款若は總會の決議による諸準備金は、會社の有すべき財産で、利益算出のためには當然控除すべき額だから、貸方に記

(2) もし之を資産の部に掲げないと、會社は創業初から多額の欠損を生じ、利益配當ができなから之を認め、その代り五年以内に償却せよとしたのだ。

(II) 社債——創業費の計上を認めたと同じ理由により、法は社債の償還總額が社債募集によつて得た實額を超えるときは、その差額は貸借對照表の資産の部に計上し得るものとし、この場合には、社債償還の期限内に、毎決算期に於て均等額以上の償却をなすことを要とした(商二八七)。

(V) 建設利息——として配當した金額は、資産の部に計上し得る。この場合には、年六分を超える利益を配當する毎に、その超過額と同額以上の金額を償却せねばならない(商二九一)。

(VI) 前記繰越損失金及び當期損失金は借方に掲げる。これは現在の損



〔書式一四八〕 第何期末 昭和 年 月 日 貸借対照表  
(一號表) 何工業株式会社

借方	金額	貸方	金額
<b>固定資産</b>	<b>4,696,500.00</b>	<b>長期負債</b>	<b>2,870,000.00</b>
土地	763,000.00	○ ○ 擔保附社債	1,300,000.00
建物及設備 (償却累計 691,400)	1,342,200.00	無擔保社債	1,200,000.00
機械( 1,204,900)	2,295,000.00	借入金	150,000.00
工具及什器( 211,000)	213,900.00	同系會社助	220,000.00
特許權( 123,300)	75,800.00	<b>短期負債</b>	<b>2,086,600.00</b>
商標權( 3,400)	6,600.00	買掛	755,000.00
<b>投資</b>	<b>2,512,200.00</b>	未拂	184,000.00
同系會社出資	2,055,000.00	未拂	45,000.00
同系會社助	321,000.00	未支	354,000.00
關係會社有價證券	116,000.00	前受	230,000.00
貸付	20,200.00	從業員預り	370,000.00
<b>特定資産</b>	<b>1,304,600.00</b>	社債	55,500.00
自家保險積立金引當預金	372,000.00	未拂	35,000.00
引當勘定引當有價證券	580,000.00	未拂	8,100.00
從業員預り金引當有價證券	352,600.00	<b>引當勘定</b>	<b>594,400.00</b>
<b>作業及販賣資産</b>	<b>3,591,400.00</b>	納税引當金	18,400.00
原料及貯蔵品	1,350,000.00	退職給與引當金	576,000.00
仕掛	580,000.00	<b>雜勘定</b>	<b>398,400.00</b>
製品	1,205,000.00	假受	30,900.00
製品	456,400.00	未經過	1,300.00
<b>流動資産</b>	<b>2,079,500.00</b>	借受	150,000.00
賣掛	821,400.00	預り保証有價證券	216,200.00
未收	153,400.00	<b>偶發債務</b>	
取入	385,600.00	割引手形	253,000.00
短期貸付	78,000.00	保証債務	50,000.00
銀行預貯	520,500.00	<b>小計</b>	<b>5,949,400.00</b>
振替	85,600.00	<b>株主勘定</b>	<b>12,733,500.00</b>
現	35,000.00	資本金	10,000,000.00
<b>雜勘定</b>	<b>498,700.00</b>	法定積立金	361,000.00
假拂	26,000.00	立金	950,000.00
未經過	5,400.00	積立金	372,000.00
貸付	14,000.00	立金	340,000.00
開	6,500.00	立金	86,900.00
社債發行差金及發行費	80,600.00	立金	623,600.00
保証差入有價證券	150,000.00	<b>見返</b>	
保管有價證券	216,200.00	割引手形	
<b>偶發債務見返</b>		保証債務	
割引手形		<b>小計</b>	<b>14,682,900.00</b>
保証債務		<b>株主勘定</b>	<b>4,000,000.00</b>
<b>小計</b>	<b>14,682,900.00</b>	未拂	4,000,000.00
<b>株主勘定</b>	<b>4,000,000.00</b>		
未拂	4,000,000.00		
	<b>18,682,900.00</b>		<b>18,682,900.00</b>

會社の計算 (30) 貸借対照表

二三九

失額を示すのと貸借平均のためで、會社財産たるの意味はない。

### 貸借対照表の作り方

以上述べたやうに、貸借対照表は諸勘定の締切残高に基いて作成されるが、その作成様式方法に付て、商工省の臨時産業合理局作成の準則(昭九、九)がある。次にそれを掲げる。

(一) 同準則は、決算に際し株主總會に提出すべき貸借対照表だが、その他の場合にも之に準じて作成すればよく公告の場合にもなるべく同一の表によること。經營の参考のため又は特殊の目的による貸借対照表は、科目分類の精粗その他便宜に従つて作り、株式會社以外の會社でも、この準則に準じて作る。唯資本勘定は二三(6)(二四五頁)によつてする。

株式會社篇

二三八

(二) 次の書式(一四八・一四九)の貸借対照表の雛形は工業(一號表)と商業(二號表)に關するもので、各場合に適用する便宜を考慮して作成されてゐるから、ある一企業に付て不適當な科目がある場合は適宜取捨選擇し、一號表にも二號表にもない科目は、本準則によつて科目を設け、準則にも定めないときは、營業の特殊性に従つて設定する。

(三) 商工業以外の事業にあつても同表に準じて作成する。但し貸借対照表に付て法令に特別規定のある場合(銀行條例・各種銀行法・保險業法令等)は、それに従ふことは勿論だ。

#### 一、形式

(1) 貸借対照表には「貸借対照表」なる標題、決算日及社名を記載し、更に第何期末と附記すること。

(2) 貸借対照表は横書とし、アラビア数字を用ひ、摘要欄及金額欄を左右二欄に分ち、左側を借方、右側を貸方と爲すを原則とするが、場合に依つては縦書とし、日本數字を用ひ、

#### 二、科目

(1) 各種の財産又は資本を整理する科目は種類・構造・性能・目的等の標準によつて之を區別設定し、名稱はその實體を明示するものた

上段・下段又は前部・後部に分つ可。この場合には上段又は前部を借方とし、下段又は後部を貸方とする。

借方に「資産」、貸方に「負債及資本」と附記する可。

借方には資産の科目(場合に依つては資本勘定)を記載し、貸方には負債及資本勘定の科目を記載する。

(3) 金額欄の外に内譯欄又は補助欄を設け、集計又は控除の計算を示すことは(二號表)その内容を明瞭ならしめるが、紙面を増大する嫌があるから、之に代へ綜合科目の名稱及金額を別種の字體若くは別色で示し又は之に括弧を附し、控除科目の金額は之を摘要欄内に記載し得る(一號表)。

(4) 資産及び負債の各科目を掲げ、その金額を合計し、資本勘定をその次に記載して締切ること。

配列に付ては、資産は固定的のものより順次流動のものに及び、負債は長期負債より短期負債に及ぶ固定性配列法に依る可とする。營業の種類によつては、資産及負債を流動的のものより順次固定的のものに及ぶ流動性配列法に依る可。但し雜勘定及保證債務は之を最後に掲げること。







社の名稱を附記し、何々出資金なる科目を以て之を示すこと。

(6) 取引關係の便宜上所有する他會社の株式又は社債は、「關係會社有價證券」なる科目を以て示すこと。

(7) 同系會社・關係會社以外の株式・社債・公債・外國債を長期に亘つて所有するときは、投資に關する「有價證券」なる科目を以て示すこと。

(8) 有價證券投資を重要な營業と爲すものは、有價證券なる科目を國債、地方債、株式、社債等に細別するを可とする。

(9) 投資に關する貸付金は、長期に亘る貸付金を示すこと。

五、特定資産

(1) 資産を營業上の資金と區別し、特定の目的にのみ用ふべく定められたときは、之を特定資産とする。

(2) 特定資産に關する科目は、その目的と資産の實體とを併せ示すこと。その例左の如し。

(イ) 引當勘定引當金・積立引當金 (ロ) 引當勘定引當有價證券 (ハ) 従業員預り金・引當有價證券 (ニ) 自家保險積立引當預金

(3) 特定資産を數箇の目的の爲めに設けるときは「諸勘定引當預金」と云ふが如く既述して示し得ること。

(4) 特定資産は之を左の三種に區別し得る。

1. 引當勘定に對する特定資産——例へば貸倒引當勘定又は納税引當勘定の資金を特別に信託會社若しは銀行に預託し又は之を以て有價證券を買入れる場合に於て、引當勘定引當金・積立引當金・引當有價證券なる科目は、この場合に於ける資産の實體を示すこと。

ロ、負債勘定に對する特定資産——例へば従業員預り金の資金を有價證券に投資するときは、従業員預り金引當有價證券なる科目を以て之を示すこと。

ハ、積立金勘定に對する特定資産——例へば自家保險積立金の資金を別口の預金としたときは、自家保險積立金引當預金なる科目を以て之を示すこと。

(1) 作業及販賣資産とはその儘又は加工して賣却することを目的とする資産をいひ、工業に於ては作業資産又は作業及販賣資産といひ、商業に於ては單に販賣資産と謂ふことを得る營業の種類に依りこの種の資産が特に多種多様なるものは、各業種に應ずる適當なる科目を設定すること。

(2) 製造工業に於ける作業及販賣資産は、通常左の如く分ける。

(イ) 原料(又は材料) (ロ) 貯蔵品 (ハ) 仕掛品 (ニ) 製品 (ホ) 副製品

(3) 請負工事又は注文製作を主とする工業に於ては、作業資産は左の如く分ける。

(イ) 材料品 (ロ) 半成工事 (4) 賣買業に於ける販賣資産は、通常左の如く分ける。

(イ) 商品 (ロ) 未着品 (ハ) 積送品 製造工業に於ても未着品又は積送品なる科目を必要とする場合あるべし。

(5) 未着品は運送の途上に在る買入商品に對して設ける科目で、例へば荷爲替を引受けられたに、一方「支拂手形」なる負債勘定を起すと共に、他方「未着品」なる資産勘定を起すが如し。

(6) 積送品は他地方へ販賣委託のため積送した商品(又は製品)に對して設定する科目とする。

(7) 原料、貯蔵品、製品、商品等にして重要なものは、之を品種別に示すを可とする。

七、流動資産

(1) 流動資産は作業及販賣資産でなく、現金又は短期間に現金に換へ得る資産をいふ。

(2) 流動資産は左の如く分ける。

(イ) 現金 (ロ) 銀行預金 (ハ) 振替貯金 (ニ) 受取手形 (ホ) 賣掛金 (ヘ) 未収入金 (ト) 受託販賣立替金 (チ) 受託買付立替金 (リ) 有價證券 (ヌ) 短期貸付金

(3) 銀行預金と振替貯金とを合併し、「諸預金」なる一科目を以て示すことを得る。

(4) 受取手形は商取引の結果として受入れた手形上の債權を示す。但し貸付の性質を有する手形上の債權は、之を「短期貸付金」に加へるか又は「手形貸付金」なる別科目に計上すること。

息は、「建設利息」なる別科目を以て示すこと。この金額は開業後成るべく速に償却するを可とする。

(9) 新事業の計畫又は新技術の採用の爲め準備として支出した経費は、之を開費なる科目を以て繰延べ、資産に計上することを得る。

(10) 廣告宣傳費として支出した金額中その支出の効果が一時的でなく、次期以後の売上増加又は経費節約の原因を爲すもの又は設備若くは備品として残存するものは、之を評價して資産に計上し得る。但しその評價は慎重に之を行ひ、空虛なる資産を計上するの結果とならざるを注意すること。

(11) 創業費は商法百六十八條七號に依る會社の設立費用を限度とすること。但し創業に伴ふ附帯必要経費を之に加ふることも認められざるに非ず。

創業費は繰延勘定として資産に計上することを得る。短期間に之を償却すること。

(12) 有價證券を貸付けたときは、「有價證券」なる科目より「貸付有價證券」なる科目に帳簿金額を以て之を振替ること。

(13) 保證金を差入れたときは「差入保證金」なる科目を以て示すこと。

有價證券を以て保證金に代用したときは、「保證差入有價證券」なる科目を設け、「有價證券」なる科目より帳簿金額を以て之に振替ること。

他人より公社債を借受け之を保證金に代用して差入れたときは、「保證差入有價證券」なる科目に振替へ整理すること。



る科目にその額面を計上し、之に對照して「借受有價證券」なる負債科目を設けること。

九、長期負債

- (1) 長期負債は長期の債務で、左の如く之を分ける。
(イ) 社債 (ロ) 借入金 (ハ) 同系會社勘定
(ニ) 社債は額面を以て之を記載する。擔保附のものは擔保の種類を之に附記するを可とする。例へば「工場財團擔保附社債」の如し。
(ホ) 長期負債に屬する借入金は、其の期日が次年度末以後に在るものを示すこと。
(ヘ) 同系會社勘定は、同系會社よりの借入金及營業上その他の債務を示す。

一〇、短期負債

- (1) 短期負債は短期の債務で左の如く分ける。
(イ) 買掛金 (ロ) 銀行當座借越 (ハ) 支拂手形 (ニ) 未拂金 (ホ) 未拂工賃 (ヘ) 社債未拂金 (ト) 未拂配當金 (チ) 受託販賣未拂金 (リ) 受託買付前受金 (ヌ) 前受金 (ル) 短期借入金 (ヲ) 商品切手 (ヴ) 預り金 (カ) 従業員預り金 (コ) 預り保証金
(2) 買掛金は仕入先に對する商品、原料その他物品の買入代金の未拂額を示す。
(3) 支拂手形は商取引の結果として生じた手形

上の債務を示す。但し借入の性質を有する手形上の債務は、之を「短期借入金」なる科目に加へるか又は「手形借入金」なる別科目に計上すること。

- (4) 未拂金は特に示された科目に屬しない各種の未拂金を包括する。未拂工賃、社債未拂金、未拂配當金、未拂税金、未拂利息等特殊の未拂金は、其の性質を示す爲め之を別科目と爲すこと。社債未拂金は償還期の到來した社債の未償還額を示す。未拂配當金は株主配當金の未拂額を示す。受託販賣未拂金は商品の受託販賣に關する買上代金その他の債務を示す。受託買付前受金は商品の受託買付に關して受入れた前受金を示す。前受金は商品又は工事の手附金として受入れた金額その他に類する前受金を示す。短期負債に屬する短期借入金は、その期限が次年度中に到來すべき借入金を示す。銀行當座借越は借越契約に依り借越となつた金額を示す。商品切手を發行したときは、その未回収額を商品切手勘定なる科目に計上すること。預り金は營業上又は營業外の一時的預り金を示す。従業員より預つた貯金、積立金等の債務は、「従業員預り金」なる科目を以て之を示すこと。預り保証金は保証金として受入れた金額を

一一、雜勘定(貸方)

- (1) 雜勘定は前記各種の科目に屬しない負債で假勘定。未決算勘定、繰延勘定等を含む。
(2) 假受金は歸屬すべき科目又は金額が未定な受入金を示す。その科目又は金額が確定したときは、直に之を適當な科目に振替へ整理すること。現金を以て返済する義務ある假受金は、「預り金」なる科目に計上し、假受金と爲すことを得ない。
(3) 「代理店より借」は代理店の勘定戻り債務となるものを示す。
(4) 未經過受人利息は受人利息中期以後の利益と爲すべき部分を繰延べたものを示す。この種の繰延額は「未經過受人割引料」其他の適當の科目に依り、又は一括して「未經過利益」なる科目を以て之を示すことを得る。
(5) 借受有價證券は保証金の代用として他人に差入れる爲め借受け有價證券を示す。
(6) 預り保証有價證券は保証金の代用として他人より受入れた有價證券を示す。借方に於ける「保管有價證券」なる科目は之に對照する

一二、引當勘定

引當勘定は特定の損失に對する準備で、その負擔が當該會計年度に屬し、その金額が見積りに依つて定められたものを示す。利益の留保、寄附金の受納等に依つて特殊の

基金又は資金を設けたるときは、引當勘定に準じて之を處理すること。

- (2) 引當勘定は目的とする損失の種類に依り之を左の如く分類する。
イ、特定せる資産の減價——例へば減價引当引當金、貸倒引當金の如し。
ロ、特定の損費——例へば修繕引當金、納税引當金、退職給與引當金の如し。
ハ、特殊の危険に因る損害——例へば自家保險引當金の如し。
(3) 引當勘定に相當する資産を營業資産より區別する場合に、之を特定資産として示すこと(五の(1)-(4)参照)。
(4) 固定資産の償却額は當該資産の金額より之を控除するを原則とするも、固定資産は原價又は其他の金額を以て示し、別に「減價償却引當金」なる科目にその償却額を計上し得る。

一三、資本勘定

- (1) 株式會社に於ける資本勘定は綜合科目を株主勘定とし、その内訳科目は左の如くする。
借方科目——(イ)未拂込資本金 (ロ)前期繰越損失金 (ハ)當期損失金
貸方科目——(イ)資本金 (ロ)各種積立金 (ハ)前期繰越利益金 (ニ)當期利益金
(2) 資本金は公稱資本金額を示し、未拂込資本金は拂込未済額を示す。優先株を發行した場合に、その金額は普通株に依る資本金額と區別して之を計上すること。

(3) 積立金は會社が將來の損失填補その他の目的を以て利益を留保した金額を示し、その目的に依り左の如く之を分ける。

- (イ) 法定積立金 (ロ) 別途積立金 (ハ) 配當準備積立金 (ニ) 偶發債務積立金 (ホ) 自家保險積立金 (ヘ) 減價積立金
(4) 偶發債務積立金は偶發債務の發生に因つて蒙るべき損失を填補する目的で利益を留保したるものを示す。損失發生が適當に豫測せられるものに付ては、その金額を推定し、之を特殊の引當金に計上するを可とする。自家保險積立金は適當な計算の存するときは、之を自家保險引當金と爲すを可とする。
(5) 當期利益金は當期損失金は特に之を明示し、前期より繰越した利益金又は損失金と併合し得ない。
(6) 株式會社以外に在つては綜合科目を資本勘定とし、その内訳科目は企業形態に依りて相違する。

イ、合名會社又は合資會社に於ける出資額は、「資本金」又は「出資金」なる科目を以て之を貸方に計上し、出資未済額は「出資未済」として之を借方に掲げる。社員の数が少い場合は、その科目に社員の氏名を註するを可とする。社員と會社の一時的貸借は、之を資本勘定に併合し得ず。株式合資會社に於ける社員出資金は、之を株金と區別すること。合名會社、合資會社又は株式合資會社に於ける積立金、繰越金、當期利益金及當期損失金

關に付ては株式會社に付定めたる所を準用する

一四、偶發債務

- (1) 保證債務又は手形裏書義務の如き偶發債務を有するときは之を計上することを原則とし保證債務、偶發債務等の綜合科目を設け、普通の資産及負債の次に、資本勘定の前に記載すること。但しその金額を金額欄に記入するときは、裏書を生じ易いから摘要のみ記載すること。
(2) 他人の債務を保證したときは、その金額を「保證債務」なる貸方科目を以て示し、求償權あるものはその金額を「保證債務見返」なる借方科目を以て示すこと。
(3) 手形を割引に付したときは、之に附隨せる償還義務を示す爲めその金額を「割引手形」なる貸方科目を以て示し、求償權あるものはその金額を「割引手形見返」なる借方科目を以て示すこと。
前項の場合に「受取手形」なる科目より割引額を減額せず、償還義務は「割引手形」なる短期負債に屬する科目を以て之を示し、求償權は「受取手形」の金額に含まし得る。但しこの場合には「受取手形」なる科目に「内割引高何程」と註記して、此の關係を明かにすること(二號表参照)
(4) 割引以外に因る手形の裏書は、「裏書義務」及「裏書義務見返」なる二科目を以て、保證債務に準じて之を計上すること。
(5) 先物買受の契約を爲したときは、その契約



金額を「先物買受契約」(借方)及「先物買受契約未拂」(貸方)なる二科目を以て示し、先物買渡の契約を爲したときは、その契約金額を「先物買渡契約」(貸方)及「先物買渡契約未取」(借方)なる二科目を以て示すこと。但し敷年度に亘り賣價を特定せざる供給契約の如きは之を除外する可。

の換算率で之を換算した後綜合の手續を爲すこと。但し換算差金は之を一般の損益と區別して明示すること。  
(3) 同系會社の貸借対照表を參考の爲め綜合作成する場合の手續は、前記の綜合手續に準ずる。

### 31. 損益計算書

#### 損益計算書とは

一會計年度に生じた損益を對照して、正味資本に生じた純損益を確定し、それが由つて來る經過を明かにする表である。

(一) 損益計算書は企業の長所短所を簡明に示すから、その檢討によつて將來の營業方針を樹立するに重大な役目をもつ。短期間に屢々これが作成されるのもそのためだ。

貸借対照表は一定時點の企業財政の靜的狀態を表はすに對し、本表は一定期間の營業の動的狀態を表はすものである。  
(二) 損益計算書は、元帳決算整理記入後の損益關係諸口座の殘高を集め、

#### 一五、貸借對照の綜合

- (1) 二箇所以上の營業所を有する企業の貸借對照表の各科目を綜合するに當つては、次の整理を爲すこと。
  - イ、各店間に於ける未送勘定の整理
  - ロ、各店間に於ける買買貸借に因る振替利益中未實現の部分の控除
- (2) 營業所が外國に存在し、當該國通貨を以てその貸借對照表の金額を示したものは、適當

- (6) 引渡済の請負作業若は賣渡済の商品に對する各種の保證又は保爭事件に係る賠償義務の如きものに對しては、適當な引當金又は積立金を設けるを可とする。
- (7) その他の偶發債務は、適宜前記の方法に準じて之を示すこと。

之を基礎として仕入帳・賣上帳・營業費内譯帳・販賣費内譯帳等を參照し、適當に區分配列して作る。貸借對照表は一定時點の財政狀態を表はすものだから、一定期日(決算日)を記載するが、本表は一定期間の業績を示すものだから「自年月日至年月日」とその期間を記載する。

(三) 本表作成に當つては各損益項目を性質によつて區分し、互に關係ある收支を同一區分に對照表示し、借方に損失を貸方に利益を記載するのが普通だ。

#### 損益計算書の區分

(一) 區分の仕方——は、事業の種類・性質・規模の大小、科目分類の如何によつて同一でないが、通常次の如く區分する。

(I) 商業——にあつては次の如く區分する。

- (1) 第一區分賣上損益計算——貸方に賣上高を借方に賣上原價と販賣費を記入し、その差額によつて賣上利益を計算する。
- (2) 第二區分營業損益計算——第一區分の結果たる賣上利益と他の營業利益とを、一般經費と對照して營業利益金を算出する。
- (3) 第三區分純損益計算——第二區分の結果に臨時的の損益及び財務關係の損益を計上加減し、當期利益金を算出するが、臨時的の損益及び財務關係損益が無い場合は、第二區分と合併してもよい。
- (4) 第四區分純損益處分計算——第三區分の結果、純損益の處分勘定として貸方に前期繰越金と當期利益金を記入し、借方には之等の利益金の處分方法を記入する。

(二) 工業——では商品の販賣以前の損益計算たる製造原價計算が重要で通常次の如く區別する。

- (イ) 借方——には前期よりの仕掛品繰越高・原料消費高・賃金支拂高・直接費たる特別費・製造間接費たる割掛費を記入し、
- (ロ) 貸方——には當期製品原價・仕掛品繰却高を記入する。

(2) 第二區分賣上損益計算——では製品の賣上高、賣上原價販賣費に關する諸項目を集め、賣上利益を計算する。



(イ) 借方—には前期繰越製品・当期製品原価・販賣費を記入し  
 (ロ) 貸方—には当期売上高・製品期末棚卸高を記入し、その差額により売上損益を計算する

(3) 第三區分營業損益計算—は第二區分の結果に、製品の賣買と直接無關係の損益で、營業上發生した損益を計上して、營業損益計算を算出する。

(イ) 借方—には總係費・貸倒損・支拂利息・手数料・割引料・雑損失等を記入し、  
 (ロ) 貸方—には第二區分の結果たる売上利益・受入利息・受入手数料・受入割引料・雑收入等を記入し、その差引によつて營業利益を算出する。

(4) 当期純損益計算—は、第三區分の結果に營業と直接無關係の損益、臨時偶發損益を計上し、當該期間の純損益を算出する。

(イ) 借方—に固定資産賣却損並に評價損・創業費償却・營業權償却・火災損失等を記入し  
 (ロ) 貸方—には第二區分の結果たる營業利益・有價證券賣却利益・償却債權取立等を記入し、双方の差額は當期純損益を示す。

(5) 第五區分純損益計算—は純損益

の處分を示すものだ。

(イ) 貸方—に前期繰越利益金当期利益金を記入し  
 (ロ) 借方—には之等の利益金の處分方法を記入する。

(二) 附屬表の添附—以上によつて作成した損益計算書には、企業組織が大規模な場合には損益計算書には各項目を綜合的に記載し、その内譯明細は製造報告書・製造間接費明細表・販賣原價明細表・販賣費明細表・總係費明細表等の附屬表を作つてこれに譲つてもよい。

### 損益計算書の作り方

について、準則として商工省臨時産業合理局作成(昭九、九)のものがある。この準則による損益計算書は、株式會社が決算に際し作成すべき場合のもので、様式は工業と商業とのものが示さ

れてゐるが、他の會社でも之に準じて作成すればよい。

損益計算書は會社の業種と規模の大小により、その内容精粗の程度が非常に遠ふから、本準則の様式に適宜變更を加へればよく、作成方法は本準則に準じて作る。

### 損益計算書の準則

- (一) 形式  
 (1) 損益計算書には「損益計算書」なる標題、當該營業期間を示す日附及社名を記載し、更に第何期とする。
- (2) 損益計算書は横書とし、アラビア數字を用ひ、摘要欄及金額欄を左右二欄に分ち、左側に損失の科目を、右側に利益の科目を掲げるを原則とする。但し縦書、日本數字を用ひて上段、下段又は前部、後部に分けられた場合に於ては、従来の慣例に従ひ、上段又は前部に利益の科目を、下段又は後部に損失の科目を記載すること。
- (3) 綜合科目と内譯科目とを列記する場合に、金額欄の外に補助欄又は内譯欄を附設しないときは、兩者を區別する爲め別種の字體又は別色を以て記載すること。

## 【書式一五〇】 第何期 自昭和年月日 損益計算書

(一號表)

何工業株式會社  
 製造原價計算

損失	金額	利益	金額
仕掛品繰越高	415,000.00	製品原價	5,521,000.00
原料消費	3,621,000.00	製品原價	421,000.00
別掛	1,224,000.00	仕掛品現在高	580,000.00
特別掛	328,000.00		
(内減價償却314,000.00)	934,000.00		
	6,522,000.00		6,522,000.00

### 賣上損益計算

製品及副製品繰越高	3,231,000.00	製品及副製品賣上高	9,130,000.00
製品及副製品原價	5,942,000.00	製品及副製品現在高	1,661,400.00
販賣費	256,000.00		
小計	9,429,000.00		
(賣上利益)	(1,362,400.00)		
	10,791,400.00		10,791,400.00

### 營業損益計算

營業費	237,000.00	利息	1,362,400.00
引當	18,400.00	配當	23,600.00
引當	102,000.00	利息	31,000.00
引當	176,000.00	利息	3,000.00
引當	10,000.00		
引當	34,500.00		
小計	577,900.00		
(營業利益)	(842,100.00)		
	1,420,000.00		1,420,000.00

### 純損益計算

原料	164,800.00	營業利益	842,100.00
原價	15,000.00	營業利益	30,000.00
許費	32,500.00		
許費	36,200.00		
許費	248,500.00		
許費	(623,600.00)		
許費	872,100.00		872,100.00

### 純損益處分計算

法定	31,500.00	前期繰越利益金	623,600.00
定主	240,000.00	前期繰越利益金	86,900.00
積立	300,000.00		
積立	43,000.00		
積立	614,500.00		
積立	96,000.00		
積立	710,500.00		710,500.00



〔書式一五一〕 第何期 自昭和年月日 至昭和年月日 損益計算書

何商業株式會社 賣上損益計算

Table showing Sales Profit Calculation (賣上損益計算) with columns for Loss (損失), Amount (金額), Profit (利益), and Amount (金額). It lists items like 'Highly valued goods' and 'Current goods' with their respective values.

營業損益計算

Table showing Operating Profit Calculation (營業損益計算) with columns for Operating Loss (營業損失), Amount (金額), Operating Profit (營業利益), and Amount (金額). It includes items like 'Interest on loans' and 'Interest on securities'.

純損益計算

Table showing Net Profit Calculation (純損益計算) with columns for Net Loss (純損失), Amount (金額), Net Profit (純利益), and Amount (金額). It lists 'Net loss' and 'Net profit' with their values.

純損益處分計算

Table showing Disposition of Net Profit (純損益處分計算) with columns for Disposition of Net Profit (純損益處分) and Amount (金額). It shows the transfer of profit to 'Retained Earnings'.

前掲の様式は工業(一號表)と商業(二號表)とに關するものだが、他の事業にあつても之に準じて作ればよい。但し法令に特別規定のある場合は別だ。

(二) 區分

- (1) 損益計算書は、損益發生の原因により次の如く數個の區分に分割して示すこと。但し計算の簡單なるものは、その明瞭性を害しない限り區分を併合し又は全く區分を設けざることを得る。
イ、工業に於ける區分
第一區分 製造原價計算
第二區分 賣上損益計算
第三區分 營業損益計算
第四區分 純損益計算
ロ、商業に於ける區分
第一區分 賣上損益計算
第二區分 營業損益計算
第三區分 純損益計算
(2) 二種以上の事業を営み又は副業を営む場合には、各業の損益に付前記に準ずる區分を設けるを可とする。
(3) 以上の區分は工業及商業に於ける一般的標準を示したもので、事業の性質と複雑性とに應じ更に多數の區分を設ける可。
(4) 純損益處分計算は損益計算書の外だが、便宜上右雜形の一部として其の様式が示されてゐる。

(三) 製造原價計算

當該期間に於て完成した製品の原價を計算表示する區分で、工業の損益計算書の第一區分をなすものである。

(一) 個別原價計算法を採用する工業——に於ては、製造原價計算は次の表一の内容を有する(連一)

Table for Manufacturing Cost Calculation (製造原價計算) showing various cost components like 'Raw materials', 'Manufacturing overheads', and 'Finished goods' with their values.

(1) 「原料消費高」は下の如く分けて之を示すことを得る
「原料消費高」は當該期間に於て製造のため直接消費した原料費の總額で、その價額は仕入代價の外運賃その他の仕入諸費を含む。但し原價計算上別に定められた價額のあるときはその價額に依ることを得る。主要なる原料は品目別に之を示すを可とする。
原料の轉賣額は原料消費高に加へず、その賣上損益は營業損益計算の區分(第三區分)に計上する。但し原料の轉賣の多い工業に在つ

ては、賣上損益計算の區分(第二區分)にその賣上高と賣上原料原價とを示すを可とする
(2) 工賃とは製造作業に直接從事する者の賃銀をいふ。間接労働に従事する者の賃銀は之を「割掛費」とする。
(3) 特別費とは原料及工賃以外の直接費をいふ例へば設計費の如し。
イ、この種の費用の主要なるものは、費目別に之を掲ぐるを可とする。
ロ、下受又は外注の費用はその實情に鑑み、之を「特別費」なる科目に包含せしめ、「下受費」、「外注費」等の別科目に計上するか又は原料若くは工賃として處理する。
(4) 「割掛費」とは製品の原價を構成する間接費を謂ふ。附屬雜形には便宜之を一括して示したが、各業種に適應する費目別に於て表示するを可とする。
費目は燃料費・電力費・修繕費・減價償却費・給料及工賃・消耗品等の如く種類に依り、又は動力費・倉庫費・何々工場費等の如く機能に依つて之を分つこと。
(5) 「仕掛品現在高」は期末に存する仕掛品に係る原料・工賃・特別費及割掛費を含む。但し割掛費は之を配賦せざるを可とする場合もある。仕掛品現在高は現品に於て製造の進行程度を調査し、原價計算その他適當な方法に依つてその金額を算定すること。
ロ、仕掛品現在高を見積るに際しては、豫想利



益を加算するを得ない。但しその完成に長年月を要する請負作業又は注文製造を行ふ場合に、利益の見込確実なときは此の限でない。

- (6) 製品原価とは當該期間に完成したる製品の原価合計をいふ。原価計算の制度の無い場合には、當該期間の製造総額より仕掛品現在高及び副製品原価を控除した残額を以て製造原価と看做すこと。數種の製品を製造する場合には、種類別にその原価を示すを可とする。
- (7) 「原料消費高」に原価以外の價額を用ふる場合、労働副費を豫定率に依り工賃に加算する場合、「割掛費」を豫定率により製造原価に配賦する場合等に生ずる原価計算上の差額は營業損益計算の區分に之を計上する。

- (I) 総合原価計算法を採用する工業——に於ては、
  - (1) 製造原価計算區分の損失の部は、直接費と間接費とを區別せず、上記の如く費用の種類別に記載すること。但し重要なならざる費目は之を一括し「工場雜費」として示す可。
  - (2) 副製品が相當の價額に達するときは、之を適當に評價し、「副製品原価」としてこの區分に計上し、その売上金は製品原価に準じ賣上損益計算の區分に之を計上する。
  - (3) 右(2)の手續に依ることを要しない場合には、その売上金を「副製品收入」としてこの區分の利益に計上し、以て製品原価を減額させること。但し場合によつては「雜益」として、營業損益計算の區分に之を計上する可。

(4) 屑・原料容器その他の賣上金は副製品の賣上金に準ずる。

(表一)

仕掛品現在高	XXXX	製品原価	XXXX
原価超過高	XXXX	副製品原価	XXXX
工賃及給費	XXXX	仕掛品現在高	XXXX
製造原価	XXXX		
工場雜費	XXXX		
計	XXXX		XXXX

(四) 賣上損益計算

は、當該期間に於ける製品、副製品又は商品の賣上による損益を計算表示する區分で、工業の損益計算書の第二區分、商業の損益計算書の第一區分を爲すものである。

- (一) 商業に於ける賣上損益計算の様式——は、次の表三の甲式又は乙式に依る。

(表三) (甲) 式

商品及製造	892,100.00	商品及製造	2,069,800.00
仕入高	1,755,900.00	品賣上高	
仕入高	1,755,900.00	商品及製造	802,400.00
計	2,750,900.00	金現在高	
賣上利益	121,300.00		
	2,872,200.00		2,872,200.00

(乙) 式

賣上原価	948,500.00	賣上高	2,069,800.00
賣上利益	121,300.00		
	2,069,800.00		2,069,800.00

- (1) 積送品は商品と區分して之を計上することを得る。
- (2) 仕入高及び賣上原価は商品の仕入代價の外に仕入諸掛、手入費等の仕入諸費を含む。仕入諸費は之を一括し又は適當に分類した細目を以て、仕入高(又は賣上原価)より分割し、之と並記して示すことを得る。
- (3) 販賣員口饒・販賣員給料・旅費・廣告費・廣告宣傳費・荷造費・發送運賃・保險料・倉庫料・値引・割戻等の販賣費は之を一括して「販賣費」なる科目で又は各細目を以て別に示すこと。但し表三の乙式に在つては、之を「賣上原価」に加算し得る。
- (4) 販賣費と營業費との區別が不明瞭なるものは、營業損益計算の區分に之を計上し得る。値引又は割戻は場合により賣上高より之を控除する可。
- (5) 棚卸に原因する損益は別科目を以て示すを可とする。但しその關する區分は次の例に依る。
  - (イ) 評價損益は臨時損益として純損益計算區分に屬する。
  - (ロ) 保管中に生じた物質的減損は賣上損益計算の區分に屬する。
  - (ハ) 見積賣上原価と實算原価との差額は營業損益計算區分に屬する。
  - (ニ) 「賣上高」に付ては確定した賣上高のみを計上すること。試賣・返品契約等の條件附賣上を確定するに至らざるものは、賣上高に之を計上するを得ない。

イ、積送品に付ても賣上高の分のみを賣上高に計上し、賣上未済の分は前項に準じて之を處理する。

- ロ、本支店間又は部門間の商品振替高は、之を仕入高及び賣上高に加算するを得ない。
- (II) 工業に於ける賣上損益計算——は次の表四に依る。

(表四)

製品及副製品	2,231,000.00	製品及副製品	1,124,000.00
品現在高		品賣上高	
製品及副製品	5,942,000.00	製品及副製品	3,657,400.00
品現在高		品現在高	
計	9,429,000.00		
賣上利益	1,362,400.00		
	10,791,400.00		10,791,400.00

- (1) 繰越高・原価・賣上高及び現在高を製品と副製品とに區分して計上する可。
- (2) 注文製造又は請負作業のみを行ふ工業に在つては、製造原価計算の區分と賣上損益計算の區分とを併合し、表五の如き様式を以て之を計上する。

(表五)

原工製造	XXXX	製品賣上高	XXXX
製造原価	XXXX		
工賃及給費	XXXX		
製造原価	XXXX		
工場雜費	XXXX		
計	XXXX		XXXX

を示すことを得る。

(五) 營業損益計算

は賣上損益計算の結果を受け、製品又は商品の賣上に直接關係のない經常的損益を計上し、以て營業損益を計算表示する區分で、工業の損益計算書の第三區分、商業の損益計算書の第二區分を爲すものである。

- (I) 營業損益計算に屬する損益の科目——を例示すれば次の通り。
    - (イ) 營業費(又は總掛費) (ロ) 棚卸差損
    - (ニ) 貸倒債却 (三) 納税引當損 (ハ) 従業員退職給與引當損 (ニ) 社債差金及發行費償却
    - (ト) 支拂利息及割引料 (チ) 雜損
  - (2) 利益科目
    - (イ) 賣上利益(賣上損益計算に於て損失を示す場合に於ては損失の側の最初に「賣上損失」として掲げる) (ロ) 受入手數料 (ハ) 受入利息及割引料 (ニ) 有價證券利息及配當金(その他の投資利益) (ホ) 雜益
- 經常的損益に屬する前記以外の科目はこの區分に計上する。
- (II) 表示方法
- (1) 「營業費」又は「總掛費」に付ては、給料・旅費・交際費・諸税・固定資産減價償却の如き内譯の細目を併せ示すを可とする。
  - (2) 商品・原料及製品の棚卸差損益にして製造原価計算又は賣上損益計算に計上しないものは、この區分に於て示すこと。但し臨時の

評價損益は純損益計算の區分に之を計上するを可とする。

(六) 純損益計算

は營業損益計算の結果を受け、營業に直接關係しない損益及臨時に發生した損益を計上し、以て當該期間の純損益を計算表示する區分で、工業の損益計算書に於ける第四區分、商業の損益計算書に於ける第三區分を爲すものである。

- (I) 純損益計算に屬する損益の科目——を例示すれば次の通り。
  - (イ) 損失科目
    - (イ) 有價證券買却損 (ロ) 原料(又は商品)評價損 (ハ) 固定資産買却損 (ニ) 固定資産評價損 (ホ) 創業買却損 (ヘ) 營業權買却 (ト) 火災、震災其の他の偶發損失
  - (2) 利益科目
    - (イ) 營業利益(營業損益計算に於て損失を示す場合には損失の側の最初に「營業損失」の科目を掲げる) (ロ) 償却債權取立益 (ハ) 有



價證券賣却益 (三)有價證券償還益 (ホ)固定資産賣却益

(I) 特定の目的を有する引當金又は積立金をその目的の爲め支出し、損益計算書に之を掲げる場合には、この計算区分に於てその支出を損失とし、引當金又は積立金戻入を利益として計上すること。

(七) 純損益處分計算

(1) 前期利益金は純損益處分計算に於て、前期繰越利益金に合算し、之を積立金・株主配當金・役員賞與金・後期繰越利益金等に處分する。当期利益金が前期繰越損失金より少いときは、その差額を「後期繰越損失金」として示すこと。

(2) 当期損失金は純損益處分計算に於て、前期繰越利益金又は積立金戻入を以て之を補填する。前期繰越損失金があるときは、当期損失金に之を合算し「後期繰越損失金」として示すこと。

32. 積立金及び利益又は利息に関する議案

積立金

積立金の意義

積立金とは、企業収益中ある目的のために企業内部に留保蓄積した部分をいふ。通常準備金・積立金又は準備積立金と無反省に使用されるが、法は準備金なる語を使つてゐる。

併し會計學者は準備金と積立金とは本質的に異つた觀念で、一語を以て双方の意味を現はすことは不可能だといふ。即ち  
(1) 利益の内配當し得るもの、一部を積立留保するものが積立金で、  
(2) 既に經費として課せられた勘定で、ある種の資産より當然控除さるべき所謂評價勘定に

積立金の必要と目的

(一) 積立金の必要——企業經營に當つては、利益のあつたとき、將來の損失に備へてその一部を積立て、財政の基礎を鞏固にすることが必要だ。殊に株式會社は純然たる資本團體で、その資本を維持することは、債權者保護の上からも一層必要だから、法はその積立を強制し(法定積立金)、又會社は自發的に法定積立金の外に自己擁護の立場から、種々の名目の下に定款又は總會の決議により、利益の一部を留保

蓄積することが行はれる。  
右の内法定積立金は全くの強制であり定款による積立は半強制的で、總會の決議による積立は全くの任意である。  
(二) 積立金の目的——の主なるものは、

- (1) 企業設備の新設・擴張・改良
- (2) 信用の擴大
- (3) 配當平均
- (4) 負債の償還
- (5) 企業破損の填補
- (6) 異常又は偶發損失の準備
- (7) 従業員福利施設・退職基金

等だが、何々積立金が一つの目的をもつとは限らず、數種の目的をもつ場合がある。別途積立金の如きは凡ゆる目的に向けられる。  
積立金は、その目的により積極的性質を持つものと、消極的性質をもつものがある。企業設備の新設・擴張・改良・信用擴大・負債償還・従業員福利施設等のための積立金は積極的であり

企業經營上の蹉跌、財界の變動等による缺損填補の爲の積立金は消極的だ。積立金が設定された場合に、その取崩・廢止・變更は、定款によるものはその變更の手續により、總會の決議によるものはその決議により、又契約によるものは契約の内容變更によつてのみなし得る。

法定積立金

積立金に強制的のものとは任意的のものとは先述した。強制積立金には、法の規定又は契約による外部強制の場合と、定款の規定による内部強制の場合とあるが、法規によるもの以外は、定款又は契約の變更によつて任意積立となし得る。強制積立金の中で常に強制的で變更を許さないのが法定積立金だ。

(一) 積立の限度——會社は、その資

本の四分の一に達するまでは、毎決算期の利益の二十分の一以上を準備金として積立てねばならぬ(商二八八)。

舊法(一九四)は、この準備金は株主に對して利益配當をする毎に、積立つべきものとしてゐたから、利益があつても、利益配當をしなう場合には積立を要しないと解される不合理があつたが、新法は配當の有無に拘らず、苟も利益があればその二十分の一以上の積立を強制した。

(I) ここに資本とは——公稱資本を指し、拂込資本の意味でないことは定説である。資本の四分の一は法定限度だが、それ以上の積立は益々可なりだ  
(II) 毎決算期の利益とは——何を意味するか、即ち法定積立金計算の基礎如何。これについて三説ある。

(1) 配當金額説——は流出説とも云はれ、更に廣狹二説あつて、狹義説は株主配當金を基礎とすべしとし、廣義説は株主配當額のみならず、苟も利益處分として企業から流出するものは含むとし、役員賞與金や交際費等の配當外



の金額も加ふべしとする。

この説の論據は、會社の利益は配當せねば社内  
留保され、擔保力を増大する。従つて法定積立金  
は、利益が會社の支配外に脱する時、その全額配  
分を抑制するため積立てるものだから、社外流出  
處分額を基礎とすべしといふのだ。  
この説中、廣義説は相當有力だが、あまりに舊商  
一九四條の利益配當毎の文字に拘泥し、積立金は  
社外流出金額より控除されず、既に分配以前に利  
益より法定額以上を控除積立を要すること、新法  
は利益配當に拘らず、利益あらば積立を要する  
點から現行法上採り得ない。

(2) 未處分利益説——は當期純益に前  
期繰越金を加算した額を基礎とする。  
この説は、法定積立金の目的は不時の欠損填補に  
あるから、毎年度の積立額を可成多額にすべしと  
の論據に基くが、これによると、前期繰越金は二  
重に法定積立金計算の基礎とされる不合理がある

(3) 純益金額説——は各會計年度の純  
益金を基礎とすべしとする説だ。  
この説は前期繰越金に關係なく、配當金如何にも  
拘泥しない適當合理的な説だ。これによれば、毎  
會計年度に於て純益があれば法定積立金をし、な  
ければ積立を要しない。新法は舊法が利益配當を  
する毎にとしたるのを、利益があればと改め、  
各會計年度を獨立的に取扱ひ、その期の純益から  
積立つべきものとしたのは本説によつたものと云

(4) 法定積立金の使途——は、資本  
の欠損填補に限られ、その他の目的に  
使用することはできぬ(商二八九)。  
(五) 法定積立金の性質——積立金と  
いつても、之は單に計算上の觀念に過  
ぎず、それが他の金額と全然別個に始  
末してあるわけではない。欠損填補も  
同様だ。即ち

- (1) 會社の純財産額が拂込資本額と積立金の合  
計額より少いときは、資本に欠損があるのだ  
から、その不足額だけ法定積立金(又はその  
他の積立金)から欠損に振替填補する。法定  
積立金が減少して責任額を割れば更に利益に  
よつて限度額以上の積立を要する。
  - (2) 法定積立金及びその他の積立金で欠損を填  
補しても尙ほ不足なときは、利益を以てこれ  
を填補し、その残額に付てのみ利益配當がで  
きる。
  - (3) 法定積立金と任意積立金と併有する場合に  
欠損填補をするには、法定積立金を先に當て  
る。
- との説もある。これに付ては後述する

任意積立金

會社の計算——(32) 積立金及び利益又は利息に關する議案

ふことができる。

(二) 法定積立金の財源——は

(I) 會社の利益——から積立るのが  
原則で、これに付ては述べた。

(II) 株式プレミアム——會社の設立  
又は増資の場合に、額面以上の價額を  
以て株式を發行したときは、その額面  
を超える金額から株式發行のための必  
要費用を控除した金額は、資本の四分  
の一に達するまでは準備金に組入れね  
ばならぬ(商二八八)。

責任限度額を超える株式プレミアムの  
組入に付ては二つの説がある。

- (1) 一説は株式プレミアムを法定積立金に繰入  
れるのは、積立金設定の便宜策だとし、従つ  
て公稱資本の四分の一を超える部分は任意積  
立金だとする。
- (2) 二説は株式プレミアムの本質は利益でなく  
會社資本を構成するものだから配當し得ず、  
法の規定がなくとも、當然法定積立金に繰入  
れることを要し、法定積立金が責任限度額を  
超えても、任意積立金でなく法定積立金だか  
ら、配當に流用し得ないとする。

(3) この兩説の結論の相違は、株式プレミアム  
の本質を利益と見るか資本と解するかに出發  
する。行政裁判所は、プレミアムは利益なり  
として、課税を認め、一般に法學者は、會社  
資本は株式に分割を要し、株式に分割し得な  
いプレミアムは資本に非ずとしてあるやうだ  
から、或は一説に賛成者が多いかも知れぬが  
プレミアムは決して利益ではない。利益だと  
すれば、會社設立の場合の如きは、會社の成  
立前既に利益を擧げる不合理を生ずる。従つ  
て二説が正しい。

(三) 轉換社債のプレミアム——社債  
を株式に轉換し、株式を發行するには  
その株式金額は轉換すべき社債の發行  
價額を超過し得ない(商三六五)。

會社の業績が良好の場合には、兩者同額  
でなく、却つて五十圓株に對し社債六  
十圓の如く轉換することがある。この  
場合の超過額は、準備金に組入れねば  
ならぬ(同條三)。

この場合にも株式プレミアムの場合と同様、法定  
積立責任限度額を超えるプレミアムに付て、任意  
積立、従つて欠損填補以外の目的に流用し得るや  
否やの問題が生ずるが、既に述べたのと全く同様  
だから再説しない。

(一) 任意積立金とは——法定積立金  
以外の積立金、即ち定款、總會の決議  
又は契約によつて會社がある目的のた  
め利益金中よりする社内留保金で、そ  
の目的・金額を問はない。この中には  
先に述べたやうに定款又は契約による  
強制積立もあるが法定積立ではない。

定款の規定通りの積立をせずになした  
利益配當決議は違法で無効である(東  
審明四五)。この決議の無効確認は訴を  
以てのみ主張し得る(商二五二)。

(二) 任意積立金の種類——はその目  
的によつて種々あるが、その主なるも  
のに付て述べよう。

(I) 別途積立金——は特別積立金と  
も云はれ、盛んに設定されるが、多く  
の場合特定の目的を持たず、如何なる  
目的にも利用でき、使途の拘束を受け  
ず、臨機に處理し得る弾力性に富む特  
長はあるが、それだけに第三者から疑

はれ、濫費の虞もあるから、なるべく  
積立金の目的を明瞭にすることが望ま  
しい。

たとへ使途を限定しても、目的變更の決議によつ  
て他に流用し得られ、これを明かにすることによ  
つて、會社の利害關係者に疑惑の念を起させない  
こととするのは、結局會社の信用を増加する所以  
だ。

- (I) 配當平均積立金——は配當利益  
の一部を積立て、置き、利益の少い年  
度に取崩して補充し、各年度の配當率  
を規則的に大體確定的にする目的をも  
つ。
- (1) 會社は利潤を退及して不斷の活動を  
豫期以上に儲ることもあれば欠損すること  
もある。これを各年度毎に實績によつて利益配  
當を行へば、配當率は高く低く時に無配の場  
合も生ずる。
- (2) 配當率の甚しい變動は、株價の激變を伴ひ  
會社の信用を傷つけ、金融困難・社債募集・  
新株募集等に甚しい障害を與へる。そこで思  
慮深き經營者は、事業の性質、過去の經驗か  
ら、配當率の變動を避けるために、この積立  
金を設定する。
- (3) 會社によつては、定款によつてこの積立を



強弱してあるものがあるが、之は多く特殊銀行に見られる。

(I) 企業設備の新設・擴張・改良積立金——は、これ等に要する資金を作るため、利益の一部を積立てるものである。この積立金は、設備の新設・擴張乃至改良等に使用され、その目的を達すれば積立金は消滅する。

(II) 負債償還積立金——は、會社の現存負債を整理するため、利益の一部を積立てるもので、これには會社が自發的に積立てる場合と、社債發行や和議の條件として契約によつて積立てる場合がある。何れも強制積立だが、社債發行條件として積立てるものは、減債積立金と呼ばれ、償還期限まで積立てる。

(V) 社員恩給積立金・社員退職給與積立金——社員が退社した場合、在社中の勞に酬ゆるため恩給制度を設けた

に流用され、従業員の手に残らぬ場合が多いので、新法はこれに付て優先辨濟を受け得る權利を與へたが、この積立金は性質上資金化して置く必要があるから、金銭信託その他の方法により、その實體を明確にしてある會社もある。

(4) ある積立金がその目的を達して消滅した場合に、残存金額があれば、それは利益に繰戻して配當に充てることも、他の積立金に繰入れることも自由だ。だがなるべく配當に過ぎず、他の積立金に繰入れることが望ましい。

積立金の取崩

積立金は積立によつて増加ばかりはせず、之を必要とする場合には、取崩して使用される。

(一) 使途の明確な積立金——例へば配當平均積立金や、工場新築積立金の如きは、支出の必要が生ずれば當然取崩し得る。

この場合、積立金が他に投資されてあり、之を處分して工場新築代金支拂資金を得たとすれば、  
配當平均積立金 × × × ×  
工場新築積立金 × × × ×  
と化し、この現金で支拂をする。

場合には、利益中から恩給積立金を控除積立て、恩給年限に達しない者又は恩給制度を設けない場合には、退職給與金を支給する會社が多く、この場合には退職給與積立金をする。

(VI) 社員福利積立金——は、社員の福利増進のためにする積立金で、いろいろの名稱が用ひられる。工業會社では職工のためこの積立金をする。

(VII) 前期繰越金、その他——前期繰越金は前期繰越利益金とも云ひ、實質上積立金と同様利益の一部留保だが、これは一時的留保で、次年度に於てその年度の利益金に合算され、處分されるべきものである。

その他、發明考案の奨勵、傷病・死亡等のための積立金、寄附による積立金等がある。

(三) 任意積立金の積立と運用  
(I) 積立

積立 任意積立金 × × × ×  
積立 任意積立金 × × × ×

(二) 欠損填補のための取崩——本来欠損填補の目的をもつ積立金は法定積立金だが、任意積立金の中にも特にこの目的をもつものがある。又たとへ他の特定目的をもつ積立金でも、契約による積立金(例へば社債に於ける減債積立金)を除き、その目的變更の決議によつて、欠損填補に流用できる。殊に別途積立金の如きは、如何なる目的にも流用し得るものだ。

(I) 取崩の場合——ここに欠損とは個々の欠損でなく、貸借対照表上の欠損だ。通常決算期に僅かの欠損が出て、一々積立金を取崩せず、後期繰越損失金として處分する。實際積立金を取崩すのは、欠損が累積して多額となつたとき、又は一時に巨額の欠損が生じたときに行はれる。

(1) 任意積立金の財源は、法定積立金を差引いた未處分利益である。

(2) 積立額は、定款に規定があればそれにより、規定がなければ總會の決議による。

(3) 積立金計算の基礎は、法定積立金に付て述べたと同様、當該營業年度の純益金を標準とする。

(I) 運用——積立金は現金のまま保管されることは必要でない。これを特定資産に投資し、形を變へて社内存在し、又は有價證券その他に有利に投資することは通常行はれるが、要は積立金の目的と企業の性質から決せらるべき問題で、例へば、

- (1) 設備の新設・擴張・改良や減債積立金の如く、一定時に現金支出を要するものは、容易に現金化し得るものに投資を要し、
- (2) 發明奨勵・恩給・職工福利・従業員救濟等の積立金は、原始積立額は保存して、これが運用利潤を以て當つべきことが推奨される。
- (3) 退職積立金の如きは、會社破綻の場合には他

(II) 法定積立金と任意積立金とある場合に、何れの積立金を先に取崩すべきか——に付ては議論がある。

(1) 法定積立金後位説——法定積立金は凡ての積立金の最後に使用すべきで、別途積立金があるのに、法定積立金が消滅すべき理はないとする。

その論據は種々あるが、法定積立金成立の順序によつて取崩順位を決定すべしとの説、即ち利益金處分に當つては、先づ法定積立金を留保し、次に任意積立金を留保する所から、欠損填補に付ては任意積立金の目的を變更(別途積立金に付ては必要はない)して充當し、尙ほ不足のときに法定積立金を充つべしとする。これが通説のやうだ。

(2) 法定積立金先位説——は欠損填補には先づ法定積立金を充つべしとする

その論據は、欠損填補に法定積立金を取崩して使用することは適法の處置で、任意積立金の有無に無關係だ。任意積立金を利益配當に充てることは會社の自由であり、法定準備金は株式資本維持の原則はない。商法は積立に付て法定積立金を先順位とするが、その取崩には何等の規定をしなすとし、法定積立金を以て欠損填補の先發とすべきとする。



(3) 結論——右(1)(2)の内何れを可とするか。

- (1) 積立金は、既述の通り法定と任意とがあり、任意積立金中には、減債積立金の如く、相手方との契約による強制積立金があり、これは總會の決議によつてもその目的を變更し得ない。
- 又別途積立金や前期繰越金の如く、特別の目的を有せず、何れのものにそのまゝ充て得るものと、一定の目的を有し、目的變更の決議によつてのみ他に流用し得るものがある。
- (2) 従つてこれを最も合理的に便宜的に考へるならば、
- (1) 別途積立金・前期繰越金を第一順位とし
- (2) 次に法定積立金を充當し、
- (3) 尙ほ不足ならば、他の積立金の目的を變更して減債積立金に充てる

### 不真正積立金

とは、簿記技術上又は勘定の便宜上、貸借対照表に、積立金でないものを積立金の如く表はすことをいふ。例へば

- (4) 必要以上の貸倒償却をする
- (5) 資本的支出を収益的支出とする
- (6) 製品に賦課すべき費用を故意又は無意識に一般費用に課し、製造原価を過小評價する
- (7) 假裝負債を設け又は負債を過大評價する
- (8) 増設又は改良費を収益勘定に振替へその價値を隠蔽する
- (9) 有形資産又は無形資産の自然的増大を無視する
- (10) 營業成績が良好なのに過小評價し、不良な場合に過大評價する。

等で、これ等の原因が單獨又は結合して秘密積立金を形成する。

(三) 秘密積立金の當否——秘密積立金は、會社資産を實質以下に評價するから、社礎を鞏固にし得るのは勿論で今日業績の良好な會社は一般にこれを行つてゐる。

(四) この積立金の當否については種種議論され、企業の財政的安全といふ立場から寧ろ推賞すべきだとの説もあるが、會計學者は會計原則に反するとするのが通説だ。

- (1) 借方に減價した財産を原價(取得價格又は製作價格)で掲げ貸方に減價金額で記入する
- (2) 借方に回収不能の債権を掲げ、貸方に回収不能の滞債積立金を掲げる。
- (3) 決算期前の負債に關する利息・地代・家賃・保険料・税金等を決算期後に後拂する場合に、これを繰延負債(引當勘定)として計上する。

右の内、(1)(2)は價格修正のための簿記技術上の問題で、(3)は次年度の支出輕減となるが、共に眞正の積立金ではないが、かくの如き方法は一般に認められてゐる。

### 秘密積立金

(一) 秘密積立金とは——會社が總會の決議を経て、利益から積立てた積立金は必ず貸借対照表に示される。所が實質上積立金と同様のものが貸借対照表に示されず、會社財産が隠されてゐることがある。これを貸借対照表に表はれた公然の積立金に對して、秘密積

(二) 又法律的立場からは、

- (1) 財産評價に關する前三四條の時價を越ゆるを得ずとは、時價以下の評價を適法とする意味でなく、貸借対照表眞實の原則による正確な時價の記載を要求したものと解され、
- (2) 株式會社法の公示主義に反し、株主の利益配當請求権を害する。
- (3) 脱税手段に供され重税が株主を支配する、利益がないのに積立金を理由に配當をする弊

等の理由から、違法なりとの説がある  
(三) なる程尤も千萬だが、貸借対照表の眞實・公示主義の原則は、會社の健全な經營措置を禁ずるものでなく、資産を内輪に評價するのは、寧ろ推賞さるべきで敢て違法でないとは解する。唯その濫用は嚴に戒められねばならぬ

### 利益の配當

利益配當は會社に本質的

なもの

株式會社は營利法人だから、會社に利

立金といふ。

(二) 秘密積立金の發生——秘密積立金は、會社の取締役が故意に設定する場合と、無意識の間に發生する場合とあるが、

(一) 故意に設定する場合——は主に次の場合だ。

- (1) 企業利益を隠して株主に眞の利益を知らせないため、或は無用な競争の惹起を防止するため。
  - (2) 公租公課を免脱するため。
  - (3) 企業財政の鞏固を図るために之を設け、不時の損失填補に備へるため。
- (二) 無意識に設定される場合——は資産の内輪評價、資産表示の遺脱等の場合に生ずる。
- (三) 秘密積立金が故意若は無意識に生ずる場合——として擧げられるものは、
- (1) 現存資産のあるものを故意又は偶然に遺脱する。
  - (2) 故意又は無意識に資産を過小評價する。
  - (3) 必要以上に減價償却をする。

益があればこれを社員に分配すべきは當然だ。利益があるも配當せねば、株主は殘餘財産が増加するから、營利の目的を達し得ないわけではないが、

- (1) 株式會社は存続期間が極めて長期なこと
- (2) 實際上容易に解散し得ないこと
- (3) 株式の所有權譲渡の自由は利益配當を前提として可能なこと
- (4) 法が建設利息の配當を認むること等

から考へれば、株式會社の利益配當は本質的なもので、従つて相當長期に亘つて利益配當をせよとするのは不當だ  
利益配當は株式會社の本質的なものだが、株主は會社債權者の如く、一定の確實な利息を得るものでないにせよ、それ以上の配當を望み、少くとも一定利過程度の配當を豫期する。會社重役は株主に迎合し、財産の不當評價によつて、計算上の利益を計上して増配を行ひ、併せて賞與金をせしめる不正が行はれ勝た。

### 利益配當の條件

會社は損失を填補し、且つ法定準備金を控除した後でなければ、利益配當をなし得ない(商二九〇I)。



又會社經理令は法定會社が、一定率以上の利益配當をするには、主務官廳の許可を要するとしてゐる。これに付ては後述する(會社經理令の項参照)

(一) 缺損のない場合——利益配當をするには、先づ企業純益を算定せねばならない。この純益はその年度の純益と前期繰越金との合計額をいひ、會社の純財産が拂込資本と既に積立てた積立金の合計額を超過した部分で、この中から前記の法定積立金を控除し、更に定款の規定又は總會で決議した積立金がなければ、それを控除した残額が配當し得べき利益だ。

一般的に、利益配當金は利益金の半額から七八割程度で、その割合の少い程社債を鞏固にする。

(二) 缺損のある場合——には、當該年度の利益を以て先づこれを填補し、その残額について、(一)で述べたところの法定積立金・任意積立金を控除して配當量を算定する。

もし當該年度が缺損の場合には、配當

平均積立金があれば、それを取崩して利益に振替へ、前記の順序によつて配當金を算定するが、然らざる場合には、無配か後期損失繰越となる。

利益配當の通知と公告

總會で利益金處分の決議をすると、株主は當然利益配當請求権を取得する。この場合、會社は各株主に對して利益配當の通知をし、無記名株式を發行した場合にはこの旨公告する。

〔書式一五二〕

利益配當通知書

拜啓會社第何回昭和何年上(下)半期利益配當金左記ニ依り御支拂可申候間御受領被下度此段御通知申上候  
一、配當金一株ニ付金何圓何拾錢(年製割)  
一、支拂期日 昭和年月日ヨリ年月日迄  
一、支拂場所 安田銀行本支店  
(御注意)領收書ニハ豫テ御届出ノ印鑑御捺印ノコト  
年月日 何株式會社  
株主 何 某殿

.....(切取線).....  
領收書  
一金何圓何拾錢也  
但何株式會社第何回昭和何年上(下)半期利益配當金壹株ニ付金何圓何拾錢ノ割優先株(又ハ何)何株分  
右正ニ領收候也  
年月日  
住所株主 氏 名印  
何株式會社 御中  
(取扱場所 何 銀行)

〔書式一五三〕 利益配當金支拂公告

昭和何年上(下)半期株式配當金ハ壹株ニ付金何圓何拾錢(年何分)ノ割合ヲ以テ左記ノ通り支拂可申此段公告候也  
支拂期日 昭和年月日ヨリ年月日迄  
支拂場所 安田銀行本支店  
追而無記名式株式配當金ハ第何號配當券引換ニ御支拂可申候  
年月日 何株式會社

配當の標準

利益配當は、定款によつて拂込んだ株金額の割合に應じてするのが原則だ。

但し會社が數種の株式を發行した場合に、利益配當に付て、株式の種類に従つて格別の定をした場合はそれに従ふ(商二九三)ことは勿論で、優先株の如きはその例である。

(1) この場合、配當の標準となるのは株金拂込額で、額面超過額は無關係である。  
(2) 配當標準となるのは、株主が現實に拂込んだ株金額だから、株金拂込の請求があつた場合、未拂込株主に對しては、その拂込前の拂込額を標準として利益配當金を計算し、又一營業年度の中途で拂込日に相違ある場合は、各日割計算で算出すべきだ(大審昭二二)。

不當な配當の處置

會社が前記の配當要件に反して利益配當をしたときは、會社の債權者は、株主に對し會社に受領金を返還させること

とができる(商二九〇)。所謂蝸配の如き場合である。

(1) 返還を請求し得る者は、不當配當のなされた當時の會社全債權者で、被告は各株主だ。不當配當金は會社に返還せしめるもので、直接債權者の手に取戻し得るのではない。  
(2) 會社も各株主に對して、配當無効を理由に不當利得の返還を請求し得る  
(3) 不當配當をなした取締役は、五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる(商四八九)。規定は右の通りだが、事實この請求権を行使し又は取締役が處罰された例を聞かない。

〔書式一五四〕 利益配當金返還請求ノ訴狀

何市區町番地 原告 何 某  
何市區町番地 被告 何 某  
右代理人辯護士 何 某  
何市區町番地 被告 何 某

(以下被告氏名住所列記)  
利益配當金返還請求ノ訴  
訴訟價額金何圓  
請求ノ趣旨  
被告等ハ何株式會社ヨリ受ケタル別紙日録記載ノ利益配當金ヲ同會社ニ返還スヘシ訴訟費用ハ被告等ノ負擔トス  
トノ御判決ヲ求ム  
請求ノ原因  
一 原告ハ何株式會社ノ債權者、被告等ハ同會社ノ株主ナルトシテ同會社ハ昭和何年上半期決算期ニ於テ金何萬圓也ノ利益ヲ得各株主ニ對シ一株ニ付金何圓何拾錢ノ利益配當ヲ爲シタリ  
二 然レ共同會社ノ右決算期ニ於ケル損益計算書ニ依リハ總損失金ハ金何萬圓ニシテ之ヲ填補シ且法定準備金利益金ノ百分ノ五此金額金何円並ニ定款ニ依ル何準備金利益金ノ百分ノ十此金額何圓合計金何圓ヲ控除スルトキハ株主配當金ハ僅ニ金何圓一株ニ付金何圓何錢ニ過キス  
三 然ルニ同會社カ前記配當ヲ爲シタルハ明ニ違法ナルヲ以テ被告等カ不當ニ配當ヲ受ケタル金額ヲ同會社ニ返還セシムル爲メ本訴ニ及ヒタリ

立證方法  
一、口頭辯論ニ於テ提出ス  
附屬書類  
一、訴訟委任狀  
右訴提起候也  
壹通



年月日 右原告訴訟代理人、何 某  
何地方(區)裁判所 御中  
(目録略)

配當請求權の時効

特定額の利益配當請求權は、原則として十年の時効(民一六七)に罹るが、通常會社は事務の整理上、定款で、配當金の支拂期日から三年とか五年とかを経過すると請求權が消滅する旨を定めてゐる。これは一種の法定期間たる性質を有するから、時効の如く中断されることはない。この定は有効と解されてゐる。

補助金と利益配當

國家や公共團體は、國策・國民經濟等の立場から、公益的企業のあるものに對して、その發展を助成するため、特に補助金を與へる。わが國では、地方

鐵道・海運業・航空事業・重要礦物の採掘等に對して、政府は補助金を交付し、東京市・横濱市は、復興建築助成會社に對して補助金を交付した。

(一) 補助金は利益配當に流用し得るか——に付ては、場合によつて違ふ。

(1) 無條件交付の場合——補助金の使途に付て、何等の指定も條件もないときは、利益配當に流用しても差支ない。補助金は贈與された利益と云へるからだ。殊に配當保證の意味で交付された補助金は、この點は一層はつきりしてゐる。

だが會社がその事業利益によつて普通配當の可能な場合には、なるべく配當に流用せず、缺損填補に備へ、特別又は法定準備金に繰入れることが望ましい。

(2) 條件付交付の場合——補助金の使途が制限されてゐるとき、例へば船會社が船舶改善の爲に受けた助成金は、その目的以外には流用し得ない。又補

助金交付の代償として、會社の利益金處分にある制限を加へられたときは、これに從はねばならぬ。

前例の復興建築助成會社は、會社財産の減價償却に代へ、毎營業年度の収入利息の七%を、減價填補金として積立ることを要し、この積立金は、會社財産の毀損による損害填補以外に處分できず、且つ毎營業年度年八分の利益配當が不可能なときに限り、その不足額の六分の五を東京市、六分の一を横濱市から補給する。故にこの補助額は、年度により不定であり、會社が八分配當の後未處分利益があるときは、受けた補助金を返す義務がある特殊なものだ。

(二) 補助金の簿記上の仕譯

(1) 會社が補助金の交付を受けたときは、次の仕譯をする。  
貸方 現金 ×××  
貸方 補助金 ×××  
(2) 補助金を配當に流用する場合には、一應損益勘定に振替へ、次の如くする。  
貸方 現金 ×××  
貸方 補助金 ×××  
貸方 未分配利益 ×××

建設利息の配當

利息配當を認める理由

投資家に期待はできず、從つて公益事業の勃興は望まれぬ。そこで法は、建設利息の配當を許し、公益事業への投資促進を圖つたのだ。

利息配當の條件

建設利息の配當は、云はゞ拂込資本の一部拂戻で、前記鐵則の一大例外だから、この條件は嚴格に規定されてゐる。即ち會社の目的たる事業の性質により會社成立後二年以上その營業全部の開業不能と認められるときは、會社定款を以て、その開業前年五分以下の利息を株主に配當すべき旨を定めることができる(商二九一)。

(一) 利息配當の定は原始定款でのみなし得る——や、又は後に定款を變更してもなし得るやに付ては、從來學說判例共議論があるが、大審院は定款變更によつて利息配當の規定を設けるこ

とは、法が例外的に認めた精神を没却し、且つ、會社債權者を害するとの理由で、原始定款によつてのみ定め得るとした(大審大九)。

(二) 利息配當の定款規定の認可

この規定は、會社設立登記前に裁判所の認可を受けねばならぬ(商二九一)。  
認可申請は、會社の本店所在地の管轄地方裁判所へ總發起人が申請事由を説明してなすこと。この申請に對して、裁判所は理由を附した決定を以て裁判する。申請を認可する裁判に對しては不服申立を許さぬ(非一三三、一三三ノ二、二二六)。

〔書式一五五〕

利息配當定款規定ノ認可申請

何市區町番地 何株式會社發起人 申請人 何 某  
(以下總發起人列記)

申請ノ趣旨 別紙何株式會社定款「第何條會社へ開業前營業年ニ限り拂込株金額ニ應シ年五分ノ割合ニ依ル利息ヲ配當スルモノトス」トノ規定ノ認可ヲ求ム  
申請ノ理由 一、申請人等ハ何株式會社ノ設立發起人ニシテ目下之カ設立準備中ナルトコロ、同會社ノ目的



トスル事業ハ何々ニシテ該事業ハ別紙目録見  
書記ノ通り會社成立後參ケ年以上ヲ經過ス  
ルニ非サレハ營業全部ノ開業ヲ爲スコト能ハ  
ス

二、依テ同會社定款ニ申請ノ趣旨記載ノ如キ規定  
ヲ爲シタルヲ以テ本申請ニ及ヒタリ  
疏明方法

一、會社定款及事業目録見書ヲ以テ主張事實ヲ疏  
明ス  
附屬書類  
一、定款、事業目録見書、何々 各一通  
右申請候也  
年 月 日

何株式會社發起人  
申請人 何 某等  
(以下發起人列記捺印)

何地方裁判所 御中  
(三) 利息配當規定の登記——この利  
息配當をすることを定めたときは、會  
社の設立登記の場合に他の事項と共に  
登記せねばならぬ(商二八八七)。

(四) 利息配當には總會の決議がある  
——建設利息の配當に付ては、定款に  
明記され、配當率も年五分以下だから  
その範圍内で取締役一存でなし得る如

の資金の部に計上し得る(商二九二重前)。  
さもないと、會社は開業當初から多大  
の缺損を生じ、開業後この缺損全部を  
先づ填補せねば利益配當ができなくな  
り、建設利息配當を認めた趣旨に反す  
る結果となるからだ。

(二) 利息配當金の償却——だが右の  
利息配當額を永く資産の部に置くこと  
は、會社の財政の鞏固を圖る所以でな  
いから、會社は年六分を超える利益を  
配當する毎に、その超過額と同額以上  
の金額を償却せねばならぬ(商二九二重  
後)。

建設利息の簿記上の仕譯

(一) 仕譯の方法——建設利息配當を  
株主總會で決議すると、會社は利息支  
拂の確定義務を負ふが、建設利息は營  
業利益からの配當でなく、資本の一部  
拂戻だから、利益配當の場合の仕譯と

會社の計算——(32) 積立金及び利益又は利息に関する議案

くにも思はれるが、特定年度の利息配  
當請求権は、株主總會の決議によつて  
初めて發生するものと解する(東區昭七)  
(五) 何時まで利息配當をなし得るや  
——に付ては制限はないから、苟も會  
社が營業全部の開業をしない限り、利  
息配當を繼續しても差支ない。

新株に對する利息配當

建設利息を配當する會社が全部開業前  
増資をなす場合には、新株主にも利益  
配當をなし得ないから、定款に別段の  
定がない限り、衡平上、新株主にも利  
息配當をなすことを要する(商二九二)  
(一) 新株主への利息配當の定も定款  
によることを要し、定款の規定は、原  
始定款の場合と同様の手續で、裁判所  
の認可を要する(同條三—三三)。

(二) 新株主に對する利息配當は、舊  
株主の配當期間の残存期間となるから

事情によりその配當期間を伸長し得る  
が、之は右(1)の裁判所の認可を受くべ  
き定款に定めて置かなければならぬ  
(同條五)。  
(三) 利息配當に當つても、會社は各  
株主に總會の議決後その旨を通知し、  
無記名株を發行したときは公告するの  
が普通だ。

配當の標準

は、定款によつて拂込んだ株金額の割  
合に應ずる。但し會社が數種の株式を  
發行した場合に、利息の配當に付て、  
株式の種類に従ひ、別段の定があれば  
それに従ふ(商二九三)。

利息配當と貸借對照表との關係

(一) 資産の部に計上し得る——建設  
利息の配當をした金額は、貸借對照表

は違ふ。

(1) 總會で建設利息配當の決議をなす  
時分 貸借對照表 借方 貸方  
時分 貸借對照表 借方 貸方  
時分 貸借對照表 借方 貸方

(2) 建設利息何萬圓を現金で配當す  
時分 貸借對照表 借方 貸方  
時分 貸借對照表 借方 貸方

(二) 貸借對照表上の處理  
(1) 學說——貸借對照表上の處理に  
付ては明文なく、いろいろ議論がある  
が、大體三説ある。

(1) 一説は建設利息は資本の一部拂戻だが、單  
なる缺損でなく、原價の一部と見るべきだか  
ら、建設費に計算すべきだとする。  
これによると、建設利息は建設費(起業費)  
に振替へられ、次の如くそれだけ建設費が増  
加する。併しこれによつて建設利息勘定は消  
滅する。

時分 貸借對照表 借方 貸方  
時分 貸借對照表 借方 貸方  
時分 貸借對照表 借方 貸方

(2) 二説は、建設利息は公認の資本拂戻で、實  
質的には明かに資本の缺損だから、開業後の  
利益から必ず填補し盡さねば配當はできぬと  
する。これによると、次の如き仕譯となる。

時分 貸借對照表 借方 貸方  
時分 貸借對照表 借方 貸方  
時分 貸借對照表 借方 貸方

(3) 三説は、建設利息は資本の拂戻であり、法

がこれを認めるのは、特殊會社の設立を容易  
ならしめるため、從つて資金調達に費用で、  
將來の利益より支出するべき資本よりする立  
替拂と見る。  
これによると、建設利息は建設費に計算すべ  
き原價でなく、個別の利益の前拂であり、從  
つて將來の利益から割當で償却するべきもの  
となる。かう解することが最も妥當のやうだ  
一説の法の公認なる故建設費に附加すべし、  
二説の缺損に違ひないが填補の理由なしとす  
るに比べて、遙かに理論的だからである。

(1) 建設利息の填補——は、開業後  
の利益の一部ですればよく、それは開  
業後の利益中から建設利息として配當  
したと同率の利益配當をした後の未處  
分利益で填補して行くことが最も合理  
的だから、法は前記の如く、年六分を  
超える利益を配當する毎に、その超過  
額と同額以上の金額を償却することを  
要すとしたのだ(商二九二重)。

(1) 從つて開業後建設利息の填補に振向ける利  
益のない年度には填補を要せず、可能なき  
に填補すればよいことになり、建設利息勘定  
の消滅時期は不定の状態にある。  
(2) 建設利息を開業後の利益で填補する決議を



總會でしたときは、次の仕譯をする。

借方 前 繰 預 金	XXX
借方 繰 預 金	XXX
借方 繰 預 金	XXX

(3) 産業合理局作成の貸借対照表では、建設利息は特に規定のある繰越事業等を除き、これを有體資産の金額に加へず、別勘定で表し、開業後なるべく早く銷却すべきものとしてゐる。

### 33. 決算關係の簿記上の仕譯

#### 利益金處分の場合

- (1) 株主總會で當期純益金十萬圓前期繰越金二萬圓合計十二萬圓を次の如く處分することに決議す——六千圓法定準備金、一萬圓別途準備金、八千圓役員賞與金、七萬六千圓株主配當金、二萬圓後期繰越金
- |            |         |
|------------|---------|
| 借方 前 繰 預 金 | 100,000 |
| 借方 繰 預 金   | 20,000  |
| 借方 繰 預 金   | 20,000  |
| 借方 繰 預 金   | 6,000   |
| 借方 繰 預 金   | 10,000  |
| 借方 繰 預 金   | 8,000   |
| 借方 繰 預 金   | 76,000  |
| 借方 繰 預 金   | 20,000  |
- (2) 役員賞與金全額、株主配當金中五萬圓を現金で支拂ふ。
- |          |        |
|----------|--------|
| 借方 役員賞與金 | 8,000  |
| 借方 配 當 金 | 50,000 |
| 借方 現 金   | 58,000 |
- (3) 株主配當金の内、次期決算期に於て支拂未済分三千四百圓あり、この場合は次期分との

混同を避けるため次の仕譯をする。

借方 繰 預 金	3,400
借方 繰 預 金	3,400

#### 損失金處分の場合

株主總會で當期純損金五萬六千圓を次の通り處分することを決議す——二萬三千圓前期繰越金を以て填補、二萬五千圓法定準備金を以て填補、八千圓後期繰越損金

借方 繰 預 金	23,000
借方 繰 預 金	25,000
借方 繰 預 金	8,000
借方 繰 預 金	56,000
借方 繰 預 金	56,000

#### 利益配當

利益配當には、前記の如く各種の方法があるが、わが國で行はれてゐるのは現金配當と株式配當だ。次にこれに付ての仕譯を述べよう。

- (1) 現金配當
- (1) 總會の決議により、會社の配當義務が確定

#### (一) 株式配當

資本金百萬圓、一株額面五十圓二萬株の會社が倍額増資をし、舊株一株に付き新株一株を割當て、第一回の拂込額面の四分の一、合計二十五萬圓は別途積立金六十萬圓中から取崩して拂込をする。これは正しく株式の配當だ。この場合の仕譯は次の如くなる。

- (1) 株式配當の仕譯は増資に對して次の如くなる。
- |          |           |
|----------|-----------|
| 借方 別途積立金 | 1,000,000 |
| 借方 株 金   | 1,000,000 |
- (2) 次に別途積立金を取崩して配當に流用し、これを株金の拂込に充當すれば次の通りとなる。
- |          |         |
|----------|---------|
| 借方 別途積立金 | 250,000 |
| 借方 繰 預 金 | 250,000 |
| 借方 繰 預 金 | 250,000 |
| 借方 繰 預 金 | 250,000 |
- (3) 以上を勘定形式で示すと次の通り。

拂込未済株金 (1)	
増 資	1,000,000
繰 預 金	250,000
繰 預 金	750,000
繰 預 金	1,000,000
株 金 (2)	
資本金	2,000,000
繰 預 金	1,000,000
繰 預 金	2,000,000

#### 別途積立金 (3)

取 崩	250,000
繰 預 金	600,000
繰 預 金	600,000

#### 配 當 金 (4)

取 崩	250,000
決 算	250,000

- すると、これを明にするため次の仕譯をする
- 若し普通配當の外に臨時配當をしたときは、この兩者は別個の勘定で處理する。
- |              |     |
|--------------|-----|
| 借方 前 期 繰 預 金 | XXX |
| 借方 配 當 金     | XXX |
- (2) 株主からの配當請求によつて之を現金で支拂ふときは、
- |          |     |
|----------|-----|
| 借方 配 當 金 | XXX |
| 借方 現 金   | XXX |
- と仕譯をする。この場合送金費用は、株主負擔なら送金中から控除するから、仕譯の金額に變りはない。
- (3) 配當支拂は、大きい會社ではその取引銀行を支拂場所として委託して行はせることが多い。この場合は、配當金は小切手を振出して渡すのだが、その仕譯は次の如くなる。
- |               |     |
|---------------|-----|
| 借方 配 當 金      | XXX |
| 借方 當座預金(銀行預金) | XXX |
- (4) 銀行が配當金を全部渡せば配當金勘定は閉鎖するが、一定期限までに支拂請求のなからぬのは、精算して會社に返還し、これに付ては會社の會計で支拂ふ。次期決算期になつても尚ほ支拂未済の分があれば次の仕譯をする。
- |              |     |
|--------------|-----|
| 借方 配 當 金     | XXX |
| 借方 未 拂 配 當 金 | XXX |
- (5) 右の未拂配當金が定款所定の年限を超過すると、株主はその請求権を失ひ、會社に歸屬するから、之は雜益として處理する。
- |              |     |
|--------------|-----|
| 借方 未 拂 配 當 金 | XXX |
| 借方 雜 益       | XXX |



### 34. 會社業務の検査 と使用人の保護

#### 會社業務の検査

會社の業務の執行は正當に行はるべきは當然の話だが、重役に其人を得ない時に不正行為や定款や法令に違反する行為が行はれる。この場合は、株主保護の立場から少數株主に對して裁判所に検査役の選任申請の權利を認めると共に、他面その濫用を防止するためその條件を嚴にした。

(一) 少數株主の検査役選任の請求——會社の業務の執行に關し、不正行為又は法令若は定款に違反する重大事實のあることを疑ふべき事由があるとき

は、三ヶ月前より引續き資本の十分の一に當る株式を有する株主は、會社の業務及び會社財産の状況を調査させるため裁判所に検査役の選任を請求することができる(商二九四I)。

(I) 舊法との比較——舊法では單に「會社業務及會社財産の状況を調査せしむるため」とあり(舊商一九八)、不正行為・違反行為を法定要件とせず、株主は三ヶ月前より引續き株主たることを要件としなかつたが、新法はその濫用を防ぐため、この場合の理由を制限し、少數株主の資格を制限した。

(II) 検査役の選任申請——この選任申請は書面を以て會社本店所在地の地方裁判所になすことを要する(非訟二七、二二六I)。

この申請があつたときは、裁判所は取締役及び監査役の陳述を聴いて選任の上、その報酬額を決定し、會社をして

支拂はしめることができる(非二二九ノ二、二二九ノ三)。この裁判に對しては即時抗告をなすことができる(非二二九ノ四)。

(書式一五六)

#### 業務及財産調査ノ検査役選任申請

何市區町番地

申請人 何 某

(以下列記)

申請ノ趣旨

何株式會社ニ付左記目的事項ヲ調査セシムル爲メ検査役ノ選任ヲ求ム

一、會社業務ノ執行ニ關シ不正行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實ナキヤ

一、會社ノ財産状況如何

申請ノ理由

一、何株式會社ハ資本金百萬元、一株ノ金額五拾圓、株式總數貳萬株ニシテ申請人等ハ同會社ノ三ヶ月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一ニ當ル株主ナルトコロ同會社ハ年月成立以來無決算期ニ年壹割ノ配當ヲ續ケ良好ナル成績ヲ擧ケツツアリタリ

二、然ルニ最近一般經濟情勢ニ變化ナク且會社カ特殊ナル施設事業等爲ササルニ基シテ財政状態悪化シ昭和何年上半期ニ於テハ無配當今下半年期ニ於テハ金何圓也ノ缺損ヲサヘ生スルニ至リタリ

ハ必スヤ實績ヲ擧ケ得ヘシト信ス  
右調査及報告候也  
年月日  
右検査役 何 某

#### 業務及財産状況調査報告書

何市區町番地何株式會社

検査役 何 某

年月日

何地方裁判所 御中

(三) 株主總會招集命令——裁判所は調査の結果に付て必要ありと認めたときは、一定の期間を定め、監査役をして株主總會を招集せしめ得る(商二九四三、非二三〇)。監査役がこの招集命令に違反して總會を招集しないと、五千圓以下の過料に處される(商四九八七)。

この總會には、右検査役の報告書を提出することを要し、取締役及び監査役は、その報告書を調査し、株主總會にその意見を報告せねばならぬ(商二九四三)。これによつて株主の意見が決り、決議となるからだ。

#### 會社使用人の保護

(一) 保護の必要——會社が使用人を雇入れる場合には、身元保證金を差入れさせ、或は退職慰勞金制度を設けて

三、申請人等ハ其ノ原因ニ不審ヲ抱キ種々調査内債ヲ進メタル結果取締役何某等カ自己カ經營スル何株式會社其他ニ融資スル爲メ本會社名義ノ手形ヲ濫發シ或ハ投機ニ社金ヲ流用シツツアル事實ヲ發見シタリ  
此ノ如キ所爲ハ會社ヲ潰滅ニ導キ全株主ノ利害ニ關スルコト重大ナルヲ以テ本申請ニ及ヒタリ  
疏明方法及添附書類  
一、商業登記簿抄本 一通  
一、株主名簿寫 一通  
一、何興信所ノ報告書 一通  
一、何々 何通  
年月日  
右申請人 何 某  
(以下列記捺印)

何地方裁判所 御中

#### (二) 検査役の調査報告——検査役は

右の調査の結果を書面で裁判所に報告することを要し、裁判所は検査に付て説明を必要とするときは、検査役を審訊することができる(非二二八、商二九四三)。この検査役の検査又は調査を妨害すると、五千圓以下の過料に處される(商四九八四)。

(書式一五七)

會社の計算——(34) 會社業務の検査と使用人の保護



る。これ等が獨立別途に積立てられてゐるときは、營業成績の影響を受けないから比較的安んじだが、會社が任意積立金としてゐるときは、一度營業不振の場合には直ちに引出されるのが普通で、いざ退職といふ場合には、慰勞金どころか身元保證金さへ返還できぬといふのがある。

(二) 使用人の先取特權——かくの如きは甚だ不都合だから、新法は身元保證金の返還を目的とする債權その他會社と使用人間の雇傭關係に基いて生じた債權を有する者は、會社の總財産の上に先取特權を有するものとし、この先取特權の順位は、民法三〇六條一號の共益費用の先取特權に次ぐものとした(商二九五)。

(1) この先取特權は、新法施行前に生じた債權にも適用される(改法五四)。  
 (2) 會社が解散の場合——清算人は債

權者集會に協定の申出をなし得るが、この協定條件を定むるに付、本條の先取特權は特に斟酌される(商四四七、四四八)。

(3) 給料債權——に付ては、民法は先取特權を認めてゐるが(民三〇九、三〇六三)、それは最後の六ヶ月間の給料、且つ金額は僅に五十圓に限られてゐるので、今日の經濟状態からは有名無實に過ぎないので、本條を設け、廣くその債權を保護したので。賃金・給料・賞與金・會社の給與規程による退職慰勞金の如きはこれに入る。

(4) 配當要求手續——次に會社の不動産の差押のあつた場合の配當要求手續、及び會社が破産した場合の債權届出の書式を示さう。

〔書式一五八〕  
 先取特權ニ依ル配當要求ノ申立(一)  
 (不動産差押ノ場合)

何市區町番地 何 某  
 差押債權者 何 某  
 何市區町番地 何 某  
 債權者 何株式會社  
 代表取締役 何 某  
 何市區町番地 何 某  
 配當要求者 何 某  
 配當要求ノ爲ス債權ノ表示  
 一金何圓也 年月日ヨリ年月日迄ノ一ヶ月何圓ノ割合ニ依ル給料債權(何積立金又ハ何々)  
 一金何圓也 年月日差入レタル身元保證金  
 一金何圓也 右保證金ニ對スル年月日ヨリ年月日迄年五分ノ割合ニ依ル利息  
 一金何圓也 本申立費用  
 合計金何圓也  
 右債權者ニ對シ配當要求者ハ前記ノ通り先取特權ニ依ル債權ヲ有シ候處債權者ハ今般強制執行ノ爲メ有體動産ノ差押ヲ受ケタルニ付其ノ賣賣々得金ヨリ右金額ニ對スル配當相成度此段及申立候也  
 年月日 右配當要求者 何 某  
 何區裁判所執達吏役場御中  
 (備考) 正本一通、副本關係人ニ送達スヘキ數本、送達料ノ豫納ヲ要スル  
 〔書式一五九〕  
 先取特權ニ依ル配當要求ノ申立(二)  
 (不動産差押ノ場合)  
 當事者ノ表示(略—書式一五八ニ準ス)  
 配當要求ノ爲ス債權ノ表示

(略—書一五八ニ準ス)  
 右債權者ニ對シ配當要求者ハ前記ノ通り先取特權ニ依ル債權ヲ有スルモノナルトコロ今般債權者ノ不動産ニ付強制賣手續開始決定アリタルヲ以テ其賣賣々得金ヨリ右金額ニ對スル配當ヲ受ケタル爲本申立ニ及ヒタリ  
 添附書類  
 一、何々 一通  
 右申立候也  
 年月日 右配當要求者 何 某  
 何區裁判所 御中

(備考)  
 一、正本一通、副本關係者ノ數本  
 二、貼用印紙二十圓以下二十錢、二十圓以上四十錢、送達料ノ豫納ヲ要ス  
 三、申立ハ區裁判所ニ爲スコト  
 〔書式一六〇〕  
 何區裁判所昭和何年何月何日

債權届出書  
 何市區町番地 破産者 何 某  
 何市區町番地 破産債權者 何 某  
 右破産者ニ對スル左記債權ニ付配當ヲ受ケタル爲本届出ニ及ヒタリ  
 債權ノ表示  
 一、債權額 金何圓也

一、債權ノ原因 年月日ヨリ年月日迄何ヶ月分ノ給料(一ヶ月金何圓ノ割)  
 一、一般ノ先取特權 前記債權ニ付商法第二百九十五條ニ依リ一般ノ先取特權ヲ有ス  
 證據書類  
 一、何々 何通  
 二、何々 何通  
 年月日 右破産債權者 何 某  
 何區裁判所 御中

(備考)  
 一、債權届出書ハ正副二通ヲ公告ニ示サレタ債權届出期間内ニ差出スコト  
 一、債權届出書ノ正本ニハ證據書類ノ寫ヲ添付スルコト  
 一、元本ト利息トハ債權額ナルカ故ニ全然別ニ記載スルコト  
 一、利息ハ利息制限法ニ從ヒ歩合ヲ明記シ破産宣告ノ前日迄ノ分ヲ計算シテ其額ヲ記載スルコト  
 一、貼用印紙二十五錢

右の配當要求の申立又は債權届をして置くと、會社財産が競賣に附せられ換價されたときは、執達吏役場・裁判所又は破産管財人は配當表を作り、期日を定めて出頭すべき旨の通知をする。その日配當要求の申立をした債權者間

に、協議が纏れば配當表に基いて配當を受け得るが、纏らないときは相手方の債權を否認又は額を争ふわけだからその場合には訴訟を起して、判決で債權額を確定し、それに基づいて配當を受けることとなる。



# 定款の變更

## 35・總 說

### 定款變更の意義

#### 定款變更の可能とその範圍

定款の變更は人的會社では總社員の同意を以てするから問題はないが、株式會社では總株主の同意は容易でなく、結局多數決による外ないから、一部株主の意思を無視する結果となる。

(一) だが會社は獨立の法人であり、その生存上必要とあれば、株式會社の本質上多數決による定款變更は認めざるを得ず、たとへ定款に定款を變更し得ずとの規定をしても、その規定は矢張り多數決を以て變更し得ることになる。

#### 新法の主なる改正點

定款の變更について新法が改正した主なる點は次の通りである。

- (1) 株主總會の特別決議の定員數並に議決權を整備したこと(商三四四)
- (2) 數種の株式を發行した場合に、定款變更がある種類の株主に損害を及ぼす場合に、その種類の株主保護の規定を設けたこと(商三四五—三四七)
- (3) 舊法は株金全額拂込後でなければ増資を許さなかつたが、この制限を廢し一部拂込の場合でも増資し得ることとしたこと(舊商二一〇)
- (4) 増資の場合の現物出資の脱法行為防止並に新株引受權に関する規定を設けたこと(商三四八、三四九)
- (5) 新株引受人の權利の始期を明定したこと

#### (商三五二)

- (6) 會社成立後二年内の増資又は二倍以上の増資の場合に、會社設立の場合と同様調査役の強制調査・報告總會の定款變更の規定を設けたこと(商三五三、三五五)
- (7) 増資の效力發生時期を明定したこと(商三五八—五八一)
- (8) 増資の場合に、株式の種類の轉換に関する規定を設けたこと(商三五九—三六三、三六九)
- (9) 社債の株式轉換に関する規定を設けたこと(商三六四—三六九)
- (10) 増資並に減資の決議無効の訴に関する規定を設けたこと(商三七〇—三七四、三八〇)
- (11) 事後増資に付て會社設立の場合の事後設立の規定を準用したこと(商三七五)
- (12) 株式併合の場合に、紛失株券・端株の處理に関する規定を整備したこと(商三七八、三七九)等



(二) 法は定款變更の自由を認めるが強行法規並に株式會社の本質に反する變更は認められない。

何が強行法規か又は株式會社の本質に反するかは困難な問題だが、各場合に付て判断する外ない。右に反しない限り、定款の既存の規定を變更し又は新規定を設けることも自由だ。法は定款變更中最も重要な目的たる事業の變更、資本の増加、資本の減少に付ては、一般定款變更手續の外に特別の規定をしてゐる。

定款の變更とは

定款は會社の基本たる規則だが、定款なる語は規則そのものを指す場合と、これを記載した書面を指す場合とがあり、定款の變更は、形式的な字句の變更修正から實質的な根本規則の改變までをも意味する。

だが、ここに定款變更とは、定款なる書面上の變更ではなく、實質的な規則の變更の意味だから、株主總會で定款變更の決議があれば、假令定款なる書

面上の變更はされなくとも、株主間には定款變更の效力を生ずるが、この變更を以て第三者に對抗するには書面上の更正をし且つ登記を要する(大審六五)

變更手續と事實

定款變更には株主總會の決議を要するが、その變更が既成事實に基く場合には、定款變更はその事實自体によつて當然に發生し、特に總會の決議によつて變更されるものではない。

例へば地方鐵道法による株式會社が鐵道敷設の免許を取消されたときは、當然鐵道による運輸なる定款の變更を生ずる。

又定款變更の手續をしても、その事實が伴はねば實効のない場合もある。資本變更の如きこれだ。會社は原則として自由に定款變更をなし得るが、會社の本質又は強行法規に反する事項は變更することは出来ない。

定款變更の手續

定款の變更をするには、株主總會の特別決議が必要だ(商三四二I、三四三I)。定款の變更は、株主總會の專屬事項で、他の機關例へば取締役や監査役に委任はできない。

(1) 併し定款が官廳の認可を要する場合には、一旦總會で決議された事項が官廳によつて修正される場合がある。かかる場合を豫想して總會が決議に附帯して多少の修正を取締役に一任して置くことは、已むを得ざる便法として許されるだらう。

(2) 又定款は創立總會で變更し得(商一八七)、會社の設立、増資の場合に、裁判所の命令で變更される(商一七三、一八五、三五五)。例外がある。

株主總會の招集

定款變更の株主總會の招集手續は、一般の場合と同様だが、定款變更の議案は單に目的事項を記載するだけでは足

らず、定款變更の要領を總會招集の通知書に記載し、又無記名株式を發行した場合には、それが全部無議決株式でない限り、同様の定款變更の要領を公告せねばならぬ(商三書式一〇九、一一五)。

議案の要領とは、定款の内容が如何に變更されるかを知らしめる程度の記載をいひ、例へば「定款第何條ニ何々トアルヲ何々ト變更スル件」の如く記載する。

株主總會の決議

(一) 特別決議——定款變更は極めて重要な事項だから、法は特にその手續を慎重にし、定款變更の決議は總株主の半數以上で、資本の半額以上に當る株主が出席し、その議決權の過半數を以てなすことを要とした(商三四三I)。これを普通決議に對し特別決議といつてゐる。

(I) この定足數の要件——は定款を以て重く(例へば總株主及び總株數の

各四分の三以上の出席)することは差支ないが軽くすることは許されない。

(II) 定足數・議決權の制限——右の場合に

(1) 議決權なき株主は總株主の員數に、その株主の有する株式金額は資本額に算入しない(商三四四I)。

(2) 無記名株式を有する者が、會日より一週間前に株式を會社に供託しないと、總株主數に算入しない(同條II)が、總資本額には算入される。

(3) 代理權を證明しない株主代理人は不出席株主と同じ取扱を受ける(同條III、一三三九III)。

(4) 決議につき特別の利害關係を有する者は議決權を行使することを得ないから、議決權の數に算入しないが、總株主數には影響はない(同條III、二四〇)。

これを分り易くするため列記すると次の通り。

- (1) 議決權なき株主——總株主數總資本額共に不算入(商三四四I)。
- イ、六ヶ月未滿の株主(商二四一I但後)
- ロ、會社の有する自己株式(同條II)
- ハ、無議決權株の株主(商二四二)
- (2) 議決權を行使し得ない株主(商三四四II)
- イ、株券を供託し得ない無記名株主(商二二八、二二九II)——株主數に不算入。

(II) 假決議の便法——特別決議に際し、定足數の株主が出席しないときは出席した株主の議決權の過半數を以て假決議の方法によることができる(商三四三II前)。

〔書式一六一〕

株主總會議事録(假決議)

年月日午前十時何市何町何番地何會館ニ當會社第何回定時(臨時)株主總會ヲ招集ス  
當日出席株主並ニ其ノ株式數ハ  
株主總數 何百名 株式總數 何萬株中  
出席株主 何百名(委任狀共)  
此株式總數 何萬株  
ニシテ法定數ニ滿タサルニ依リ議長ハ議場ニ諮リタルニ假決議ヲ爲スヘシトノ意見多數ナリシヲ以テ之ニ決シ議事ニ入り議長ハ  
第一號議案 當會社ノ定款第何條中「何々」トアルヲ「何々」ト變更ノ件  
ヲ附議シタル所出席株主ノ議決權何個中何個ノ過半數ヲ以テ原案ヲ可決ス  
依テ議長ハ何月何日第二回ノ株主總會ヲ招集スル



コト及更ニ其通知ヲ爲スヘキ旨ヲ告ケ開會ヲ宣ス時ニ午前十時三十分  
右議事ノ經過及結果ヲ明確ナラシムル爲メ議長出  
席取締役及監査役左ニ署名捺印ス  
年月日

何株式會社

議長 何 某

(以下出附取締役及監査役署名捺印)  
この制度は常に特別決議をなす場合に、法定以上の株数・株主数を必要とする、議決権が少数で各地に散在してゐたり、會社が悲境に陥り又は株主間の抗争により株主が出席しない場合には決議不能となるから、これに處する便法で、二回の通常決議を以て一個の特別決議に代へる方法だ。併し後述の會社の目的たる事業の變更は極めて重大だから、假決議の規定は適用されない。

(I) 假決議後の手續——右の假決議をしたときは、

(1) 各株主に對してその假決議の趣旨を通知し

(2) 無記名株券を發行したときは、その趣旨を公告し(但しこの株券が全部無議決株のときは公告を要しない)

(3) 更に一ヶ月内に第二回の株主總會を招集する事を要する(以上商三四三三後)

〔書式一六二〕

假決議認否ノ第二回株主總會

招集通知書

拜啓年月日何市區町番地何會館ニ於テ當會社定款變更決議ノ爲招集致候條何回定時(臨時)株主總會ハ出附株主何百名共ノ資本ニ對スル金額何萬圓ニシテ共ニ法定數ニ滿タサリシヲ以テ出附株主ノ議決権ノ過半數ヲ以テ左ノ決議ヲ致候  
一、當會社定款第何條中「何々」トアルヲ「何々」ト變更ス  
依テ右假決議ノ認否ヲ決スル爲メ來月日午前十時何市區町番地何會館ニ於テ第二回ノ臨時株主總會ヲ開催致候間御出席相成度此段御通知申上候  
年月日  
何市區町番地  
何株式會社取締役社長 何 某

〔書式一六三〕

假決議認否ノ第二回株主總會

招集公告

(書式一六二ノ通知書ニ準シ) 標題ヲ通知書トアルヲ「公告」トシ本尾ノ株主殿ヲ「株主各位」トスレハ可

(II) 第二回の株主總會——では、出席した株主の議決権の過半數を以て右假決議の認否を決議する(商三四三三)即

ち通常決議を二度繰返し、特別決議に代るものとするのだ。最初の決議を假決議と云ひ、二回目の決議を本決議と云つてゐる。

〔書式一六四〕

株主總會議事録(假決議ノ認否)

年月日午前十時何市區町番地何會館ニ於テ年月日ノ定款變更ノ假決議ノ認否ヲ決議スル爲メ第二回ノ株主總會ヲ開ク  
出席株主(委任狀共)何百人  
此株式會社 何百株  
定款取締役何某議長府ニ着キ開會ヲ宣シ  
一、年月日ノ株主總會ニ於テ假決議ヲ爲シタル當會社定款第何條中「何々」トアルヲ「何々」ト變更ス  
ヲ議題ニ供シ其ノ認否ヲ議場ニ諮リタルニ滿場異議ナク之ヲ承認シタル  
依テ議長ハ開會ヲ宣ス時ニ午前十時三十分  
右議事ノ經過及結果ヲ認スル爲議長、出席取締役及監査役左ニ署名捺印ス  
年月日  
何株式會社  
議長 何 某  
出席取締役 何 某

(I) 假決議の效力——假決議は假の

決議で、そのみでは効力なく、本決議と相俟つて初めて本決議のあつた時から將來に向つて効力を發生し、その効力が假決議の時まで遡るのではない(大審昭六、昭一)。

特別決議によるべき事項を通常決議で爲し、又は定足數を缺いた特別決議は當然無効ではなく、決議取消の事由となるにすぎない(商二四七)。

數種の株式を發行した

場合の定款變更

會社が數種の株式を發行した場合に、定款變更がある種類の株主に損害を及ぼすべきときは、一般の株主總會の決議の外にその種類の株主の總會(特種株主總會)の決議を要する(商三四五I)。

この規定はある種の株主が普通株主より數に於て劣つてゐる場合を豫想し、多數横暴で、例へばある種類の株主に特別待遇を與へる定款の規定を廢止又は制限する等壓迫を加へる如き場合に、この

種株主を保護するため、ある種の株主のみの總會の決議を要するものとしたのだ。

〔書式一六五〕

株主總會招集通知書(特種株主總會)

拜啓年月日午前十時何市區町番地何會館ニ招集致候當會社第何回臨時株主總會ニ附議スヘキ左記定款ノ變更ハ優先株主(後配株主)ニ損害ヲ及ボスヘキモノナルニ付年月日午前十時何市區町番地何處ニ於テ優先(後配)株主總會ヲ開催致候間御出席相成度此段御通知申上候  
會議ノ目的タル事項  
一、當會社定款第何條中「何々」トアルヲ「何々」ト變更ス件  
年月日  
何株式會社  
取締役社長 何 某

〔書式一六六〕

株主總會招集公告(特種株主總會)

(書式一六五ニ準ス)

〔書式一六七〕

優先(後配)株主總會議事録

(書式一六九ニ準ス)

(一) 總會の招集その他の手續——この特種株主總會には、一般株主總會に

關する招集その他一切の規定(商二三二)が準用されるが、その規定中議決権なき種類の株式に關するもの(總會の通知又は公告を要しない者)は準用されない(商三四五五)。

(1) これは無議決権株主でも、特にその株主が定款の變更によつて損害を被る場合には、その種の總會では議決権ありとすることはこれが保護上當然だからだ。  
(2) 併しここに議決権なき種類の株式の中には定款による六ヶ月未満の株主の有する議決権なき株式、議決権なき會社の自己株(商二四一)は入らない。これは株式の種類に關するものでなく、株主の状態によるからだ。

(II) 特種株主總會の決議——は、その種類の株主の半數以上にして、その株主總額の半額以上に當る株主が出席し、その議決権の三分の二以上の多數を以てなすことを要する(商三四五II)。

このある種類の株主の總會は、所謂株主總會ではないから、特に規定を設けその條件も株主總會の特別決議よりも重くした。

(三) 特種株主總會決議規定の準用——



右の特種株主總會決議の規定は、次の場合に準用される(商三四六)。

(I) 會社が數種の株式を發行する場合に、増資・減資又は會社の合併の決議に於て、新株の引受、株式の併合若しくは消却又は合併による株式の割當に關し、株式の種類に従つて定款變更によらず別異の定をなし得る(商三三三)。

右のIの場合には定款變更ではないが定款の變更たる増資・減資・合併の決議に伴つてなされる事項だから、この特種株主の總會の決議を要としたのである。

(II) 同種類の株式中に拂込額を異にする二種以上の株式がある場合に、株主總會の決議が、ある拂込株主に損害を及ぼすべき場合は、右のIの規定が準用されるから(商三四七)、株主總會の決議の外にこの特種株主總會の決議を要する。

ここに拂込額を異にするとは、一般的に拂込額の異なる株式の意味で、同一催告により拂込済のものと延滞してある者との具體的差異をいふのではない。

### 定款變更の登記

定款の變更が登記事項の變更を來す場合には、變更登記をせねばならない(商一八八、六七)。

### 目的たる事業の變更

(一) 會社の目的たる事業の變更は、會社の存立の基礎をなす重大な事項で

株主が會社を設立するに至つた根本的條件である。故にこの變更は、通常の場合の如く假決議の方法による便法を許さず、常に正規の特別決議の方法によることを要する(商三四三)。

(二) 茲に目的たる事業の變更とは、會社の目的の變更とは違ふ。尤も目的たる事業の變更も目的の變更には違ひないが、會社の目的の變更は悉く事業の變更を來すわけではない。例へば甲地乙地間の運輸を目的として設立した鐵道會社が、丙地に線路を延長して運輸をなすのは目的の變更だが、目的たる事業の變更ではない。

(三) 併し目的たる事業の變更は、常に營業の種類の變更のみを云ふのではなく、その種類の増減も目的たる事業の變更になる。

### 資本の變更

## 36. 資本の増加

### 總 說

#### 資本の増加とは

俗に増資で、事業の擴張・改良、又は運轉資金不足等のため、資本の補充を必要とするときに、公稱資本を増加することだ。

(一) 増資には實質的増資と形式的増資とがある。

(I) 實質的増資は會社の積極財産の増加を來すが、形式的増資は會社の積立金を株式に振替へ、又は會社の債務を株式に轉換して行はれるから、會社財産は實質的に増加しない。

(2) 社債を募集すると會社の營業資金

#### 増資の形態

には、大體次の三つの場合がある。

(一) 増加資本を募集し拂込をさせて新株を發行する場合——これによると増資に對し拂込があつただけ會社の正味財産は増加する。實質的増資だ。この形式が一般的のもので、會社の内容が良く前途有望なときは、新株はプレミアム附で發行されるが、株価が額面

會社の資本額は營業の種類規模によつて定められるが、その後の經濟上營業上の都合によつて、事業の擴張又は社債償還等の資金に充てるため増資を必要とし、或は事業の縮小のため、又は缺損補填によつて株主に對する利益配當を圖るため減資を必要とする場合がある。

資本の變更には、資本の増加と資本の減少とがある。これは會社としては極めて重大な事項で、定款の變更となるのは勿論、會社の財産状態その他に大なる影響を及ぼすから、法は單なる定款變更の場合と異り詳細な規定を設けた。



を割り會社の内容がよくないときは、割引發行は法が許さぬ所から優先株が發行される。

實質的増資が行はれる主なる場合は、事業擴張資金調達に必要な場合と、會社の悲境切抜策として資金を要する場合だ。次に各場合について述べる。

増資

- (1) 恒久的資金調達を要する場合——會社が固定資産を獲得する必要のあるときは多く増資による。これを借入金や社債によることは、利益の擧る見通しの相當確實な場合でなければ、利拂や借換に甚しい困難を來す。だが金融極端な時代等に於ては増資は容易でなく、變用的に一時借入又は社債が募集される。唯信用の厚い會社では増資募集が容易だから、恒久的資金も、増資によるより長期社債による方が利益な場合がある。
- (2) 金融市場が増資を有利とする場合——金融市場は常に變動し、事業の勃興時代には一般に株式増資が盛んで容易であり、事業熱が沈靜すると社債投資が迎へられる。増資に適合する金融状況に於て増資を圖るべきは當然である。

るために行はれる。實際過大な積立金があつてもその割に株価は上らない故、これを取崩して新株の拂込に充て株式を配當すれば、株當りの価格は多少落ちても全體として利益だから、古い優良會社では屢々この増資方法が行はれる。

(三) 従來の會社負債を株式に轉換する場合

- (1) この方法は事業不振で負債の返済難又は負債利拂難に陥つた場合に、會社の救済更生策として、債權者の承諾を得てその債務を株式に引直す場合、稀には新株發行による増資の場合に、債權者にその債權を新株に轉換を認められることもある。
- (2) 會社が更生のためこの方法を取つた場合は通常新株は全額拂込優先株を發行する場合が多い。新法は社債を株式に轉換する規定を新設した(商三六四—三六九)。

増資の方法

には(1)新株の發行 (2)株金額の増加 (3)新株の發行と株金額の増加との併用とがある。

右の内、株金額の増加は、株主有限責任

(3) 事業の性質上増資を必要とする場合——會社の現状に於ては利益は少く、直ちに利拂をするには極めて不利だが、將來相當の利益を擧げ得る見込が確實で當初の利拂額以上に達する如き場合(例へば植林、開墾事業等)には、社債により得ず増資の一途を出ないであらう。

(4) 負債に限度ある場合——會社が一定額以上の負債をすることが、債權者との契約・定款又は法令によつて禁じられてゐる場合(例へば社債發行には法定限度がある)、或は負債の禁止はないが、之に供すべき擔保が不足又はない場合に、資金を要するときは増資による外ない。

(5) プレミアム積立を目的とする場合——株價が高値を呼ぶ場合に、新株をプレミアム附で發行して、會社が株金以外にプレミアムを積立、又は額面又は低いプレミアムで株主に新株を引受けさせて、株主に利益させる目的を達して増資する場合がある。

(II) 悲境切抜策を目的とする増資

——會社の不振、事業蹉跌等により資金が缺乏した場合に、資金を調達するには、借入金か募債か増資より方法がないが、かくの如き業態にある會社が融資を受けることは、不可能でなくとも非

任の原則を破ることとなり、總株主の同意を要するから、極めて少數の株主をもつ會社に限られ、一般的には餘り行はれない。従つて増資は新株發行による方法が一般原則といへる。

増資の時期

(一) 舊法の規定——増資の時期に付て舊法は株金全額拂込後たることを要すとしてゐた(舊商二〇—例外保險、地方鐵道、軌道、電氣の各事業等)。

これは未拂込株式があるのに増資を認めると、事實増資の必要のないのに新株を額面以上で發行してプレミアム積立をし、投機に利用される弊害を防止せんとするにあつた。

(二) 新法の規定——は右の舊法による株金全額拂込後でなければ増資をなし得ないとの規定を削つたから、未拂込があつても増資をなし得ることとなつた。

(1) この理由は、舊法は全株拂込前の増資を禁じたため、實際増資を必要とする場合に極め

常に困難で、假に可能であつても高い利拂を餘儀なくされ、更生どころか却つて悲境に陥る場合が多いから、勢ひ増資の外はない。

(1) この増資に當つて重役や舊株主が全部の新株を引受けるやうな場合には、舊株と同一條件で行けるが、さもない場合には公募分に付ては優先株を與へる外ない。

(2) 所が優先株を發行すると、普通株と二様に於て計算が面倒であり、更に會社の内容の芳しくないことを公表する結果となるから、事實會社が優先株を發行するのは最後といふことになる。

(3) 優先株一般については先に述べた所を参照されたい(二〇頁以下)。

(二) 社内留保の積立金を取崩して増資拂込に振替充當する場合——これは利益の社内留保金を資本に振替へ、舊株主に割當配當する(株式配當)に過ぎぬから、實質的に正味財産に影響なく、利益金が資本に變化するだけで形式的増資だ。

この場合積立金が第一回拂込の一部充當のときは同時に現實の拂込も伴ふが、大體株主の利益を圖

て僅かな未拂込があつても増資ができぬので、關すれば必ず同一種類の別の會社を新設しその成立後吸収合併の形式を探り、全額拂込なくして事實増資したと同一の効果を取つた所謂變態増資だ。

(2) かくの如く右の禁止規定は、形式的には實際増資を必要とする會社には無益の干渉となり、悲境にある會社の更生を阻み、然もこれが容易に脱法されるのでは法の面目も潰れるわけだ。そこで新法は、放漫増資の弊害は別個の規定で取締ることとし(商三五三)、株式の一部未拂込があつても、之を無理に徴収するよりも優先株の發行等による増資を認めるとの適切だといふので、舊法の禁止規定を削つたのである。

(三) 増資は決議のみでは足りぬ

増資は定款變更を伴ふから、定款變更の一場合には相違ないが、單なる増資の決議のみでは増資とならない。決議に伴ふ新株の引受があつて初めて資本は増加されるが、法は増資の效力を登記に繫らしめたから、その登記によつて效力を生ずる(商三五八一)。

以下増資を新株引受による場合と社債の轉換による場合とに分けて説明する



### 普通の増資

#### 増資の手續

を順序に従つて列挙すると大體次の通りである。

- (1) 株主總會の招集通知
- (2) 増資の特別決議、議事録の作成
- (3) 資金調整法その他特別法による増資認可申請手續
- (4) 新株の募集・申込  
引受権者に対する新株割當、新株申込證の作成、新株募集、申込
- (5) 新株の割當、第一回拂込、現物出資の給付
- (6) 増資の報告總會の招集、決議、議事録の作成
- (7) 増資の登記
- (8) 新株券の發行交付

#### (一) 株主總會の招集と増資決議

増資は定款の變更を來すから、定款變更の原則に従ひ、株主總會の特別決議を必要とする。

(一) 決議に付て注意すべき點——は

#### 次の通り。

- (1) 増資の爲の株主總會の招集通知書には、單に「資本増加ノ件」では不可で、資本増加に付ての要領、増資の結果定款が如何に變更されるかを記載することを要し、且つ無記名株式を發行したときは、通知と同一の事項を公告せねばならぬ(商三四二)。
- (2) 總會は特別決議を要するから、その定足數議決權の數等を調査し、除外すべきものは除外して計算すること。
- (3) 決議に當つては増加すべき資本額を顯示し定款中に株式數が規定されてある場合は、資本額の規定と共にその變更の決議、第一回の拂込金額、拂込方法等の決議をする。
- (4) 新株は金銭拂込が原則だが、現物出資をする者があれば、同時に出資者の氏名、出資財産、その價格、之に與ふる株式の種類及び數に付て特別決議を要する。

#### 〔書式一六八〕

##### 臨時株主總會招集通知書

(前略) 書式一〇九参照)  
 會議ノ目的タル事項  
 (一) 簡單ナ例  
 一、當會社ノ資本金貳百萬圓ヲ參百萬圓ニ増加スル件  
 二、右ニ因リ定款第何條中「貳百萬圓」トアルヲ「參百萬圓」ニ第何條中「四萬株」トアルヲ「六萬株」ニ各變更スル件

- (二) 現物出資者アルトキハ次ノ項ヲ加ヘルコト  
 一、何某ヨリ左記財産ヲ現物出資シ之ニ對シ左記株式ヲ與フル件  
 何市區町番地所在宅地何百坪  
 此價格金何萬何千圓  
 右ニ對シ與フル株式 新株何百株(但一株ニ付拾貳圓五拾錢拂込済ノモノ)
- (三) 増資後ノ讓受財産アルトキハ次ノ項ヲ加ヘルコト  
 一、資本増加後左記財産ヲ讓受クル件  
 何市區町番地所在  
 一木造スレート葺工場一棟建坪何百坪  
 此價格金何萬何千圓也  
 讓渡人 市區町番地何某
- (四) 新株ノ引受權ヲ認ムルトキハ次ノ項ヲ加ヘルコト  
 一、當會社ノ資本金貳百萬圓ヲ參百萬圓ニ増加スル件  
 但シ一株五拾圓ノ新株式貳萬株ヲ發行シ内壹萬株ヲ年月日現在ノ株主ニ對シ四株ニ付壹株ノ割ヲ以テ割當テ壹萬株ハ額面以上ノ價格ヲ以テ一般ヨリ募集スルコト  
 二、右ニ因リ定款第何條及第何條ヲ左ノ通り變更スル件  
 第何條當會社ノ資本金ハ參百萬圓トス  
 第何條當會社ノ株式總數ヲ六萬株トシ一株ノ金額ヲ五拾圓トス  
 (五) 數種ノ新株發行ノ場合

〔書式一六九〕

- (1) 定款に定がなくても決議し得る事項——右の増資決議では定款に規定のないときでも次のことを定めることができる(商三四八)。  
 これは本來定款中にその規定がなければ決議し得ない事項だが、將來増資の場合に定款を變更してその事項を定め、更に決議するのは煩雜だから、定款に記載がなくとも便宜決議し得ることとし、取締役の専行とせず、特別決議事項としたのだ。
- (2) 現物出資者の氏名、出資の目的たる財産、その價格並に之に對して與ふる株式の種類及び數——この出資は會社に對する債權でも目的となる。會社整理の場合に屢々行はれる。現物出資の目的物の評價が不當だと、設立の場合には創立總會で變更し得るが(商一八五、一七三三)、増資の場合には、増資
- (3) 増資後に讓受けることを約した財産、その價格及び讓渡人の氏名——これは設立の場合の財産引受(商一六八一)に當る。
- (4) 新株の引受權を與ふべき者及びその權利の内容——新株の引受權を與へられる者は通常株主だが、必ずしもこれに限つたことなく、後述の如く債權者その他の第三者たることもある。引受權を與へるには總會の決議がいる。

#### 〔書式一六九〕

##### 臨時株主總會議事録(増資決議)

年月日午前十一時何市區町番地當本店ニ於テ臨時株主總會ヲ開催ス  
 當會社株主總數 百八拾名 株式總數 四萬株  
 出席株主(委任狀共) 百貳拾名 此株式總數 貳萬五千株  
 即チ株主數及資本額共ニ法定數以上ナルヲ以テ本總會ハ適法ニ成立、定款取締役何某議長席ニ着キ開會ヲ宣シ議事ニ入ル

一、當會社ノ資本金貳百萬圓ヲ參百萬圓ニ増加スル件

但新株式ハ壹株五拾圓貳萬株トシ左記内容ヲ有スル優先株トシテ一般ヨリ募集スルコト

- (一) 毎決算期ニ於テ普通株主ニ優先シテ其ノ拂込株金額ニ對シ年八分ノ利益配當ヲ受クルコト若シ其ノ期ノ利益配當カ右割合ニ達セザリシトキハ其ノ不足額ハ次期ニ於テ普通株主ニ優先シテ配當ヲ受クルコト
- (二) 普通株主ノ受クル利益配當カ其ノ拂込株金額ニ對シ年八分ヲ超ユル場合ニ於テハ之ト同等ノ配當ヲ受クルコト
- (三) 會社解散ノ場合ニ於テ普通株主ニ優先シテ剩餘財産中ヨリ其ノ拂込株金額ニ相當スル分配ヲ受クルコト
- (四) 前號ノ場合ニ於テ普通株主カ其ノ拂込株金額ヲ超ユル配當ヲ受クヘキトキハ之ト同等ノ分配ヲ受クルコト
- (五) 前各號ノ優先權ハ每期ノ利益配當カ引續キ八決算期拂込株金額ニ對シ年八分ヲ下ラサリシトキハ消滅スルコト

二、右ニ因リ定款第何條ヲ左ノ如ク變更スル件

- 第何條當會社ノ資本總額ハ金參百萬圓トス
- 第何條當會社ノ株式總數ヲ六萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス
- 前項株式ノ内貳萬株ヲ優先株トシ左ノ優先權ヲ與フ(一)(二)(三)(四)ト同文
- 但シ前各號ノ優先權ハ會社每期ノ利益配當カ引續キ八決算期拂込株金額ニ對シ年八分ヲ下



議長何某増資ノ必要ナル理由ヲ詳細ニ説明シ全議案ヲ一括上程シ満場異議ナク(議決権何個ニ對スル何個ノ多數ヲ以テ)左ノ如ク原案通り可決ス

一、現在資本金貳百萬元ヲ參百萬元ニ増加スルコト但新株式貳萬株ヘ左記内容ヲ有スル優先株式トシテ公募シ新株募集ニ關スル事項ヘ取締役員ニ一任スルコト

毎決算期ニ於テ普通株式ニ優先シテ年八分ノ配當ヲ受ク(申割、何々)但シ八決算期引續キ年八分ヲ下ラサル利益配當アリタルトキハ其ノ優先權ヘ消滅スルモノトス

二、右ニ付定款第何條、第何條ヲ左ノ通り變更ス第何條當會社ノ資本金總額ヲ金參百萬元トス第何條當會社ノ株式總數ヲ六萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

以上議案全部議了セルヲ以テ議長ヘ閉會ヲ宣ス時ニ午後一時

右決議ノ經過及結果ヲ明確ニスル爲メ議長出府取締役及監査役左ニ署名捺印ス

年 月 日

何株式會社 議長 取締役 何 某

(以下出府取締役及監査役署名捺印)

**(二) 増資と新株引受權**

**(一) 引受權の與へられる者——増資の場合には、現株主に新株引受權を與へるのが通常だが、株主以外の第三者(主に債權者)との契約によつて、増資**

の場合の引受權を與へることがある。この契約をなすには、株主總會の特別決議を必要とする(商三四九)。會社が新株引受權を與へた場合には、それが株主たると第三者たるを問はず、その引受株式の種類、數、引受權の行使期間等を、同時に決議で定めて置く必要がある。引受權行使の方法は、株式申込證に記入して置く。

**(一) 引受權の性質——新株引受權は他の應募者に優先して新株を引受け得る權利だが、義務ではないから、これを拋棄しても差支ない。新株引受期間内に引受申込をしないと、その期限の經過によつて當然引受權は消滅する。**

**(1) 通常舊株主に新株引受權を與へるが、この引受權は舊株主當然の權利でなく、定款又は株主總會の決議によつて與へられることは前述の通りだ。**

**(2) 右の優先募入で新株の割當が完了**

する場合もあるが、一部株數に付て引受權を與へたときは殘部は公募する。この場合、従業員や重役に功勞株として與へることが往々行はれるが、この功勞株の拂込は會社の積立金を取崩して拂込に振替へる。

**(一) 新株引受と端株の處理——舊株主に對して與へる引受權は、例へば舊株三株に對し新株一株の割の如く定めらる。この場合、二株以下及び三株の整數倍の株數以外のものに付ては半端ができる。これをどうして處理するかの問題が生ずる。**

**(1) この場合、新株の發行價格が額面なら問題は容易だが、プレミアム附發行の場合には、かかる半端を有する株主は、その部分に付て引受權を奪はれ、プレミアムによる利益に均霑しない。そこでこの端株の處理については、イ、割當不能の端株をまとめて一般募集株と共に公募し、プレミアムを權利ある株主に按分して分配する方法**

ロ、重役に相當のプレミアム附で端株總數に付ての引受權を譲渡する方法

ハ、株主中より代表者を選んで一應引受をさせ後日これを賣つてプレミアム額を權利ある株主に分配する方法

**(2) 所がここに問題なのは、法は額面超過額は分配するを得ず、法定準備金に繰入を強制する。そこで之を合法化するため、公募せず、株主に額面で引受けさせ、増資登記後その株式を處分して額面超過額を端株主に按分で分配するのだ。**

**(3) 何れにせよ、端株が生ずると厄介だから、なるべく半端の生じないやうに、各株主が公平に利益に與るやうに安排せねばならぬ。**

**(三) 新株式申込證の作成——株主總會で増資決議をしたら、取締役は株式申込證を作り、株主を募集し、割當拂込徴收、登記等の手續をせねばならぬ。大體會社の募集設立手續と同様だ。**

**(一) 株式申込證は取締役が作成——**

- し次の事項の記載を要する(商三五〇)。
- (1) 會社の商號
  - (2) 増加すべき資本の額
  - (3) 資本増加の決議の年月日
  - (4) 第一回拂込の金額
  - (5) 株式の譲渡の制限、株券の裏書の禁止又は株主の議決權の制限を定めるときはその規定

定款の變更——(36) 資本の増加

- (6) 株金の拂込を取扱ふべき銀行又は信託會社及びその取扱場所
- (7) 新株の額面以上の發行(定められた場合)
- (8) 現物出資をなす者の氏名、出資の目的たる財産、その價格、並に之に對して與ふる株式の種類及び數(定められた場合)
- (9) 資本の増加後に譲受けることを約した財産その價格及び譲渡人の氏名(定められた場合)
- (10) 數種の株式あるとき、又は異種類の株式を發行するときは、新に發行する株式の内容及び數——この記載事項中には、定款を以て將來株主が引受けたい新株を他の種類の株式に轉換を請求し得べき旨を定めるときは、イ、株式を他の種類の株式に轉換することを得べきこと
- ロ、轉換によつて發行すべき株式の内容
- ハ、轉換の請求をなし得べき期間
- ニ、記載すること(商三六〇I)。
- (11) 一定の時期までに増資の報告總會(商三五)が終結しないときは、株式の申込を取消すことを得べきこと

【書式一七〇】

所取扱

印三紙 新株式申込證

注意 (一) 本申込證ハ式通御差出ノコト申込ハ一口拾株ヲ單位トシ拾株以内ノ端數ヲ附セサルコト

種類券株望希

壹株券	拾株券	五拾株券	百株券
通	通	通	通

一、何株式會社新株式 何百株 但壹株ノ額面 金五拾圓 一株ノ引受額額面超過 金五圓(額面金額ヲ含マス)

右申込證金何千圓也(一株ニ付金五圓ノ割) 右貴會社定款、株主總會決議、新株式募集規定及左記事項承認ノ上前記株式引受申込申込證摺金相添(此段及申込候也)

引受株式募入決定候上ハ年月日迄ニ第壹回株金拂込金及額面超過金無相違拂込可申萬一之ヲ怠リ候節ハ失權ト看做シ前記申込證摺金ノ返還ヲ受ケサルモ異議無之候

年 月 日

何市區町番地 株式申込人 何 某

何株式會社御申

一、會社ノ商號 何株式會社

二、増加スヘキ資本額 金壹百萬元

三、資本増加決議ノ年月日 昭和年月日

四、第一回拂込ノ金額 壹株ニ付金貳拾五圓

五、株式譲渡ノ制限 ナシ(又ハ株式譲渡ニハ取締役員ノ承認ヲ要ス)



- 六、株券裏書禁止ノ規定 ナシ(又ハ株券裏書ニ依ル株式ノ譲渡ヲ禁ス)
- 七、株金拂込取扱銀行及其ノ取扱場所 株式會社 何々銀行本店
- 八、増加資本金壹百萬圓ニ對スル株式貳萬株ハ額面以上ノ價格ヲ以テ發行ス
- 九、現物出資者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ種類及數 何市區町番地所在宅地何百坪
- 此價格金何萬何千圓
- 之ニ對シテ與フル株式ノ數 新株式何百株
- 但登株ニ付金貳拾五圓拂込済ノモノ
- 何市區町番地 何 某
- 十、資本増加後ニ讓受タルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及讓渡人ノ氏名 東京市區町番地所在 一本造スレート葺工場棟建坪何百坪
- 此價格金何萬何千圓
- 何市區町番地 何 某
- 十一、新ニ發行スル株式ノ内容及數 新ニ發行スル株式貳萬株ヲ優先株トシ之ニ對シテ左ノ優先權ヲ與フ
- 配當ヲ受ク但シ八決算期引續キ年八分下ラサル利益配當アリタルトキハ其ノ優先權ハ消滅スルモノトス(又ハ何々)
- 十二、年月日迄ニ新株募集報告書カ終結セザルトキハ株式申込ヲ取消スコトヲ得
- (備考) 一、プレミアラム附發行ニ非サルトキハ額面超過金ニ關スル事項ヲ削除スルコト

- 二、右ノ内不必要ナル項目ハ削除スルコト
- 三、定款、株主總會議事録、新株募集規定、印鑑用紙ニ添テ添附ノコト(書式三〇参照)
- (一) 新株募集公告——株式申込證を作つたら、公募の場合は各方面に對して募集の手續をし、普通新聞や官報に、大體次の様式によつて新株式募集の公告をする。

新株式募集公告

- 今般何株式會社新株式ヲ左記要項ニ依リ募集致候 問御申込被下度候
- 一、公 募 株 數 貳萬株
  - 一、登 株 ノ 金 額 金五拾圓
  - 一、第壹回拂込金 壹拾株
  - 一、申込株數單位 壹拾株
  - 一、申込 期 間 昭和年月日ヨリ月日迄
  - 一、募 集 價 格 壹株ニ付金拾圓但第壹回拂込金ヲ含ム
  - 一、申込認領金 壹株ニ付金五圓但募入確定ノ上ハ第壹回拂込金及額面超過金ノ拂込ニ充當ス募入洩返還ニ當リ利子ヲ附セス
  - 一、募入決定方法 應募超過ノ場合ハ適宜決定ス
  - 一、募入決定期日 昭和年月日
  - 一、第壹回株式拂込金 壹株ニ付金貳拾五圓

- 一、額面超過額 壹株ニ付金五圓
- 一、拂込期日 昭和年月日
- 一、取扱場所 株式會社何銀行本店 何市區町番地 何 株式會社

株式の申込

- (一) 株式の申込——をなさんとする者は、右の株式申込證二通に、
- (1) その引受べき株式の數及び住所
- (2) 會社が數種の株式を發行する場合には、その引受べき株式の種類及び數を
- (3) 額面以上の株式發行の場合にはその引受價額を

各記載し、之に署名(又は記名捺印)

して申込まねばならぬ(商三七〇I、一七五IⅢ)。尚ほ申込證據金を徴することは一一般慣例として行はれる。

増資株式申込は、申込人が眞意でなく申込をし、會社が之をその當時知つてゐても、その申込は有效である(商三七〇I、一七五IⅢ)。

新株式申込證據金領收證

(書式三一参照)

新株の割當、第一回拂込、現物出資の給付

- (1) 割當——新株式引受申込期限が經過し、申込を締切つた場合に、申込數が募集額に超過したときは株式の割當をする。
- (1) この場合に、引受權あるものを優先募入すべきことは勿論だが、この引受權は優先募入される權利たるに止まり、必ず額面で引受け權利が與へられてゐるのではないから、引受權ある者も額面以上で引受を要する場合がある。明治四十年に第百銀行が増資をした場合、舊株主に新株引受權を與へたが、額面百圓のものを二百圓で引受けさせた。このプレミアラムは公募分に較べると格段に安かつた。併し多くの場合は、新株引受權による分は額面引受だ。
- (2) 新株の割當は、取締役が新株引受申込證の記載その他により適宜の方法で定め、申込者に通知する。
- (2) 第一回の拂込、現物出資の履行——割當が確定し新株全部の引受があつたときは、取締役は遅滞なく新株に付て期日を定め、第一回の拂込として株金の四分の一以上、プレミアラム引受の場合はその額面超過額、現物出資者が

あるときはその目的財産の給付をさせねばならぬ(商三七〇I、一七七)。

- (1) 尤も一株五十圓未満の場合は、全額拂込を要することは會社設立の場合と同様。五十圓以上の株式で一時的に拂込。一時拂込にすれば浮動株を減じ、後日未拂込が生じ、手数が掛る損失を除き得る長所がある。
- (2) 現物出資に對しては、第一回の株金拂込期日までに、その目的財産を會社に引渡させねばならぬ。尚ほ詳しいことは會社設立の項參照。
- (3) 次に右の割當拂込等についての注意を簡條書にする。
- (1) 株式の申込者は、取締役が割當した株式數に應じて拂込義務を負ふ(商三七〇I、一七六)
- (2) 株式發行額は額面額を下るを得ず。第一回拂込金額は株金の四分の一を下るを得ず。額面以上の株式發行の場合は、額面超過額は第一回の拂込と同時に拂込を要すること(商三七〇I、一七七)
- (3) 拂込は株式申込證に記載した株金取扱場所をなすこと(同上)
- (4) 現物出資者は、第一回拂込期日に出資の目的財産全部の給付をすること。但し對抗要件は地登記後にしては差支ない(同上)。
- (5) 株金の拂込を取扱ふ銀行若は信託會社を變更し又は拂込金の保管替をなすには豫判所の許可を要すること(商三七〇I、一七八)。

(6) 株式引受人が拂込期日に拂込をしないときは、取締役は期日を定め、その期日までに拂込をしないときは、その權利を失ふべき旨を引受人に催告し得る。その催告は期日の二週間前になすこと。

右の催告をしても期日に拂込をしないと、引受人はその權利を失ふ。この場合には、取締役はその者が引受けた株式に付て更に株式を募集し得る。右失權に因る損害に付て、會社は引受人に對して賠償請求をなし得る(商三七〇I、一七九)。

- (7) 以上の通知又は催告に付ては、株式申込證に記載した引受人の住所又はその者が會社に通知した住所に宛て、なせば足り、通常到達すべかりし時に到達したものと看なされる(商二四IⅡ)。
- (8) 株金の拂込を取扱つた銀行又は信託會社は、取締役の請求により、拂込金の保管に關し證明をなすことを要する。この證明をしたときは、證明した拂込金額に付拂込のなかつたこと、又はその返還に關する制限(預合)を以て會社に對抗し得ない(商三七〇I、一八九)
- (9) 株式引受による權利(權利株)の讓渡は、當事者間ではなし得るが、會社に對して效力を生じない。取締役又は監査役は、絕對に右の權利の讓渡をなし得ない(商三七〇IⅡ、一九〇)。
- (10) 一定時期までに報告總會が終結しない場合の株式申込、取消手續、その他會社設立の場合と同様。



〔書式一七三〕  
新株割當通知書 (一)  
(公募の場合—書式三三、三三參照)

〔書式一七四〕  
新株割當通知書 (二)  
(公募セサル場合)

一、何株式會社新株式 何株  
年月日ノ定時(臨時)株主總會ノ決議ニ依リ資本  
増加ノ爲發行スヘキ新株式右ノ通割當申上候間御  
引受御希望ナラハ來ル月日迄ニ同封株式申込書  
通、申込證據金壹株ニ付金五圓ニ本通知書相添ヘ  
右期間内ニ左記取扱所ヘ到達スル様御申込被下度  
候

記  
東京市 何銀行本支店  
大阪市 何銀行本支店  
年 月 日

何株式會社  
取締役社長 何 某

株主何某殿  
御注意  
一、本通知書ノ添附ナキ御申込ハ取扱所ニ於テ受  
付不申候  
二、本通知書記載ノ割當株數ハ變更不致候  
三、株式申込書ハ必ス同一ノモノ貳通ニ豫テ會社  
ニ届出ノ印鑑押捺相成度候  
四、期間内ニ證據金ヲ添ヘ御申込無之トキハ新株

式御引受ノ權利ハ消滅可致候  
五、郵送セラル、場合ハ期間最終日ノ郵便局ノ消  
印アルモノハ有效トシテ取扱可申候

六、株式ノ種類ニ付御希望ノ記入ナキトキハ當會  
社於テ適宜株式御交付可申上候  
(株式引受諸略—書式一八參照)

〔書式一七五〕  
新株式第一回拂込通知書  
(書式三六參照)

〔書式一七六〕  
新株式第一回拂込金額收證  
(書式三七參照)

〔書式一七七〕  
出資財産引渡催告書  
(書式三八參照)

〔書式一七八〕  
新株式拂込金取扱委託契約書  
(書式三九參照)

〔書式一七九〕  
新株式拂込金保管證明請求書  
(書式四〇參照)

〔書式一八〇〕  
新株式第一回拂込催告及

失權通知書  
(書式四一參照)

〔書式一八一〕  
新株式申込取消並ニ拂込金返  
還請求書  
(書式四二參照)

〔四〕 増資の報告總會——増資の場合  
に、各新株に付て前記第一回の拂込、  
額面超過額の拂込、現物出資の給付が  
完了したときは、取締役は遅滞なく株  
主總會を招集して、新株募集に關する  
事項を報告せねばならぬ(商三五―I)。こ  
れを報告總會と云つてゐる。  
〔書式一八二〕  
臨時株主總會招集通知書  
(増資ノ報告總會ノ場合)  
拜啓當會社募集ノ新株式ニ對スル第一回ノ拂込並  
ニ現物出資ノ給付完了致候ニ付テハ年月日午前十  
時何市區町番地何會館ニ於テ左記事項ニ關シ臨時  
株主總會開催致候間御出席相成度此度御通知申上  
候  
追而當日御出席無之トキハ別紙委任狀ニ會社届

出ノ印章御捺印ノ上御返送相煩シ度申添候  
會議ノ目的タル事項

一、新株式募集ニ關スル事項報告ノ件  
年 月 日

何株式會社  
取締役社長 何 某  
株主(株式引受人) 何某殿

〔I〕 株式引受人の權利——この場合  
にはまだ増資の効力が發生せず(登記  
によつて効力を生ずる)、新株引受人  
は株主と云へないから、法はこの總會  
では株主と同一の權利を有するものと  
し(商三五―II)、尙ほ自益權に付ても株  
主と同一に取扱ひ、株金の拂込期日よ  
り利益又は利息の配當に付て株主と同  
一の權利を有するとした(商三五―II)。

〔II〕 總會の決議——この總會は、通  
常の場合には普通決議を以てなし得るが  
會社成立後二年内の増資又は資本の倍  
額以上の増加に際し、金銭拂込のみに  
よらず現物出資や増資後の財産讓受に  
よる場合の報告總會には、特別決議を

要する(商三五―I)。

〔I〕 報告總會の進行經過  
(1) 取締役の報告——取締役は新株募  
集情況、第一回の株金拂込、現物出資  
の給付、その他増資の經過に付て報告  
することを要する(商三五―I)。

(2) 監査役の報告——監査役は、取締  
役の報告後次の事項を調査し、株主總  
會に報告せねばならぬ(商三五―II)。

(1) 新株總數の引受ありたるや否や  
(2) 商法一七七條による適法な第一回の拂込、  
額面以上の株式發行の場合に額面超過額の拂  
込、現物出資の給付ありたるや否や

(3) 検査役の選任——株主總會は、右  
(2)の調査及び報告をさせるため、特に  
検査役を選任することができる(同條III)  
併し次の(4)の場合には、必ず裁判所の  
選任による検査役の調査を要する。

(4) 検査役の選任申請——會社の成立  
後二年内にその増資の決議をなし、又  
は資本を倍額以上に増加する場合に、

(1) 現物出資をなす者の氏名、出資の目的たる  
財産、その價格並に之に對して與ふる株式の  
種類及び數  
(2) 資本の増加後に讓受けることを約した財産  
その價格及び讓受人の氏名  
を定めたときは、取締役は之に關する  
調査をさせるため、検査役の選任を裁  
判所に必ず申請せねばならぬ(商三五―  
I)が、この申請は總會に提出が間に  
合ふやう豫め手續を要する。  
選任申請手續に付ては先に述べた(五  
九頁)。

(5) 検査報告に對する意見の報告——  
右の検査役の報告書は、報告總會に提  
出することを要し、その提出があつた  
ら、監査役は之を調査し、總會にその  
意見を報告せねばならぬ(商三五―II、三  
五四―II)。

(6) 財産出資の價格變更の決議——株  
主總會で現物出資の價額、これに與へ  
る株式の種類・數、又は増資後の讓受



財産の價額が不當だと認めるときは、變更をすることが出来る(商三五五、一八五)。

(イ)右の變更をしたときは、取締役は株式引受人にその旨を通知することを要し、この變更に不服な株式引受人はその株式の引受を取消することが出来るこの場合には、定款を變更して増資手續を續行し得る。

(ロ)株式引受人が右の變更通知を受け二週間に株式引受を取消した者がなるときは、定款は通告に従つて變更されたものと看なされる(商三五五、一八五)。

(ハ)右の場合には、會社は取締役に対して損害賠償を請求することが出来る(商三五五、一八六)。

(一)かくの如く厳格な規定を設けたのは、會社設立の場合を嚴格にしても、増資の場合が自由では、會社が不健全なものとなることは結果に於て同様だからだ。

(2) 増資の場合の現物出資、財産引受を滞るため、一旦増資をして置いて、その後不當な價額で現物を買取つては、矢張り法の目的を達しないので、法は事後設立(商二四六)の規定を増資の場合にも準用し、増資後二年以内に増資前より存在する財産で營業のために繼續して使用すべきものを増加資本の二十分の一以上に當る對價で取得する契約(事後増資)をする場合には、株主總會の特別決議を要することとした(商三七五、二四六)。

〔書式一八三〕 検査役選任申請書(書式二三參照)

〔書式一八四〕 株式會社調査報告書(書式二四參照)

(裁判所選任ノ検査役)

〔書式一八五〕 新株式募集ニ關スル事項報告書

(取締役ノ新株募集事項報告)

〔書式一八六〕 新株式募集ニ關スル事項調査報告書

(總會選任ノ検査役)

(7) 議事録の作成——を要することは

一般の場合と同様である。

〔書式一八七〕

臨時株主總會議事録(書式五二參照)

年月日午前十時何市區町番地當社本店ニ於テ臨時株主總會ヲ開催ス  
當社株主總數參百名 株式總數六萬株  
出席株主貳百名(委任狀共) 此株式數四萬株  
定刻取締役社長何某議長席ニ着キ開會ヲ宣シ資本増加第一回ノ拂込完了シタルヲ以テ新株募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲ス次テ検査役ハ商法第三百五十四條所定事項ヲ別紙調査報告書ノ通り報告シ滿場之ヲ承認シタリ  
依テ議長ハ閉會ヲ宣ス時ニ午後零時半  
右決議ノ經過並ニ結果ヲ讀スル爲メ議長出席取締役及検査役左ニ署名捺印ス  
年月日

株式會社  
議長 取締役社長 何 某  
取締役 何 某  
検査役 何 某

〔書式一八八〕

増資ニ關スル調査報告書

(検査役ノ場合)

當會社資本増加ノ決議ニ依リ取締役ノ爲シタル新株募集ニ關スル事項ノ報告ニ基キ商法第三百五十四條所定事項ノ調査ヲ遂ケ報告スルコト左ノ如シ

一、新株式總數ハ貳萬株ニシテ其ノ全部ノ引受アリタルモノト認ム  
一、第一回ノ拂込ハ一株ニ付金貳拾五圓額面超過額ハ一株ニ付金五圓ニシテ右種株式ニ對スル拂込金何拾萬圓及額面超過金額何萬圓合計何拾萬圓也ノ拂込ハ完了セルモノト認ム  
右報告候也  
年月日

株式會社  
検査役 何 某

〔書式一八九〕

拂込株金保管證明書

一金何拾萬圓也  
但當會社増資新株式何萬株ニ對スル第一回拂込金  
頭書ノ金額當會社ニ於テ拂込ヲ取扱ヒ正ニ保管中ノモノナルコトヲ證明候也  
年月日  
何市區町番地  
株式會社何銀行(又ハ何信託會社)  
取締役 何 某

何株式會社御中

(8) 報告總會の結果の通知——法律上必要ではないが、通常報告總會の結果は各株主及び株式引受人に通知する。

〔書式一九〇〕

定款の變更——(36) 資本の増加

株主總會報告書

拜啓儀ニ御通知申上候年月日開會ノ當社臨時株主總會ニ於テ増資新株式何萬株ノ引受並ニ第一回ノ拂込及現物出資ノ給付完了シタル旨ノ取締役及検査役(又ハ検査役)ノ調査報告承認相成候間此段御通知申上候  
年月日

株式會社  
取締役社長 何 某

(5) 増資の登記

(1) 登記の時期——は

(1) 金種拂込の場合には報告總會終結の日  
(2) 現物出資又は増資後の譲受財産のあるときは、これに對する株式割當に對し、株式引受の取消期間たる變更處分通告後二週間の期間満了の日  
(3) 割當不服で引受の取消をした者があるときは、取締役が更に株式引受人を募集し、増資手續を續行し、その手續が完了した日

の翌日から起算して、本店の所在地では二週間に、支店の所在地では三週間に、資本増加の登記をせねばならぬ(商三五七、三五五)。

(1) 登記事項——は次の通り(同條一)

(1) 増加した資本の額  
(2) 資本増加の決議の年月日  
(3) 各新株に付拂込んだ株金額  
(4) 數種の株式あるときは又ハ異種額の株式を發行するときは、新に發行する株式の内容及び數

(1) 株式の引受を認する書面  
(2) 株式申込書  
(3) 商三五四に從ヒ検査役又は検査役が爲した調査報告書及びその附屬書類  
(4) 資本の増加に關する株主總會の議事録  
(5) 株金の拂込を取扱つた銀行又は信託會社の拂込金の保管に關する證明書

この登記は、總取締役及び總監査役の申請によつてする(非一九五)。

〔書式一九一〕

株式會社資本増加登記申請書

(優先株發行ノ場合)

一、商 號 何株式會社  
一、本 店 何市區町番地  
一、登記ノ目的 資本増加ノ登記  
一、登記ノ事由 年月日株主總會ニ於テ資本増加ノ決議ヲ爲シ何官廳ノ許可ヲ受ケ該許可書ハ年月日到達シ(許可ヲ要スル場合ニ限ル)株主ヲ募集シテ第一回ノ拂込ヲ完了シ年月日商



法第百五拾壹條ノ規定ニ依リ招集シタル株主總會ノ終結(又ハ商法第百五拾五條第貳項ノ手續ヲ終了)シタルニ因リ左記事項ノ登記ヲ求ム

増加シタル資本ノ額 金壹百萬圓  
資本増加ノ決議ノ年月日 昭和年月日  
各新株ニ付拂込ミタル株金額 金貳拾五圓  
新ニ發行スル株式ノ内容及數  
普通株 壹萬株  
優先株 壹萬株トシ普通株式ニ優先シテ年八分ノ利益配當ヲ受ク但ハ決算期間引續キ年八分ヲ下ラサル利益配當アリタルトキハ其ノ優先權ハ消滅ス(又ハ何々)

一、課税標準金額(又ハ價格)現物出資ノ場合) 金五拾萬圓(支店登記テハ此ノ項不要)  
一、登録税 金貳千五百圓(千分ノ五、支店貳圓)

一、添附書類  
株式ノ引受ヲ證スル書面(現物出資者引受ノ場合) 何通  
株式申込證 何通  
監査役(又ハ検査役)ノ調査報告書及其ノ附屬書類 何通  
資本増加ニ關スル株主總會議事録 何通  
(増資決議、報告總案決議)  
許可書(許可ヲ要スル場合) 何通  
拂込株金保管證明書 何通  
委任狀 何通  
(支店所在地テハ本店所在地ヲ爲シタル事項ノ登記簿抄本)

右登記相成度此段申請候也

年月日  
(後略、總取締役及監査役ニ依ル申請)

〔書式一九二〕 變更登記

右の登記事項に變更があつたときは、本店の所在地では二週間内に、支店の所在地では三週間内にその變更登記を要する(商三五七、六七)。

〔書式一九三〕 株式會社廢止登記申請書

(優先株式ノ優先權廢止)

一、商 號 何株式會社  
一、本店(又ハ支店) 何市區町番地  
一、登記ノ目的 優先株式ノ優先權廢止ノ登記  
一、登記ノ事由 年月日株主總會及優先株主總會ノ決議ニ依リ年月日登記シタル増加資本ニ對スル優先株式ノ優先權ニ關スル規定ヲ廢止シタルニ付其ノ登記ヲ求ム  
一、登録税金拾圓(支店貳圓)  
一、添附書類  
株主總會議事録 何通  
優先株主總會議事録 何通  
右登記相成度申請候也  
年月日  
(後略、總取締役ニ依ル申請)

〔書式一九四〕

株式會社消滅登記申請書

(優先株式ノ優先權消滅)

一、商 號 何株式會社  
一、本店(又ハ支店) 何市區町番地  
一、登記ノ目的 優先株式ノ優先權消滅ノ登記  
一、登記ノ事由 八次算期間引續キ年八分ヲ下ラサル利益配當ヲ受クシタルニ因リ年月日登記シタル増加資本ニ對スル優先株式ノ優先權ハ消滅シタルニ付其ノ登記ヲ求ム  
一、登録税 金拾圓(支店貳圓)  
一、添附書類 株主總會議事録(決算報告書共) 何通  
委任狀 何通  
(支店所在地テハ本店所在地ヲ爲シタル事項ノ登記簿抄本)  
右登記相成度申請候也  
年月日  
(後略、總取締役ニ依ル申請)

増資の效力

(一) 増資は何時効力を生ずるか——  
資本の増加は、本店の所在地で増資の登記を完了した時に効力を生ずる(商三五八一)。  
(二) 舊法には明文なく、通説は新株發行による増資は新株總數の引受のあつた時、株金額増

加による増資は總株主の同意のあつた時としてみた。

(2) 併し外部からはその時期が不明であり、登記を單なる對抗要件とする種々法律關係も錯綜するので、新法は會社設立の場合と同様増資はその登記の時を効力發生時期とした。

資本増加の年月日は、新株券に記載することを要する(商三五八)。

(二) 増資登記はどんな效力をもつか  
(一) 株式引受の取消ができぬ——株式引受人は、増資の登記後は錯誤若は株式申込證の要件欠缺を理由としてその引受の無効を主張し、又は詐欺若は強迫を理由としてその引受を取消することを得ない。増資登記前でも、増資の報告總會に出席してその權利を行使したときも、引受を取消することはできぬ(商三七〇、一九一)。

(一) 新株券の發行ができる——増資登記があつたときは、新株券を發行することができる。登記前の發行は許されない。この禁止に違反して發行した

定款の變更——(36) 資本の増加

株券は無効である。この場合、無効株券を取得して損害を受けた者は、右の株券を發行した取締役に對して損害賠償の請求もなし得る(商三七〇、三二六)。

(1) 新株券の記載事項——は次の通り  
(商二二五、三五八、三六〇)。  
H  
(1) 株券の番號、會社の商號、會社成立の年月日  
(2) 資本の總額、一株の金額  
(3) 數種の株式あるときはその株式の内容  
(4) 株式の譲渡の制限又は株券の裏書禁止を定めたときはその規定  
(5) 株金の拂込額  
(6) 新株を他の種類の株式に轉換し得べき定をしたときは  
I  
I、株式を他の種類の株式に轉換し得べきこと  
II、轉換に因つて發行すべき株式の内容  
III、轉換の請求をなし得べき期間  
(7) 資本増加の年月日(増資登記の日)  
(8) 取締役の署名又は記名捺印、株主の氏名(記名株券のとき)

〔書式一九四〕

新株券の雛形(書式九六參照)

(2) 新株券の交付——増資の場合には増資登記が済むと速に新株券を調製す

る。出來上つたら、會社設立の場合と同様株主名簿にその要旨を記入し、株式臺帳には新株券の口座を設けて然るべく記入し、新株式取得の年月日は株式割當確定の日を記入交付する。この場合増資によつて資本額が増加するが舊株券には手を入れなくともよい。  
〔書式一九五〕

新株券引換御案内(書式九七參照)

(一) 株式讓渡が自由にできる——増資が成立すると、株式を自由に讓渡し得る(商一九〇、三二六)。但し讓渡の禁止又は制限あるときはこの限りでなく、又株券發行前の讓渡は會社に對抗できない(商二〇四)。

増資による取締役の責任

増資の場合、引受なき株式、株式の申込取消株式、又は拂込未済株式、額面以上の株式發行の場合の超過額拂込未



濟株式、現物出資の未給付があるときは、取締役は連帯してその株式の引受又は拂込をなす義務を負はねばならぬ。この場合には、取締役に對する損害賠償請求を妨げない(商三五六)。大體は會社設立の所で述べた發起人の責任と同様だ(九五頁以下)。

株式の轉換

(一) 株式の轉換とは——株主の請求によつて、ある種類の株式を他の種類の株式に變更することをいふ。例へば普通株を優先株にし又はその反對の如き場合だ。これは新法が米國等で行はれてゐる制度を輸入したものだ。この制度を認めた理由は、

- (1) 新株募集の場合に、引受を容易ならしむるため、優先株の發行は從來認められた所で、その内容は通常一定率の利益配當を優先的に保障するのが一般だ。
(2) 所が會社の業績が振ひ、莫大な利益を挙げると、優先株主に配當した額は普通株主に

配當される結果、却つて普通株主が多額の配當を受ける場合がある。又業績が悪化した場合には、普通株を優先的に轉換し得るとすれば甚だ有利だ。
(3) そこで新株の募集に當り、引受人の選擇に従つて、その何れかを引受け、然る後日株式相互間の轉換ができるとすれば、應募者に極めて好條件だから、新株募集も容易なわけである。起業者は外資輸入に備へたこのことだが、國內でも相當利用されるだらう。

株式轉換の要件

増資の場合には、定款を以て株主が引受けた新株を他の種類の株式に轉換することを、請求し得る旨を定めることができる(商三五九前)。
(1) 増資新株に限る——轉換し得べき株式は増資の場合に限り、且つ増資による新株に付てのみ認められ、舊株には増資の場合でも轉換の權利を認めない。
(2) 定款に定めること——株式轉換は定款を以て定めることを要し、定款の變更を來すから、特別決議を要し、

増資の方法・内容に關する事柄だから増資決議と同時に決議せねばならぬ。従つてその總會招集通知書にもその記載を要する。
〔書式一九六〕

臨時株主總會招集通知

- (前略) 書式一〇九參照
一、會社ノ資本金貳百萬元ヲ參百萬元ニ増加スル件
新株式ハ壹株五拾圓貳萬株トシ左記内容ヲ有スル轉換株トシテ公募スルコト
(一) 資本増加登記ノ日ヨリ七箇年內ニ限り之ヲ普通株式(壹株ニ付五拾圓全額拂込済ノモノ)ニ轉換ヲ請求シ得ルコト
(二) 毎決算期ニ於テ普通株式ニ先手年八分ノ利益配當ヲ受クルコト
二、右ニ依リ定款何條、第何條ヲ左ノ通り變更スル件
第何條 會社ノ資本總額ハ金參百萬元トス
第何條 會社ノ株式總數ヲ六萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス
前項株式ノ内貳萬株ヲ左ノ内容ヲ有スル轉換株式トス
一、資本増加ノ日ヨリ七箇年內ニ限り之ヲ普通株式(壹株ニ付金五拾圓全額拂込済ノモノ)ニ轉換ヲ請求シ得ルコト
(後略) 書式一七〇同様

(ノ) 二轉換ヲ請求スルコトヲ得
二、毎決算期ニ於テ普通株式ニ先手年八分ノ利益配當ヲ受クルモノトス
(後略) 書式一〇九參照
この轉換株式に關する決議をなすに當つては、次の事項を定めねばならぬ(商三五九後)。

(1) 株主が引受けた新株を他種類の株式に轉換し得べきこと

これは増資による新株に限ることは前述の通りだが、増資の際多數發行される新株の一部に付てのみ轉換を認めることもできる。

この場合には、新株中に轉換性あるものと然らざるものと二種を生ずる。轉換株式を有する株主は、定款變更の決議が損害を及ぼすべきときは、特種株主總會を構成する(商三四五、三四六)。

(2) 轉換を請求し得べき期間

何時までも浮動状態に置くことは面白くないからだが、その期間は決議で適當に定める。

(3) 轉換により受くべき株式の内容

は必ずしも既存株式と同一なることを要せぬが、轉換株式相互間の株主拂込額及び轉換株数は同一なるを要する。
もし二十五圓拂込済の轉換株式に五十圓全額拂込

濟普通株を與へるとすれば、その差額だけは資本の充實を害することになり、又全額拂込済轉換株式一株に全額拂込済普通株二株を與へるとすれば、減資の結果を生ずるからだ。
右の株式の轉換を請求し得る者は株主に限り、會社側から株主に轉換を請求することはできぬ。

〔書式一九七〕

臨時株主總會議事録

(轉換増資ノ場合) 書式一九六參照

(一) 轉換の記載と登記——株式轉換を認める決議をしたときは、株式申込證・株券・株主名簿に前記の定款の記載事項を記載し、且つこの定款の規定は、資本増加の登記と同時に登記せねばならぬ(商三六〇) 書式一九七參照。

〔書式一九八〕

新株式申込證 (二)

(轉換株式ニ依ル場合)

- (前略) 書式一七〇中一ノ左ノ如クスルコト
一、新ニ發行スル株式ノ内容及數
優先株トシ毎決算期ニ於テ普通株式ニ先手年

〔書式一九九〕

株式會社資本増加登記申請書

(轉換株式發行ノ場合)

- 一、商 號 何株式會社
二、本店(又ハ支店) 何市區町番地
三、登記ノ目的 資本増加ノ登記
四、登記ノ事由 年月日株主總會ニ於テ資本増加ノ決議ヲ爲シ何官廳ノ許可ヲ受ケ該許可書ハ年月日到達シ(許可ヲ要スル場合ニ限ル)株主ヲ募集シテ第壹回ノ拂込ヲ完了シ年月日商法第百五拾壹條ノ規定ニ依リ招集シタル株主總會ノ終結(又ハ商法第百五拾五條第貳項ノ手續終了)シタルニ依リ左記事項ノ登記ヲ求ム
増加シタル資本ノ額 金百萬元
資本増加決議ノ年月日 昭和年月日
各株ニ付拂込ミタル株金額 金五拾圓
新ニ發行スル株式ノ内容及數 優先株式トシ毎決算期ニ於テ普通株式ニ先手年八分ノ利益配當ヲ受クルモノトス 此ノ株式貳萬







- (5) 社債轉換の請求
- (6) 社債轉換による増資及社債額變更の登記
- (一) 株主總會の招集——轉換社債を發行するには、株主總會の特別決議を必要とするから、順序として株主總會を招集せねばならない。

【書式二〇一】  
臨時株主總會招集通知

(轉換社債募集の場合)

(前略—書式一〇九參照)

- 一、左記條件ニ依リ社債金額百萬元募集ノ件
- 二、償還方法及期限 元金ハ何年何月何日迄償還スルニシテ、元金何拾萬元以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス
- 三、利拂ハ年四厘トス
- 四、本社債ハ左記内容ヲ有スル轉換社債トス
- (一) 右社債ハ額面壹百圓ニ付貳株ノ割合ヲ以テ五拾圓全額拂込済普通株ニ轉換シ得、轉換請求期間ハ社債發行ノ日ヨリ滿七箇年トス
- (二) 會社ハ轉換ノ限度ニ於テ資本ヲ増加ス以上ノ外各社債金額、利拂、元利金支拂場所、申込請書金、募入方法其ノ他社債募集ニ關シ必要ナル事項ハ取締役會ノ決議ニ一任スルコト

- (一) 轉換増資の決議——社債募集の場合には、社債権者が社債を株式に轉換することを請求し得べき旨、且つ轉換の限度に於て資本を増加すべき旨の決議をなすことができる(商三六四)。
  - (二) 特別決議を要する——轉換性ある社債も社債に違ひないから、社債發行に付ては株主總會の特別決議を要する(商二九六)。
- ところがこの場合は、後日社債権者が株主となり當然資本の増加が豫想されるから、單なる社債募集の決議のみでは足らず、社債轉換による資本増加の最大限を見越して、増資の決議、從つて定款變更の決議をして置かねばならない。この轉換社債の募集決議は當然増資を豫定するから、兩者不可分の關係にあり、一個の決議で社債募集の決

議と資本増加の決議とを兼ねることになる。

- (一) 轉換に關する決議で定むべきこと——は次の通り(商三六四)。
- (1) 社債募集の場合、社債権者が社債を株式に轉換することを請求し得ること
- (2) 轉換の限度で資本を増加し得べきこと

だが、事實期間内に幾何の轉換請求があるか不明だから、その増資額は確定するまで浮動の状態にある。

(3) 轉換の條件

これは轉換すべき社債幾何に對して幾何の株式を與へるかの割合である。この割合から計算して、増資の最大限度が決定するわけだ。

(4) 轉換により發行すべき株式の内容  
例へば一株に付五十圓全額拂込済普通株(又は優先株式)の如く記載する。

(5) 轉換を請求し得べき期間  
これに付ては會社が諸般の事情を考慮し適當に定める。

【書式二〇二】

臨時株主總會議事録

(轉換社債募集の場合)

(前略—書式一六九參照)

- 定期取締役社長何某議長ニ着キ開會ヲ宣シ
- 何種議案社債金額百萬元募集ノ件
- ヲ附議、議長ハ社債募集ノ必要ナル理由並ニ募集條件ニ付詳細ニ説明シ賛否ヲ求メタルニ滿場異議ナク(議決權何個ニ對スル何個ノ多數ヲ以テ)左ノ決議ヲ爲シタリ
- 一、社債總額ヲ金額百萬元トシ各社債ノ金額ハ壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬元ノ五種無記名利付トシ利率ハ年四分五厘トス
- 二、社債償還ノ方法及期限 元金ハ年月日迄償還スルニシテ、元金何拾萬元以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス、繰上償還ヲ爲スコトヲ得
- 三、利拂ハ毎年六月拾貳月ノ貳回トス
- 四、本社債ハ左記内容ヲ有スル轉換社債トス
- (一) 右社債ハ額面壹百圓ニ付貳株ノ割合ヲ以テ五拾圓全額拂込済ノ普通株式ニ轉換シ得ルモノトス、轉換ヲ請求シ得ヘキ期間ハ社債發行ノ日ヨリ滿七箇年トス
- (二) 會社ハ轉換ノ限度ニ於テ其ノ資本ヲ増加スルモノトス

以上ノ外各社債ノ金額、發行價格、元利金支拂場所、申込期間、申込請書金募入方法其ノ他社債募集ニ必要ナル一切ノ事項ハ取締役會ノ決議ニ一任スルモノトス

右ヲ以テ議事終了シタルニ依リ議長閉會ヲ宣ス時

定款の變更——(36) 資本の増加

二午前何時何分

(後略—書式一六九參照)

- (三) 轉換社債に關する記載——轉換社債に付ては、社債申込證・社債券及び社債原簿に次の事項を記載せねばならぬ(商三六六)。
- (1) 社債を株式に轉換し得べきこと
- (2) 轉換の條件
- (3) 轉換に因りて發行すべき株式の内容
- (4) 轉換の請求をなすことを得べき期間

社債に付ては別篇に於て詳述したからそれを參照して頂くこととし、ここでは申述べない。社債申込證のみを掲げて置く。

【書式二〇三】

社債申込證 (必ス二通ヲ要ス)

(轉換社債の場合)

- 一、何株式會社第何回社債額面金額千圓也
- 但發行價格額面壹百圓ニ付金壹百圓ノ割
- 申込證金額面壹百圓ニ付金參圓ノ割
- 右裏面(又ハ左記)記載事項承認ノ上證據金何圓
- 相添へ此段申込候也追而債券ノ種類ハ適宜割當相
- 成度候

年月日

何市區町番地

申込人 何 某

何株式會社御中

社債募集要項(裏面又ハ左記)

- 一、會社ノ商號 何株式會社
- 一、社債ノ總額 金額百萬元
- 一、各社債ノ金額 金壹百圓、金五百圓、金壹千圓、金五千元、金壹萬元ノ五種トシ無記名利付トス
- 一、社債ノ利率 年四分五厘
- 一、社債ノ償還方法及期限 元金ハ年月日迄償還スルニシテ、元金何拾萬元以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス但年月日以降ハ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得。一部償還ハ抽籤ニ依リ、買入償却ハ何時ニテモ爲スコトヲ得
- 一、利息支拂ノ方法及期限 利息ハ社債發行日ノ翌日ヨリ償還期日迄附シ毎年六月拾日及拾貳月拾日ノ貳回ニ各其ノ前日迄ノ前半箇年分ヲ利引換ニ支拂フ但半箇年未滿ノトキハ日割計算トス
- 一、本社債ハ左記ニ依リ之ヲ株式ニ轉換シ得ルモノトス
- (一) 轉換ノ條件 額面壹百圓ニ付貳株ノ割合
- (二) 轉換ニ因リテ發行スヘキ株式ノ内容 壹株ニ付金五拾圓拂込済ノ普通株式
- (三) 轉換ノ請求ヲ爲スコトヲ得ヘキ期間 社債發行ノ日ヨリ滿七箇年



- 一、社債發行價格 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 一、元利金支拂場所 株式會社何銀行本支店
- 一、申込期間 年月日ヨリ年月日迄但期間中ト雖モ締切ルコトアルヘシ
- 一、申込證據金 額面壹百圓ニ付金參圓但募入ノ上ハ拂込金ニ振替フ
- 一、募入方法 應募超過ノ場合ハ適宜之ヲ定ム
- 一、拂込期限 年月日 但期限迄ニ拂込ナキトキハ其ノ申込ヲ無効トシ既ニ拂込ミタル證據金ハ之ヲ返還セス
- 一、會社資本金五百萬圓(全額拂込済)
- 一、未償還社債總額 金壹百萬圓(年月日現在)
- 一、現存純財産額 金六百萬圓(年月日現在)

何市區町番地  
何株式會社  
取締役社長 何 某  
取扱場所 株式會社何銀行本支店

(四) 登記——以上述べた轉換社債に關する事項は、社債の登記と共に登記せねばならない(商三六六)。これについては社債篇で詳述してある。

〔書式二〇四〕

株式會社社債登記申請書

(轉換社債ノ場合ニ社債篇參照)

轉換による株式の條件

- (一) 全額拂込済株式なること——轉換によつて發行すべき株式は、全額拂込済のものでなければならぬ(商三六五I)。社債権者に將來株金拂込義務を負はせない趣旨だ。
- (二) 株式金額は社債發行價額を超え得ないこと——社債は額面以下の發行を認められて居り、この社債を以て株式に轉換を認めると、額面以下の株式を發行したと同一結果となつて資本の充實を害するから、法は轉換によつて發行すべき株式の金額は、轉換すべき社債の發行價格を超えることを得ずとした(同條II)。
- (三) 轉換差額は積立ること——轉換社債の募集條件如何によつては、額面以上の發行がなされる場合がある。この場合、額面超過額より社債發行のた

社債轉換の請求

(一) 社債の轉換を請求するには——請求書二通に轉換せんとする社債を表示し、請求の年月日を記載の上署名し社債券を添へて會社に提出せねばならぬ(商三六七)。

〔書式二〇五〕

社債轉換請求書

一、何株式會社社債 額面金何千圓  
但自第何號至第何號 何通  
右社債ヲ普通株式ニ轉換相成度債券相添へ此段及請求候也  
年 月 日  
何市區町番地  
社債権者 何 某

何株式會社御中  
(備考) 會社ニ請求様式ノ定カアレハ其ノ用紙ヲ用フルコト

(二) 轉換の請求は何時効力を生ずるか——轉換はその請求をなした時の屬

する營業年度の終に於てその効力を生じ(商三六八、三六九)、その時を以て從前の社債権者が株主に變り、會社の社債返還義務と轉換による株式の株金拂込義務とが相殺勘定によつて消滅する。従つて轉換を請求した社債権者は次の營業年度の初から株主となる。この效力發生後、轉換請求による新株の交付を受ける。株式を社債には轉換できぬ

(三) 質權と社債轉換との關係——從

前の社債を目的とする質權は、社債権者が轉換によつて受くべき金錢又は株式の上に存在する(商三六八、二〇八)。つまり質權の目的物に變更を來すわけだ

社債轉換の登記手續

(一) 登記は何時までにするか——轉換によつて生じた資本の増加及び社債の減少は、每營業年度の終より一ヶ月内に本店所在地に於て登記することを

要し、その登記後二週間内に、支店の所在地でも同一の事項を登記せねばならぬ(商三六九、非一八九ノ二、一九五)。

(二) 登記手續——この社債の轉換による資本の増加及び社債減少の登記は總取締役及び總監査役の申請によつて爲し、これには社債轉換請求書を添附すること(非一九五、二八九ノ二)。

〔書式二〇六〕

社債轉換ニ因ル資本増加及

社債總額變更登記申請書

- 一、商號 何株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 社債轉換ニ因ル資本増加及社債總額變更ノ登記
- 一、登記ノ事由 昭和何年上(下) 半期營業年度ノ終ナル年月日社債總額金貳百萬圓ノ内金參拾萬圓ヲ株式ニ轉換シタルニ因リ左記事項ノ登記ヲ求ム
- (支店所在地ノ場合ハ但本店所在地ニ於ケル登記年月日 昭和何年月日)
- 社債ノ總額 金百七拾萬圓
- 増加資本額 金參拾萬圓
- 各株ニ付拂込ミタル株金額 金五拾圓

〔書式二〇七〕

委任狀 (社債轉換ニ因ル)

(増資及社債總額變更登記ノ場合)  
抽者共何某ヲ代理人ト定メ左ノ權限ヲ委任ス  
一、當會社昭和何年上(下) 半期ノ營業年度ノ終ナル年月日社債總額金貳百萬圓中金參拾萬圓ヲ株式ニ轉換シタルニ因リ是力資本増加及社債總額變更登記申請ヲ爲ス一切ノ件  
右委任狀仍而如件

定款の變更——(36) 資本の増加







株式プレミアムを法定積立金に繰入れるには、法律上は新株發行に必要な費用を差引いた額を繰入れ、よきことになつてゐる(商二八八II)。公稱資本金の四分の一を超過するプレミアムは、學說上争があるが、實際に於ては、先づ別途積立金に繰入れるか、そのまゝにして置いて次期決算期に於て一般利益中へ繰入れ、利益配當その他の方法で處分してゐる。

### 資本増加の無効

#### 増資の無効とは

- (一) 増資の無効は訴てのみ争ひ得る
- (I) 増資が無効な場合は、理論上増資がされなかつたことになり、當初に遡つて増資を基礎とする各種の決議、利益利息の配當、第三者との取引、新株券の發行、従つてその讓渡、質權設定等は一切無効となり、夫々原狀回復を要し、複雑な法律關係を生ずると共に、取引の安全を害する。
- (II) 舊法は増資無効に付て何等規定

をしなかつたので、何人も何時でも裁判所でその無効を主張し得た。併し増資は實質上會社の一部設立であり、複雑な手續を経て行はれ、その無効の影響は大きいから、法は設立無効の場合と同様、無効は訴を以てのみ主張し得るものとし、提訴期間を限定し、その不安定を確定的ならしめた。

- (一) 増資無効の訴の性質——増資無効の訴は、その無効判決が確定するまでは有効で、私法上の地位の變更を命ずる裁判だから形成の訴だ。増資無効の判決が確定すれば既往に遡つて形成の效力を生じ、増資は初から無効となるわけだが、法は第三者保護のために無効判決確定の場合新株は將來に向つてのみ效力を失ふとした(商三七三I)。

(1) 増資決議自體に決議取消又は無効原因(商二四七、二五二)があれば、増資無効の訴とは別に決議の取消又は無効確認の訴を提起し得る(一〇三頁以下)。

#### 増資無効の訴の提起

- (一) 訴は何時までに起せばよいか——増資の無効は、本店の所在地で増資

- (2) 増資無効の訴は、決議の取消又は無効の訴の如く、決議自體の效力のみを否定するのでなく、その決議に基いてなされた増資の效力を否定するにある。故に増資無効の訴では、増資決議の取消又は無効原因に基づく増資の無効を主張し得るは勿論、増資新株の引受未了、第一回拂込未済、特種株主總會(商三四五、三四七)決議の欠缺をも理由となし得る。
- (3) 増資無効の訴に於て増資決議の取消又は無効を理由とする場合は、別に決議の取消又は無効確認の訴の原因ともなるが、その何れの訴によるかは原告の自由である。
- (4) 唯決議取消の訴は、決議の日より一ヶ月内に提起を要するから、之を超過すればその欠缺を主張し得ないし、又増資無効の訴は増資登記後六ヶ月内に提起を要するから、之を超過するとその無効を主張し得ないが、決議無効確認の訴は提起期間の定めがないから他の理由を以て主張し得る訴によらねばならない。
- (5) 増資に關する決議の取消又は無効確認の判決が確定すれば、増資無効の訴の判決を要せず、増資無効となるから、この訴は訴の利益なきものとして棄却となる。

の登記をした日より六ヶ月内に訴を以てのみ主張し得る(商三七二I)。社債轉換による増資の場合は、轉換の效力が發生した時からでなく、轉換による増資の登記の時からだ。この六ヶ月を経過すると、欠缺は癒やされ争ひ得なくなる。訴狀の書き方は會社設立無効のそれに準ずる。

#### 〔書式二〇八〕

##### 株式會社資本増加無効ノ訴狀

(書式二三五参照)

- (一) 訴を提起し得る者——は株主、取締役又は監査役に限る(商三七二II)。裁判管轄は本店所在地の地方裁判所に專屬する(商三七二、八八)。
- (三) 訴の公告と擔保提供
- (1) この訴の提起があつたときは、會社は遲滞なくその旨を公告せねばならぬ(商三七二、一〇五II)。
- (2) 株主が右の訴を起したときは、會

定款の變更——(36) 資本の増加

社の請求により相當の擔保を提供せねばならぬ。但しその株主が取締役又は監査役のときは、擔保を提供することを要しない(商三七二、二四九)。

#### 〔書式二〇九〕

##### 株式會社資本増加無効ノ訴

提起公告 (書式一一八参照)

#### 〔書式二一〇〕

##### 増資無効ノ訴提起ニ因ル擔保提供ノ申立 (書式一一九参照)

裁判手續

#### 裁判手續

- (一) 辯論の開始と訴の併合——口頭辯論は本店の所在地で増資の登記をした日から、六ヶ月を経過した後でなければ開始することはできぬ。又數個の訴が同時に繫屬するときは、辯論及び裁判は併合してなすことを要する(商三七二、一〇五II)。

増資決議の取消又は無効確認の訴と増資無効の訴とは性質が違ふから、兩訴が併存してゐても辯論

#### 判決の効果

- (一) 原告敗訴の場合——には増資の效力に影響はないが、訴を起すに付て原告に悪意又は重大な過失があつた時は、會社に對し連帶して損害賠償の責任を負はねばならぬ(商三七二、一〇九II)。
- (二) 原告勝訴の場合
- (I) 登記——増資を無効とする判決



が確定したときは、本店及び支店の所在地でその登記を要する。この登記は裁判所が會社の本店及支店所在地の登記所に屬託してする職權登記である(商三七二、一三七、非訟一九五ノ四、一三五ノ六)。

(II) 無効判決の效力——増資を無効とする判決が確定すると、第三者に對しても效力を有する(商三七二、一〇九)。即ち對世的效力だ。従つて増資の有効を前提とする一切の法律關係の無効を來すわけだが、法は法律關係の複雑を避ける爲と取引の安全保護から、その效力に不遡及の效力を與へた。即ち

(1) 判決の不遡及効——増資を無効とする判決が確定したときは、増資によつて發行した新株は將來に向つてのみその效力を失ふ(商三七三)。故に増資の有効を信じて取引した者は一應保護されるが、この場合新株の將來に向つての失効は、當然資本の減少を來し、株

ばならない(商三七四)。(ロ)例外——右の株金拂込額だけの返還は原則だが、増資無効の判決確定までは相當長期を要し、その間會社が變化するともあれば資へることもある。この場合會社の財産状態に無關係で拂込額だけ返還させるといふのは、新株主が會社事業に參與してゐる點から、從來の株主に比して權衡を得ないから、

法はその拂込額の返還が右判決確定時の會社財産の状況に照し著しく不相當なときは、裁判所は會社又は新株主の請求により、返還額の増減又は未拂込株金額の拂込を命じ得るものとし(商二七四)、事情に應じ利益に均霑し又は損失を分擔すべきものとした。

(1) 現物出資の場合でも、これに現金を添へて又は現金のみの返還をしても差支ないが、この場合裁判所は極めて廣い自由裁量權をもつことになる。

(2) この拂戻は株主名簿上の新株主になすべきは勿論だが、それが裏書又は白紙委任狀附で譲渡され、無効判決の公告によつて名義書換の請求があれば、その者は株主と認めて取扱ふことを要する。

定款の變更——(36) 資本の増加

式の強制消却があつたと同一結果となり、第三者の利害に關する所が大きいから

(1) 會社は遅滞なく増資無効の判決が確定した事及び三ヶ月を下らない一定の期間内に増資による株券を會社に提出すべきことの公告をし(商三七三前)

(2) 且つ株主及び株主名簿に記載ある質權者は各別にその通知を要する(同條後)。

〔書式二二一〕  
資本増加無効判決ノ確定及  
株券提出公告  
原告何某被告當會社何地方裁判所昭和何年(第何號)資本増加無効事件ニ付年月日同裁判所ニ於テ當會社ノ資本増加ヲ無効トスル旨ノ判決言渡アリ同判決ハ年月日確定シタルニ付年月日迄(三ヶ月以上)ニ資本増加ニ因リ發行シタル新株券ヲ當會社ニ御提出相成度此段及公告候也  
年月日  
何株式會社

〔書式二二二〕  
資本増加無効判決確定及株券  
提出ノ通知書(書式二二一準ス)  
(2) 無効株が質權の目的となつてゐる

(3) 拂戻額増減の請求——會社の財産状態が判決確定當時著しく良好なときは、新株主は拂戻額増減の請求を裁判所にし得るし、反對に著しく悪く債務超過の如き場合は、會社は拂戻額の減額又は新株式の未拂込の拂込請求を申請することが出来る。これは會社債務は株式拂込金を以て完済すべきものだからで、第三者保護のためだ。

(I) 株金拂戻額の増減又は未拂込株金額の拂込命令の申請手續  
(1) 請求期間・請求者・管轄——この申請は増資無効の判決確定の日より六ヶ月内になすを要する(非一三三ノ二)。申請し得る者は新株の株主又は會社で裁判管轄は會社の本店所在地の地方裁判所である(商三七四、非二六)。

〔書式二二三〕  
拂込株金相當金額ノ増加(減少)  
(株金拂込) 命令申請  
何市區町番地  
申請人 何某(何株式會社法定代理人取締役何某)  
申請ノ趣旨

とき——は

(イ) その質權は新株主が會社から受くべき拂戻金の上に存在するが(商三七四、二〇八一)、記名株式で株主名簿に未登録の株式は、その質權の設定は會社に對抗し得ないから、この種質權者は、その金錢拂渡前に差押をせねばならぬ(民三五〇、三〇四)。

(ロ) 記名株式が株主名簿上の登録質となつて居るときは、質權者は

(1) 直接會社から新株主が受くべき拂戻金の支拂を受けて、他の債權者に先つて自己の債權の辨濟に充てることのできる、  
(2) 會社が新株主に對する拂戻金の辨濟期が質權者の債權の辨濟期より先に到來したときは質權者は會社をして右拂戻金を供託させることができる。この場合には、質權はその供託金の上に存在する(商三七四、二〇八一、二〇九)。

(3) 拂込株金の返戻  
(イ) 原則——増資無効判決が確定したら、會社は新株の株主に對して、その拂込株金に相當する金額の支拂をせね

何株式會社ノ拂込株金相當金額ヲ受取ルニ付金何圓也ニ増加(減少)ス  
(何株式會社ノ資本増加ニ因リ株式ヲ取得シタル株主ハ其ノ新株券ニ付金何圓也ノ株金ヲ年月日迄ニ同會社ニ拂込ムヘシ)  
トノ御裁判ヲ求ム  
申請ノ理由

一、申請人ハ何株式會社ノ株主ナリシ所同會社ハ年月日何地方裁判所ヨリ資本増加無効ノ判決ヲ受ケ同判決ハ年月日確定シタリ  
二、依テ同會社ハ新株ノ株主ニ對シ其ノ拂込金一株ニ付金拾圓五拾錢ノ拂戻ヲ爲スヘキモノナル所、同金額ハ右判決確定時同會社財産ノ状況ニ照シ著シク過少ニ失スルヲ以テ申請ノ趣旨記載ノ御裁判ヲ求ムル爲メ本申請ニ及ヒタリ  
(減少ノ場合)——申請人ハ會社ナル故同會社トアルヲ「申請會社」トシ過少トアルヲ「過大」ト訂正ノコト

(株金拂込ノ場合)——拂戻ヲ爲スヘキモノナル所右判決確定時申請會社ノ財産状況ハ別紙貸借對照表ニヨリ明カナル如ク金何十萬圓ノ負債アルヲ以テ申請ノ趣旨記載ノ御裁判ヲ求ムル爲メ本申請ニ及ヒタリ  
疎明方法及添附書類  
一、株券寫  
一、判決確定證明書  
一、貸借對照表  
何通  
一通  
一通



一、商業登記簿抄本 一週  
年月日 右申請人 何某(何株式會社 取締役何某)

何地方裁判所御中

(2) 公告——右の申請があつたときは裁判所は遅滞なくその旨を公告せねばならぬ。その公告は、登記事項の公告と同一の方法を以てなすことを要する(非一三三ノ二五V)。

(3) 裁判

(1) 審問——は前記六ヶ月の期間經過後でなければ爲すことを得ず、又數個の申請事件が同時に繫屬するときは、審問及び裁判は併合して爲すことを要する(非一三三ノ二五III)。  
(2) 裁判をなすには——裁判所は取締役及び監査役の陳述を聴くことを要し、裁判は理由を附した決定を以てされる(非一三三ノ三II、二九I、二九ノ二)。  
(3) この裁判に對しては即時抗告をなし得る——が、裁判の告知のあつた日から一週内に行はねばならぬ。即時抗告をすれば執行停止の效力を有する(非一三三ノ三II、二九ノ四、一三二ノ五五、民訴四一五)。

37. 資本の減少

資本減少の意義

資本減少とは

定款に定めた公稱資本額を減少することとて通常減資といふ。減資には形式的減資と實質的減資とがある。

(一) 形式的減資——は今日一般に行はれる方法で、

(1) 會社が事業に失敗し、又は不測の出来事に遭ひ、資本に甚だしい缺陷が生じた場合に行はれる。この場合は形成的に公稱資本は減少するが、實質的に會社財産の増減には影響しない。會社資本に甚しい缺陷を生じ、會社財産が資本額に適に及ばない場合は、この窮境を打開して利益

を擧げ、その利益で缺陷を補填した後でなければ利益配當はできぬ。だがかくの如きは容易な業ではなく、株主は長く無配を喫し、株価は下落して流通性を失ひ、會社の信用は地に落ちて融資は利かず、ますます窮地に迫られざるを得ない。

この對應策としては、會社に積立金があれば先づ取崩して缺陷を填補し、更に相當大きな缺陷があるか積立金が無いなら、資本切捨によつて相當思ひ切つた減資を斷行し、缺陷を除却することが必要だ。

かゝる状態にある會社は、經營資金が缺乏してゐるから、その調達のため右の減資に伴ひ通常社債を募集し、又は増資による新株發行が行はれる。

(II) 形式的減資は次の如き目的のためにも屢々行はれる。

(1) 配當率及び株価引上のため——配當率が低いと株価に影響し、會社の信用にも關するから、資本の一部を切捨てて配當率を引上げ、株価の昂騰を圖る場合がある。  
(2) 優先株の發行を避けるため——増資の場合に新株は優先株によらざるを得ない事情にあ

るとき、資本の一部切捨によつて缺陷を除き財政の立直しをして内容の充實を圖り、新株を普通株として發行せんとする。  
(3) 合併條件を同一とするため——會社の合併に際し、劣位にある會社が合併條件を對等とするため、資本の一部を切捨て合併し易いやうにする。  
(4) 積立金創設のため——積立金があることは種々の點で利益だから、これを創設する方法として資本を積立金に振替へ又は資本の切捨をする。  
(5) 無形資産を償却するため——特許權・商標等の無形資産償却の手段として、その全部又は一部を資本金と振替へるため資本の一部切捨をする。  
(6) 處分株式整理のため——株金の拂込をせずその株式を賣却したが、その結果を得ない場合にその部分の資本切捨をする(前二二六)。

(二) 實質的の減資——は資本の不要又は資本の存在が不利な場合に行はれる。

この場合は會社財産を拂戻すから、形式的にも實質的にも資本の減少を生ずる。  
(1) 事業の進行に伴ひ、當初豫定しただけの資本が不要な場合が生じ、  
(2) 投下資本の回収によつて將來資本の一部を必要としなくなつた場合、

(3) ある事業が不成績で見込なく、又は收用若しは買収された如き場合に、その事業を廢止し之に投下した資本の引上をするとき  
(4) 非常準備資本が運用困難なため、寧ろ必要な場合に借入金によるを得策とする場合  
等は、この部分の資本は株主に拂戻をして減資することが行はれる。

減資と會社債權者

減資は増資とは反對に會社債權者に不利だ。實質的に會社財産の減少を來す場合は勿論、單なる形式的の減資の場合でも、將來一層の利益算出の可能性を生ずるからだ。

會社の整理方法として往々行はれる減資と増資との同時實行の實益は、減資は單なる形式上のものであり、増資は實質的に會社財産の増加を來すから、そこが狙ひ所だ。

何れにせよ、減資は債權者を害することになるから、後述の如く法はこれを

減資の方法

には三つある。株金額の減少、株式數の減少、及び株金額の減少と株式數の減少との併用である。

株金額の減少による方法

は、株式總數は從來の儘とし、一株の金額を減少することで、百圓株を五十圓株とすれば資本は半減する。株金額

定款の變更——(37) 資本の減少



の減少に、切捨・免除・拂戻の三方法がある。

- (1) 切捨——は株金拂込の部分に付て株主の損失に於て株金を減少すること、この場合、株主は損をして株主有限責任に反しない。
- (2) 免除——は未拂込株金がある場合に、その全部又は一部の拂込を免除する方法だ。
- (3) 拂戻——は既に拂込んだ株金と同額又はそれ以上、又はそれ以内の金額を現貨に株主に返還する場合だ。だが拂戻の結果、拂込済の部分に五十圓以下になることは許されない。

(一) 右の内免除と拂戻は併用し得る以上の三方法は、五十圓以上の株式に付てのみ行ひ得るが、我國の實際上大部分が五十圓株だ。會社設立の場合、一時拂込なら株金を二十圓まで下し得るが、一旦五十圓と定めると、減資の場合でも變更し得ないから、五十圓株に付て以上の方法を行ふには、次に述べる株式併合と併せ行ふ外はない。

(二) 各株式の拂込額は、四分の一を下ることを得ないから、拂戻は四分の一以上拂込があつた場合に限るが、こ

れも株式併合の方法を併行すれば、四分の一拂込の株式でも拂戻をなし得る尚ほ各株式の金額は均一を要するから何れの場合でも各株に付て均一に減額せねばならない。

併し實際に於て、株金額の減少のみによる減資はあまり例を聞かない。

株式数の減少による方法

は、株金額はそのまゝとし、株式数を減じて減資をする場合だ。これに株式併合による方法と株式消却による方法とがある。今日一般に行はれる減資の方法は、株式の減少によつて行はれるが、形式上の減資は株式の併合により實質上の減資は、拂戻をする場合は株式の消却により、拂込免除の場合は株式の併合によつて行はれる。

(一) 株式併合による方法——は例へば二株を併せて一株とすれば資本は半

減し、三株を併せて二株とすれば三分の一の減資となる。この方法による場合も株金額の減少方法と同様に、場合により、拂込株金の拂戻・切捨・免除又はこれ等併用の何れかが行はれる。

(一) 端株の處置——株式併合に當り例へば三株を併せて二株とする場合に總ての株主が三株又はその整数倍の株数を持つて居れば併合は極めて簡單だが、實際はそんな場合はなく、一株・二株・四株・五株・七株といふやうに三株の整数倍でない株主がある。この場合、三分の一株・三分の二株といふ株はないから、この端株をどう處置するかの問題が起る。これに付ては後述する。

(二) 株式併合と株金額減少との併行——わが國で最も多い五十圓株に付ては、株式の併合をせずに株金額の減少は許されないが、株式の併合を併行す

ることによつて可能となる。

- (1) 二十五圓拂込済の五十圓株を、未拂込二十圓免除では二十五圓株になるから、法律上許されぬが、この株式二株を併合して五十圓拂込済一株とし、二株の各二十五圓の未拂込を免除すれば資本は半減される。
- (2) 五十圓拂込済株に付、一株二十五圓の拂戻をし、二株を併合すれば拂戻と併合となる。
- (3) 五十圓拂込済株に付一株二十五圓の切捨をし、二株を併合すれば切捨と併合となる。

(二) 株式の消却——とは、株金を減少せずに特定の株式を消滅させることだ。

(一) 株式消却の方法——は次の如く強制的又は任意的に會社が株式を取得し消滅させるのだ。前者は株主の意思に關係なく、抽籤・按分比例等によつて株式を取得し、後者は會社と株主の契約によつて取得する。何れの場合でも、株主平等の原則に反するを得ない

(1) 抽籤又は按分比例による場合は、株主の所有株式を時價を以て買上げ(市場價額又は鑑定により)、又は總會で定められた一定價格で取得して消却する。

- (2) 競争入札の方法は、最低申出價額より順次買入消却する。
- (3) 株主と個々の契約によつて買取り消却する場合、買上價額に差等を生じ、株主平等の原則に反するから、總株主の同意が必要となる。

以上の場合の價格は、減資の性質上一般に拂込株金額以下で、拂込金額と買入價格との差金は、缺損填補又は積立金に繰入れるのが普通のやうだ。右の方法によつて株式を取得し消却すれば資本はそれだけ減少する。

(二) 株主配當金を以てする株式消却と減資——法は定款に定があるときは株主に配當すべき利益を以て、資本減少の規定に従はずに株式を消却し得ることを定めた(前二二)。

- (1) この場合には、減資の特別決議を要せず又登記事項でもない。
  - (2) この方法による株式消却は資本の減少を來すか——に付ては争がある。
- (一) 減資説——は會社の資本金は株式金額の總

和だから、ある株式が消却されればそれだけ當然減資となるとする。

(2) 不減資説——はこの場合資本の減少を來さずとする説で、イ、配當利益を以て株式を消却するには、定款變更による減資手續に従ふことを要せず、又總會の決議による減資でないから、登記事項でもない。

ロ、故に會社債權者保護の必要から、減資は必ず資本減少の規定に従ふを要するとする。

減資を來さないとの説が正しい。かく解すると、資本金と株金總額の不一致を來すが、資本金は株金總額に關係なく、帳簿上損益計算關係の意義を有するに止まる。

株金額の減少と株式数の減少との併用による方法

については先に觸れたが、

(一) 會社が數種の株式を發行した場合、例へば普通株と優先株で拂込額を異にする如き場合の減資方法如何は、ある種の株主の利害關係に直接に影響



し、且つ株主平等の原則に背馳し得ないから、先づ各株式の併合、株金額の減少の併用によつて各種株式を同一價値に置き、豫定額に減資をすることが最も合理的だ。

(二) 併し法は數種の株式ある場合に利益・利息・残余財産の分配に付て、株式の種類に従つて各別の定をなし得るものとし、この各別の定は定款に定めないときでもなし得るから(商三三三)株式の併合消却によつて不利益を被る種類の株主に、その補填の方法を講ずれば、敢て各種の株式を同等の價値に置かずともなし得るわけだ。  
(三) この場合、その決議がある種類の株主に損害を生ずべきときは、株主總會の決議の外、その特種株主の總會を要するのは勿論である(商三四五)。

### 減資の手續

減資は定款變更の一場合だから、その規定に従つて行はねばならぬ(商三四二以下)。その手續を列挙すると、

- (1) 株主總會の招集
  - (2) 減資の特別決議、議事録の作成
  - (3) 債権者保護の手續として  
計算書類の作成——異議申述の催告と公告——異議申述者に対する辨濟
  - (4) 株主に對する株券提出の催告
  - (5) 減資手續の實行  
株式併合——株式消却——新株券の發行交付
  - (6) 資本減少の登記
- の順序で行ふ。以下各場合に付て詳述する。

#### 株主總會の招集

この招集手續は、増資の場合と同様だ。唯この招集通知又は公告には、會議の目的たる事項を記載するのみでは足りず、資本減少の方法、要領並に減資の

結果、定款を如何に變更するかを記載せねばならない(商三四二)。

#### 〔書式二一四〕

##### 臨時株主總會招集通知書

(減資、一般株主總會)

(前略) 書式一〇九參照)

會議ノ目的タル事項

第一號議案 資本金貳百萬圓ヲ壹百萬圓ニ減少スル件

一、資本金貳百萬圓トアルヲ壹百萬圓減少シテ金壹百萬圓ト爲スコト

一、資本減少方法 壹株ノ金額五拾圓内貳拾五圓拂込済株式貳株ヲ併合シテ壹株金五拾圓全額拂込済株式壹株トス(株式併合ノ場合)

(又ハ壹株ノ金額五拾圓内金貳拾五圓拂込済株式四萬株中貳萬株ヲ切捨ツルモノトス——切捨ノ場合)

(又ハ壹株ノ金額五拾圓内金貳拾五圓拂込済株式四萬株中貳萬株ヲ壹株ニ付金五圓以下ヲ以テ買入消却スルモノトス、但其ノ買入方法ハ取締役會ノ決議ニ一任ス——買入消却ノ場合)

第二號議案 定款變更ノ件

定款第何條、第何條ヲ左ノ通り變更ス

第何條 當會社ノ資本總額ヲ金壹百萬圓トス

第何條 當會社ノ株式ハ二萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

(附略) 書式一〇九參照)

#### 〔書式二一五〕

##### 臨時株主總會招集公告

(減資ノ場合) 二一四參照)

(備考) 一、書式二一四 通知書トアルヲ公告トスレハ可  
二、無記名式株式ヲ發行セサルトキハ公告不要

#### 減資の特別決議

(一) 決議は特別決議を要する——従つて總株主の半數以上で且つ資本の半數以上に當る株主が出席し、その議決權の過半數を以てする。定足數を缺いで特別決議が得られないときは、假決議の方法によることが出来る(商三四三—二七七頁)。この場合、議決權なき株主議決權を行使し得ない株主に付ては總説の所で述べた(二七七頁)。  
(二) 減資方法の決議——この總會では、資本減少の決議の外減資の方法を定めねばならない(商三七六頁)。この減資方法の大綱は、必ず株主總會の決議で

定款の變更——(37) 資本の減少

定めて置かねばならないが、細目を取締役に一任することは差支ない。このことは次に述べる特種株主總會に付ても同様だ。

#### 〔書式二一六〕

##### 臨時株主總會議事録

(減資ノ場合)

年月日午前十時何市區町番地當會社ニ於テ臨時株主總會ヲ開催ス

株主總數何百名 株式總數何萬株

當日ノ出席株主及株式數左ノ如シ

株主總數(委任狀共) 何名 此株式數何株

即チ株主總數ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シタルヲ以テ定款取締役何某議長席ニ着キ開會ヲ宣シ議事ニ入ル

第一號議案 資本金貳百萬圓ヲ金壹百萬圓ニ減少スル件

一、資本金貳百萬圓トアルヲ壹百萬圓減少シテ金壹百萬圓ト爲スコト

一、資本減少ノ方法トシテ壹株ノ金額五拾圓内貳拾五圓拂込済株式貳株ヲ併合シテ壹株金五拾圓全額拂込済株式壹株トス(株式併合ノ場合)

(又ハ壹株ノ金額五拾圓内金貳拾五圓拂込済株式四萬株中貳萬株ヲ切捨ツルモノトス——切捨ノ場合)

(又ハ壹株ノ金額五拾圓内金貳拾五圓拂込済株式四萬株中貳萬株ヲ壹株ニ付金五圓以下ヲ

以テ買入消却スルモノトス、但其ノ買入方法ハ取締役會ノ決議ニ一任ス——買入消却ノ場合)

第二號議案 定款變更ノ件

定款第何條、第何條ヲ左ノ通り變更ス

第何條 當會社ノ資本總額ヲ金壹百萬圓トス

第何條 當會社ノ株式ハ二萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

右一紙附議シ取締役何某提案理由ヲ説明審議ヲ求ム株主何某、何某ト議長トノ間ニ質疑應答アリテ後議長右原案ニ付キ贊否ヲ議場ニ問ヒタルニ滿場贊成ナク(又ハ議決權何個ニ對スル何個ノ多數ヲ以テ)原案ヲ可決ス依テ議長開會ヲ宣ス時ニ午前十一時三十分

右議事ノ經過並ニ結果ヲ明確ナラシムル爲メ議長出席取締役及監査役左ニ署名捺印ス

年月日

何株式會社 議長取締役 何 某印

(以下出席取締役及監査役署名捺印)

(三) 特種株主總會の決議——會社が數種の株式を發行した場合、又は同種類株式の中に拂込額を異にする二種以上のものがある場合(例へば何れも普通株で舊株と新株が拂込を異にする)減資又は減資の方法が、ある種の株主



若は拂込額を異にするある種の株主に損害を及ぼすべきときは、株主總會の決議の外その特種株主の特別決議を必要とする(商三四五、三四七)。

(一) 決議の方法——この決議は、その種類の株主の半数以上、且つその種の株主總額の半額以上に當る株主が出席し、その議決権の三分の二以上の多數を以てする(商三四五)。この條件は辛くすることは認められるが、緩かにすることは許されない。

(二) 一般總會規定の準用——株主總會に關する規定は、議決権のない株式に關するもの(商三四二)を除き、この總會に準用される(商三四五)。

従つて總會の招集手續、假決議の方法、議事録の作成等一般の場合と同様だ。總會の招集は一般の場合と同様取締役がする。議長にも取締役がなる

〔書式二二七〕  
優先(又は何)株主總會招集通知書

(減資の場合——書式一六五参照)

〔書式二一八〕

優先株主總會議事録(減資の場合)

年月日午後一時何市何町番地當會社ニ於テ優先株主總會ヲ開催ス  
株主總數何名 株式總數何株  
當日ノ出席株主及株式數左ノ如シ  
株主數(委任狀共)何名 此株式數何株  
即チ株主總數ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シタルヲ以テ定期取締役何某議長第一號議案(書式二一六ト同様)  
第二號議案(同上)  
右一括附議シ取締役何某提案理由ヲ説明辯論ヲ求ム株主何某ヨリ二三質問アリ議長之ニ答ヘ賛否ヲ議場ニ質シタルニ滿場異議ナク(又ハ議決権何個ニ對スル何個ノ多數ノ議決権ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ要ス)ヲ以テ原案ヲ可決ス  
(後略——書式二一六ト同様)

債權者及び株主に對する手續

(一) 債權者保護の手續——會社の資本額に相當する會社財産は、會社債權者の唯一の擔保で、減資は債權者を害するから、會社は次の手續をせねばならぬ(商三七六、九九、一〇〇)。

債權者がない場合には必ず必要はない  
(3) 公告は定款に定めた方法によるのではなく、裁判所がなすべき登記事項の公告と同一の方法でせねばならない(商三七六、一〇〇I、改施一七)。

〔書式二一九〕

株式會社資本減少異議申述公告

當會社ハ年月日ノ株主總會(並ニ優先株主總會)ニ於テ資本總額金貳百萬圓ヲ金壹百萬圓ニ減少スルコトヲ決議致候ニ付之ニ異議アル債權者ハ來ル年月日限(二ヶ月ヲ下ラサル)當會社ニ其ノ申述相成度若シ右期間内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ資本減少ヲ承認シタルモノト看做サルヘク候  
右商法ノ規定ニ依リ公告候也  
年月日  
何市何町番地  
何株式會社

〔書式二二〇〕

株式會社資本減少異議申述

催告書

當會社ハ年月日ノ株主總會(並ニ優先株主總會)ニ於テ資本總額金貳百萬圓ヲ金壹百萬圓ニ減少スルコトヲ決議致候ニ付之ニ異議有之候ハ、來ル年月日迄ニ當會社ニ其ノ申述相成度若シ右期間内ニ

定款の変更(37) 資本の減少

異議申述無之トキハ資本減少ヲ承認シタルモノト看做サルヘク候  
此段及催告候也  
年月日  
何市何町番地  
何株式會社  
取締役 何 某

何市何町番地  
債權者 何某

(一) 債權者の異議申述——債權者は右の公告又は催告に指定された期間内に異議があれば申述せねばならぬ。この期間内に異議を述べないと、減資を承認したものと看なされる(商三七六、一〇〇I)。

(2) 社債權者の異議申述——には制限があり、社債權者は個々に異議を述べることができず、社債權者集會の決議によることを要する(商三七六重前)。これは法が社債權者は常に團體の行動をとることを双方の利益とする建前からして、この決議等のため、催告期間内に異議申述が遅れるやうな場合には、裁判所は利害關係人の請求によつて、社債權者のため異議の期間を延長することができる(同條重後)。

(3) 異議申述期間伸長申請の裁判管轄は、社債權者發行した會社の本店所在地の地方裁判所で裁判所は利害關係人の陳述を聴き、理由を附した決定を以て裁判をする。申請を認許する裁判に對しては不服を申立てることを得ないが、申請を認許しない裁判に對しては即時抗告を爲し得る(非訟一三五ノ一五、一三五ノ二一、一三五ノ一六)。即時抗告は執行停止の效力を有する(民訴四一八一)。

(3) 社債權者集會の決議によつて異議の申述をしたときは、社債權者に對してその效力を生ずる(商三七七)。

〔書式二二二〕

資本減少ニ對スル異議申述書

貴會社ハ今般資本減少ノ決議相成候趣ニ有之候處拙者ハ貴會社ニ對シ資掛代金(又ハ何々)金何萬圓也ノ債權ヲ有シ右資本減少ニ對シテ異議有之候ニ付年月日ノ公告(又ハ催告)ニ對シ異議申述候也  
年月日  
何市何町番地  
債權者 何 某

何株式會社社長何某

(一) 債務の辨濟又は擔保提供——債權者が異議を述べたときは、會社は辨濟を爲し、若は相當の擔保を供し、又は債權者に辨濟を受けさせることを目



的として、信託會社に相當の財産を信託することを要する（商三七六Ⅱ、一〇〇Ⅲ）。

社債權者集會の決議による異議は、社債權者全員に效力を有するから、會社は社債全額の辨濟又は擔保の提供を要する。擔保を信託會社に信託したときは、債權者を受益者とする處分信託で、信託會社は信託契約に基づいてそれを處分し債權者に辨濟する。

〔書式二二二〕 辨濟領收證

一金何圓也 但シ賣掛代金（貸金又ハ何々）右金額賣社ノ資本減少ニ對シ異議申述致候處御辨濟相成正ニ領收候也  
年月日  
何市區町番地  
債權者 何 某

〔書式二二三〕 證明書

何株式會社力為シタル資本減少ノ決議ニ對シ債權者タル拙者ニ於テ年月日異議申述ヲ為シタル處同會社ハ拙者ニ對シ債權額何萬圓ノ擔保トシテ左記不動産ニ付第一順位ノ抵當權ヲ設定シタリ  
記  
何市區町番地所在

一、木造スレート葺階建 壹棟  
建坪何拾坪 貳階何拾坪  
右證明候也  
年月日  
何市區町番地  
債權者 何 某

〔一〕 株主に對する手續——株式併合の方法による減資に付ては、法は特別の規定を設けた。

〔二〕 株券提出の催告——會社が株式の併合をしようとするときは、

〔一〕 資本減少の決議によつて株式を併合する旨及び  
〔二〕 一定の期間（三ヶ月を下るを得ない）内に株券を會社に提出すべき旨  
を公告し、且つ株主と株主名簿に記載ある債權者には、各別に之を通知せねばならぬ（商三七七Ⅰ）。

〔一〕 催告の效力

〔一〕 舊法は催告期間内に株券を提出しないと失權處分に附した（舊商二二〇ノ二、二二〇ノ四）が、新法は之を廢したから、株式併合の效力が發生した時、従前の株式は當然失効し併合による新株の上に權利が移つて存続する故に失權權を一時會社が取得することはない

減資の實行

以上の公告及び催告期間を経過し、又は異議申述をした債權者に辨濟又は擔保の提供をし、株主並に質權者に對しては、株式併合の旨の通知及び株券提出の催告をし、その期間が経過したら會社は減資を實行する段取となる。

この場合に、單なる資本の切捨又は株金の拂込免除によるときは、株券の取換又は書換で手續は終るが、その他の場合には、株式の併合又は消却手續を要し、今日實際に行はれてゐるのはこの二者の内一だ。

〔一〕 株式併合の手續——例へば、五株を四株に併合する場合に、すべての株主が五株又はその倍數を持つて居れば併合は簡單で、五株を回收して四株を渡せばよいが、事實こんなことは全くないと云つてもよく、四株以下又は

〔二〕 唯併合に適しない端株及び提出のない無記名株は、之に代る新發行の株式は競賣に附されるが、この場合も失權でなく、従前の株式は新株に變り更に代金に變るに過ぎない（商三七九）。

〔三〕 株主名簿登錄の質權者に株券提出の催告を要すとしたのは、この者の保護上當然だ。

〔四〕 減資手續を行ふ場合に、株主の異議がある種々不便だから、通常手續期間中株式名簿書換の停止をする。

〔書式二二四〕 株式名簿書換停止公告

〔資本減少ニ因ル〕  
當會社資本減少手續ノ爲定款第何條ニ依リ年月日（資本減少手續終了ノ日）ヨリ年月日迄株式名簿ノ書換ヲ停止ス右公告候也  
年月日  
何 株式 會社

〔備考〕一、本様式ハ定款ニ定アル場合ナリ  
二、定款ニ定ナク且株式讓渡ニ付制限ノナキ場合ニ名簿書換停止ヲスルニハ減資ノ特別決議ト同時ニ名簿書換停止ノ決議ヲスルコト  
〔書式二二五〕 資本減少ニ付株券提出公告  
當會社ハ年月日臨時株主總會ニ於テ資本金貳百萬圓ヲ壹百萬圓ニ減少シ其ノ方法トシテ株式式株式ヲ壹株ニ併合スルコトニ決議致候ニ就テハ年月日

五株の倍數でない半端株はどり處置するかの問題が起る。

併合に適しない株式とは、前例の場合に八株の株數に付ては八株全部をいふか、又は五株の端數の三株のみを云ふかは從來争があつたが、新法は端數のみとした。これを端株といつてゐる。

然らばこの端株の處置はどりするか。  
〔一〕 原則——として、法はこの端株の處理方法は、各株主が有する端株總數に對し發行した新株を競賣し、端數株に應じて競賣代金を従前の株主に交付すべきものとした（商三七九Ⅰ）。この競賣は、區裁判所の執達吏に委任して動産競賣の手續によつて競賣せねばならない（競三以下）。

〔書式二二八〕 株式競賣委任書（書式八九參照）

〔一〕 例外——右の如く、新株式は競賣法に基き執達吏に委任し、競賣するのが原則だが、裁判所の許可を得て他の方法（任意賣却）によつて賣却する

定款の變更——（37） 資本の減少

新株券領收證  
一、何株式會社株式  
但 通 株  
右正ニ領收候也  
年月日  
何株式會社御中

提出株券預り證

一、何株式會社株式 何株  
但 何株式會社御中  
右當會社ノ資本減少ニ因ル株式併合ノ爲御提出相成正ニ預リ申候新株券出來ノ上ハ本證引換ニ御交付可申上候也  
年月日  
何 株式 會社

〔書式二二六〕 資本減少ニ付株券提出通知書

〔書式二二五ニ準シ公告トアルヲ通知トスレハ可〕  
〔書式二二七〕

限資會社御所有ノ株券全部當會社ニ御提出相成度此段公告候也  
退テ併合ニ適セサル端株ハ當會社ニ於テ適當ニ處分シ其代金ヲ右株式數ニ應シ御交付可申上候  
年月日  
何市區町番地  
何 株式 會社

株主何某殿  
何 株式 會社



ことができる(商三七九I、二四I但)。  
この許可申請は、會社の本店所在地の  
地方裁判所に對し、申請の事由を疏明  
し總取締役がなすことを要し、裁判所  
は理由を附した決定を以て裁判する。  
申請を認許する裁判には不服を申立て  
得ない(非二二六一、一三三ノ三、一三三ノ二、  
一三三)。

これは公定相場のある如き株式は、競賣方法によ  
るよりも費用を要せず、簡便に処分し得、取引の  
實情に適ふからだ。

〔書式二二九〕

株式任意賣却許可申請書

(書式九〇参照)

〔一〕 舊株券提出の催告に對しこれを  
提出し得ない株主の有する端株——に  
付ても、之に對する新株式を競賣又は  
裁判所の許可を得て任意賣却し、その  
株數に應じてその代金を従前の株主に  
交付するのだが、この代金を交付する  
には、その者の請求により、利害關係

新株券の交付

人に對し異議あらば一定の期間(三ヶ  
月を下り得ない)内にその旨申述すべ  
き旨を公告し、その期間經過後に競賣  
代金を交付する。この公告費用は請求  
者の負擔である(商三七九I、三七八)。

〔二〕 株式併合の効力は何時發生する  
か——株式併合の効力は、前記の株券  
提出期間満了の時又は右期間は満了し  
ても債權者から異議の申述があつたと  
きは、之に辨濟・擔保の提供・擔保物の  
信託手續終了の時に生ずる(商三七七I)。

新法は株式の競賣手續並に新株券の交  
付について規定したが、この手續終了  
の如何に拘らず、前記の期間満了又は  
手續終了の時に株式併合は効力を生ず  
る。

〔一〕 株式消却の手續——については  
先に述べたからこゝでは再説しない。  
この方法は株金の拂戻の場合に屢々行  
はれる。

〔一〕 新株券を發行する場合としない  
場合——減資の一般的方法たる株式の  
併合及び消却の方法の内、株式併合の  
場合には必ず新株券の發行を要する。  
株式消却の場合には、新株券を作つて  
舊株券と引換へれば之に越したことは  
ないが、手數と費用の點から、一般に  
新株券を發行しない。新株券の交付又  
は引換は、株式の併合又は消却の手續  
を終つた後に行ふ。

〔二〕 新株券交付についての特則——  
に次の場合がある。

〔一〕 無記名株券の場合——に株券の  
提出催告に對し提出のなかつた場合は  
何人が株主か會社には不明で、新株券  
を誰に交付すべきか分らぬ。さりとて  
何時までも會社が之を握つてゐること  
は、自己株取得禁止にも反するから、

法は端株の場合と同様競賣するものと  
し、その代金を會社で保管し、従前の  
無記名株主の請求により交付すること  
とした(商三七九I)。

〔書式二二〇〕

株式競賣(任意賣却)代金交付通知書

當會社ノ資本減少ニ因リ舊ニ御提出ノ併合ニ通セ  
サル端株ニ付發行シタル新株式ヲ左記ノ通り競賣  
(任意賣却)致候ニ付同封領收證ニ御記名御印ノ  
上同代金御受領被下度此段御通知申上候  
記

- 一、競賣(任意賣却)總株數 何株
- 一、賣得金額額金何圓(壹株ニ付金何圓)
- 一、貴殿御交付額金何圓也

何 某殿 何 株式會社

株式競賣(賣却)代金領收證

一金何圓也  
但シ株式競賣(賣却)代金一株ニ付金何圓ノ割  
右正ニ領收候也  
年 月 日 何市町番地 某殿

何株式會社御中

定款の變更——(37) 資本の減少

質權者の保護

除權利決手續(商二三〇Iの例外)として便  
法を設け、一定の手續を履んで新株券を交付  
することとし、この手續を経た以上、會社は  
請求者が正當な權利者なりや否やに付て賣な  
しとした。

〔三〕 右の場合、新株券の交付を受けたる者が無權  
利者の場合は會社は責任はないが、眞の權利  
者は交付を受けた者に對して新株券の引渡を  
請求し得るのは勿論だ。

株式の併合によつて従來の株式は消滅  
し、その株式を目的とする質權も消滅  
することになるが、これでは質權者に  
酷だから、法は株式の消却又は併合が  
あつたときは、

〔一〕 従前の株式を目的とする質權は  
株式の消却又は併合によつて株主が受  
くべき金銭又は株式の上に存在するも  
のとし、

〔二〕 登録質權者は、株式の併合によ  
つて株主が受くべき金銭に對し、優先  
辨濟を受ける權利あり、又會社に對し







信託手續を終つた時に事實資本が減少するものと解する(商三七六、一〇〇、三七七参照)。

### 株式数の減少による減資の場合

には、株式の消却又は併合が完了した時、即ち株券提出期間満了の時、若し異議申述催告に對し、異議があつた場合に、株券提出期間が満了しても、異議申述者に辨済・擔保提供又は信託の手續が終らぬときはその手續終了の時に、減資の效力を生ずる(商三七七、一〇〇、二二五)。

### 數種の方法併行による減資の場合

の減資の效力は、各方法の完了毎に生ずるのでなく、全部が完了した時に一齊に生ずる(大審昭五)。

貸方 當座預金	348,000
(2) 年月日八千株を一株二十九圓五十錢で買入れ小切手を振出して支拂ふ。	
借方 假拂金	256,000
貸方 當座預金	256,000
(3) 同時に買入債に付次の仕譯をする。	
借方 資本金	1,000,000
貸方 假拂金	584,000
貸方 損益金	416,000
(備考) ×印は株金額と買入額との差額を缺損金増補に充てたことを示す。これを積立金へ繰入れたとすれば、×印を別途積立金とする。	

### 積立金による買入消却の場合

資本金百萬圓別途積立金を取崩し、五十圓株二十五圓拂込済のもの四千株を一株三十圓以下で買入消却し、二十萬圓を減資する。

(1) 年月日千八百株を一株二十八圓五十錢で買入れ、小切手を振出し支拂ふ。

借方 別途積立金 51,300

貸方 當座預金 51,300

(2) 年月日二千二百株を一株二十九圓で買入れ小切手を振出し支拂ふ。

借方 別途積立金 63,800

貸方 當座預金 63,800

(3) 同時に買入完了に付次の仕譯をする。

借方 資本金 200,000

定款の変更——(37) 資本の減少

以上によつて減資の效力の發生時期が決つたら、それを基準として登記・新株式計算書類の處理をする。

### 【書式二三四】

#### 減資新株券交付通知書

當會社減資ニ因ル新株券出来致候ニ付月日ヨリ當會社本店ニ於テ舊ニ御渡申置候提出株券預リ證引換ニ御交付可申上候間同證末尾(又ハ裏面)ノ新株券領收證ニ御記名調印(届印ノコト)ノ上御受領被下度此段御通知申上候

退而郵送御希望ノ方ハ右預リ證並ニ新株券領收證ニ記名調印ノ上書留郵便トシ且株券郵送料トシテ金何錢御送附被下度候

年月日

株主何某殿 何株式會社

### 減資に関する會計上の處理

#### 切捨による場合

資本金三百萬圓(全額拂込済)缺損百十五萬圓あり、これを百萬圓は資本切捨(三株を二株に併合)十五萬圓は法定積立金を以て増補す。

貸方 拂込未済株金	100,000
借方 減資積立金	100,000
(4) 以上による消却前後の貸借對照表は次の通りとなる。	
(消却前)	
借方 拂込未済株金	500,000
貸方 當座預金	255,000
貸方 資本金	745,000
貸方 損益金	1,500,000
(消却後)	
借方 資本金	1,000,000
貸方 法定積立金	95,000
貸方 別途積立金	180,000
貸方 其他ノ勘定計	225,000
(消却後)	
借方 拂込未済株金	400,000
借方 當座預金	139,900
借方 其他ノ勘定計	745,000
貸方 資本金	1,284,900
貸方 法定積立金	800,000
貸方 別途積立金	95,000
貸方 消却資本積立金	100,000
貸方 別途積立金	64,900
貸方 其他ノ勘定計	225,000
貸方 資本金	1,284,900

#### 拂込免除による場合

(1) 株主總會決議の日にて

借方 法定積立金	150,000
貸方 損益金	150,000

減資手續完了の日にて

借方 資本金	1,000,000
貸方 損益金	1,000,000

(2) 又は減資手續完了の日に次の仕譯をする。

借方 資本金	1,000,000
貸方 法定積立金	150,000
貸方 損益金	1,150,000

#### 買入消却による場合

資本金三百萬圓、一株五十圓全額拂込済六萬株の内二萬株を一株三十圓以下で買入消却することとし、之を取締役に一任す。

(1) 年月日一萬二千株を一株二十九圓で買入れ小切手を振出して支拂ふ。

借方 資本金	1,200,000
貸方 拂込未済株金	1,200,000

### 資本減少の無効

#### 總 說

(一) 減資の無効は訴を以てのみ主張し得る——減資は減資決議の瑕疵その他手續の不遵守乃至違反によつて無効となることがあるが、法は法的安全維持のため、増資無効の場合と同様、減資の無効は訴を以てのみ主張し得るものとした(商三八〇I)。

(二) 訴は何時までに起せばよいか——減資無効の訴は、本店の所在地で、資本減少の登記をした日から六ヶ月内に起さねばならない(商三八〇I)。この提訴期間の起算點を減資の效力發生の時からとせず、登記の日からとしたのは效力發生時期は外部から不明な場合があるからだ。

(三) 訴を起し得る者——は株主・取



締役・監査役・清算人・破産管財人又は減資を承認しない債権者に限る（同條Ⅱ）。

ここに株主とは、減資前の株主を指すから、株式消却による減資で持株全部を失つた者でも訴を起し得る。又減資を承認しない債権者も、同様減資前の債権者で、減資登記後の債権者は入らない。

（四）減資無効の原因

（Ⅰ）これは、増資無効の訴の場合と同様（三〇六頁）で、

（1）減資決議自体に無効原因があるときは、決議無効の訴を別個に起し得るのほ勿論であり、

（2）又減資決議の無効又は取消原因を主張して減資の無効を争ひ得る（大審六一）。

（3）減資手續の違法例へば異議申述の不催告・不公告・異議申述者に對する不辨濟・擔保の不提供又は不信託・特種株主總會の不決議等をも理由とすることができる。

その旨の公告を要する（商一〇五Ⅲ）。

（3）株主が減資無効の訴を起したときは、會社の請求によつて相當の擔保を供することを要する。但しその株主が取締役又は監査役のときはこの限りでない（商二四九）。債権者が訴を起したときも擔保の提供を要する（商一〇六）。

（4）口頭辯論は減資登記の日より六ヶ月經過後でなければ開始し得ず、又數個の訴が同時に繫屬するときは、辯論及び裁判は併合してなすことを要する（商一〇五Ⅲ）。

（5）裁判所は、減資の無効原因たる瑕疵が補充されたとき、又は會社の現況その他一切の事情を斟酌して、減資を無効とすることを不適當と認むるときは、たとへ無効原因があつても原告の請求を棄却し得る（商一〇七）。

（6）原告が敗訴した場合に、悪意又は重大な過失があるときは、會社に對して連帶して損害賠償の責に任ずる（商一〇九Ⅱ）。

（7）減資を無効とする判決は、第三者に對しても效力を有し（同條Ⅰ）、設立を無効とする判決が確定したときは、本店及び支店の所在地でその登記をなすことを要する（商一二七）。この登記は裁判所の職權登記である。

減資無効の訴と増資無効の訴と異なる點

は、一は資本の減少を無効とし、他は

定款の変更——(37) 資本の減少

（Ⅰ）これ等手續の欠缺があつても、事實減資が實行された場合には、形式上は有效な減資があつたものとされ、唯無効原因が存することになる。

尤も減資の登記をなすには、右の手續を経たことの證明書の提出を要するから（非一九〇、一八二Ⅱ）、事實登記はできぬ場合があるが、減資は會社の設立や増資の場合の如く、登記は效力發生要件でないから、登記がなくても一應有効に行はれたと見られる場合がある。

【書式二三五】

資本減少無効ノ訴狀

何市區町番地 原告 何 某  
何市區町番地 被告 何株式会社  
右法定代理人 取締役 何 某  
資本減少無効確認ノ訴  
訴訟價額 金百圓也  
請求ノ趣旨  
年月日被告會社カ爲シタル資本金壹百萬圓ノ減少ヲ無効トス訴訟費用ハ被告ノ負擔トス  
トノ判決ヲ求ム  
請求ノ原因  
一、原告ハ被告會社ノ債權者ニシテ被告會社ハ年月日其ノ資本金貳百萬圓ヲ壹百萬圓ニ減少ス

ルコトノ決議ヲ爲シ年月日原告ニ對シ年月日迄ニ右資本減少ニ對スル異議申述ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ爲シタルヲ以テ原告ハ年月日甲第一號證ノ通り異議申述ヲ爲シタリ  
二、然ルニ被告會社ハ之ニ對シ辨濟、擔保提供又ハ財産信託ヲ爲サスシテ減資手續ヲ遂行シ其ノ登記ヲ爲シタルモノナレハ右減資ハ當然無効ナルヲ以テ本訴ニ及ヒタリ  
立證方法及附屬書類  
一、異議申述催告書寫、異議申述書 各一通  
一、貸金證書（又ハ何々） 何通  
一、商業登記簿抄本 一通  
右訴提起候也  
年月日

何地方裁判所御申

右原告 何 某

減資無効の訴訟手續

減資無効の訴には、増資無効の訴に關すると同様の規定が準用される（商三八〇Ⅲ、三七二）。従つてその詳細は、増資無効の訴の説明を讀んで頂き（三〇六頁以下）、ここでは概説に止める。

（1）裁判管轄は、本店所在地管轄の地方裁判所に專屬する（商八八）。

（2）訴の提起のあつたときは、會社は遲滞なく

資本の増加を無効とする點が異なるのは勿論だが、法は原告が勝訴した場合に増資無効の場合には、新株の效力・株金の拂戻等後始末に付て規定してゐるのに、減資無効の場合は何等の規定がないことだ。  
これは減資無効の場合には、原狀に回復しても、會社債權者を害するどころか却つて利益であり、規定を設けるにしても、關係が甚だ複雑だから一般原則に委せたのである。